

平成 16 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成16年 第4回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 12月3日～12月17日(15日間)

月 日 (曜 日)	本 会 議	委 員 会
12月 3日 (金)	提案説明	
4日 (土)	休 会	
5日 (日)	〃	
6日 (月)	〃	
7日 (火)	会派代表質問	
8日 (水)	会派代表質問	
9日 (木)	一般質問	
10日 (金)	休 会	予算特別委員会 (総括質疑)
11日 (土)	〃	
12日 (日)	〃	
13日 (月)	〃	予算特別委員会 (総務・厚生両常任委員 会所管事項に関する質疑及び各種使用料等 の改定に関する集中審議)
14日 (火)	〃	〃 (総括質疑)
15日 (水)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
16日 (木)	〃	
17日 (金)	討論・採決等	

平成16年
小樽市議会
第4回定例会会議録目次

12月3日(金曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第35号並びに報告第1号ないし第6号	3
	市長提案説明(議1~34、報1~6)	3
	提案説明(議35 北野議員)	5
1	日程第3 休会の決定	6
1	散 会	6

12月7日(火曜日) 第2日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第1 議案第1号ないし第35号並びに報告第1号ないし第6号	9
	会派代表質問 新谷議員	9
	会派代表質問 吹田議員	30
1	散 会	42

1 2月8日(水曜日) 第3日目

1	出席議員	43
1	欠席議員	43
1	出席説明員	43
1	議事参与事務局職員	44
1	開 議	45
1	会議録署名議員の指名	45
1	日程第1 議案第1号ないし第35号並びに報告第1号ないし第6号	45
	会派代表質問 高橋議員	45
	会派代表質問 佐々木(勝)議員	65
1	散 会	78

1 2月9日(木曜日) 第4日目

1	出席議員	79
1	欠席議員	79
1	出席説明員	79
1	議事参与事務局職員	80
1	開 議	81
1	会議録署名議員の指名	81
1	日程第1 議案第1号ないし第35号並びに報告第1号ないし第6号	81
	一般質問 古沢議員	81
	一般質問 上野議員	92
	一般質問 秋山議員	96
	一般質問 大橋議員	105
	一般質問 小前議員	108
	一般質問 森井議員	114
	一般質問 菊地議員	119
	一般質問 山口議員	125
	予算特別委員会設置・付託	132
	常任委員会付託	132
1	日程第2 陳情	132
	予算特別委員会付託	132
	常任委員会付託	132

1	日程第3	休会の決定.....	132
1	散	会.....	133
1	2月17日(金曜日)	第5日目	
1	出席議員.....		135
1	欠席議員.....		135
1	出席説明員.....		135
1	議事参与事務局職員.....		136
1	開	議.....	137
1	会議録署名議員の指名.....		137
1	日程第1	議案第1号ないし第35号及び報告第1号ないし第6号並びに平成16年 第3回定例会議案第7号ないし第25号並びに陳情及び調査.....	137
		予算特別委員長報告.....	137
		討	論
		新谷議員.....	140
		採	決.....
			141
		決算特別委員長報告.....	142
		討	論
		菊地議員.....	146
		採	決.....
			147
		総務常任委員長報告.....	147
		討	論
		菊地議員.....	148
		討	論
		森井議員.....	149
		採	決.....
			150
		経済常任委員長報告.....	150
		採	決.....
			151
		厚生常任委員長報告.....	151
		討	論
		若見議員.....	152
		採	決.....
			153
		建設常任委員長報告.....	154
		討	論
		新谷議員.....	155
		採	決.....
			157
1	日程第2	議案第36号ないし第38号.....	157
		市長提案説明(議36、37).....	157
		採	決.....
			157
1	日程第3	「意見書案第1号ないし第11号」.....	157
		提案説明	(意1、2 菊地議員).....
			158
		提案説明	(意3 佐々木(勝)議員).....
			158

討 論	古沢議員.....	159
討 論	斎藤（博）議員.....	161
採 決	162
1 閉 会	163

議事事件一覧表

議案

議案	議案	第 1 号	平成16年度小樽市一般会計補正予算
議案	議案	第 2 号	平成16年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	議案	第 3 号	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第 4 号	小樽市交通災害共済条例を廃止する条例案
議案	議案	第 5 号	小樽市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第 6 号	小樽市勤労青年ホーム条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第 7 号	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第 8 号	小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第 9 号	小樽市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第10号	小樽市民会館条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第11号	小樽市公会堂条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第12号	小樽市民センター条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第13号	小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第14号	小樽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第15号	小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第16号	小樽市産業会館条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第17号	おたる自然の村条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第18号	小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第19号	小樽市鯉御殿条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第20号	小樽市準用河川管理条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第21号	小樽市普通河川管理条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第22号	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第23号	小樽市生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第24号	小樽市博物館条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第25号	市立小樽文学館条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第26号	市立小樽美術館条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第27号	小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第28号	小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第29号	小樽市室内水泳プール条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第30号	小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第31号	小樽市手宮洞窟保存館条例の一部を改正する条例案
議案	議案	第32号	不動産等の譲与について
議案	議案	第33号	市道路線の認定について
議案	議案	第34号	市道路線の変更について
議案	議案	第35号	小樽市非核港湾条例案
議案	議案	第36号	小樽市公平委員会委員の選任について
議案	議案	第37号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案	議案	第38号	議員の派遣について

報告

報告	報告	第 1 号	専決処分報告（台風18号により被災した市所管施設の復旧作業） 〔小樽市一般会計〕
報告	報告	第 2 号	専決処分報告（台風18号により被災した市所管施設の復旧作業） 〔小樽市港湾整備事業特別会計〕
報告	報告	第 3 号	専決処分報告（台風18号により被災した市所管施設の復旧作業） 〔小樽市青果物卸売市場事業特別会計〕
報告	報告	第 4 号	専決処分報告（台風18号により被災した市所管施設の復旧作業） 〔小樽市水産物卸売市場事業特別会計〕
報告	報告	第 5 号	専決処分報告（台風18号により被災した市所管施設の復旧作業） 〔小樽市駐車場事業特別会計〕
報告	報告	第 6 号	専決処分報告（台風18号により被災した市所管施設の復旧作業） 〔小樽市住宅事業特別会計〕

継続審査中の議案

16年3定議案	第 7 号	平成15年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案	第 8 号	平成15年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案	第 9 号	平成15年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案	第10号	平成15年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案	第11号	平成15年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案	第12号	平成15年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案	第13号	平成15年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案	第14号	平成15年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案	第15号	平成15年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案	第16号	平成15年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について

16年3定議案第 17号	平成15年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案第 18号	平成15年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案第 19号	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案第 20号	平成15年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案第 21号	平成15年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
16年3定議案第 22号	平成15年度小樽市病院事業決算認定について
16年3定議案第 23号	平成15年度小樽市水道事業決算認定について
16年3定議案第 24号	平成15年度小樽市下水道事業決算認定について
16年3定議案第 25号	平成15年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

意見書案

意見書案第 1号	ILO第6次勧告に基づきJR不採用事件の早期解決を求める意見書(案)
意見書案第 2号	所得税定率減税に関する意見書(案)
意見書案第 3号	イラクからの自衛隊の撤退と国連を主体とした復興支援を求める意見書(案)
意見書案第 4号	平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書(案)
意見書案第 5号	国から地方への税源移譲に関する意見書(案)
意見書案第 6号	北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書(案)
意見書案第 7号	大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書(案)
意見書案第 8号	自然災害による被災住宅本体への再建支援制度の確立を求める意見書(案)
意見書案第 9号	中小企業対策の充実・強化に関する意見書(案)
意見書案第 10号	高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(案)
意見書案第 11号	介護保険と障害者施策の統合に反対する意見書(案)

陳情

陳情第 51号	築港駅前歩道橋撤去方について
陳情第 52号	市道高商通線の歩道整備方について
陳情第 53号	小樽市における脳神経外科専門病床の開設方について
陳情第 54号	中央バス札幌線(桂岡経由)の復活方について
陳情第 55号	銭函パークゴルフ場使用料改定案の見直し方について
陳情第 56号	公共施設使用料値上げ反对方について

質 問 要 旨

会派代表質問

新谷議員（12月7日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育委員長、教育長及び関係理事者

1 憲法改定の動きに対する市長の見解

2 財政問題

（1）新しい健全化計画は

（2）石狩湾新港・マイカル固定資産税に対してきっぱりとした姿勢を

（3）新年度予算編成で19億円のカラ財源を繰上充用で手当てするか

（4）三セク、有価証券売却、各種基金活用はどうなったか

（5）三位一体改革に対する見解と姿勢

（6）定率減税廃止の影響と見解

3 議案第6号ないし第31号、使用料改定に関連して

（1）主なものについて

軽費老人ホーム暖房料

いなきたコミュニティセンター

朝里新光地域コミュニティセンター

駐車場使用料

生涯学習プラザ使用料

銭函パークゴルフ場使用料

（2）使用料改定の見直し視点の矛盾

全道平均というなら無料の自治体も入れるべき

高齢者減免廃止をやめるべき

施設に対する考え方の矛盾 21世紀プランを自ら壊すもの

（3）使用料改定の効果について

（4）暖房料改定案と収入増はいくらか

（5）減免制度はどうなるか

（6）市民の意見を聞くべき

4 小学校適正配置問題

（1）各学校説明会での意見・要望をどう受け止めているか

（2）矛盾にみちた実施計画に対する見解は

（3）白紙撤回し検討し直すべき

（4）通学路の安全対策について

（5）スクールバスにかかわって 通学バス代通年助成は

（6）実施時期の食い違いは

（7）市立病院新築と量徳小学校の問題

（8）市長への質問

- (9) 教育委員長への質問
- (10) 少人数学級について
- 5 市営住宅問題
 - (1) 利便性係数を上限にした理由
 - (2) 利便性係数は市の裁量で元どおりに
 - (3) 経過年数係数改定は隠れた値上げ
 - (4) 家賃収入補助金削減案の影響
 - (5) 新たな家賃値上げにならないか
 - (6) 住宅の改修の計画を
 - (7) 駐車場料金値上げ問題
 - (8) 入居者の意見を聞く計画は
- 6 その他

吹田議員（ 12月7日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 総務問題として防災等について
- 3 福祉問題として生活保護費等について
- 4 環境問題として家庭ごみ有料化等について
- 5 教育問題について
- 6 経済問題について
- 7 使用料観覧料等の見直しについて
- 8 港湾問題について
- 9 その他

高橋議員（ 12月8日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
 - (1) 三位一体改革の影響
 - (2) 平成17年度予算編成の考え方
 - (3) 赤字再建団体への懸念
 - (4) 一般会計の繰入れについて
- 2 行政改革について
 - (1) 実施計画の効果と実施状況
 - (2) 退職手当等の見直し
 - (3) 人材育成等について

- (4) 遊休資産の活用・処分
- 3 情報化の推進について
 - (1) G I S について
 - (2) 防災情報の充実について
- 4 観光問題について
 - (1) 観光入込客数の動向
 - (2) 観光資源の活用
 - (3) 後志広域観光対策
- 5 家庭ごみの減量化・有料化について
 - (1) 市民説明会について
 - (2) 資源物収集関連について
 - (3) 市民サービスについて
- 6 教育問題について
 - (1) 開かれた学校づくり
 - (2) 問題ある教師について
 - (3) スクールカウンセラーについて
- 7 その他

佐々木（勝）議員（ 1 2 月 8 日 2 番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 平和観
 - (2) 市長への手紙
 - (3) 政策評価
- 2 財政問題について
 - (1) 平成 1 6 年度予算
 - (2) 市民生活はどう変わったのか
 - (3) 各種助成（金）について
 - (4) 三位一体改革と市の財政
 - (5) 平成 1 7 年度予算編成について
- 3 自然災害について
 - (1) 台風 1 8 号災害のまとめと今後の対策
 - (2) 新潟県中越地震
- 4 議案第 4 号について
- 5 使用料の改定について
- 6 民間委託（移譲）について
- 7 増加するフリーター、ニートについて
- 8 小樽警察署交通白書から

9 子ども議会の開催に向けて

10 教育問題

(1) 教育基本法と子どもの権利条約

(2) 教育環境整備について

11 その他

一般質問

古沢議員（12月9日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 ヤンホー号問題と小樽市
- 2 権利移転が進まない旧小樽国際ホテル
- 3 まちづくりと大型店舗問題
- 4 その他

上野議員（12月9日2番目）

答弁を求める理事者 教育長及び関係理事者

- 1 学校教育について
 - （1）新教育長就任にあたって
 - （2）財力をかけた学校の在り方
 - （3）小樽の学校教育の現状
 - （4）学校教育の目標と基本方針について
 - （5）教育委員会と北教組の関係
 - （6）管理職と教職員の関係
 - （7）校長と教頭の人材について
 - （8）学力向上について
 - （9）豊かな心を育てる教育について
 - （10）国旗国歌について
 - （11）小学校適正配置実施計画について
- 2 その他

秋山議員（12月9日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 青少年に対する薬物乱用防止教育について
- 2 子ども関連で
 - （1）児童虐待について
 - （2）いじめについて
 - （3）子どもに対する暴力防止と安全教育について
 - （4）子どもの権利条約に関して

3 ごみの減量化と有料化に関連して

(1) 資源物収集に関して

(2) 「小樽市ポイ捨て等の防止に関する条例」の制定を

4 その他

大橋議員(12月9日4番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 旧板谷邸、旧遠藤邸の現況と今後の保存の方向性について

2 景観新法について

3 学校通学自由選択について

4 国際ホテルと第3ビル内商店について

5 その他

小前議員(12月9日5番目)

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 社会教育施設の人材育成について

2 「新市立病院基本構想」の精査・検討結果について

3 その他

森井議員(12月9日6番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 決算見込みについて

2 環境問題について

3 その他

菊地議員(12月9日7番目)

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 防災計画について

2 支援費制度について

3 指定管理者制度について

4 その他

山口議員（12月9日8番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市財政ひっ迫と三位一体改革の動向について
- 2 都市展望と市民議論の必要性（地域再生中長期的視点の議論）
- 3 観光基本計画
- 4 経済活性化会議
- 5 新景観法と市景観条例（市景観条例の見直しについて）
- 6 まちづくり基本法の制定（まちづくり基金の創設について）
- 7 その他

平成16年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第1日目

平成16年12月3日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
環境部長	安達栄次郎	建設部長	兵藤公雄
建設部参事	嶋田和男	港湾部長	山田厚
小樽病院事務局長	小軽米文仁	消防長	相沢雄司

教育部長 中塚 茂
総務部総務課長 長瀬 幸一

監査委員 旭 一夫
事務局長
財政部財政課長 小山 秀昭

議事参与事務局職員

事務局長 松川 明充
庶務係長 三浦 波人
調査係長 大門 義雄
書記 北出 晃也
書記 島谷 和大
書記 橋場 敬浩

事務局次長 法邑 秀弥
議事係長 中崎 岳史
書記 渡辺 美和
書記 山田 慶司
書記 松原 美千子

開会 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、平成16年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、斎藤博行議員をご指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月17日までの15日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第35号並びに報告第1号ないし第6号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第34号並びに報告第1号ないし第6号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

まず、議案第1号及び議案第2号の各会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、一般会計では、コミュニティ助成事業補助金、初期消火・予防活動事業費、北海道スキー選手権大会補助金などを計上するとともに、緊急地域雇用創出特別対策推進事業として、土地総合活用・航空写真基盤データ整備事業費を計上したほか、不足する私立保育所運営費負担金など決算見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する分担金及び負担金、国・道支出金、寄付金、諸収入を計上し、なお不足する財源につきましては、財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金を計上いたしました。

また、債務負担行為の補正につきましては、ごみ収集車等購入費のほか、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は歳入歳出ともに1億2,379万1,000円となり、財政規模は690億1,573万5,000円となりました

次に、企業会計につきましては、病院事業会計において病院給食業務委託に係る債務負担行為の補正を計上いたしました。

次に、議案第3号から議案第34号までについて説明申し上げます。

昭和59年以来、全面的な改定がなされずにいた公共施設等の使用料は、財政健全化の一環として、すべてについて見直しを行うこととしたところでありますが、このたびの条例改正議案のうち26件につきましては、この見直しにより来年度から使用料を改定するものであります。

まず、議案第3号児童福祉施設条例の一部を改正する条例案につきましては、中央保育所の社会福祉法人小樽四ツ葉学園への移譲に伴う改正を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第4号交通災害共済条例を廃止する条例案につきましては、交通災害共済事業及び交通災害共済事業特別会計を廃止するものであります。

議案第5号クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、クリーニング業法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案につきましては、勤労青少年ホームの利用対象者を勤労青少年以外の市民に拡大し、あわせてその市民の利用に係る使用料を新たに設定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第7号都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、有料公園施設における禁止行為の範囲を緩和し、及び体育施設の使用料の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号総合福祉センター条例の一部を改正する条例案、議案第9号軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例案、議案第10号市民会館条例の一部を改正する条例案、議案第11号公会堂条例の一部を改正する条例案、議案第12号市民センター条例の一部を改正する条例案、議案第13号銭函市民センター条例の一部を改正する条例案、議案第14号コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案、議案第15号墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案、議案第16号産業会館条例の一部を改正する条例案、議案第17号自然の村条例の一部を改正する条例案、議案第18号観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案及び議案第19号鯉御殿条例の一部を改正する条例案につきましては、それぞれの施設の使用料等を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第20号準用河川管理条例の一部を改正する条例案及び議案第21号普通河川管理条例の一部を改正する条例案につきましては、それぞれの河川の流水占用料、土地占用料及び土砂採取料その他の河川産出物採取料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第22号駐車場条例の一部を改正する条例案につきましては、若竹駐車場、花穂駐車場、住ノ江駐車場及び桜駐車場における定期駐車券による料金の上限額を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第23号生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案、議案第24号博物館条例の一部を改正する条例案、議案第25号文学館条例の一部を改正する条例案、議案第26号美術館条例の一部を改正する条例案、議案第27号総合体育館条例の一部を改正する条例案、議案第28号体育施設条例の一部を改正する条例案、議案第29号室内水泳プール条例の一部を改正する条例案、議案第30号重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案及び議案第31号手宮洞窟保存館条例の一部を改正する条例案につきましては、それぞれの施設の使用料等を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第32号不動産等の譲与につきましては、中央保育所の建物及び物品を社会福祉法人小樽四ツ葉学園に譲与するものであります。

議案第33号市道路線の認定につきましては、幸南7号線ほか21路線を認定するものであります。

議案第34号市道路線の変更につきましては、蘭島停車場通線ほか1路線の終点を変更するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号から報告第6号につきましては、平成16年9月8日に発生いたしました台風18号により被災した市所管施設の復旧に係る各会計予算の補正について、平成16年10月5日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおりご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

ます。

議長（中畑恒雄） 次に、議案第35号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 議案第35号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

提案は今回で17回目です。これまでも提案のたびにいろいろな角度からその理由を説明させていただきましたが、今日は二つの角度から説明させていただきます。

第1は、アメリカの核兵器戦力の変化についてです。

アメリカは、五つの核保有国以外の核開発を行う危険を声高に言い立てています。ところが、アメリカ自身は核兵器の開発だけではなく、実際に通常の戦争で核兵器を使う準備を加速させています。それが今、世界の世論でも、国連でも大きな問題となっています。アメリカ政府の核兵器政策での最大の問題は、通常戦争で核兵器を使えるようにするという事です。ここに世界世論の批判が集中しています。世界の多くの人々が批判をしていますが、今回は的を射た主張を一つだけ紹介させていただきます。

1995年にノーベル平和賞を受賞したジョセフ・ロートブラット博士は、「先制攻撃を特徴とするブッシュ戦略の下で最大の変化が起こっているのは、攻撃戦力の中で通常戦争の計画に核戦力を組み込むものである。あらゆる手段を尽くした上での最後の手段と考えられていた核兵器という抑止力ドクトリンは投げ捨てられた。新しい政策では、核兵器は軍事戦略を構成する普通の兵器であり、他の爆発物と同じように扱われる」と警告しています。つまり、従来は核兵器はけた外れの破壊力を持っているので使えなかったが、爆発力を抑えれば通常兵器との質的な違いも消えて、核の敷居を超えることができる、これがブッシュ政権のねらいだということです。このため、昨年11月には、それまで禁止していた小型核兵器の研究開発を解除し、その方針の下にアメリカ政府は地下核実験の再開の研究も行っています。

第2は、アメリカの先制攻撃戦力に対応して、日本の米軍基地を再編・統合し、強化しようとしていることです。

このことで一番重要なことは、現在、アメリカ西海岸のワシントン州の陸軍基地フォートルイスに司令部がある第1軍団を日本のキャンプ座間に移転させようとしていることです。これは単に在日米軍の再編強化にとどまらず、第1軍団の任務、アメリカ太平洋軍の主要作戦司令部として、アジア・太平洋全域からインド洋、アフリカ東海岸までの責任地域を安保条約に基づく在日米軍の守備範囲にしようというものです。

同軍団の主力の一つであるハワイの第25軽歩兵師団第2旅団は、現在、イラクに派兵され、残虐な行為を繰り返しています。このことは、安保条約第6条の極東条項が事実上踏みにじられ、極東地域をはるかに越える、さきに指摘した地域に、安保条約の名の下に在日米軍の作戦が展開されていくということです。これに自衛隊も共同作戦として組み込まれることは常識であります。これは既に先取りされていて、さきのアフガニスタン攻撃やイラク戦争で横須賀基地を母港とする空母キティホーク打撃群が参戦していることで証明されています。この再編の下で日本の米軍基地が核兵器使用先制攻撃の拠点とされようとしていることです。

以上、二つの問題点を指摘したのは、小樽港に入港する米艦船に小型核兵器が搭載され、これへの対応が迫られてくるという問題です。米艦船に核兵器が搭載されていることは、これまでのさまざまな事実で明らかです。市長がどんなに言いわけをしようとも、キティホークとその随伴艦に核兵器が搭載されていること

は、アフガニスタン、イラク派兵の際のアメリカ高官の各種発言で明らかなばかりか、劣化ウラン弾が実際に使用されていることは否定のしようのない事実です。

日本の法律に照らしても、劣化ウランは核物質であり、劣化ウラン弾も核兵器であることは、言を待ちません。本市の港湾施設使用条例に照らしても、核兵器の持込みは許されません。核兵器の有無を明らかにしないのがアメリカ政府の方針であるとか、核兵器持込みは事前協議の対象になっているから協議がないということは持込みがないということだと、核兵器搭載可能艦の港湾施設使用を認めることは、核兵器の本港への持込みを認めることになります。

こういうように核兵器の持込みで意見が分かれているときに、原案にあるように外国艦艇を保有するすべての国に対し核兵器不積載の証明書の提出を求めることは、意見の対立にもかかわらず、双方の小樽港への核兵器持込みは認めないという願いに合致するものです。

皆さんの賛同をお願いし、説明を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月4日から12月6日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時16分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 吹 田 友 三 郎

議員 齋 藤 博 行

平成16年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第2日目

平成16年12月7日

出席議員(32名)

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育委員会 委員長	西條文雪
教育長	菊讓	水道局長	高木成一
総務部長	山下勝広	財政部長	磯谷揚一
経済部長	山崎範夫	市民部長	仲谷正人
福祉部長	山岸康治	保健所長	外岡立人
環境部長	安達栄次郎	建設部長	兵藤公雄
建設部参事	嶋田和男	港湾部長	山田厚
小樽病院 事務局長	小軽米文仁	消防長	相沢雄司

教育部長 中塚 茂

総務部総務課長 長瀬 幸一

監査委員 旭 一夫
事務局長

財政部財政課長 小山 秀昭

議事参与事務局職員

事務局長 松川 明充

庶務係長 三浦 波人

調査係長 大門 義雄

書記 北出 晃也

書記 島谷 和大

書記 橋場 敬浩

事務局次長 法邑 秀弥

議事係長 中崎 岳史

書記 渡辺 美和

書記 山田 慶司

書記 松原 美千子

閉議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小前真智子議員、山口保議員をご指名いたします。

本日、新谷議員の会派代表質問において、答弁を求められております西條教育委員長が所用のため遅れるとのことでありますので、この間、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時45分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第1「議案第1号ないし第35号並びに報告第1号ないし第6号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して質問します。

初めに、憲法改定の動きが強まっていますが、この問題でお尋ねします。

自民党憲法調査会は、憲法改正大綱の原案をまとめ、明らかにしました。大綱では、天皇を元首とすること、首相が防衛、治安、災害の緊急事態が生じた旨を布告し、基本的な権利、自由な制限、海外での武力行使を可能にする集団的自衛権の行使などを盛り込み、改憲手続は国民投票抜きで国会議員の3分の2以上の賛成だけで可能と明記しています。これらは、国民が国家権力を制約する近代憲法の本質を否定して、政府が国民を縛り、日本を戦争できる国にするものです。改憲の核心は集団的自衛権の行使を強く要請しているアメリカの要求に応じ、第9条を改悪することにあります。民主党も創憲を打ち出し、岡田代表は訪米して「憲法を改正して国連安保理の決議がある場合に、日本における武力行使を可能にして、積極的に貢献すべき」と演説しています。第9条の改悪を競い合っておりますが、世論調査では第9条改悪反対が6割を超え、第9条を守るさまざまな取組が行われています。とりわけ、大江健三郎、井上ひさし、奥平康弘さんらによる「9条の会」は、大きな賛同を得、広がっています。

太平洋戦争で2,000万人以上のアジアの人々と300万人もの日本人の命を犠牲にした痛恨の思いから戦争放棄を宣言した第9条は、世界から高い評価を得ております。2000年5月に開かれた国連ミレニアムフォーラムで、「すべての国が日本国憲法第9条に述べられている戦争放棄の原則を自国の憲法において採用すること」を確認しています。もし、この第9条を変えることになれば、日本は世界の信頼を失い、孤立の道を歩むことになるのではないのでしょうか。日本国憲法は、ほかにアメリカ、イギリス、ドイツにはない第25条生存権を規定し、世界の最先端をいくものです。環境権、プライバシー権なども条文を変えなくても保障されています。改憲の動きと、とりわけ第9条に対する市長の見解をお示しください。

次に、財政問題に関してお尋ねします。

小樽市の財政再建は差し迫った課題です。市の財政の現状に照らし、どのように再建するかが問われていますが、心配なのは財源の見通しです。2004年度予算編成に向けて、健全化計画で市民や市職員への負担増

で16億7,000万円の財政効果を生み出しました。ところが、国からの地方交付税、補助金などの削減で、歳入が12億4,000万円落ち込み、16年度は19億円の空財源を計上せざるをえない状況に追い込まれ、昨年考えた健全化計画はとんざし、新健全化計画作成に着手せざるをえなくなりました。今年の第1回定例会以降、市長や理事者の財政問題での動向を見れば、市民への負担増ばかり目につきます。第2回定例会では、各種医療費独自助成の廃止で、1万4,000人の市民に合計で1億6,000万円の負担をかぶせ、第3回定例会では、家庭ごみの有料化で3億6,800万円の負担、第4回定例会を前に明らかになったのは、17年度からの各施設の使用料の改定で、約4,200万円の負担を市民にかぶせることです。そのほか、学校、病院、保育所などの通勤職員から、新たに駐車料金を徴収することで、一律3,000円とすれば、約4,200万円の負担などです。これらは、いずれも破たんした健全化の対策に計画されていたもので、なかった事業は市営住宅の値上げ、稲穂改良住宅と稲北の2か所で390万円と、市営住宅駐車場料金の値上げです。

そこでお尋ねしますが、昨年考えた健全化計画で予定した財源のうち、落ち込んだ12億4,000万円の手当はとられていません。これで新しい健全化計画をつくるといっても、つくりようがないのではありませんか。これまで、我が党の新健全化計画に関する質問に対し、「国の三位一体の動向がわからないからこれを見極めてから明らかにする」との説明に終始してきました。しかし、市長自身も三位一体改革の見通しはたいへん厳しいとの見解です。ですから、結果が出ても新健全化計画は財源の見通しが立たないため立てられないことになるのではありませんか、お答えください。

次は、市長自身がマスコミで語っている市財政の分析についてです。

市長が最近の記者会見で述べているように、「税収も減り、赤字解消は厳しい」というのであれば、市長自身が語っている小樽市の財政圧迫の要因である石狩湾新港やマイカルの固定資産税滞納にきっぱりとした姿勢を示すべきではありませんか。また、19億円の空財源なり、削減された12億4,000万円に対して、7,500万円しか手当てされていないとのことですが、財源手当てが進まなかったのは、市長自身が新年度予算編成で19億円の空財源のほとんどを繰上充用で手当てするつもりだからではありませんか。ほかにもっと市民負担を考えているのですか、お答えください。

市自身ももっと見直すものはあると思います。私が昨年の第4回定例会で質問した第三セクターの見直し、有価証券の売却、各種基金の活用などはどのようになっているのでしょうか。我が党は骨太方針に基づく三位一体の改革は地方への財源削減を柱にしているものであり、認められないという立場です。小泉内閣、自民・公明の地方自治体と住民いじめをやめさせなければ、地方自治破壊につながります。三位一体改革の全体像に対する市長の見解とどのような姿勢で臨むのか、伺います。

次は、定率減税についてです。

政府税制調査会は、基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げる財源として、2006年から定率減税を全廃する答申をしました。実施されれば国税、地方税合わせて3.3兆円の国民負担増になり、市民の生活はますます苦しくなり、景気が冷え込むのは必至です。これが実施された場合、市財政への影響額はどのようになりますか。あわせて、定率減税廃止に対する市長の見解もお伺いします。

次に、議案第6号ないし第31号の使用料改定について、主なものをお尋ねします。

議案第9号は、小樽市軽費老人ホームの暖房料を値上げする案です。家庭環境、住宅事情など、さまざまな理由から福寿荘に入居している方々は、「安く入れて本当にありがたい」と言いながらも、「国民年金では食費、光熱水費、電話代、医療費などで生活はぎりぎり。できれば、値上げしないでほしい」と話しています。

暖房料値上げは、単身の場合に、一月1,900円といっても、月四、五万円の年金ではきついものです。財政効果も52万円ほどですから、値上げせず早く入居していただいたらよいのではないですか。

議案第14号は、いなきたコミュニティセンターの使用料改定案です。ここはママさんバレー、社交ダンス、フォークダンス、そして市民が集う場として文字どおりコミュニティの拠点として年々利用者が増えていきます。改定案は、市民がよく利用する集会室や和室を19パーセントから60パーセントも上げようというのですが、市民が生き生き生活できるよう、気軽に集まれる施設としてさらに利用していただくためにも、値上げはやめるべきです。いかがですか。

関連して、朝里・新光地域の住民多数の熱い要望となっているコミュニティセンター建設についてお尋ねします。

ご承知のように、この地域では住民が長年陳情や請願を行い、平成14年にはコミュニティセンターを実現する会が住民過半数に当たる8,475筆の署名を議会に提出しました。住民のまちづくりの活動も熱心に継続されています。実現する会が行ったアンケート調査には、住民の熱い思いが寄せられ、地域のコミュニティの拠点として特色ある施設にするためのアイデアも語られています。市は財政上の理由から「いましばらく待つてほしい。しかし、必ず建てます」と約束しているとお聞きしますが、いつごろをめどにしているのか、規模についてどのように検討しているのか、また、消防署朝里出張所を併設するのかどうかを伺います。

次は、議案第22号小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案についてです。

駐車場使用料は花穂、住ノ江、桜の駐車場の値上げを提案していますが、若竹を対象にしない理由を伺います。また、これでは不公平であり、ほかの駐車場料金も据え置くべきではありませんか。若竹駐車場は、日本道路公団から賃借していますが、私は昨年第2回定例会の予算特別委員会において、賃借料を安くしてもらおうよう日本道路公団と交渉すべきと要望いたしました。その後、回答を得られているか、お尋ねします。

次に、議案第23号は生涯学習プラザの値上げ案です。

ホールは1日につき36.2パーセント、第1学習室は34.6パーセント、和室は63.6パーセントと大幅値上げです。道内のどの市を参考にしたのでしょうか。また、値上げ案に対して、小樽市生涯学習プラザ運営協議会では、どのような話し合いがされたか、また案を了承しているのか、伺います。

次に、議案第28号小樽市体育施設の使用料改定についてです。

この中の銭函パークゴルフ場について、お尋ねします。

地域住民の要望でオープンした銭函パークゴルフ場には、近隣地域からの愛好者を含めると、昨年度は2万4,098人もの利用で盛況でした。パークゴルフ個人料金の他都市比較では、旭川、釧路、帯広、北見、苫小牧の5市で無料です。にもかかわらず、市の提案はラウンド制を採用している札幌、室蘭、江別の3市のみの平均をとり、1ラウンド200円としています。1ラウンドでは終わらないので、事実上の値上げになります。幾つかのパークゴルフ同好会の皆さんは、「施設は狭いし、二つに分かれていることを考えれば、市の案は高い。ここは気軽に行けて安いから利用者がたくさんいる。料金が高くなれば、無料の札幌のほしみ緑地に流れるのではないかと。高齢者の方々は健康維持のために楽しみながら利用しているのに、有料となると行かなくなるのではないかと」と値上げ案には納得していません。また、管理者はコースに入った個人やチームを監視しなければならなくなり、他市の施設ではトラブルも起きており、地元住民同士に嫌な思いをさせることになるのではありませんか。現在、管理は銭函連合町会に委託していますが、料金改定とそれに伴うさ

さまざまな問題を地元町会に押しつけるわけにはいきません。連合町会とは合意しているのか、お聞きします。また、使用料改定案を中止して、再検討すべきではないでしょうか、お答えください。

我が党は、市民が健康で文化的な生活を送れるよう、使用料の引下げ案には賛成しますが、引上げには反対です。使用料改定の見直しの視点が示されておりますが、たいへん矛盾しています。

第1に、道内10万人以上の都市の平均程度に改定することとしていますが、他都市を見ると、個人使用料金で一般から高齢者まで無料あるいは年齢区分で無料にしている自治体が5割を占めているものもあります。小樽市の改定案は、無料を除いた有料の自治体料金の平均値であり、見直しの視点とは矛盾するものです。全道の平均というならば、無料の自治体も加えるべきではありませんか。

第2に高齢者の使用料の問題です。無料をやめて、すべて有料にしようとしていますが、他市では無料にしているものも少なくありません。70歳以上の人口が全体の19パーセントに達しているから受益者負担をと言いますが、いったい有料による収益は幾らと見ているのでしょうか。その金額と全体との割合をお示してください。市営プールや高島小のプールの高齢者の利用実績が高く表れているように、高齢者の方々は健康づくりに努力し、さまざまな趣味や能力を生かしながら、社会参加しています。しかし、医療の改悪、介護保険料の値上げなどに加え、来年度は高齢者控除の廃止で収入は大幅減になるのは必至です。その上、ふれあいパスの有料化、家庭ごみの有料化など、次々と高齢者の生活を脅かしています。このような負担をかぶせ、さらに使用料値上げは、高齢者の社会参加を阻害することにはなりませんか、お答えください。

第3に、施設に対する考え方の矛盾です。見直しの視点では、施設の設置目的や利用実態などを勘案して、同一利用形態にある施設の使用料の整合性を図るとしながら、実際の使用料金設定を利用形態に着目し、施設の設置目的、経過年数は考慮していないとしています。そうであるなら、各施設の条例にのっている設置に係る文言がそれぞれの目的に沿ってうたわれているのは、全くの飾りとなるのでしょうか。小樽市は、平成10年、市民とともに歩む21世紀プランを作成し、五つの施策の大綱を定め、分野ごとに理念や目標を掲げています。「はぐくみ 文化・創造プラン」の項では、だれもが生きがいのある充実した人生を送り、たくましく生きる力と豊かな心を育てる社会の形成に努めるとともに、郷土に根差した個性あふれる文化の創出を図り、創造性をはぐくむまちを目指すと述べられ、「ふれあい 福祉・安心プラン」の項では、人情味あふれた触合いのある地域づくりを目指すことや、少子高齢化、核家族化が進む中、地域で高齢者などを支えるためのコミュニティやボランティア活動の理念を高く掲げています。このような目標・理念を遂行していく上で、施設は大切な役割を果たしています。そこを値上げすることは、市民の活動参加を鈍らせ、21世紀プランをみずから壊すことにはなりませんか、見解をお示してください。

次は、使用料改定の効果についてです。使用料改定で約4,186万円の収入増を見込んでおりますが、市民の間では既に利用回数を減らすという人も出ており、目算どおりになるかどうかは疑問ではないですか。市民負担を求めず、施設利用促進を図る方が財政効果が上がるのではありませんか。使用料値上げとあわせて、暖房料も上げる計画ですが、主な施設の改定案をお示してください。また、暖房料収入は15年度比で幾ら増えるのですか。施設によっては暖房料も合わせると大幅に上がるものもあり、市民は二重の負担を強いられることになり、認められるものではありません。

次に、これまでの使用料減免制度はどうなりますか。使用料値上げ案に対して、市は市民の声を聞いていません。これだけ多くの項目の使用料を値上げするので、一方的押しつけは許されません。市民の意見を聞く場を設けるべきです。お答えください。

次は、小学校適正配置問題について伺います。

教育委員会は、実施計画案を策定し、北手宮、手宮、堺、量徳小学校の4校を廃校とすることを発表し、各学校のPTA関係者、町内会や校友会関係者に説明をしてきました。我が党は、説明会にはすべて出席し、意見・要望を聞きました。子どものことを真剣に考える保護者、校友会、町会の皆さんの意見・要望が続出し、予定の時間を大幅に超え、実施計画案は合意の得られないものであることが明らかになりました。手宮小では、5年生の児童が「自分は卒業してしまうけれども、学校をなくさないでほしい」と泣ながら訴え、量徳小でも2年生の児童が「今の学校がいい。新しい学校になったら行けなくなるかもしれない」と泣いていました。この計画案は子どもたちの心を傷つけ、禍根を残すものであることがはっきりしたのではないのでしょうか。市教委がこれまで学校適正配置等調査特別委員会で説明してきたことと、保護者や地域の方々の考え方とは大きな隔りがあり、計画案が矛盾だらけなことは、市教委自身が痛感したのではありませんか。

北手宮小、手宮小、堺小の説明会では、「昨年説明会では子どもを分けないと説明していたのに、どうしてばらばらにするのか」「中野植物園付近は道路が狭く歩道もない。冬は大人でさえ危険なのに、そこを通わせるのか」18年に6年生になる赤岩地区は、「高島小へ行くが、五、六人なので手宮西へ行きたい。修学旅行を一緒に行きたいと言っている」「道路改良は1年では間に合わない。通学路の安全が確立するまで、適正配置を延期できないのか」「通学路の安全という一番大事なことをおろそかにしている。子どもの環境を整えるのが統廃合の前にやることだ」「入船小、奥沢小、天神小、花園小などは、通学区域が細分化され、調整が難しいということで、手宮地区だけ2校もやるのは公平性に欠けるのではないか」「学校の連絡網で変なおじさんがいると注意を呼びかけられている。交通指導員を複数配置すべきではないか」「この計画を発動する立場で発言しているように聞こえる。ところが、関係機関と相談すると言う。我々も入れて協議すべきだ」「子どもの意見を聞かず説明しないでやるのか」「2.4キロも歩かせるなんて、通学手段はどうするのか」「バスを利用したらと言うが、中央バスに電話したら、市教委からは何の相談もないと言っている」「40人というのは、標準であり基準ではないのではないか」「1クラス40人は多すぎる。二、三十人がよい。規則と言うが、だれのためにやるのか。子どものことを真剣に考えているのか」「1クラスの児童数が少ないので、在校生を一つの学校に転校させる配慮はないのか」「奈良の事件を思うと心配だ。登校時はよいが、帰りはばらばら。安全確保を具体的に示してほしい」「18年4月なら早すぎる」等々、多数の疑問、意見、要望が出されています。

量徳小学校では、「昨年の説明会で小学校は四、五年かけてと言っていたのに、1年半とはなぜ急がなければならないのか」「量徳小学校はとてもよい学校と言ってきたのに、やるのが全く正反対だ」「廃校にご理解をと言うが、廃校は望んでいない」「父母側は2学級でなければならないと希望したのか」「対象地域で一番大きいのは量徳小。子どもも減っていないのに、なぜ花園小を残して量徳小が廃校なのか、納得いかない」「病院を建てるのに急いでいるのではないか」「学校の跡に病院が建ったら、親はうそつきになってしまう」など、3時間半にわたって厳しい意見が出されました。教育長は、これらの意見・要望をどのように受け止めますか。

各学校の説明会で、厳しい意見が多数出たのは、今年8月にまとめた「小学校適正配置実施計画策定の考え方」に示されている基準をみずから破り、矛盾に満ちたものであるからではありませんか。それは我が党が指摘し、保護者の皆さんも言っているように、通学距離を2キロメートルと決めたにもかかわらず、2.4キロメートルに設定し、安全策を提示せず、通学手段については今後検討すると、あまりにも無責任な計画であること。昨年秋のPTA説明会では、学校が古いということを理由に廃校はしないと説明していたのに、

古いことを理由に挙げていること。適正配置計画実施方針で関係団体、地域等の理解と協力を得ながら、計画的に実施するとしながら、関係者の意見を聞いていないこと。子どもの意見を聞く姿勢がないこと。1学年1学級の教育のよさを認め、複式も評価していること。1学年1学級の奥沢小、天神小、入船小などを対象にしていないこと。地域に根差す新しい学校というが、新しい学校を建設するわけではなく、単なる統廃合に過ぎないこと。統廃合後、受入校は40人のクラスができるのに、補助教員もつけず、学習面、心のケアなどに明確な対応がないこと。1学年2クラスがよいとしながら、統廃合後も依然として1学級の学年があることなどの問題点に対して、改めて教育長の見解を伺います。

今回の説明会では、市教委の言う1学年1学級では切さたく磨できないから統廃合を進めてほしいという意見は聞きませんでした。保護者の訴えからむしろ小規模の学校だから子どもたちに目が行き届き、子ども同士も仲よしで連帯感ができていることが浮き彫りになったと思います。子どもが嫌がることを教育委員会が無理やり押し通すのなら、大人に対する不信が生まれ、子どもの人格形成に害を及ぼすことになるのではありませんか。保護者や地域の合意を得られない実施計画案は白紙撤回し、検討し直すべきです。お答えください。

次に、通学路の安全対策について伺います。

説明会で出された通学路の安全確保は、保護者の皆さんが一番心配していたことです。安全マップをつくると言いますが、それだけでは解決できません。通学路の安全確保は今起きている問題であり、統廃合とは関係なく、責任を持たなければなりません。潮見台小での説明会で、市教委は先行して手宮小の除雪、道路整備は近々担当部局と打ち合わせて、安全対策を進めること、信号機については、警察を通じ、公安委員会に頼むこと、誘導員を置くことなど、明言しましたが、18年4月まで各学校で出された要望は実現できるのか、具体的にお示しください。

2キロメートルを超えた場合の通学手段については、手宮小の説明会で部長はバス代助成か、スクールバスかといえば、スクールバスにすると明言しましたが、そのとおりでしょうか。市教委が実際に歩いた三つのルートで保護者から出された送迎の要望にこたえられるのでしょうか。仮に実施計画が実行になるとしたら、長橋小・中学校、張碓小、銭函小・中学校、朝里中学校へ通学する子どもたちへの通学バス代助成は通年にしないと教育の不平等になります。通年助成をするのかどうか、伺います。

また、各説明会で共通して出された意見は、「18年に一斉に実施するのは早すぎる」というものです。前教育長は秋の地域説明会で、「校名を発表してから四、五年かけて実施する」と説明していましたが、今の市教委の説明では、四、五年かけて全市的に実施すると説明しています。この計画はいつどんな理由で変更されたのか伺います。

次に、市立小樽病院新築と量徳小学校の関連でお尋ねします。

11月23日の新聞で、市が量徳小学校用地に市立病院を移転、新築する方針を固めたという記事が掲載され、12月1日の市立病院調査特別委員会でもこの方針が示されましたが、量徳小がどうなるのか、保護者や子ども、関係者の皆さんがたいへん心配しているときに、あまりにも拙速で量徳小が犠牲になると受け止められても仕方ありません。12月4日、町会、校友会に対する説明会でもこの問題が地域の皆さんの怒りを買っていましたが、どう説明するのですか。

次は、市長にお尋ねします。

校友会の方々からも「量徳小学校は130年の歴史を持つ学校であり、絶対残してほしい」という声が相次ぎ、

白紙撤回、計画のやり直しを求める意見・要望が大勢を占めました。「地域から学校をなくすと地域の教育力が劣る」という意見は説得力があり、感動的でもありました。保護者だけでなく、校友会や地域の皆さんの声を真しに受け止め、病院建設のために量徳小をなくすことをしないように求めます。いかがですか。

また、学校設置者として、子どもたちが友達と別れたくない、廃校にしないでほしいと小さな胸を痛め、保護者や地域の方々がこれほどに不満や怒りを持っていることをどうお考えでしょうか。市長がこの問題を小樽の発展に欠かせない重要な課題と位置づけているのなら、市教委だけに責任を持たせるべきではないと考えます。保護者や関係者の合意の得られない計画は先送りして、時間をかけてやり直すべきではありませんか、お答えください。

この問題の最後に教育委員長にお尋ねします。

10月28日の教育委員会第10回定例会で、小学校適正配置実施計画案が議題となりました。しかし、これは秘密会として扱われ、会議録を見てもこの問題に対する委員長をはじめ、各委員の見解は全くわかりません。廃校対象校の保護者の皆さんと子どもたちがたいへん心配している問題を、なぜ秘密にして話し合わなければならないのでしょうか。また、委員の皆さんは、一度でも学校に来て、子どもや保護者の意見・要望をお聞きになったのでしょうか。委員長として、統廃合の問題に対して、どうお考えになっていますか。また、どんな問題点があるとお考えですか。

教育委員の皆さんはぜひ子どもの権利条約で認められている意見表明権を尊重し、子どもたちの意見を聞いていただきたいと要望いたしますが、いかがですか。

次に、少人数学級を進めることについて、お尋ねします。

市教委は実施計画案を策定するに当たり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の標準に関する法律で、1学級の児童数は40人と定められていると記述していますが、2001年度の法改正で都道府県の裁量による少人数学級ができるのですから、40人にこだわることはないのではないですか。少人数学級は、県単位で42の自治体に広がり、市町村独自でも政令都市では仙台、さいたま、名古屋、京都市など、その他北海道清水町、埼玉県志木市、上尾市、愛知県犬山市、広島県三次市などで行われ、小学校1、2年生のみならず、6年生、さらに中学生にまで拡大されています。1999年、日本教育学会が学校・学級の編制に関する研究委員会の調査結果を発表し、このときの研究代表者の桑原筑波大学副学長は、学級規模25人前後を境に、教育効果は大きく変わる。学級定員の標準は20人程度とすべきだと述べています。調査結果を見ると、学習面、生活面とも少人数学級の方が有利であることが歴然と表れています。少人数学級が子どもの学力向上、人格形成に重要なことは明白です。全国的に少人数学級が主流となっているときに、統廃合して40人学級にするというのは、時代の流れに逆行するものではありませんか。教育長の見解を求めます。

現在、朝里、高島、銭函小では北海道の試行制度で1年生は35人学級ですが、2年生になると40人学級になるため、保護者の皆さんはたいへん心配しています。ほかの学校の40人学級も大変だという声を聞いています。この際、少人数学級を市独自で行っている自治体の創意工夫に学んで、道教委に積極的に働きかけて、30人学級を進めるべきではありませんか、お答えください。

次に、市営住宅問題について、伺います。

初めに、家賃の値上げについて、お尋ねします。

小樽市は商業地域及び近隣商業地域に存する住宅の利便性係数を改定して、稲穂改良住宅と稲穂北住宅の家賃を17年4月から1か月3,400円から7,700円も値上げする計画です。6年間の激変緩和措置を講じている

とはいうものの、6年後には大幅値上げです。家賃の算定方法は公営住宅法施行令で利便性係数は0.7から1.3の間で事業主体の裁量で決定可能となっています。それによると、公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況や利便性の要素となる事項を勘案して定めることとなっていますが、固定資産税評価額基準の基になる土地の鑑定価格は、平成5年から15年には大幅に下落しています。このようなときに、なぜ利便性係数を上限の1.3に設定したのでしょうか。ここで問題なのは、利便性係数に係る立地利便の算定基準を変えたことです。該当する市営住宅敷地の固定資産税評価額を取り入れたために、利便性係数が大きくなってしまいます。稲穂改良住宅は昭和48年に改良され、31年もたち、「古くなってすがもりがひどい、補修してほしい」「天井に亀裂が入っている。市に言っても修理してくれない」「値上げには反対」など、入居者から不満が出されています。市は市民の声を聞いていますか。住宅の改修・補修はしないで家賃の値上げをするのでは、納得がいかないではありませんか。利便性係数は自治体の裁量に任されているものですから、従来どおりの係数で公営住宅法の目的ののっとり、市民の生活を守るべきではありませんか、お答えください。

次に、経過年数係数にかかわってお尋ねします。

国土交通省が係数を改定したことにより、すべての市営住宅は従来毎年下がるべき家賃が数年間据え置かれた後、新家賃に移行します。これは表面上家賃の値上げではないものの、隠れた値上げというべきものではないでしょうか。このような原因は、国の政策によるもので、利便性係数などの変更で家賃値上げを自治体に許可するかわりに、築30年たった公営住宅は、家賃収入補助をしないことを決定し、これによって16年度は66億円の国の予算が削られたのです。これは、けっきょく入居者に肩がわりさせるものであり、国の責任を投げ捨てるものであります。新たに家賃収入補助金は、三位一体の改革で全体で640億円削減される案が示されました。小樽市でどんな影響があるのか、またこのことで新たな家賃値上げにならないのか、伺います。

市営住宅は慢性的に不足している上、入居者の声を聞きますと、高齢になり、足腰が痛くて4階、5階の階段が辛い。しかし、住みかえはなかなかできない。配水管の流れが悪く、水圧で流し台のふたが飛ぶ。カビがひどい。25年も畳が取りかえられていないなど、快適な住居とは言えない状態です。配水施設、畳床など、市が修繕を行うべきものがされていないのに、入居者の訴えがなかなか届きません。入居者の声を聞き、実態も調べて、順次修繕していく計画を立てるべきではありませんか。

次は、駐車場料金値上げに関してです。

市は北海道が駐車場料金を値上げするのを待ち、北海道と同じ料金にする考えと聞いています。この根拠は何か。また、道と同じ使用料にすると、市は幾らの収入増になるのですか。

値上げ理由は、近隣の民間駐車場料金と比較して安いためということですが、市営住宅の住民は排雪の費用を管理経費で賄っているため、仮に道営と同じ料金になると月五、六千円の負担となり、民間住宅の駐車場料金とさほど変わらなくなります。現在、市営住宅入居者は、政令月収で第2区分15万3,000円以下が85パーセントを占める収入状況の中で、値上げは厳しいものです。給与所得の落込み、年金の切下げ、市民の生活実態がたいへん厳しくなっているときに、値上げはやめるべきと考えます。そして、何より入居者の意見をよく聞くべきではありませんか。説明会の予定はありますか、お答えください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 新谷議員のご質問にお答えいたします。

最初に、憲法改定に関する見解ということですが、日本国憲法が施行されてから57年を迎えまして、新聞各紙の憲法に関する世論調査でも改正する必要があるとの回答が5割を超えておりまして、新しい時代にふさわしい新たな憲法を求める機運が国民の間にかつてない高まりを見せていることは認識しております。また、我が国は戦後一貫して憲法の平和主義を基本に、世界の恒久平和と安全の確保のため外交を推進してきておりますが、自衛隊の国際協力活動など、国際平和に積極的に貢献していく上での議論が今後とも必要であると考えております。憲法は国の目標、国家運営の基本原則であり、憲法を改正するためには衆参両議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民に提案し、過半数の同意を得なければならないことから、今後、国会でじゅうぶんな議論が必要なものと考えております。

次に、財政問題について何点かご質問がありました。

まず、新たな財政健全化計画の策定であります。先日、政府与党の示した三位一体の改革の全体像では、多くの課題が先送りされるとともに、平成19年度以降の将来像が不透明であり、平成17年度の具体的な姿も年末の国の予算編成を待たなければならず、今の時点で税や交付税の一般財源の見通しが立てられる状況にはありません。そのため、新しい財政健全化計画の策定には、いましばらく時間を要することとなりますが、新しい財政健全化計画をどう組み立てていくか、今後検討していかなければならない大きな課題であります。

次に、石狩湾新港でありますけれども、管理組合に対しましては、本市の危機的な財政状況を踏まえて、不要不急の建設事業を控えることはもちろん、一般管理経費の節減と港湾収入の増加策に最大限の努力をするよう強く申し入れているところであります。また、税収の確保はたいへん重要なことであり、いっそう努力しなければならないものと考えております。

次に、平成16年度の財源手当てであります。年度半ばでありまして、法人市民税など不確定要素もありますが、景気低迷の影響で個人所得の減や納税義務者の減、収入率の低下による減収が危ぐされ、税収の予算額確保は厳しい状況にあると認識しております。また、地方交付税のうち、普通交付税の減収分は、地方消費税交付金の増額で相殺される見込みであります。特別交付税は例年になく大規模な災害が各地で発生しておりますので、減収が予想されます。平成16年度予算の執行につきましては、厳しい財政状況を踏まえ、年度当初から危機意識を持って経費節減に努めるよう通知をし、財政健全化債の導入や遊休資産の売却などの財源確保にも努めていますが、19億円という大きな赤字を解消するのはたいへん難しい状況にあると認識しておりますので、今後、平成16年度の最終の補正予算までに決算見込みを精査し、対応を検討していきたいと考えております。

次に、第三セクターなどの見直しでありますけれども、第三セクターにつきましては、市におきましても、またそれぞれの事業体でも、各公社や会社を取り巻く状況の変化や経営上の課題について検討しておりますので、何らかの見直しの方向性が出たものにつきましては、報告してまいりたいと考えております。また、有価証券の売却につきましては、出資の経緯や財政効果などもございますので、引き続き今後の課題と考えております。また、基金の活用につきましては、財源の厳しい中で、一般会計の財源対策として借入れもしておりますが、基金の残高も見定めながら有効な活用に努めたいと考えております。

次に、政府与党の示しました三位一体の改革の全体像でありますけれども、率直に言って全体像が見えた

とか、評価できるとは言いがたいと感じております。その理由としましては、多くの課題が先送りされるとともに、平成19年度以降の将来像が不透明であり、地方にとって不安要素を残している点であります。焦点であった義務教育費は、地方案に配慮し、一定の方向性が見えますが、あくまで暫定措置であり、来年秋の中央教育審議会の結論を待たなければなりません。また、地方案では削減対象としなかった生活保護費、児童扶養手当負担金の削減につきましては、平成17年度中に検討を行い、18年度に実施するとされましたが、これらは格差なく国による統一的な措置が望まれる項目ですので、制度自体の抜本的な見直しが必要以上、削減されるべきではないと考えております。また、最も注目していた地方交付税であります。平成17、18年度の2か年間は大幅な削減は避けられましたが、削減の方向性に変わりはなく、今後の動向を注視していく必要があります。税源移譲につきましては、所得税から個人住民税への移譲が明記されましたが、その額は2兆4,000億円程度にとどまっており、ふじゅうぶんな感があります。

いずれにいたしましても、平成17年度の具体的な姿は、年末の国の予算編成を待たなければならず、今後の情報収集と内容の分析が必要ですので、今のところは不確定要素が多く、見通しを立てられる状況にはありません。今後は引き続き存置される国と地方の協議の場などを通じて、年末の予算編成、税制改正などにおいて、真の三位一体の改革の実現が図られるよう、地方6団体が結束して強く働きかける必要があると考えております。

次に、住民税の定率減税廃止による影響と見解でありますけれども、定率減税が廃止された場合、本年度の定率減税額を基に課税標準額や他の税制改正の影響などを考慮しないで試算いたしますと、約4億3,100万円の増額となりますが、減税分については、減税補てん債などで財源措置されており、これが減額となりますので、市財政への影響はないものと考えております。また、定率減税の廃止については、経済情勢を見据えて国政の場でじゅうぶんな議論がなされることが望ましいと考えております。

次に、使用料改定の主なものであります。初めに軽費老人ホームの暖房料であります。昭和50年に開設して以来、改定をしていないこと、また今回の改定は冬期間の暖房経費に対する実費程度を負担してもらうものであり、同様の道内の三つの施設の平均冬期使用料と比較しても、なお3割程度低い額であることから、改定はやむをえないものと考えております。

次に、いなきたコミュニティセンター使用料であります。今回の使用料改定に当たりましては、道内10万人以上の都市の類似施設使用料の平均程度に改定することを基本としたところであり、当施設についても同様の改定をするものであります。これにより、集会室や和室は現行料金に比べ値上げとなりますが、一方では調理実習室は25パーセントの値下げ、体育室では最大70パーセントの値下げとなっております。また、体育室の個人使用の場合は、小学生、中学生の子どもたちを無料、高校生を一般の半額とするなどの配慮をしたところであります。

次に、朝里・新光地域コミュニティセンターの建設の問題であります。平成14年春に小樽市総連合町会と朝里地区連合町会の連名で朝里共同住宅跡地に多目的コミュニティセンター及び公共施設といった複合施設の設置についての要望を受けたところであります。この間、庁内関係部からなる検討会議の中で、施設内容や施設規模、建設整備手法、さらには老朽化の著しい消防署朝里出張所との合築など、さまざまな観点から議論をしてきておりますが、現在の市の財政状況や他の事業との優先度合いなどを踏まえ、さらに地域の意見等も勘案し、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、若竹駐車場であります。この駐車場は地域住民の要望を受けて市が日本道路公団用地を借り上げ、

若竹高架下に市営駐車場として設置したものであります。当該駐車場の使用料は、社会経済状況等にかんがみ、市と公団が協議の上定める賃料を基に設定をしており、直近では平成10年に使用料を改定していることから、今回の改定には若竹駐車場を除いたものであります。また、駐車場は耐震強化工事のため、閉鎖しておりましたが、平成17年1月から駐車場を再開することとして、新たな賃料につきましては、道路公団側との交渉の結果、これまで使用台数49台分を支払っていたものを、過去の実績を踏まえ、35台分とすることで協議が調ったところであります。

次に、他都市平均の考え方ではありますが、今回の使用料の額の改定に当たりまして、その設定をどうか検討したところでありますが、料金の在り方として無料としている都市は、個々の政策的な判断で無料化を行っているものであります。本市は既に料金設定があることから、有料として料金設定している都市の平均値を採用すべきとの結論に至り、道内10万人以上の都市の有料化の実態に合わせて、原則としてその料金の平均程度に改定することとしたものであります。結果として、低いものは平均まで引き上げますが、高いものは平均まで引き下げるものも生じております。

次に、高齢者の有料化に係る収入見込みではありますが、これまでの減免実績等を基にいたしますと、鯉御殿や博物館など五つの施設の入館料では約59万円、自然の村パークゴルフ場や室内水泳プールなど五つの体育施設の使用料では約470万円、新たに料金を設定した総合福祉センター入浴料など三つの施設の使用料で約100万円、合計630万円を見込んでおります。また、このたびの改定による効果額は、4,186万円でありまして、これに対する割合としては、約15パーセントとなります。

次に、高齢者の減免廃止が社会参加を阻害することにならないかというご指摘ではありますが、高齢者がみずからの健康保持などを目的としてスポーツなどさまざまな活動をされることは、たいへんいいことであると考えております。このたびの使用料の改定に当たりましては、受益者負担の考え方から高齢者にも一定の負担をお願いすることとし、一律の減免制度を廃止することといたしましたが、個人使用料につきましては、高齢者の負担軽減に配慮し、一般の半額程度の料金としたものであり、使用料の改定が直ちに高齢者の社会参加を阻害するものとは考えておりません。

次に、使用料の改定と21世紀プランの関係ではありますが、民生、社会教育をはじめとする各種の施設は、快適な日常活動を支えるために重要な役割を担っており、多くの市民の皆様に利用されることが望ましいものと考えております。このため、今回の使用料の改定におきましては、未来を担う子どもたちに文化や芸術に親しむとともに、健康な心身をはぐくむための機会をより多く与えたいとの思いから、個人使用においては、小学生、中学生は無料とし、高校生は一般の半額程度といたしました。また、市内の70歳以上の高齢者につきましても、一般の半額程度の使用料を設定し、一定の配慮をしたものであります。専用使用におきましても、高校生以下は一般の半額程度にするほか、勤労青少年ホームについては新たにコミュニティ機能を加え、市民の皆様の利便性を図るとともに、市民会館ではホールの中規模利用や閑散期割引を新設するなど、市民の皆様の活動や参加について配慮したものであります。なお、厳しい財政状況の中ではありますが、21世紀プランに掲げた目標や理念の実現に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、市民負担を求めず、施設の利用促進を図るべきのご指摘ではありますが、このたびお示しした約4,200万円の増収見込みにつきましては、平成16年度予算の算定根拠を改定後の使用料に置きかえて算出したものであり、改定に伴う一時的な利用減も考えられます。使用料は行政財産の目的外使用や公の施設の利用の対価として徴収する受益者負担であり、19億円もの赤字予算を調製せざるをえなかった厳しい財政状況にあ

りますので、施設の利用促進策も一部取り入れながら改定を行うものであります。

次に、暖房料収入であります。このたびの使用料改定に当たりましては、見直しの視点として、暖房料の実費相当額については利用された方々に負担をお願いすることとしたものであります。主な施設の改定案ですが、利用者の負担が増えるものとしたしましては、市民センターは使用料の5割相当額を6割相当額に、いなきたコミュニティセンターは2割相当額を4割相当額に、総合体育館では2割相当額を3割相当額にそれぞれ改定を予定しております。一方、改定により利用者の負担が減少する施設は、公会堂は現行使用料の15パーセント程度、産業会館は現行使用料の40パーセント程度それぞれ減少となっております。また、暖房料収入については、平成15年度実績が市民会館など11施設合わせて840万円に対し、16年度予算を基に算定した暖房料の増収見込みは約200万円程度と考えております。

次に、使用料の減免制度でありますけれども、使用料の改定に合わせまして減免の見直しを行い、必要なものは改定したいと考えております。今回の見直しは、全体的には現在の減免制度の枠組みを維持しながら、個人使用と専用使用の区分ごとに減免の対象と割合を明確にするとともに、施設の設置目的や利用実態等を勘案して、できるだけ同種の施設の減免について整合性を図りたいと考えております。なお、個人使用におきましては、高齢者の一律の免除は廃止しますが、一部の使用料を除いて障害者とその介護者については免除したいと考えております。また、専用使用におきましては、市民会館などで小樽文化団体協議会に加盟する団体が行う催物や市内の文化団体やサークルがリハーサルや練習として使用する場合にも減免してまいりたいと考えております。

次に、市民の意見を聞くべきとのことではありますが、使用料は施設の利用の対価として徴収する受益者負担であり、昭和59年以来20年間全面的な改定が行われておりません。今回の改定に当たりましては、厳しい財政状況の中ではありますが、他都市平均に比べ低いものは平均まで引き上げますが、高いものは平均まで引き下げることいたしました。また、個人使用では小学生、中学生以下は無料、高齢者及び高校生については一般の半額程度とし、専用使用においても高校生以下は一般の半額程度としているなど、一定の配慮もしております。先ほども申し上げましたが、使用料は施設利用の対価として徴収する受益者負担でありますから、改めて市民の声を聞く場を設けることは考えておりません。

次に、市立病院の新築と量徳小学校の関連でありますけれども、現在新市立病院の建設候補地の一つに市立小樽病院の所在地と量徳小学校の敷地を考えておりますが、この候補地の大きな課題は量徳小学校が小学校適正配置の対象校になるかどうかでありました。したがって、今回、教育委員会から小学校適正配置実施計画案とその実施に向けてのスケジュールが示されましたので、これまでと状況は大きく変わったと認識しております。新市立病院につきましては、一日も早く建ててほしい、また、場所についても交通の便のよい現在地及びその周辺地区という市民の皆さんの要望も多いわけですから、私といたしましては、PTAや町内会など関係者のご理解をいただき、小学校適正配置実施計画がスケジュールどおり進むことを期待いたしております。

次に、病院建設と実施計画との関連であります。今回の小学校適正配置実施計画案につきましては、小規模校化が進む中で、活力に満ちた学校、活力あふれる教育活動の実現を目指すことを目的としたものであります。平成15年度に保護者や地域の方々に児童数、学級数の現状と推移及び適正配置の必要性について説明をし、この中で意見・要望について議会の議論を経るなど、手順を踏んで教育委員会の考え方を示したものであり、病院の建設とは異なる経過を歩んできたものと考えております。

次に、保護者や地域の要望や意見でありますけれども、私は適正配置によって母校がなくなる方、該当校の子どもたち、保護者の皆さんの気持ちはじゅうぶん理解いたしますが、学校設置者として小学生の数が昭和33年のピーク時には2万9,363人いたものが、今年度では6,454人と2万2,900人の大幅な減少をしている状況の中で、適正配置は避けて通れない状況にあると受け止めております。また、計画を先送りすべきとのことでもありますけれども、小樽の発展、とりわけ21世紀にふさわしいまちづくりを進める観点からも、適正配置を契機として、それぞれの学校のよさや伝統を調和させるなど、学校と地域の関係を再構築し、新たな教育環境が創設されることを切に願うものであります。

次に、市営住宅について何点かご質問がありましたけれども、まず家賃算定にかかわる利便性係数であります。今回の改正は公営住宅法施行令が今年の3月31日に改正されたことに基づくものであり、この内容は立地条件のよい商業地等に立地する住宅の便益を適切に反映できるようにしたものであります。小樽市におきましても、この観点から見直した結果、固定資産税評価額相当額が高い稲穂改良住宅の利便性係数が1.3を超えるため、施行令で上限としている1.3に設定したいと考えております。

次に、稲穂改良住宅の改修・補修でありますけれども、今回の利便性係数の見直しは、その住宅が立地する場所による便益を的確に評価できるようにしたもので、老朽化などは他の係数で評価されているものであります。当該住宅につきましては、建物の老朽化にあわせて、エレベーターの改修や暖房設備の更新など順次進めてきております。

次に、利便性係数を従来どおりの係数でとのことでもありますけれども、今回の公営住宅法施行令の改正に基づき、商業地等に立地する住宅とそれら以外の地域に立地する住宅の便益を適切に反映させるため、必要な改定であると考えております。

次に、家賃算定に係る経過年数係数でありますけれども、今回の改正は、近年、民間賃貸住宅の経年的な家賃変動が従来と比較して緩やかになってきたことを反映したものであります。これにより、新係数を適用して家賃を算定すると、現在の家賃より高くなるため、激変緩和措置により経過年数係数を据え置くことから、家賃の値上げにはならないと認識しております。

次に、家賃収入補助金削減案の影響でありますけれども、これはあくまで三位一体改革の一環で補助金が削減されるものと聞いております。現時点では三位一体改革の全ぼうが明確ではなく、小樽市での影響につきましてもお示しすることができない状況にあります。また、補助金削減が新たな家賃値上げにならないかのことでありますけれども、公営住宅の家賃算定は公営住宅法によって定められておりますので、法の改正がされない限りは家賃の値上げはないものと考えております。

次に、市営住宅の改修計画でありますけれども、現在も外壁及び屋根等の大規模修繕につきましては、建築年次に応じて順次行ってきております。今年度策定中の小樽市住宅マスタープランに基づき、来年度予定しているストック総合活用計画の策定の中で、実態調査を行いながら改修計画についても検討してまいりたいと考えております。

次に、駐車場使用料でありますけれども、現在、道議会において道営住宅の駐車場使用料改定案が提案されていると伺っております。本市におきましては、市営住宅が道営住宅と混在している状況もあり、また民間駐車場との格差が生じていることから、北海道の推移を見極めながら改定について検討してまいりたいと考えております。仮に、北海道と同じ使用料にした場合には、月間およそ50万円の収入増になるものと思われれます。

最後に、入居者の意見を聞くべきとのことでありまして、今回の住宅使用料改定につきましては、利便性係数が改定される稲穂改良住宅と稲穂北住宅であります。この二つの住宅の入居者につきましては、説明会を開催するほか、その他の住宅につきましても、経過年数係数の改正の趣旨を周知し、理解を求めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育委員長。

教育委員長(西條文雪) 先ほどの新谷議員からのご質問の中で、この適正配置について、なぜ秘密会なのかというお話がございましたが、小学校の適正配置の審議に関しましては、一般に傍聴を許した場合がありますか、秘密会のケースというのは、例えば予算にかかわることですか、人事あるいは処分にかかわることとか幾つかございますが、これは具体的な校名を含めまして一般市民あるいはマスコミに知れる可能性がございまして、市議会への報告前にそういった情報が漏れることを危惧してございまして、各委員に諮りまして、秘密会ということにいたしました。

一度でも学校に来て子どもたちや保護者の意見を聞いたかというご質問がございましたけれども、特に学校を訪問して意見を聞くということはありませんけれども、そういった意見・要望につきましては、事務局を通じてお聞きしております。

また、委員長としての統廃合についての意見はということですが、これは、教育委員会はご存じのように合議制ですので、今まで教育長がいろいろとお話したこと以外にはございませんけれども、今回指定された学校の関係者の方々のお気持ちというものは、私もじゅうぶんに理解しているつもりであります。私も量徳小学校、住吉中学校出身でございまして、母校に対する思い入れというのは人一倍あるつもりでございますけれども、今回の適正配置につきましては、学校の適正規模の確保ということを基本に考えております。小規模校化が進む中で活力に満ちた学校、活力あふれる教育活動の実現というものを目指すものでございます。将来を担う子どもたちの教育環境の整備を図るものでありまして、適正配置というものは今後も引き続き進めていかなければならないものというふうに理解をしております。

最後に、子どもの権利条約の中の意見表明権ということに関連して子どもの意見を聞いてほしいというふうなお話ございましたけれども、もちろん意見表明権というものがあることは存じておりますけれども、例えばこれは学校の内部のことといいたししょうか、日々校内生活の決まりなどと関連したようなものがたいへん多くて、適正配置うんぬんということに関しての意見を子どもたちに求めるということは、多少難しい面もございまして。しかしながら、子どもたちの発達段階に応じた説明は必要というふうに考えてございまして、保護者の方々などと相談の上、ご意見を今後も引き続き聞いてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 質問にお答えする前に、45分ほど審議が遅れましたことに対しまして、教育委員会といたしまして、深くおわび申し上げます。

新谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、生涯学習プラザの使用料改定についてでございますが、ホール及び学習室につきましては、道内主要都市であります函館市、旭川市、釧路市、帯広市、苫小牧市及び北見市の6市18施設の洋室を参考に、また和室につきましては、同様の6市11施設の和室の使用料を参考にしたものでございます。

次に、生涯学習プラザ運営協議会との話し合いについてでございますが、当協議会はこれまでプラザの円滑な運営を図るため、主に成人学校や生涯学習講座など各種の事業の在り方などについて、協議していただく場でありましたことから、使用料にかかわっての具体的な話し合いはしてございません。なお、8月31日、社会教育委員会で、さらに11月18日、教育委員会で協議したところでございます。

次に、銭函パークゴルフ場の使用料改定にかかわる銭函総連合町内会との話し合いについてでございますが、関係者に対して既に料金改定の趣旨を伝えたとところでございます。今後、来シーズンに向けた具体的な管理・運営について打合せを行うこととしてございます。

次に、使用料改定についてでございますが、このたびの改定案は年間利用者が2万人を超え、芝などの維持・管理に要する経費も多額になっていることから、ラウンド回数に応じてご負担いただくことがより公平であると判断したものでございます。

次に、小学校適正配置についての見解でございますが、計画案の説明会において、保護者、町内会、校友会の皆さんからたくさんの意見、要望をいただいたところでありますが、現在その概要について集約しているところであります。皆様からいただいたご意見・ご要望を真しに受け止め、その対応について早急に検討してまいりたいと考えてございます。

次に、実施計画案についてでございますが、適正配置は地域に根差す学校、特色ある学校、活力あふれる教育活動の実現を目指し、よりよい教育環境の整備を目的に実施するものでございまして、この計画案はこれまで示してまいりました基本方針、実施方針に基づき策定したもので、ご指摘の点につきましても、要望・意見を集約した後、論議してまいりたいと考えてございます。

次に、計画案の今後の取扱いについてでございますが、小学校の小規模化が進んでいる現状に対応し、よりよい教育環境の整備を目的に策定したものでございます。今後も保護者や地域の方々のご意見・ご要望をお聞きし、理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、通学路の安全対策についてでございますが、このことは最も重要な課題と受け止めております。通学路における危険箇所の把握と具体的な対応につきましては、学校、PTA、地域町内会等、さらには市関係部局をはじめとして、各道路管理者、公安委員会等との連携が必要でありますことから、実現に向け、これら関係機関とじゅうぶん協議しながら、地域と一体となって通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、適正配置において2キロメートルを超えた場合の通学手段と通学バスの通年助成についてでございますが、通学手段としてマイクロバスを中心に検討しております。仮にマイクロバスが運行となった場合の送迎につきましては、今後さらに具体的に詰めてまいりたいと考えてございます。また、現行の通学バスの通年助成については、今後の課題としたいと考えてございます。

次に、実施の時期についてであります。当初は通学区域の見直しを全市的に検討し、年次を決め、段階的に実施することと考えておりましたが、その後検討を進める中で、除外する学校と該当する地域、さらには平成18年度を目途に実施することを平成16年8月の「小学校適正配置実施計画策定の考え方」で示し、今回はこれらを踏まえ、実施計画案としたものでございます。

最後に、少人数学級についてであります。小学校の適正配置計画は新1年生において学級規模を2学級にし、学級編制替えなどを通して、社会性を身につけていくことをねらっており、一方、学習においては、さまざまに集団の規模を変えるなどして、複数の教員での少人数指導が可能であると考えてございます。小

樽市教育委員会といたしましては、これまで全国都市教育長協議会や北海道都市教育長会を通して、学級編制や教職員定数を重要要望課題として国や北海道教育委員会にお願いしてまいりました。今後も継続して積極的に少人数指導に向けた教員配置などについて働きかけてまいりたいと考えてございます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 私の聞き漏らしなら申しわけありませんが、来年度予算のやり方、繰上充用にするのではないかという、そこがお答えになっていただいていたのではないかと思います。

それから、石狩湾新港やマイカルの固定資産税滞納に対して、厳しいきっぱりとした態度でと言ったつもりですが、石狩湾新港には若干触れましたけれども、その滞納金については触れておりません。

それから、新たな市民負担は考えているのかということにお答えになっておりません。

まずそれを先に聞いてから、また伺いますが、議長、これ、答弁漏れとしていいのですか。

議長(中畑恒雄) 答弁漏れですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝麿) 来年度の繰上充用の関係ですけれども、当然16年度で歳入不足になれば、これは当然繰上充用しなければ決算のつじつまが合いませんので、そういう処理になるものと思います。

それから、マイカルの問題ですけれども、これは我々としても鋭意差し押えできるものは差し押えし、そしてまた税収の確保に努めてまいりました。

それから、新たな市民負担ですけれども、これは既に去年の11月に皆さん方にお示しましたように、50数項目を示しまして、大半のものについて議会でご審議をお願いしてやってまいりましたけれども、まだ終わっていないものもあります。例えば、入湯税の問題、こういうものもありますので、これはぜひこれからまた関係者と協議をしながら、ご理解をいただきながら進めていきたいと思っておりますが、いずれにしても、16年度の決算見込みがどうなるのかということで、先ほどもお答えしましたけれども、新たな財政再建計画の枠組みをどうつくるか、これが非常に大きな問題でございまして、今の段階ではどこをどうする、どうする、というふうには申し上げられませんが、いずれ将来見通しを立てた上で、こういった対策を講じていかなければならないのか、財政再建団体に陥らないようにどうすればいいのか、そのことはじゅうぶん検討したいと思っております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再質問します。

今お答えしていただきましたが、マイカルに対する姿勢、差押えするものはすると言ったけれども、そういうものがあるのかどうなのか。このあたりが非常に明確ではありません。それから、市民負担は健全化計画以外のものを聞いたのです。それに対してどうか。そして、私は今の市長の答弁を聞きまして、ちまちまと市民には負担をかけますよね。使用料で4,186万円、今度は減免制度を見直すということで、また値上げです。暖房料にしたって、200万円程度ですけれども、下げたものについては私たちはもちろんそれはもういいと言っておりますけれども、負担をかけるということでは、本当に市民に負担をかけて、国に対してはしっかりと意見を言っていない、そんな気がしてなりません。三位一体の改革でこれだけ地方に、小樽市にもお金が

少なくなるわけですから、そうしたことに対してきっぱりと地方から意見を言うと、そういうふうな姿勢になっていただきたいのです。本当にこの使用料に対して、それはどうか。ちょっと前後しますけれども、再選された橋本高知県知事は、三位一体改革などに対して、地方から国に反論するリーダーになりたいと、このように言って再選されましたが、市民の暮らしを守る意味でも、やはり市長はそういう立場にしっかりと立っていただきたいと思います。

それから、高齢者の減免制度ですけれども、一律に廃止して負担をしていただくということですが、本当にふれあいパス、100円の負担になってから4割以上の利用者が減っているのです。ですから、この負担をかぶせるということは、高齢者にとっては、非常に精神的な負担にもなるのです。100円だからいいだろうということではないと思います。そして、高齢者の一生を考えたときには、本当に大戦で大変な苦勞をして戦後は懸命に働いてきたおかげで、今の日本があるわけですから、高齢者が一日一日を楽しく生きがいを持って生きられるように応援すべきではないでしょうか。これがあなた方が決めた21世紀プランの中でも言われていることではないですか、どうでしょうか。もう一回検討し直すべきだと思います。

それから、使用料のお知らせは、知らせないでわかっていただくということ、私はこれは非常に押しつけて横暴ではないかなと思います。例えば、財政の問題は、苦しい苦しいと言って広報に連続して載せております。しかし、こういうことをこういうふうに考えていますと広報でもお知らせできるのではないですか。それも何もしないで、一方的に押しつけるというのは、間違いではないかと思います。この点、お答えください。

それから、銭函パークゴルフ場使用料についてですけれども、財政効果ばかり考えて1ラウンド200円にしても利用が減れば何もならないわけですよ。芝生の管理のお金も必要だ。それはわかります。けれども、帯広市では非常に広いパークゴルフ場で、それを無料ということで小樽市から帯広に行った方は絶賛しております。実際に小樽に遊びに来て、パークゴルフをしようと思って遊びに来て、銭函含めて3か所回ったこの方々は、狭いということでけっきょくしなかったということを聞いています。しかも市民にとったら、コースが狭い、それからトイレも簡易トイレということで、水洗でないわけです。それでも近くにあることで出かけやすいということで喜ばれているわけです。こういうふうになったら、もう行かないのではないかな。まるっきり行かないということではありませんよ。利用が減るのではないかと地元の方も心配しているのです。ですから、これは考え直すべきだと思います。

それと、利便性係数、住宅の問題です。住宅は確かに場所は便利なところにありますけれども、決して住環境がいいというわけではないですよ。排気ガス、騒音、そして古いわけですから、環境がいいとは言えないわけですよ。ただ便利がいいということだけで値上げするというのは、これは国の不当なやり方なのです。国が自治体に対して、地方に対して、家賃収入補助を減らすということでこういうことを出してきたわけです。しかし、この利便性係数だけは小樽市独自で判断できるわけですから、これは値上げのためのやり方ではなく、この点を考えてぜひ考え直していただきたいなと思います。実際に年金暮らし、部屋を見せていただきましたが、非常に狭かったですね。稲穂改良住宅、年金暮らしで都市ガスのために冬は一月2万円近くかかると言っていましたけれども、病院も4か所かかって、2万円を超える月もあるので、冬は病院にあまりかかれない、こういうふうになっているわけです。これではもう本当に、この上値上げするというのは、この市民の生活を守れなくなるのではないかな、こういうふうになります。その点でいかがでしょうか。公営住宅の目的からいって、この利便性係数のやり方もぜひ変えていただきたいと、こう思いますけれども、

いかがでしょうか。

それから、教育委員会に対してです。

教育長も、それから教育委員長も、子どもの権利条約の第12条、これをどうお考えですか。ちょっと誤解されて考えているのではないのでしょうか。意見表明権、これはどのように記述されているか、お伺いいたします。

それから、この適正配置は活力を目指すもの。活力を目指すということは、当然教育として行わなければならないことですが、何も小樽だけ子どもの数が減っているのではないのですよ。全国的に減っているのですから、これは少子化対策、国のそういう政策にかかわる部分もあるかもしれないけれども、まず何といったって、子どもが嫌だと言っているものを無理に押し通す何物の権利はないのではないですか。

それから、教育長にいろいろ質問いたしましたけれども、真しに受け止め、早急に検討すると。そして、実施方針はあくまでも貫くということですね。こう理解します。

今年の9月、石田前教育長がまだ教育長でいたときに、それは正確には17年7月に実施計画を決めるわけですが、その時点までにこの地域を先にする、第1段階、第2段階ということも含めて、この17年7月に決定したい。それまでは地域の説明でいろいろ保護者や関係者のご意見を丁寧にお聞きをしたい。その中で修正がきっとあるだろうということであらうと述べております。8月に私たちに示されました「小学校適正配置実施計画策定の考え方」、これを示したと言いますが、実施計画案、この考え方の中に載っている、それは18年度をめどとして実施に際しては全学年一斉に行うとだけ書いてあります。対象校一斉にとは書いてないではありませんか。この辺がなぜ変わったのか、ご説明をお願いします。

そして、先日、量徳小学校校友会の皆さん、本当に残してほしいと訴えておりました。また、北手宮小も雪まつりの発祥の地として残すべきだ。複式でもいいではないか。こんな意見まで出ているのですよ。手宮小もそうです。一斉に出されているのは、18年4月は早すぎるということです。この計画案は合意を得られていないのです。そして、これから改善することはそれは当然のことだと思いますが、しかし白紙に戻してほしいという意見が大勢を占めていると私は思います。ですから、これを白紙に戻して、地域の人なども入れてやり直すべきだと、そういうふうに思います。

それから、少人数学級なのですから、少人数指導ではなく、少人数学級の方がいいということが明らかです。教育長は私が言わなくてもご存じだと思いますけれども、先ほどの日本教育学会の研究結果でも、規模というよりも1学級の人数が少ない方がいいということが歴然としているのです。それあたりで少人数指導というよりも、少人数学級がいいわけです。朝里小学校では、今、父母の方が道教委にお願いしたいというぐらいにたいへん心配しているわけです。ですから、やれるところから、1年生、2年生、低学年でもいいです。そういうふうに計画的にいくべきだと思います。それはどうでしょうか。

それから、肝心なことに答えていただいております。通学路は最も重要な課題であるとおっしゃいましたけれども、18年4月までに実施できるのかどうか具体的に示してほしいと、こう質問をいたしました。これに対して具体的にお答えになっておりませんので、ぜひこの点を具体的に答えてください。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝彦） 最初にOBCの関係ですが、差し押えるべき財産があれば差し押えていきたい

と思います。

それから、国に対して意見をどんどん言うべきということでございますけれども、今まで私もいろいろな場面でお話をしてきました、言いすぎだということで議会に怒られたこともありますけれども、これは当然機会を見ているいろいろな場面で申し上げていきたいと思っています。

それから、高齢者の減免の関係ですけれども、今までは高齢者の皆さんの減免をやってまいりました。しかし、小学生はお金を取ってまいりました。今回はひとつ高齢者の方に我慢してもらって、小中学生は無料にしたいと。ですから、いましばらく財政が健全になれば、またそういうときも来るとは思いますけれども、今のところはなかなか難しいので、当面は小中学生は無料にしますけれども、高齢者については大人の半額ですけれども、何とかご負担願いたいということでご理解願いたいと思います。

それから、使用料の関係ですけれども、これも昨年ずっと市の広報で市の財政健全化の取組についてお知らせをまいりまして、かなりの市民の皆さん方にご理解いただいているものと私どもは思っております。市長への手紙等を見ていますと、厳しいのだから我慢するべきは市民も我慢するよと、そういうお手紙もいただきますので、市の広報を通じてかなり浸透してきたなど。市の財政状況が厳しいのだということをご理解いただいていると、そう思っていますので、これは市も市民の皆さんとともに財政が健全になるまでの間、しばらくご辛抱をいただきたいというふうに思っております。

家賃の関係は、建設部長からお答えいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 建設部長。

建設部長(兵藤公雄) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

市営住宅の件でございますけれども、利便性係数につきましては、先ほど市長の方からもお答えしていますように、立地条件のよい商業地域に立地する住宅の便益を適切に反映させるということで、法改正がなされたところです。利便性係数は市の判断で一部できる部分があるのではないかというお話でございますけれども、市営住宅と道営住宅が混在している地域の状況もございますし、私どもとしては道営住宅との公平性を図っていくべきだという考え方から、北海道に沿った形で進めていきたいなど、このように考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 譲) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

銭函のパークゴルフ場の使用料についてでございますが、先ほどもお話ししましたように、維持管理に要する経費が多額であるということもございまして、やはり使用回数に応じて自己負担するのが適当かというふうに考えてございます。そういう点から、パークゴルフに来た人方が楽しく過ごすことができるよう、いい環境づくり、さらには管理運営する町内会の方々とそのところはじゅうぶん検討しながら、ぜひ値上げにご理解いただければというふうに考えてございます。

二つ目、小学校の適正配置につきまして、児童の権利に関する条約の第12条の意見表明についてでございますが、内容につきましては、暗記しているわけではございませんが、持っている資料を読み上げるので、よろしいでしょうか。まず一つは、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童が、その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見

は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」というふうになってございます。

それで、児童の意見を聞くというお話、議員から出てございましたが、子どもはこのたび1年生から6年生までという6歳もの年の違いもございますので、低学年には低学年の、高学年には高学年の説明となりますと、まず保護者の方が子どもにというような考えを持ってございますし、先日の説明会におきましてはお話ししてございますが、低学年向きの、高学年向きの適正配置についての簡単なパンフレットを今私ども職員で作成しているところでございますので、これを踏まえまして、学校等にお配りし、それもまた親子の会話、保護者との会話等に使っていただければというふうに考えてございます。

次に、三つ目についてでございますが、時期の食い違いですとか、そういう中身のことのご質問と思えますが、対象地域を絞った時点で、私どもとしてあまり期間を置くべきでない判断し、平成18年度目を平成18年度実施としたものでございます。

次に、子どもの数が全国的に減っているというお話でございますが、それはまさにそのとおりでございます。ただ、小樽の場合は、交通の便もある程度豊かになってきたということも念頭に置きながら、ある程度の子もたちで集団をつくり、学習、さらには生活で効果を上げていただきたいという思いもございまして、このたびある程度標準に沿うような計画を立てたところでございます。

また、少人数指導につきましては、少人数学級と少人数指導というようにいろいろな言葉のとらえ方もございますが、私どもとしてはできるだけ多くの先生が一つの教室に入って行って、あるときには勉強し、またあるときには、一つのクラスを幾つにも分けてたくさんの先生でいろいろな教育をするということが、子どもたちの精神発達上ベストではなからうかというふうに考えています。ただ、何よりも教職員の定数が不足だというのが一番ネックでございますので、先ほどお話ししましたように、これからも小樽市教育委員会をはじめ、全道、全国の教育長会議におきまして、定数ですとか、少人数指導の早期実現に向けまして、これは全力で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、適正配置にかかわりまして、交通安全、さらには子どもたちの身を守る具体的な働きかけをということでございますが、18年度に向けてというよりも、この冬、さらには17年度の冬に向けて、先ほど申し上げましたように、全力で具体的に信号機をつけるだとかそういうのはまだじゅうぶん各地域から意見を聞くことにいたしまして、子どもたちに事故のないように全力で取り組んでいくということだけは、約束したいと思っております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再々質問をします。

市長にマイカルの問題なのですけれども、差押えするものはあるのですか。何かあまり聞いたことないのだけれども、この辺が適当に言われたら困るなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

それから、住宅も道に沿ってとおっしゃいますけれども、何も市民の不利益になるものは国や道のまねをしなくたっていいのです。小樽市独自でやれるものですから、それは考え直してほしいですし、先ほど説明会はやると言いましたけれども、ほかの住宅についてはただ周知と言っているわけだし、何かこの辺が矛盾していると思います。だから、小樽市独自でできるものは利便性係数ですけれども、もっと下げるべきだと再度質問いたします。

それから、教育委員会、教育長に対してですけれども、あなたは今意見表明権を読み上げていただきまし

たが、この中身と違ったことを行っているのではないのでしょうか。児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとするということで、その前に自由に自己の意思を表明する権利を確保する、こういうことです。そうしましたら、パンフレットだけでやるというのは、これ、どういうことでしょうか。説明会でもありました。保護者の方はとてもではないけれども、自分は説明できないと言っているのです。それをパンフレットだけで押しつけるのか。これは国際条約、日本でも子どもの権利条約を批准していますけれども、これを全く実行に移さないというか、これを認めないというふうになると思うのです。

それから、再質問で石田前教育長の前に言っていたことを言わせていただきましたけれども、石田前教育長は修正もあるということです。これで、保護者の地域の合意が得られない場合は、白紙に戻すのか戻さないのか。今のお答えでしたら、何が何でも進めるということですが、こんなことでいいのでしょうか。私、スウェーデンの学校を、見学させていただく機会がありました。600人の学校で多すぎるというので、160人を分校にして、校長、教頭も同じですが、そして20人から25人の学級ということで、小樽の様子を話したら、それは間違っているのだと、それは一人の意見ですが、子どもの人格形成が本当に大変なのだ。少人数の方が、小規模の方が子どもに目が行き届き、本当にいいのだということをおっしゃっていました。地域の説明会でも校友会の方が、やはり地域のおじさん、おばさんということで目が行き届くと、そういうことでこの学校を地域からなくしてしまうと、地域の教育力が落ちてしまうのだ、そういうふうにお話ししておりました。こういうふうにして合意を得られないものを、何が何でもやるという、その姿勢が見えてしょうがないのです。何でそんなふうにかたくなになるのか。もっと子ども、保護者、地域の方の声を聞いてやめるものは思い切ってやめると。統廃合を望んでいるのなら別ですよ。そういう姿勢に立たなければ、教育委員会の本当にやっていることが子どもの意思、気持ち、それを無視してやっているということで、禍根を残すことになると思います、いかがですか。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） OBCの問題ですが、税務担当者は定期的に相手側を呼び出して、納税交渉とありますが、納付相談、こういったものを続けてますので、努力しているということでございます。

家賃の問題は建設部長からお答えいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 建設部長。

建設部長（兵藤公雄） 再々質問にお答えいたします。

お話のありました今の係数でございますけれども、私どもとしては先ほどお話をさせていただきましたけれども、地域によっては市営住宅、道営住宅が近接している、混在しているという地域がございますので、そこで公平さ、整合性というのはこれは確保していかなければならぬだろうと考えてございますので、北海道と考え方を同一にしていけることがベターだろうと、このように思っております、私どもとしてはこういう考え方に沿って進んでいきたいなと、このように思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 謙） 議員の再々質問にお答えしたいと思います。

一つ目のパンフレットということについてでございますが、私どもが今作成しているパンフレットは、決して押しつけではなくて、理解していただく上での一つの方法として考えてございますので、その後またどういうふうになるかということも、また推移を見守って検討していきたいと考えてございますが、私どもは子どもたちに理解してもらおう一つの方法として考えているところでございます。

次に、二つ目でございますが、地域、保護者、校友会などたくさんの方々々が13会場の説明会のときにたくさんのご意見をくださいました。私どもはこのご意見ですとか、ご要望を今じゅうぶん各会場ごと、さらには全体でどういう傾向にあるかというのを踏まえながら、さらに検討していきたいということを申しているでございます。

それから、三つ目でございますが、地域と学校の教育力ということにつきましても、私どもとしてはじゅうぶんそれぞれの地域にはかつて学校教育に精通している方ですとか、いろいろな方もいらっしゃいますし、今何よりも教育で求められているのは、学校だけで教育を実現するのではなくて、いろいろな身近な人との交わりで子どもたちが教育力を高めていくという大きな理想もございまして、その考え方もじゅうぶん参考にしながら、今後小樽の小学校適正配置の在り方について、さらに内容を深めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（中畑恒雄） 新谷議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 4時00分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 9番、吹田友三郎議員。

（9番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

9番（吹田友三郎議員） 平成16年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表し、市長、教育長並びに係理事者に質問をさせていただきます。

まず、このたびの新潟県中越地震におきまして被災されました多くの皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。今後、余震が終息し、皆さん協力し合い、早い復興を進められ、ご家族そろって平穏な日々を取り戻されることをお祈り申し上げ、質問に入ります。

まず初めに、財政問題に関連してお尋ねいたします。

平成5年に衆参両議院で地方分権の推進に関する決議がなされて以来11年が過ぎました。その間、平成12年の地方分権一括法の施行により、国と地方の関係においては、制度面での改革は一定の成果を上げましたが、依然として国、地方の税財源問題は決着しておりません。今、その大きな分岐点、真の地方分権が確立できるかどうかの瀬戸際にあるのではないのでしょうか。国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体の改革は正念場を迎えています。また、この改革の成否のみならず、我が国の将来をも左右する重要課題であると思えます。全国知事会会長の梶原岐阜県知事は、11月24日付け日本経済新聞で、地方分権と地方への税財源移譲こそ、財政再建の王道であるとさえ述べています。真の地方分権改革の推進は、我々地方自治に携わる者のみならず、日本の将来のために必要なことだと言えるでしょう。その意味で三位一体の改革の必要性は市長も認めておられますし、地方6団体も認めております。しかし、総論、理想論としては賛成できても、現

状、小樽市にとって受け入れがたいものとなっています。平成16年度の三位一体の改革は結果として本市財政を直撃し、当初予算で19億円の赤字予算を組まざるをえない事態を招いたのであります。今後の同改革の動向は、地方の最大の関心事であります。このような状況を踏まえて、何点か財政問題について、伺います。

まず最初に、財政健全化の取組について、その進ちょく状況はどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

次に、約19億円の赤字予算を編成した平成16年度の決算はどうなる見込みなのか。税、地方交付税の見込みなど、直近の歳入歳出の状況にも触れてお示しください。

また、11月26日、政府与党は三位一体の改革について、その全体像を示しました。しかし、その内容は多くのマスコミが報じているように、懸案事項は先送りされ、未確認部分が多いと感じているのは私だけではないと思います。そこでお尋ねしますが、市長はこの政府与党の全体像をどう評価し、平成17年度にどのような影響があると考えているのか、見解を伺います。あわせて、平成17年度について、本年度のような財源不足を生じることとならないのか、予算編成の見込みもお聞かせください。

次に、新潟県中越地震を踏まえて、防災について質問します。

震災被害者の皆さんには、とてもつらい日々が続いております。このような大災害が起こる機会は少ないと思いますが、先般の台風18号でも小樽は想定していなかったほどの自然災害が発生しました。市民の生命、財産、そして生活をいかに守るかが行政に期待されるところです。今回のような大震災を想定した防災計画は策定されておられますか。また、初期被災者の食糧、住宅等の確保については、特に今回の災害では厳しい感じがしました。このような事態が発生した場合、どのような措置が本市ではとられますか。シミュレーションでけっこうですので、お示しください。

仮に、ライフラインがとまるような災害が起きた場合、地域住民が協力して被災者の援助をすることは大切であり、地域自治会にその役割が期待されているのではないかと思います。しかし、市内自治会では大きな災害がこれまで少なかったことから、地域の安全確保をするための防災意識が弱く、災害時での地域としての具体的活動が定かでないのが現状ではないでしょうか。これから市と自治会とで意思の疎通を図り、ライフラインがすべてとまった場合等の地域での具体的対応策を検討し、地域防災力の向上につなげることが大切なことと思いますが、いかがでしょうか。市長のご見解をお聞かせください。

次に、石狩湾新港地域の土地利用計画について、お尋ねいたします。

石狩湾新港地域の開発は、昭和47年国の石狩湾新港開発基本計画に基づき、流通港湾と一体となった道央圏における生産・流通拠点を目指して、開発に着手されたものです。開発に当たっては、石狩開発株式会社が北海道が買収した開発用地を取得、一括保有し、北海道が策定する石狩湾新港地域土地利用計画に基づいて、分譲を行ってまいりました。これまでの分譲用地のうち、約6割に当たる770ヘクタールが分譲され、585社が操業しており、就業者数は1万3,000人を超えるなど、道央圏の生産・流通拠点として集積を高めてきております。しかしながら、開発が長期化する中で、石狩開発株式会社は平成初期のバブル経済最盛期においては、当該地区に進出する企業も多数存在し、用地を順調に売却することができたものの、バブル経済崩壊により、土地の売上げが落ち、さらには土地の価格が低落したことにより、財務内容が悪化し、平成14年10月には民事再生手続の開始を札幌地方裁判所に申し立てたところであり、北海道としても社会経済状況や企業立地を取り巻く環境が大きく変化していることから、より複合的に、弾力的に土地の有効利用を進めるため、土地利用計画の見直しを行い、企業誘致を積極的に推進し、道央圏における魅力ある生産流通拠

点の形成を図ることとしたところであります。

改定された土地利用計画によりますと、小樽市銭函4丁目の未分譲地は、プロジェクトや生産・物流・利便施設を複合的に誘致する区域として、大規模複合ゾーンに位置づけられ、都市計画においてもこの地域の用途を工業専用地域から準工業地域へと変更すべく現在手続が進められております。こうした動きの中で、三菱商事などがこの地域に大規模複合商業施設を建設する構想を有してはりましたが、小樽市が条例によって建築物の規制を行うこともあって、構想を断念したと伺っております。この地域は大規模な平坦地であるとともに、国道337号に接しており、今後用途が変更されると製造業に限らず、幅広い業態の企業の立地が可能となり、小樽市の活性化につながると考えられます。

そこでお伺いいたします。小樽市としてこの地域の将来像をどのように描き、今後どのように土地利用を誘導するつもりなのか、お聞かせください。

次に、本市の市民所得を所得階層別に見ますと、比較的到低所得階層の比率が高いところであります。よって、生活保護世帯も全道他市に比べましても、上位にランクされております。国では、構造改革2004の中で言っておりますが、社会経済情勢の変化を踏まえ保護の適用、保護費の支給等について、制度、運営面の見直しを行うこと、失業による適用を積極的に解消し、就労及び自立を促すことを掲げております。本市の16年度予算では、生活保護費の扶助費が83億7,000万円計上され、本市の負担額は一般財源から17億1,000万円を投入しております。生活保護の適用を受けている中で、高齢の方で年金等での生活が難しい方や、病気で就労できない方などはやむをえないと思われませんが、家庭崩壊等による父子家庭や母子家庭等については、そのような事態に至らないよう、さまざまな関係機関の協力により、事案の発生を抑制するとともに、更生に向けてのお手伝いをしていると承知しております。

そこで、関係部署での対応等で、これらに向けた業務内容について、お聞かせください。

また、自立支援にかかわり、関係部局との連携は現在どのように行われていますか、お聞かせください。

今後、本市負担の扶助費17億円をいかに削減するかは、発生抑制と自立支援が重要であり、このことにかかわる関係部署との連携について、新たな取組等を検討されていればお聞かせください。

次に、1994年12月、文部、厚生、労働、建設省、4大臣の合意によって、今後の子育て支援のための施策の基本的方向について、つまりエンゼルプランの策定、2000年の新エンゼルプラン、待機児童ゼロ作戦、そして昨年には次世代育成支援対策法が制定され、その取組が始まりました。次世代育成支援対策法の基本的な考え方は次の3点と思われれます。一つ目、次世代を担う子どもたちを育てるための子育て力を高める。二つ目に、少子化解消の国基準の施策。三つ目に未来の夢、次代の希望の持てる子育てのために国民すべてが自分の問題としてとらえること。そして、具体的な事業の在り方としては、一つに地域の子育て支援、二つに保育所の積極的取組、三つに保育所制度の改正、四つに経済支援の拡大などが提示されております。17年度に向けて計画の策定が義務づけられておりますが、策定の中での本市の基本方針について、お伺いします。

国民の多くは、経済動向が不透明な中、年金制度の将来展望が見えないことに不安を感じております。年金制度は、本来、個人が保険料として積んだものを高齢となり、現役をリタイヤするときに、年金、つまり年の給与としてもらう財政方式でありましたが、時代の変遷とともに、現時点では年金受給世代に必要な財源を現役世代に負担させるという賦課方式に変更されました。ただ、今でも多くの国民は自分の積んだ年金を後でもらえるものと考えている者が多く見られます。このような方式を進めるためには、次世代をしっかりとはぐくむ必要があり、国及び地方自治体は制度面及び財政面、育児手当の充実等で大きくかじを切る必

要があると考えます。

一方で、他国を例に見ますと、日本の合計特殊出生率は2003年で1.29と悪化の一途をたどっておりますが、しかしフランスでは1.91と比較にならないほどの数値を示しています。これはフランスでは国、地方自治体がしっかりとした制度をつくり、子育てをサポートしていることにあります。一例ですが、ある家族の子どもが生まれるときに、12週間の出産休暇をとると、国はその期間の給与を全額保障し、子どもが小さいので週5日の就労を4日にすると、1日分の給与を国が負担、1日8時間で週5日のベビーシッターは月額1,000ユーロ支払うのですが、これも社会保障費でその給料の80パーセントを国が負担し、そしてベビーシッター費用は所得控除の対象となるほか、2人以上の子どもがいる家庭への家族養育手当は、その子が成人になるまで支給、またシングルマザーにも支給されると聞いております。また、フランスでは3人以上の子どもがいる家庭は、大家族と認定され、市内の交通機関は半額、国内旅行の国鉄料金は3割減、そして動物園、美術館、博物館などは無料、学校の給食代も割引、アパートも市所有の住宅に入居でき、家賃補助も出されるなど、70年代後半から育児手当の増額や援助対象者の拡大に取り組み、託児所の増設、父親を含めた育児休業制度の充実で、休業給も国が保障しており、フランス政府は子どもを持つ家庭が子どもを持たない家庭に比べ、不利にならないことを原則に積極的に関与しております。

日本も子育ての負担感を積極的に解消することが必要であり、年金制度を50年、100年後まで安定的に進めるためには、それを支える世代のために、国が取り組むこと、地方が進めることの2本立て施策が必要であります。国レベルの個人に対する制度、財政面の充実に加え、地方におきましても、独自のもの、例えば財政的に難しいときではありますが、本市においても若い家族の定着と子育て支援のために小樽市に住民登録のある両親に子どもが出生した場合、何がしかの助成をする子育て支援制度を検討することはできないでしょうか。他都市の状況を含め、ご所見をお聞かせください。

なお、若い世代は消費活動がしっかりしており、地域の経済活動に寄与するものと思われれます。本市の将来を担う若い世代の確保は、明るい未来を切り開くものと考えます。

次に、関連して質問します。

国の示す構造改革基本方針の第1部に示されていることは、官から民であります。国が行っているさまざま直轄事業は、高コストとサービスの固定化につながっていると指摘されております。

そこで民間の創意工夫により、コストの削減と良質なサービスの実現、そして雇用の創出を目指しております。このような観点から、福祉部所管の各種事業について、17年度以降の民間委託の計画について、基本的計画がございましたら、お示しください。このことによる利用者へのサービスの向上、本市の財政効果について、お示しください。

次に、家庭ごみの有料化について質問します。

平成17年4月より始まりますこの実施に向けた住民説明会が、各町内会を中心に各所で行われております。連日夕刻に行われており、説明を担当されておられる職員の皆さんには、たいへんご苦労さまです。

そこで今回の説明会は、200か所にも及ぶとお聞きしておりますが、直近での参加人数、この問題に対する市民の関心度について、主な質問項目を含めお聞かせください。

また、ごみ有料化についての建設的な要望、意見等には、どのようなものがありましたか、お聞かせください。

また、新たに取組まなければならない課題、問題がございましたらお示しください。

次に、関連して質問します。

廃棄物処理施設の工事が始まりましたが、焼却施設では分別された焼却可能な廃棄物が100パーセントとなることが理想ではありますが、その中には難燃材等の紛れ込みも予想され、塩素系ダイオキシン以外の臭素系ダイオキシン類の発生が考えられ、空気中に放出され、拡散することにより、自然界への影響が心配されるところです。このような施設での周囲の環境について、特にどのような配慮が必要となりますか。最新の焼却施設の事例を含め、考えられる対策について、伺います。

次に、教育委員会に質問します。

小樽の教育につきましては、過去さまざまな問題が指摘されておりましたが、歴任されました教育長をはじめ関係者の皆様により、少しずつ児童・生徒への教育がよい方向に進んでいるものと考えております。しかし、小中学校の行事等で、国旗・国歌の進め方は一般社会から見ますと、一種異様な別世界が存在する感を否めません。もっと新しい世代に対して、平和を愛する国民、そして日本人として国際社会の中でさまざまな活動を通して、政治、経済、そして文化に貢献できる素養を身につけてもらえる教育が必要と思われまます。新教育長の本市児童・生徒に対する教育への基本方針について、前述のことを踏まえご所見をお聞かせください。

次に、教育委員会所管の望洋サッカー・ラグビー場の整備が進められ、来年6月に供用開始が待たれておりますが、かつてこの周辺には総合運動公園構想があり、市民は現在でも市民の憩えるゾーンの整備を期待しています。構想がとんざしたとはいえ、周辺整備は進んでいて、この後の整備が期待されています。今後、整備計画等がありましたらお聞かせください。

また、今後、整備を考えると、財源に無理がある場合、市民ボランティアを募集して、社会参加と経費節減を兼ねた方法の検討を提案いたします。

次に、関連して質問します。

現在、エイズをはじめ性感染症は世界的問題であります。この解決には未成年者の教育が不可欠であります。若者の人工妊娠中絶や性感染症の広がり、静観することができないものと考えます。厚労省によりますと、2003年の10代、1,000人当たりの中絶件数は、全国の15歳から20歳未満は11.9件、10年前の2倍、19歳の女性では50人に1人が中絶している計算となっております。札幌医科大学名誉教授の熊本教授によりますと、クラミジアなど八つの感染症の全国り患率は、2001年度で15歳から19歳が1.1パーセント、20代前半、後半それぞれ2.0パーセントで、20代の男女の50人に1人は性感染症を患っているとの結果が出ております。

そこで、本市の過去5年間のこの事案についての計数的に把握されているものがございましたら、お示しください。

教育現場における同取組は、現在どのように行われていますか。あわせて関係機関、保健所等との連携については、どのように進められていますか、お尋ねします。

同じく関連して、11月12日付け、小樽市小学校適正配置実施計画案につきましては、さまざまな検討が加えられ、児童の教育的環境を踏まえたものが出されたと思われまます。歴史のある学校が廃校となりますことを考慮しますと、しっかりとした説明と理解が必要と思われまます。先月行われました説明会の結果について、直近でけっこうですので、参加人数を含め、その内容についてお聞かせください。

この案で参りますと、登下校時の距離が延びる児童もいます。このことにより児童・生徒が犯罪に巻き込まれることが懸念されており、この抑制には警察を含め、関係機関が一体となって地域住民も交えた防犯が

必要と思われます。教育委員会として同問題に対して、どのような対策を検討されておりますか。また、地域の町内会、老人クラブとの連携等を進めることは考えられますか、お伺いします。

次に、経済に関連して質問いたします。

本市の中分類別全国物価地域差指数から見ますと、総合評価で全国平均を100として、札幌市は102.2に続き、小樽は100.3、以下室蘭市、函館市、釧路市となっており、小樽価格もあり、住みやすいとは言えない場所となっているのが現状ではないでしょうか。物価を下げるには、供給側の努力と経営効率が不可欠であり、この点について行政が何らかの講習、提言、指導を行った経緯はありましたか。

デフレ効果の恩恵を受ける機会の多い市民は少数です。住むのなら小樽と言われるようなまちづくりを経済部の施策に期待しますが、この点について検討が可能かを含め、ご所見をお聞かせください。

次に、平成16年度は小樽市商工業振興施策の助成、融資制度等の見直しが行われ、実施されましたが、その実影響度と今後必要と思われる施策にどのようなことが検討されておりますか、お伺いします。

次に、本市の観光の中心に位置づけられておりますおたる水族館は、建設されて30年以上が経過しております。小樽の顔となっております同水族館の老朽化は、今後、建替えの検討が必要と思われます。また、集客のためには交通アクセスに工夫が必要と思われますが、今後の水族館の在り方、全体像について、お尋ねいたします。

次に、今定例会に上程されております議案第6号ないし議案第31号の使用料、観覧料、入館料等の見直しが20年ぶりに実施されることとなりました。話は少し横道にそれますが、介護保険制度の見直しの中で、予防給付の導入として、ヘルパーへの依存が高いことで身体機能が低下、重度化して、給付費増となっているとのことで、そこで要支援や要介護になるおそれのある高齢者を対象にした予防事業を導入し、市町村ごとに地域包括予防センターを開設、一貫性のある介護予防システムの総合的な相談窓口とし、要介護者の増加を抑えることを打ち出しました。つまり、高齢者が健康を維持し、疾病や要介護とならない施策を進め、積極的に社会参加につながることを考える必要があります。今回の諸料金の値上げが足かせにならないよう祈ります。

よって、本市の文化施設や体育施設はその目的に対応できる大切な社会資本です。このような観点から応分の負担が必要ではありますが、気軽に使用できて、負担感を感じさせない取組が必要です。今後、市民がサークル等で使用するとき、少額の割引を行う等、同議案を多くの方々の利用増に結びつけていくことが肝心です。検討できませんか、お尋ねします。

また、今回の値上げは、本市の試算では4,200万円ほどの収入増を見込んでおりますが、その計算に無理はありませんか。ふれあいバスも同じですが、一時的な利用減もあると思われ、その点についても考慮されて試算されているのでしょうか、お尋ねします。

次に、港湾に関連して質問します。

天然の良港である小樽港は、戦前より商業港として繁栄してきました。しかし、現在は道央圏を含め、同港湾施設を活用した物資の流通は徐々に他港へと離れ、現在は大型フェリーの旅客貨物や輸入穀物類の取扱いが中心のほか、運河周辺地区は観光地に変わってきております。一方で新たな地域開発の核としてつくられました石狩湾新港は比較的順調な貨物取扱量で推移しております。そんな中、小樽港も昨年設置されましたガントリークレーンの導入で、コンテナ貨物の取扱量は昨年実績を大きく上回ってきております。小樽港の一部は北海道遺産にも指定されていることから、港湾全体の維持が課題であり、今後が期待されるところ

です。同時に同港湾にかかわる周辺地域の土地利用に関しては規制緩和も促進され、観光機能を有する港としての期待も膨らんでいます。現在800万人を超える観光客が本市を訪れており、これら観光客をふ頭地域を中心とした整備により、ウォーターフロントへ誘導し、さらなる継続的な観光の発展が求められております。

質問します。小樽港の50年先、100年先を見据えた港湾の使われ方、全体像について検討事例を含めお聞かせください。

以上、再質問をいたしませんので、市長、教育長、関係理事者の市民が安心して暮らせる、そして希望を帯てるご答弁を期待して、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 吹田議員のご質問にお答えいたします。

最初に、財政問題について何点かご質問がありました。

初めに、財政健全化の取組についてでありますけれども、昨年の議会にお示しました財政健全化の見直し、対象事業50項目のうち、本年第3回定例会までに41項目を実施いたしました。現在進行中の項目について、その概要を説明しますと、まず人件費の抑制では、今年度、調整手当の廃止や退職時の特別昇給の見直しを進めるとともに、職員給与についても今年度3パーセントの削減に続き、17年度は5パーセントの削減を実施することとしております。歳入歳出の見直しといたしましては、交通災害共済事業をその制度創設の目的が達成されたことから、今年度末をもって終了することとし、民生施設、文教施設、社会体育施設など、使用料の改定をそれぞれ今定例会に提案しておりますが、このほか入湯税の課税免除の廃止についても、引き続き検討しております。そのほか行政改革の取組として、歳入確保策では、10月に昨年に続き管理職員による市税滞納者に対する電話催告を実施したほか、旧職員会館建物と敷地など遊休等資産の売却を進めているところであります。また、平成17年度から市立小樽病院の給食業務の民間委託や中央保育所についても民間移譲することとし、今定例会に関係議案を提案しているところであります。今後とも財政健全化への取組を緩めることなく、着実に実施してまいりたいと考えております。

次に、平成16年度の決算見込みでありますけれども、年度半ばでありまして、法人市民税など不確定要素もありますが、景気低迷の影響で個人所得の減や納税義務者の減、収納率の低下による減収が危ぐされ、税収の予算額確保は厳しい状況であると認識しております。また、地方交付税のうち普通交付税の減収分は地方消費税交付金の増額で相殺される見込みであります。特別交付税は例年になく大規模な災害が各地で発生しており、減収が予想されます。平成16年度予算の執行については、厳しい財政状況を踏まえ、年度当初から危機意識を持って経費節減に努めるよう通知をし、財政健全化債の導入や遊休資産の売却などの財源確保に努めておりますが、19億円という大きな赤字を解消するのはたいへん難しい状況になると認識しております。

次に、政府与党の示した三位一体の改革の全体像についてでありますけれども、率直に言って、全体像が見えたとか評価できるとは言いがたいと感じております。その理由としては多くの課題が先送りされるとともに、平成19年度以降の将来像が不透明であり、地方にとって不安定要素を残している点であります。焦点であった義務教育費は、地方案に配慮し、一定の方向性が見えますが、あくまで暫定措置で来年秋の中央教

育審議会の結論を待たなければなりません。また、地方案では削減対象としなかった生活保護費、児童扶養手当負担金の削減について、平成17年度中に検討を行い、18年度に実施するとされましたが、これらは格差なく国による統一的措置が望まれる項目でありますので、制度自体の抜本的な見直しはなされない以上、削減されるべきではないと考えております。

また、最も注目しておりました地方交付税については、平成17、18年度の2か年間は、大幅な削減は避けられましたが、削減の方向性に変わりはなく、今後の動向を注視していく必要があります。

税源移譲については、所得税から個人住民税への移譲が明記されましたが、その額は2兆4,000億円程度にとどまっており、ふじゅうぶんな感があります。いずれにいたしましても、平成17年度の具体的な姿は年末の国の予算編成を待たなければならず、今後の情報収集と内容の分析が必要ですが、今のところは不確定要素が多く見通しを立てられる状況にはありません。また、平成17年度予算編成についての考え方でありますが、既に所管部では具体的な予算編成作業に入っております。その中で平成15年度決算を踏まえて、各部に予算要求額を指示するなど、経費削減を目指しておりますし、今議会でもご議論いただく使用料改定や職員給与の独自削減など、財政健全化の取組も着実に進め、財源不足の圧縮に努める所存ではありますが、16年度決算の赤字解消が困難な状況にあることも含めて、たいへん厳しい予算編成になるものと考えております。

次に、中越地震に関連して防災対策についてのお尋ねでありますけれども、本市の地域防災計画は平成5年の南西沖地震、平成7年の阪神淡路大震災を受けて、地震・津波対策が緊急課題となったことから、平成9年にそれまでの計画を大幅に見直し、特に地震・津波発生時における初動活動体制、情報連絡体制あるいは避難誘導などの具体的な地震災害応急対策を加え、改訂してきているところであります。

次に、大震災が発生した場合のシミュレーションでありますけれども、大地震が発生しますと、まず対策本部を設置し、情報収集を行いながら、人命を最優先にした救助活動を行うなど、安全な場所への避難誘導などを行うこととなります。その後、避難者への対応、ライフラインのチェックや復旧などを各関係機関との協力の下、実施していくとともに、自衛隊への派遣要請や、北海道や他の市町村への協力要請を行っていくこととなります。なお、今回の中越地震のような大災害では、小樽市だけの被災は考えられず、北海道に対策本部が設置され、北海道主導の下、各自治体と一体となった対応がなされるものと考えております。また、被害が一定規模以上になりますと災害救助法の適用となり、北海道による避難所、応急仮設住宅の供与など、応急救助活動が実施されることとなります。

次に、市と自治会との意思疎通の関係でありますけれども、ライフラインがとまるような災害時になりますと、災害発生時に市としてできることは限界があり、市民の皆さんの協力なくしては災害対策は成り立ちません。市といたしましては、災害が発生した場合、町会などにおいて、まず災害弱者の安否確認を行うなど、被災者の救助に当たっていただくことが重要と考えており、そのためには自主防災組織をつくるなど、日ごろから災害発生時に備えることが重要なことと考えております。これまでも地域の防災訓練への立会いなど、連携を深めてまいりましたが、今後とも町会などと協議を行い、自主防災組織の立ち上げにつなげていきたいと考えております。

次に、石狩湾新港の土地利用計画の関係でございますが、石狩湾新港地域の銭函4丁目は、札幌圏に隣接し、また国道337号と道道新川通が交差する位置にあることから、開発ポテンシャルは高く、企業の立地によって本市経済の活性化に大きく寄与するものと考えております。一方、用途規制が緩和されますと、今までより幅広く土地利用を図ることが可能となり、土地需要は高まるものと考えられますが、道央圏の生産・流

通拠点を目指すとする開発目的に支障を及ぼすおそれのある施設などの立地につきましては、特別業務地区の指定によって規制することを考えております。また、当該地域の円滑な経済活動を誘導するためには、業態を勘案し、立地企業等を適正に配置することが必要となります。このため、市といたしましては、今後の工業・流通の発展動向や社会変化などを考慮しながら、また北海道や土地所有者である石狩開発株式会社とも連携し、土地利用を検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉問題について何点かご質問がありましたが、まず生活保護申請前の母子家庭等への関係部署での対応等ではありますが、福祉部相談室においては、水道料減免等の福祉サービスや、生活福祉資金貸付けのほか、児童扶養手当など諸施策の活用により、生活を確保していくことができないかどうかといった相談を受けているところであります。また、保護申請により保護が開始となりましたら、早期に自立を図っていただくため、就労可能な方については、就学前の子どもの保育所入所手続の指導や就業指導員による就労指導を行うなど、自立支援を行っております。

次に、自立支援にかかわる関係部局との連携であります。福祉部では子育て支援課が児童扶養手当の申請、さらには看護師やホームヘルパー等の資格取得への経済的支援のための母子家庭自立支援給付金支給事業を行うとともに、母子寡婦福祉資金貸付窓口の母子相談室などと連携を図っております。また保護課ではハローワーク等と連携をとり、就業指導に力を入れております。新たな取組であります。現在、厚生労働省の生活保護制度の在り方に関する専門委員会で生活保護者に対する自立支援プログラムの導入を検討しており、その推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、次世代育成行動計画の基本方針であります。昨年8月に示された国の計画策定指針において、「地域における子育て支援」や「母性・乳幼児の健康確保」など、7項目の方針が示されております。現在、ニーズ調査結果や市民協議会のご意見を踏まえ、計画素案づくりに入っております。仕事と育児の両立はもとより、専業主婦家庭に対する支援、子どもの安全、教育・生活環境の整備など、広い視点から策定を進めているところであります。

次に、出産に当たっての助成制度であります。今年度、児童手当の支給年齢が拡大され、経済的支援の拡充が図られております。本市の児童手当に要する一般財源は16年度見込みで約6,700万円となっており、現状において市独自の祝い金的な制度の新設は困難であると思っております。また、他都市の状況であります。そうした制度を実施している市町村があることは承知しておりますが、道内の主な都市では聞いておりません。

次に、福祉部所管事業の委託計画でありますけれども、児童館や老人福祉施設等は既に委託となっております。17年度以降につきましては、中央保育所の民営化を今議会に提案しており、また公立保育所につきましても、指定管理者制度導入や民営化も含め、担当課で検討しているところであります。

次に、利用者サービスの向上と財政効果であります。各施設の性格や規模により、一律には申し上げられませんが、民間による柔軟な運営により、利用者ニーズへの迅速な対応が期待されます。また、財政効果であります。今年7月から指定管理者の運営となったさくら学園の例を年間ベースで積算した場合、約4,000万円ほどの財政効果があると考えております。

次に、家庭ごみの減量、有料化について何点かお尋ねがありましたが、初めに説明会の開催状況であります。町会、自治会などのご協力を得て、これまで約190か所で開催し、参加者は約8,700人となっております。なお、地域での説明会に参加できなかった方などについては、12月12日に市庁舎で開催する説明会に参加していただけるよう呼びかけているほか、今後も地域や団体などから要望があれば、随時説明会を開催し

ていくことで、最終的には200か所程度の開催回数になるものと考えております。

次に、説明会での主な質問項目であります。指定ごみ袋やごみ処理券を使つての燃やすごみ、燃やさないごみの出し方や資源物の分別方法、また市民サービスについては、ふれあい収集制度の内容、ごみネットなどの助成に関する質問が多くありました。

次に、ご意見、ご要望であります。新しい分別方法を高齢者にもじゅうぶん理解できるよう、今後の説明書などの作成において考慮してほしい。ボランティア清掃については、専用袋が容易に手に入るよう配慮してほしい。過剰包装の見直しなどを事業者にも働きかけるべきである。そのほか、乳幼児などの紙おむつを排出する際の費用負担を軽減してほしいなどの意見がありました。これらのご意見、ご要望につきましては、今後の施策を検討する際の参考とさせていただきたいと思っております。

また、今後の取り組むべき課題としましては、他地域から車で来てルールを守らずにごみステーションへごみを排出することについての対策、またごみ減量やごみ出しルールに関心が低い方への指導の徹底などが挙げられるものと思います。

次に、塩素系ダイオキシン類以外の臭素系ダイオキシン類の対応でありますけれども、現在、環境省において毒性と環境における存在の調査を行っているところであります。焼却施設内での発生メカニズムが解明されていないため、国として規制する段階に至っていないのが現状であります。このことから、最新の焼却施設であっても分別の徹底以外の対策は特にとられていない状況であります。北しりべし廃棄物処理広域連合としては、今後の国の調査研究に基づく発生抑制、排ガス対策が明確になった段階で周辺環境に与えることのないよう対応していく考えであります。

次に、本市における過去5年間の人工妊娠中絶と性感染症についての数でございますけれども、人口1,000人当たりの人工妊娠中絶数は、15歳から20歳未満において、平成11年度32.7人、12年度32.1人、13年度30.5人、14年度28.7人、15年度26.3人と推移しており、これは全国平均よりも約3倍近い高い数値となっております。性感染症数については、本年11月に性感染症をテーマとした市民フォーラムを開催するに当たり、小樽市内の実態調査をいたしております。市内13関係医療機関に対し、10月1か月間における性感染症患者受診数について調査依頼したところ、10の医療機関から回答が寄せられ、1か月間に64件の性感染症が診断され、そのうち20歳未満患者数が25パーセントに相当する16件との結果を得ております。これらの結果から小樽市におきましても、全国と同様に若年者層に性感染症が拡大している可能性が示唆され、今後さらに詳細な感染者数の把握と対策が急務と考えております。

次に、経済問題について何点かお尋ねがありましたけれども、最初に中分類別全国物価地域差指数でありますが、この調査は価格決定に関するさまざまな要素を幅広く調査をし、価格の店舗間格差、地域間格差などの実態を解明し、国における物価対策などの基礎資料を得るため実施されております。本市は道内では札幌市に次いで指数が高く、全総合で100.3と全国平均を上回っております。これにはさまざまな要因があると思われませんが、一つには大都市札幌に隣接していることにより、通勤・通学者が多く、生活圈や雇用環境などが相当重なり合っていることによるもの、さらには人口減少が続く中、高齢化率が増加することにより、市全体の購買力が減少し、消費が縮小していることなどが考えられます。これまで価格調整を目的に自治体として提言、指導などは実施しておりませんが、いずれにいたしましても、それぞれの物価の分野で大きな地域格差が生じることになれば、これは是正することが必要であり、今後とも実態を把握しながらじゅうぶん注視してまいりたいと考えております。

次に、住むなら小樽と言われるようなまちづくりということでございますが、住みよさに必要なポイントといたしましては、住環境、教育環境、福祉環境など、さまざまな分野における優位性を基本に、さらに個々の考え方や価値観を重ね合わせ、人が住む場所を決定するものと思っております。近年は温暖な気候、自然環境など都市機能よりも自然の豊かさを重視している傾向にあると聞いております。また、経済分野におきましては、働く場所の確保、消費者ニーズにあった物販機能、コミュニティ機能が高い商店街などが住みたいと思われるまちづくりを進める上で重要な要素と考えております。

次に、商工業振興策についてでありますけれども、本市の厳しい財政状況の中で、本年4月から中小企業等振興条例の一部改正により、各種支援制度の縮小や見直しなどを実施いたしました。これまで市内中小企業等の皆さんと意見交換をする中では、特に大きな影響もないと伺っており、ご理解をいただいているものと考えております。

次に、今後必要と思われる施策についてであります。本市の高齢化の現状を踏まえ、コミュニティビジネスの創出や魅力ある商店街の再構築などが大切であり、また人口減少社会の中において地域の購買力の低下を補てんするため、現状においては地域の特性を生かしたサービス産業の活性化が即効性を持ち、地域の活力を維持するキーワードと考えております。そうした観点からも、現在、地域経済活性化会議において進められている観光を切り口としての事業として、今後のアジア市場を見据えたニーズ調査や観光客の受入れ態勢の充実を図るため、より専門的な観光に関する知識を持つ人材の育成などが重要な施策であると考えております。

次に、おたる水族館でありますけれども、昭和49年に現施設がオープンして以来、イルカスタジアムやラッコ館、セイウチ館など魅力ある施設づくりに順次取り組んでまいりましたが、本館部分については、経年劣化による老朽化が進んでおります。新館建設に向けた具体的な動きはありませんが、現在、全国の類似施設の状況について、情報収集に努めている段階と伺っております。

次に、水族館への交通アクセスであります。集客力の向上を図るためには、市中心部、とりわけ観光スポットからの交通利便性を高めていくことが重要な要素であると受け止めております。今後とも小樽水族館公社とどのような方法があるのか、検討してまいりたいと考えております。

次に、使用料改定についての関係でありますけれども、まず少人数のグループに対する割引制度であります。博物館、美術館など文教施設や鯉御殿の入館料においては、現在20名以上の団体について通常入館料の8割の入館料をいただいております。より多くの方々にご利用いただくためにも、利用しやすい環境整備や展示の工夫など、さまざまな取組が必要であると考えておりますが、ご提言の少人数グループについての割引制度については、研究してまいりたいと考えております。

次に、使用料改定に伴う増収見込みであります。このたびお示しした約4,200万円の増収見込みにつきましては、平成16年度予算の算定根拠を改定後の使用料に置きかえて算出したものであります。ご指摘のとおり、改定に伴う一時的な利用減も考えられますが、このたびの算定においては、これらの要因は考慮いたしておりません。

次に、港湾問題でありますけれども、小樽港は運河や北防波堤といった歴史的遺産や他の港にはない市街地との至近性などの魅力を有し、物流面にとどまらず、市民生活や観光面においてもさまざまな可能性を有する都市経営上貴重な財産であると認識しており、これらの歴史的遺産を適切に維持・管理し、後世に伝えていくことはもちろん、物流空間としての機能が低下した地区や第3号ふ頭周辺のようないわゆる都市軸の

中で重要な位置を占める地区については、新たな物流空間や観光面の魅力向上に資するよう、再開発を進める必要があると考えております。小樽港の将来の姿としては、歴史的な「みなとまち」としての魅力大切にしつつ、日本海側の物流拠点としての立場を堅持し、親水機能と調和がとれた「にぎわい空間」であるべきと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 謙) 吹田議員のご質問にお答えいたします。

まず、国旗・国歌の指導についてであります。子どもたちに我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成するために行われるものでございます。したがって、学校教育にとって大切なことは、国旗・国歌にかかわる指導はもとより、国民として必要とされる基礎的、基本的な内容を確実に子どもたちに身につけさせることにあると考えております。そのため、私は、常日ごろ子どもたち、とりわけ小樽の子どもには良好な教育環境の下、よりよい教育を受けさせたいと願っております。小樽の学校教育推進の基本方針として、「心身ともに健康で未来を担うふさわしい人間性豊かな児童生徒の育成」を掲げておりますが、その実現に向けて市民の教育に対する期待やニーズにこたえるべく努力してまいりたいと考えております。

次に、望洋サッカー・ラグビー場周辺の今後の整備計画であります。現在のところ新たな計画は持ち合わせておりませんが、来年6月に供用開始を予定しておりますサッカー・ラグビー場については、スポーツ競技の場としてのみならず、広く市民などに親しまれる憩いの場として活用するための環境づくりが必要と考えてございます。そのため、豊かな自然を生かしながら、隣接する朝里川温泉地区と連携を図り、市民や観光客のくつろげる地域として周辺一帯を活性化していく必要があるものと考えております。

次に、学校における性に関する指導の取組についてであります。小学校の体育や中学校での保健体育の学習をはじめとして、理科や総合的な学習の時間などで学んでおります。とりわけ、中学校3年生の保健体育の学習では、性感染症の予防やエイズについての理解を深めております。これらの教育活動では、保健所ばかりでなく、助産師会の出前授業を依頼するなど、専門的な知識を持つ外部講師を積極的に活用する動きが広がりを見せてございます。今後もこれらの学習を通して子どもたちが適切に行動できるように、授業の工夫・改善に向けて、各学校に指導してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、このたびの小学校適正配置実施計画案についての説明会の結果についてでございます。11月19日の北手宮小学校を皮切りに、12月4日まで延べ13会場で保護者、町内会、校友会の方々への説明を終えたところでございます。意見・要望などの概要につきましては、現在、集約中ではありますが、13会場で約500名以上の出席者がございました。会場によりましては、多い会場、少ない会場もございましたが、私どもの集約では約500名強というところでございます。まとめ次第、学校適正配置等調査特別委員会において報告してまいりたいと考えてございます。

最後に、登下校時の防犯対策についてでございます。児童の登下校時の安全確保につきましては、私ども最も重要な課題と受け止めております。現在、地域の方々や市P連の会員の協力を得て、全小学校で子ども110番の活動でありますとか、春、夏、冬休み前後にボランティアによりますふれあいサポーターの通学路の巡視活動、そのほか交通指導員の活動など、協力をいただいているところでございます。今後も地域町内会をはじめ、学校、PTA等、さらにはご指摘の警察をも含めた関係機関との連携を図りながら、今まで以

上、通学時の児童の安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時10分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 小 前 真 智 子

議員 山 口 保

平成16年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第3日目

平成16年12月8日

出席議員(32名)

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院局長	小軽米文仁

消 防 長 相 沢 雄 司
監 査 委 員 長 旭 一 夫
事 務 局 長
財 政 部 財 政 課 長 小 山 秀 昭

教 育 部 長 中 塚 茂
総 務 部 総 務 課 長 長 瀬 幸 一

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 北 出 晃 也
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美 千 子

閉議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、大橋一弘議員、森井秀明議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第35号並びに報告第1号ないし第6号」を一括議題とし、昨日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 28番、高橋克幸議員。

（28番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

28番（高橋克幸議員） 第4回定例会に当たり、公明党を代表し質問いたします。

初めに、財政問題であります。

政府は11月26日、いわゆる三位一体改革の全体像として、2005年度と2006年度の予算で総額2兆8,380億円の補助金の削減を決定しました。地方への税源移譲額としては、2004年度分を加えて、2兆4,160億円となっております。初めに、この改革についてどのように評価されているのか、市長の見解を伺います。

また、これらの改革によって、本市への影響はたいへん大きなものであると思いますので、本市に与える影響額についてお示しください。

さらに、今後の財政健全化に向けての考え方について、あわせて見解を伺います。

本市の本年度の予算は、19億円の歳入不足として、いわゆる赤字予算として編成され、16年度の事業がスタートし、9か月になります。現在の財政状況について、前年度と比較しての説明と、本年度、特に留意している点について見解を伺います。

まもなく、平成16年から17年と新しい年を迎えます。平成17年度の予算編成においても、大変な困難が予想される所であり、早めの作業に入られているのではないかと思います。聖域なき見直しという姿勢で、16年度の予算編成でしたが、さらに厳しい17年度予算編成に当たって、今後の考え方について、市長の見解を伺います。

今後の財政状況を考えますと、平成16年度の赤字額19億円は、このままでいきますと平成17年度に繰上充用となります。まず、このマイナス19億円について、どのような努力をされてきたのか、内容と金額についてお答えください。

平成17年度の予算を本年度ベースで編成した場合、再度19億円の赤字予算となり、先ほどの繰上充用と合計すると、38億円のマイナスとなります。このような計算でいきますと、平成18年度には60億円を突破し、赤字再建団体となってしまうのではないかと考えられます。この点について、どのように認識されているのか、また、これらの対策について市長の見解を伺います。

財政のポイントである歳入については増額、歳出については減額の方策を検討し、財政運営をされてきたと思いますが、平成15年度と比較し、平成16年度の現在までの状況について、どのような対策を実施されたのか、その効果と今後の見通しについて具体的にお示しください。

これからの厳しい財政状況を考えますと、一般会計から繰入れをしている特別会計や企業会計の事業の在り方、行政コスト縮減など抜本的な見直しや検討がさらに必要になると考えます。特に、懸案となっている新市立病院の建設については、条件の一つになっている赤字決算とならないように、多額の繰入れがあり、

一般会計の状況を考えますと、大きな影響が想定されますが、改めてこの新病院建設に対する市長の考え方を伺います。

また、この繰入れについて、各会計での課題や問題点はどのようなものなのか、今後の繰入れ基準の見直しなど、どのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、行政改革についてであります。

これまで本市では、新行政改革実施計画に基づき、平成9年より行政改革を進めてきました。この計画の第1次改訂、第2次改訂では、多くの項目が実施され、財政効果も一定程度上げることができたようであります。まず、これらの内容として計画された項目、そのうち実施された項目数、率、そして財政効果も含め、お示してください。

また、未実施の項目の主なものについて、その理由とその後の経過についてお答えください。

次に、平成16年度以降の実施計画について何点が伺います。

給与制度等の見直しの中にある特殊勤務手当についてですが、この手当については、市民から理解されないような内容や時代にそぐわない内容などがあり、じゅうぶんに検討をしなければならない内容だと考えます。当分の間、15パーセント削減となっていますが、なぜ一律の率なのか、この間の経過の内容と今後の考え方についてお示してください。

退職手当の見直しについてですが、これに関連して問題になっているのが、退職時の昇給問題であります。この問題については、市民からも納得できないとの声も多くありますが、どのように検討されてきたのか、その経過と今後の考え方についてお示してください。

人材育成の充実についてですが、21世紀に入り、価値観の多様化や情報技術の進展、地方行政を取り巻く環境が大きく変わってきている中で、これらに対応するために、よりいっそうの市職員の資質の向上がますます重要になってきています。そのため、実施計画では、人材育成基本方針の策定、人材育成計画の策定が掲げられていますが、この内容についてスケジュールも含めお答えください。

また、計画の策定に際し、より具体的な内容、効果のある実施内容が重要であると考えます。これらについてはどのように検討されているのか。

また、接客や発想の転換など、行政に求められている点について、民間との協力関係はどのように考えられているのか、見解を伺います。

行政の情報化サービスの向上についてですが、この実施計画では、具体的な項目や内容がなく、そもそもこれは実施計画とはとても言えないものと考えます。少しでも推進しようという姿勢が感じられず、21世紀プランにもある重点施策にもかかわらず、なぜこのような計画なのか、見解を求めます。

この項の最後に、遊休資産の活用・処分の促進であります。数年前から積極的に活用・処分がされていると伺っています。まず、平成11年度以降に実施された件数、面積、金額について、年度ごとにお示してください。

また、今後の予定や考え方についても、あわせてお答えください。

さらに、市民にはどのように情報を提供されているのか、お示してください。

この遊休資産の中には、がけ地など、実際には使用が難しい土地もあると聞いていますが、遊休資産情報が一元化されていないため、全体像がよく見えません。所管されている部や課だけがわかっているという構図では、実施計画の進ちょく状況や全体観に立っての行政判断にも影響が大きいと思われる。庁舎内に一

括集約、情報管理をし、一目で理解できるように、GIS（地理情報システム）などを活用し一元管理しますと、市長も早くわかるでしょうし、情報公開もやりやすいと考えますし、提案したいと思いますが、見解を伺います。

次に、GIS（地理情報システム）についてであります。昨今、ブロードバンドの普及と携帯電話の情報通信機器の高度化により、今後、ますますインターネットが国民生活に浸透し、多種多様な情報通信ネットワークを利用した情報の受発信が手軽に行えるユビキタス社会の到来を予感させるものであります。さて、行政においても、情報化の進展は着実に進んでおり、GISの導入を検討する自治体も増えているようです。道内34市の状況であります。個別GISを含め導入しているところは、小樽市も含めて18市となっており、50パーセントを超える率であります。この点についてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

本市においては、平成16年にGISに利用できるデータのデジタル化の事業が進んでおり、今後のさらなる推進を期待するものであります。このデジタル化事業の内容とGISとの関係性、事業額についてお答えください。

また、これらを活用しての今後の課題や考え方についても、あわせて見解を伺います。

次に、GIS関連の基礎調査についてであります。GISは次世代の社会情報基盤とその有効性が注目をされており、行政内で個別に蓄積されてきた地図情報の統合化や情報の共有化、業務の省力化、そして住民サービスの提供を目的として導入すべきだと思います。今後の情報化を考えると、統合型GISを前提として、GISの全体像や方向性を明記した基本方針の策定が必要であると考えます。そのためには、国のIT戦略における統合型GISの動向や先進都市の事例、庁内における地図利用状況や既存システムの調査・分析など詳細な調査を行う必要があります。まず、この基礎調査をしっかりと実施していただきたいと強く要望、提案いたしますが、いかがでしょうか。先ほどの地図情報のデジタル化の事業についても、個別的な事業ではせっかく予算をかけたわりに統合的に使用できなければ、無駄な重複費用が懸念されるところであります。統合型GISの全体像を確立し、現状での事業、作業の位置関係が明確になるようにすべきと考えますし、今後、少しでも予算が計上されたときの優先順位や方向性も含め、明文化することが必要であると考えられるからであります。市長の見解を伺います。

次に、防災情報の充実についてであります。今年は自然災害の多い年であり、新潟県中越地震が発生後、今も大変な状況の中で、避難をされている方も多く、一日も早い復旧や対策を願うものであります。また、多くの台風が日本に上陸し、各地に大きなつめ跡を残し、被害についても大きな影響が出ているところであります。本市においても、経験したことのない台風による強風によって、大きな被害があり、ライフラインの重要性を改めて考えさせられたところであります。これらの災害によって、小樽市はもとより、市民の多くが防災に対する認識の変化や準備の大切さを痛感されているのではないかと考えます。これら防災に対する認識と今後の考え方について市長の見解を伺います。

今回、特に気になったことは、防災情報や災害情報など情報が混乱したり、未確認や情報収集の不備、避難所の認識不足など多くの問題点が浮き彫りになったと思います。この原因とこれからの課題や対応策について見解を伺います。

また、警察、消防、北電、北ガス、水道局を含めたライフラインの関係者の会議はどのように検討されているのか、お答えください。

次に、小樽市として、庁舎内での情報の共有化であります。防災情報や災害情報について、部や課が違って、一定程度の共有情報が得られるシステムが必要と考えます。また、新聞報道もありましたが、災害の支援や助成のための情報収集についても、部署ごとに同じ内容を何回も調査するという弊害をなくするためにも、これらに対する情報化システムも検討が必要であり、早急に対応すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、新しいシステムを進めている他都市の例がありましたので、ここで紹介いたします。甲府市では、以前から災害時の相互援助協定を締結している小田原市の協力で、防災情報ネットワークシステムを導入しています。これは、インターネット上で地震や風水害などの災害により避難された方の安否情報システムや災害救援ボランティア情報システムであり、もし大規模災害でシステムがダウンしても、相互にバックアップをしているため、両市のいずれかのサーバーでの稼働が可能となっています。また、ホームページ上には携帯電話からこのシステムへ簡単にアクセスできるようにURLの掲載とともに、QRコード、いわゆる2次元バーコードも掲載しており、携帯電話にこのQRコードを入手しておきますと、ダイレクトにアクセスできるようになっています。ぜひ本市においても、研究、検討されるよう要望いたしますが、いかがでしょうか。

次に、防災のホームページについてであります。小樽市のホームページにも防災についての情報が掲載されていますが、内容の充実が必要と考えます。見やすく、わかりやすくするために、もう少し具体的な情報内容を増やしていただきたいと要望いたします。例えば、「ライフラインがストップしたそのための」というようなタイトルで、実際の経験値を考慮したものや備蓄の具体数や非常備品、非常持ち出しなどイラストを入れ、理解しやすい内容であります。これらについてどのように考えられているか、見解を伺います。

次に、観光問題であります。

近年、本市の観光産業は基幹産業の一つとして成長し、小樽の経済にとって大きなウエートを占めるようになってきました。しかし、最近の観光入込客数の動向を見ますと、平成11年度ピークであった970万人から減少し、平成15年度800万人となり、今年度以降、700万人まで落ち込むのではないかと懸念するところがあります。これらの動向についてどのように認識をされているのか、市長の見解を伺います。

また、減少の要因と本市経済への影響について、あわせてお答えください。

次に、平成12年度以降の観光産業の本市経済に与える影響についてですが、観光客の年間消費額、経済波及効果と、これに対する雇用効果は、現在までどのように推移しているのか、また、本市の観光振興に対する予算についての推移もあわせてお示しください。

平成14年度に作成された小樽観光コース来ぶらり百選ですが、魅力的な観光資源を楽しんでもらうためのコース提供や市内での回遊性を高めることを目的とし、コースの選定には市民や関係団体などの意見、提案を取り入れたものと伺っています。この百選については、観光客の方にどのように提供されているのか、発行部数は幾らなのか、また、観光客や市民に対してどのように活用されているのか、また、どのような意見があるのか、お答えください。

次に、観光資源の活用についてであります。小樽は他都市と比較して、多くの歴史的遺産や観光資源が存在しています。これをどのように活用していくことができるかということが、小樽の今後の観光振興にとって大きなテーマの一つであると考えます。観光資源の視点として大きなものは、小樽港であります。運河周辺と近接しているにもかかわらず、港を取り巻く複雑な環境の下で、観光に結びついていないのは残念なこ

とであります。特区構想もあるようですが、大きな観光資源としての港及びその周辺に関する位置づけや整備について、今後の方向性や考え方について市長の見解を伺います。

次に、観光資源として以前にも議論されましたが、北運河周辺エリアの考え方です。この地域には北運河をはじめ、手宮線、交通記念館などの資源、施設などがありますが、観光振興に大きく貢献しているとは言えない状況であります。このエリアについての現状と今後の考え方について見解を伺います。特に、交通記念館にあっては、入館者の減少問題、入館料や展示内容、イベント等、さまざまな課題があり、たいへん苦慮されているようであります。財政的な内容も含め、これらの現状課題と対策、そして今後の考え方についてお示しください。

次に、後志地域との広域連携の観光対策であります。この問題は以前から取り上げられているにもかかわらず、あまり進展が見られていないのが現状であります。最近の新聞の中で、ニセコ町長の談話が掲載されていましたが、札幌にはない小樽のまちの魅力や後志圏の中で、観光、ショッピングができる小樽と、自然豊かなニセコや後志地域との連携は、相互の今後の観光振興に大きな影響を与えるものと考えます。観光の広域連携についてはどのように取り組んできたのか、また、課題や問題点は何か、今後の考え方について見解を伺います。

次に、家庭ごみの減量化・有料化についてであります。

11月より家庭ごみの減量化・有料化についての市民説明会が実施されており、私も地元会場の説明会に参加しました。感想としましては、限られた時間内での説明でしたので、説明の大半は資源物として回収される資源ごみの内容と指定袋を買ってもらう有料化についての内容でありました。そもそも、なぜ家庭ごみが有料化に至ったのかというごみ問題の説明や減量化についての内容がわずかな時間で簡単な説明に終わってしまったのは、説明不足の感が否めないと思われまます。この点について、どのように認識をされているのか、今後の周知方法や広報活動はどのように検討されているのか、お示しください。

また、この市民説明会の会場数、参加人数と市民からの意見、要望はどのようなものがあつたのか、小樽市としてそれらについてどのように対応しようと考えているのか、お答えください。

特に、不法投棄を心配する意見も多く、その対策の説明をされていましたが、納得できる内容は残念ながら少ない状況でした。この不法投棄対策について具体的にお示しください。

次に、資源物収集についてであります。ごみとしてではなく、資源物として少しでも多く収集できるかは、周知とごみ分別の徹底であり、市民の意識の向上と協力であります。これらについては、資源化の目標を平成21年度までに1人1日当たりの資源化量を161グラムと掲げ、推進していくとことが既に決まっています。この161グラムという数字は、ごみ問題の先進都市のデータを確認しますと、可能な数字とは思いますが、10年、15年と試行錯誤されながら実施してきたこれらの先進都市の実例を見たときに、平成14年度の16グラムの約10倍の増量を平成21年度までの5年間で本当に達成できるのか、大きな疑問を感じます。この161グラムという目標について、どのように決められたのか、計算根拠と平成21年度までの毎年の目標数値についてお示しください。

資源物収集拡大経費についてですが、平成17年度からの本格的なスタートに当たり、資源物収集運搬の委託についていろいろと検討されていることと思います。そこで、何点が伺います。この資源物収集運搬及び資源物処理の委託方法はどのように考えられているのか、市内の委託可能な業者の状況、業者の選考基準、委託料の積算根拠、委託料の予定額について、資源物ごとにそれぞれお答えください。

次に、市民サービス向上の関係についてであります。先日、函館市へ視察に行ってきました。本市の有料化について、函館市をモデルにしたと伺いましたので、勉強させていただきました。その中で気になる点がありましたので、質問いたします。まず、初年度の歳出経費の総額であります。函館市では約1億9,200万円であり、本市の初年度、17年度の見込概算額は約2億6,300万円となっています。函館市と本市では何が違うのか、項目、内容、金額について、それぞれ対比してお答えください。

次に、函館市では、家庭ごみ有料化の歳出項目の中に、生活保護世帯の指定ごみ袋購入助成費を設けています。内容は、1人当たり1か月90円、年間1,080円の助成費であり、平成15年度の歳出費は総額1,015万3,260円となっています。本市で同様の条件で試算すると幾らになるのか、お示してください。

また、小樽市として、なぜこの助成費の項目が導入できないのか、改めてその理由を伺います。

次に、試供品として有料化前に各家庭へ配布される指定ごみ袋の枚数であります。函館市では、試供品として燃やすごみの袋30リットルのものを20枚、燃やさないごみの袋30リットルのものを10枚、それぞれ配布し、市民に練習してもらったということでありました。本市では、これについて、どのように市民説明会で参加者の皆さんに説明してきたのか、また、枚数を決めた経緯も含めお示してください。

次に、11月に視察させていただきました多治見市の例の中で、参考になるものがありましたので紹介いたします。多治見市では、昭和58年から瓶・缶類の分別収集をスタートし、平成12年には大きな転換期を迎え、それまでの6分別から23分別収集に変更し、市内470か所のリサイクルステーションを設置し、全市で取り組んでいるとのことでありました。ちなみに、1人当たりの1日の資源化量は190グラムであります。23分別の実施に当たり、どのようにしたら市民の皆さんに協力してもらえるかを検討し、一般財源の状況、さまざまなごみの問題などを住民説明会で説明しながら、ごみに対して意識の変革を推進してきました。その一環として、行政も本気になって進めているとの姿勢のアピールも含め、市内470か所すべてのステーションに市職員を配置し、3か月間、この分別の徹底をお願いしてきたとのことでありました。以後、毎年4月だけですが、これらが継続され実施しているようであります。また、歳入の一部を基金化し、市民サービスとして還元を進め、よりごみ対策の理解を得られるように努力を重ねています。これらについて、ぜひ参考にさせていただきたいと要望しますが、市長の見解を伺います。

本市では、地域環境美化協力員という内容がよくわからない項目に経費をかけようと考えられていますが、先ほど紹介したような姿勢の下で、いろいろと検討されてはいかかと思いますが、あわせてお答えください。

次に、「開かれた学校づくり」についてであります。

従来言われてきた「開かれた学校」とは、学校施設の地域社会への開放と言われるような比較的狭義の意味でとらえられがちでありました。しかし、本来の「開かれた学校」の在り方は、単なる学校施設の開放という範囲を超えて、学校施設の社会教育事業などへの開放、学校の管理運営について、地域の方や保護者の意見の反映をはじめとする開かれた学校経営への努力、そして学校教育の抱えるさまざまな問題の打開を積極的に取り組んでいく連携の土壌をつくっていく上で、大きな視点であると思います。この「開かれた学校」について、どのように認識されているのか、また、小樽市内の小中学校に対して、今後、どのように取り組まれていくのか、教育長の見解を伺います。

開かれた学校づくりを推進するためには、明確な目的と対象、そして具体的な方法が必要になるかと思っております。総合的な学習を通じて、地域の方が先生として授業に協力をされたり、あるいは地域の工場やさま

ざまな施設などを見学や実践体験できるように協力する地域の方もいると伺っています。モデル校、実践例がありましたら、お示しください。

また、地域の協力を得るためには、どのようなことが必要と考えられているのか、学校と地域をつなぐパイプづくりをどのように検討されているのか、見解を伺います。

開かれた学校づくりのためには、地域の方や保護者の意見を反映し、その協力を得て、学校運営が行われるシステムを設けることが必要であるとされ、学校評議員制度が確立しました。この制度について、本市の現状はどのような状況なのか、また、懸念される点として、「PTAの延長線ではないのか」「学校長の意見を聞き入れやすい人選になるのではないかなど問題点も指摘されているようであり、これらについてどのようにとらえられているのか、さらに今後の方向性としてどのように考えられているのか、見解を伺います。

また、学校評議員会の中で、今後の開かれた学校づくりに参考になるものがありましたら、お示しください。

次に、問題ある教師についてであります。近年、教師の問題ある行動や犯罪についてのニュースが頻繁に報道されています。教師の仕事は、子どもたちの人格形成にかかわる重要な役割を担っています。ですから、逆に子どもたちに与えるマイナスの影響はとても大きいものであります。当然、多くの教師は日々子どもたちのために懸命に教育指導されていることは認識しています。

しかし、その一方で、一部の不適格な問題がある教師が子どもたちに対し深く影響を与えていることも事実であります。子どもたちは、教師を選択することはできません。同じ教育を受けているにもかかわらず、その効果や人格形成をつくり上げていく中で、深刻な影響が危ぐされるところであります。教師の問題点として、主に考えられるのが次の3点であります。1点目に、服務規律が守れない、あるいはセクハラなど反社会的な行動をする。2点目に、メンタルヘルスなどについて、故意に虚偽の内容を作成し、長期的、継続的に学校から逃避する。3点目に、子どもたちを掌握できない、あるいは授業がうまくいかない、子どもたちの言動に正面から向かない、いじめなど見て見ないふりをするなど、生徒指導ができないことあります。本市では、このような教師について、どのような状況なのか、不適格教員について、どのようなプロセスで決められているのか、どのように対応しているのか、見解を伺います。

次に、スクールカウンセラーについてであります。近年、不登校児童の増加や時代の価値観の多様化による影響など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。このような中で、教育環境の改善や子どもたちへの対応として、スクールカウンセラーが設置されてきました。まず、このスクールカウンセラーについて、どのように認識されているのか、また、今後の方向性を含め教育長の見解を伺います。

本市の状況であります、このスクールカウンセラーの設置がスタートしてから現在まで、どのように経過してきたのか、人数、1校当たりの時間数、カウンセリングを受けた児童・生徒数、費用など、年度ごとにお示しください。

また、カウンセラーによる効果やその事業内容、さらに結果の周知やホームページへの掲載などについてお答えください。

このスクールカウンセラーの活用について、気になる点がありますので伺います。

1点目は、認識と位置づけ及び受入れ体制であります。このスクールカウンセラーが効果あるものとして認識されていなかったり、理解されていないのでは、その効果は半減するものと思われ、学校と子ども

たちのカウンセラーに対するこれらの現状についてお示してください。

2点目に、教員との協力体制の確立であります。カウンセラーが学校にかかわっているのは、時間的にも場面的にも学校のごく一部の断片でしかありません。したがって、いかに教員と協力体制がつかれるかという点が重要であると思います。学校の中で孤立しては、本来の意味がなくなるからであります。学校によって格差があると思いますが、どのような状況なのか、問題点や課題も含め見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 高橋議員のご質問にお答えいたします。

最初に、財政問題について何点かお尋ねがありました。

まず、政府・与党の示した三位一体の改革の全体像についてであります。率直に言って、全体像が見えたとか、評価できるとは言いがたいものと感じております。その理由といたしましては、多くの課題が先送りされるとともに、平成19年度以降の将来像が不透明であり、地方にとって不安要素を残している点であります。焦点であった義務教育費は地方案に配慮し、一定の方向性は見えますが、あくまでも暫定措置で、来年秋の中央教育審議会の結論を待たなければなりません。また、地方案では削減対象としなかった生活保護費、児童扶養手当負担金の削減につきましては、平成17年度中に検討を行い、18年度に実施するとされましたが、これらは格差なく国による統一的措置が望まれるものでありますので、制度自体の抜本的な見直しが必要以上、削減されるべきではないと考えております。また、最も注目しておりました地方交付税につきましては、平成17、18年度の2か年間は大幅な削減は避けられましたが、削減の方向に変わりはなく、今後の動向を注視していく必要があります。税源移譲については、所得税から個人住民税への税源移譲が明らかにされましたが、その額は2兆4,000億円程度にとどまっており、ふじゅうぶんな感があります。いずれにいたしましても、平成17年度の具体的姿は年末の国の予算編成を待たなければならず、今後の情報収集と内容の分析が必要でありますので、今のところは不確定要素が多く、影響額をお示しできる状況にはございません。そのため、新しい財政健全化計画の策定には、今しばらく時間を要することとなりますが、新しい財政健全化計画をどう組み立てていくかが、今後検討していかねばならない大きな課題であります。

次に、現在の財政状況の15年度との比較でありますけれども、一般財源のうち普通交付税が臨時財政対策債を含め、15年度に比べて13億8,500万円もの大きな減収となっていることが最も大きな違いであると考えております。そのほか歳出では、財政健全化の取組で、人件費、一般管理費、建設事業費など、着実に削減し、成果を上げておりますが、扶助費や繰出金、公債費が増加しており、15年度より財政の硬直化が進んでいるものと考えております。また、平成16年度予算の執行に当たりましては、19億円の財源不足を生じている厳しい財政状況を踏まえ、年度当初から危機意識を持って経費節減に努めるよう通知しておりますほか、財源確保のため、財政健全化債の導入や遊休資産の売却などにも努めております。しかし、19億円という大きな赤字を解消するのはたいへん難しい状況にあると認識しております。今後、平成16年度の最終の補正予算までに決算見込みを精査して、対応を検討してまいりたいと考えております。

また、平成17年度予算編成の考え方ですが、既に所管部では具体的な予算編成作業に入っております。

す。その中で、平成15年度決算を踏まえて、各部に予算要求枠を指示するなど、経費削減を目指しておりますし、今議会でもご議論いただく使用料改定や職員給与の独自削減など、財政健全化の取組も着実に進め、財源不足の圧縮に努める所存であります。16年度決算の赤字解消が困難な状況にあることも含めて、たいへん厳しい予算編成になるものと考えております。

次に、19億円の財源不足解消策でありますけれども、16年度では歳入確保策として、財政健全化債を約1億8,000万円導入するほか、遊休資産では旧職員会館の売却も予定し、税の収納対策として、昨年に引き続き管理職の電話催告や未収金対策に取り組んでおります。しかし、単年度での解消は困難でありますので、さらに財政健全化の取組を進めており、現在進行中の項目について、その概要を説明しますと、まず人件費の抑制では、今年度、調整手当の廃止や退職時の特別昇給の見直しを進めるとともに、職員給与についても今年度3パーセントの削減に続き、17年度は5パーセントの削減を実施することとしております。歳入・歳出の見直しといたしましては、交通災害共済事業をその制度の創設目的が達成されたことから、今年度末をもって終了することとし、民生施設、文教施設、社会体育施設など、使用料の改定をそれぞれ今定例会に提案しておりますほか、入湯税の課税免除の廃止についても引き続き検討しております。また、平成17年度から市立小樽病院の給食業務の民間委託や中央保育所についても民間移譲することとし、今定例会に関係議案を提案しているところでございます。

次に、赤字再建団体になるのではとのご指摘でございますが、平成16年度の赤字を今年度で全額解消することは困難であり、さらに今後、市税や交付税など、一般財源収入が減少する傾向にあり、このまま推移しますと財政再建団体への転落も危ぐされる厳しい状況にあると認識しております。そのため、平成17年度予算編成や今後のさらなる財政健全化の取組により、財源不足圧縮に努めてまいりたいと考えております。

なお、現行制度の中で、扶助費や医療費、公債費の負担などにより、硬直化した本市財政を立て直しするためには、制度の見直し、財源保障の充実などについて、他の地方団体とも連携して、国や関係機関に強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、これまでの健全化対策でありますけれども、平成12年11月に財政健全化計画を策定し、平成14年3月に再算定した結果の厳しい収支見通しを踏まえて取り組んでまいりました。人件費の抑制については、組織・機構の見直しなどにより、平成13年度から3か年で、約160人余りの職員の削減や特別職給与、管理職手当の削減、時間外手当の抑制に努め、その他の歳出予算につきましても、予算要求のシーリング枠設定や執行段階での経費削減に取り組んでまいりました。また、市債発行も、建設事業の緊急性、必要性などを見極め、事業を厳選することで抑制を図るほか、遊休資産の積極的な売却にも努めてまいりました。これらの財政効果により、当初、平成17年度で約150億円の収支不足が見込まれましたが、平成15年度段階ではそれを約84億円までに縮小したものであります。さらに、平成16年度には、当初予算で市民生活にかかわる事業や歳入を見直し、約17億円の効果を上げたほか、引き続き財政健全化の対策項目を順次実施しており、これらの取組は今後も引き続き効果が見込めるものであります。

次に、新市立病院の建設についてであります。現在、市立病院は二つに分かれているため、非効率的な経営を強いられており、この改善を図ることも統合・新築の一つの目的であります。今後、病院事業会計の収支予測について、財政健全化計画にどのような影響を及ぼすかなどを見極めるとともに、国や北海道との協議を進める中で、一定の見通しを立ててまいりたいと考えておりますが、基本的には開院後の病院事業会計の経営状態が現在よりよくなり、一般会計の負担も減少することが前提となりますので、新病院において

は、よりいっそうの経営努力が求められるものと考えております。いずれにいたしましても、新市立病院を統合・新築し、病院機能の充実と効率的な医療体制の整備を図るため、さまざまなご意見もありますが、それらを踏まえて一日でも早く実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、特別会計、企業会計の一般会計からの繰入金ですが、本市では平成16年度では13の特別会計と四つの企業会計を設けており、総額97億円を超える金額を繰り入れて事業運営をしておりますが、この金額は年々増加しており、一般会計にとっては大きな負担となっております。特別会計では国民健康保険、老人保健、介護保険のように、制度上定められた負担ルールに基づいて繰り入れしている会計がありますが、これらについては今後の社会保障制度の総合的な改革の推移を見守る必要があると考えております。また、その他の特別会計におきましても、公共の行う事業としての不採算部門を抱え、一定程度の一般会計の負担が必要なものもありますが、事務の効率化や収納率向上など、不断に事務を見直し、一般会計からの繰り入れの節減に取り組むことが必要であると考えております。企業会計においては、それぞれの事業の性格上、先行投資が必要なものもありますが、今まで以上にコスト意識を持ち、受益者負担の在り方や投資効果などを見極めて収益確保に努め、独立採算の原則の下で、健全な運営に努めていきたいと考えております。

次に、行政改革について何点かお尋ねがありました。

まず、新行政改革実施計画の効果と実施状況についてであります。平成9年度から平成12年度までの第1次改訂につきましては、78の計画項目のうち、63項目が実施済み又は一部実施済みとなり、項目数での実施率は80.8パーセント、4年間の累積の財政効果額は約61億4,700万円となりました。平成13年度から平成15年度までの第2次改訂につきましては、49の計画項目のうち、42項目が実施済み又は一部実施済みとなり、項目数での実施率は85.8パーセント、3年間の累積の財政効果額は約44億5,400万円となりました。また、未実施の主な項目といたしましては、「人事評価システムの検討」「人材育成基本方針の策定」などがありますが、これらについては国の公務員制度改革の動向に合わせて、引き続き検討しているところであります。

次に、特殊勤務手当でありますけれども、特殊勤務手当につきましては、環境部や消防などの危険な業務、不快な業務に従事する職員に支給するものや病院や社会教育施設などの変則勤務職場に勤務する職員に支給するものなどのほか、税務関係の業務につく職員に、国の給料表との格差是正のために支給するものなど、多種多様なものがあります。これまで行政改革の観点から、特殊勤務手当の全体を検討し、給与に含まれていると見なされる手当の廃止、削減について、個々の内容について、職員団体と一定の協議が必要であることから、当面、定率で相当額を削減するというので、平成16年度から3か年で15パーセントカットすることといたしました。いずれにいたしましても、民間で支給されていないものや市民理解の得られない内容の特殊勤務手当については、廃止の方向で整理してまいりたいと考えております。

次に、退職手当に関連しての特別昇給の関係でありますけれども、財政健全化を契機として、国家公務員ベースに早期に準じるということで、本年度から支給率で3パーセント削減し、退職時の特別昇給2号俸を1号俸にし、平成17年度から支給率で6パーセント削減することを決めて実施しております。なお、残りの退職時の特別昇給につきましても、平成17年度から廃止することで、職員団体に提案をいたしております。

次に、人材育成についての関係ですが、人材育成基本方針につきましては、これまでも地方公務員のあるべき姿を明確にして、職員研修の充実などを中心に策定すべきものと位置づけられてきましたが、最近では地方分権の進展と公務員制度改革にあわせて、職員のさらなる資質向上が求められ、策定の必要性が高まってきております。市といたしましては、平成17年度に人材育成基本方針と人事評価制度のフレームを示すと

もに、実施内容の詳細をまとめ、18年度には人事評価システムと人材育成計画をスタートさせたいと考えております。民間との協力関係につきましては、接客や経営手法などを民間で学んだり、新しい知識を大学などで学んだりすることは発想の転換に必要なことと思いますので、従来の研修派遣や派遣条例に基づく派遣に加えて、民間への研修派遣についても検討してまいりたいと考えております。

次に、行政の情報化サービスの向上についてでありますけれども、行政改革実施計画の項目には、個別の事項を具体的に定めているものと、一定の事項を包括的に定めているものがあります。ITを活用した行政サービスの充実につきましては、インターネットを利用した申請、許可など、市民要望を取り入れながらITを活用した行政サービスの充実を図るという包括的な表現になっておりますが、これは申請書のダウンロードサービスの拡大、図書館のインターネット蔵書検索、1課1ホームページなど、市の公式ホームページの内容の充実を基本としたものであります。なお、将来的には電子入札や電子申請、公共施設予約システムなども考えられますが、行政サービス向上につながるものについては、費用対効果を考慮し、実施可能なものから順次対応したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、遊休資産の活用・処分であります。まず平成11年度以降の年度ごとの処分件数、面積、金額でありますけれども、平成11年度では、財政部所管の貸付地など5件、約769平方メートル、約1,695万円、平成12年度、旧手宮魚揚場敷地など6件、約5,955平方メートル、約1億4,923万円、平成13年度では、財政部所管の貸付地など5件、約1,266平方メートル、約1,104万円、平成14年度では、旧住吉中学校の校舎及び敷地など7件、約5,836平方メートル、約2億1,027万円、平成15年度では、旧職員独身寮敷地など11件、約1,976平方メートル、約6,224万円であります。

次に、今後の予定及び考え方についてであります。貸付地につきましては、借受者の意向に基づき、年次計画により、順次、売却を進めるものとし、その他の遊休等資産については、新たな活用、貸付け、売却を状況に応じて判断してまいりたいと考えております。

また、市民への情報提供でありますけれども、入札による売却の際には広報、ホームページや新聞への掲載により、市民への周知を図っておりますが、これまでの処分等の実績につきましても、行財政健全化の取組の一環として情報を発信していきたいと考えております。

次に、遊休資産の活用、処分に当たっての情報の一元化でありますけれども、現在、市では公有財産の土地・建物をデータベース化し、GISの地図情報を活用した位置情報と連携するシステムを今年度末の完成をめどに構築中であります。このシステムの中に、公有財産台帳に記載している各種の情報を入力しており、公有財産の一元管理が可能になりますので、今後の遊休資産の活用・処分に当たっては、当システムを活用してまいりたいと考えております。

次に、情報化の推進でありますけれども、まず道内各市のGISの導入状況であります。GISは地方自治体が業務で利用する地図データをデジタル化することによる業務の効率化や行政サービスの迅速化、さらには地図データの維持管理コストの低廉化などが図られることがメリットと考えられております。また、将来的には複数の部局で利用するデータを共有することによるいっそうの効率化、さらにはホームページを活用した地図データの公開システムの構築によって、住民サービスの向上を図ることができ、本市をはじめ道内各市でもこうした点に着目して、GISの導入を進めているものと考えております。

次に、今年度の事業内容と今後の課題や考え方でありますけれども、緊急地域雇用創出特別推進事業を導入し、事業費4,768万円をかけて、市道における道路台帳データ、普通財産、行政財産の把握等を整備するな

ど、データ構築を行い、基図となる全市の地番図を作成しております。これにより、既に整備済みの現況図、2,500分の1と地番図を重ねて表示することが可能となります。また、平成12年度に全市の航空写真が完成しておりますので、航空写真と地番図を重ねて表示することにより、地形状況をより正確に把握することが可能となります。今後の課題や考え方でありますけれども、各部局と地図の互換性を図るためには、500分の1が必要となり、昨年度から試験的に測量成果の電子納品を行っております。また、国、道から電子化されたデータの提供をいただきながら、より精度の高い地番図や現況図データの蓄積を目指してまいりたいと考えております。

次に、統合型GISに向けての基礎調査であります。統合型GISが庁内LAN等のネットワークを活用した庁内横断的なシステムであることを考えますと、いかにすぐれたシステムであっても、全庁的な利活用が図られなければ、構築の意義は失われてしまうと考えております。市といたしましては、既に先進都市の事例や庁内における地図利用状況などについて調査を行っておりますが、統合型GISの構築には多額の経費を要するなど、課題も多いと認識しており、今後、体系的に調査・分析を行い、それに基づいて指針などを作成することによって庁内合意を得ながら、将来において円滑な運用を図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災情報の充実の関係でございますけれども、まず初めに防災に対する認識と今後の考え方ですが、台風18号を含め近年は自然災害の発生が非常に多くなってきておりますが、実際に受ける人的被害や物的被害について、できる限り小さくするためには、市だけが災害対応するだけでなく、日ごろから市民一人一人が災害への備えをすること、町内会等、地域コミュニティの活発化を図ることや、市が他の防災関係機関と連携をとりながら、災害対策を円滑に実施することが大切なことと考えております。このため、今後は町会や防災関係機関と相互に連携を強化するとともに、自主防災組織の立ち上げにつなげていきたいと考えております。

次に、情報収集の不備や避難所の認識不足などの原因や対応策でありますけれども、この原因といたしましては、本市においてこれまでに経験したことがない風台風であったことから、災害に対する対応がスムーズにできなかったものと考えております。今後の対応としましては、現在、台風18号に際し、各部局で災害時の分担業務を行った結果についての総括とそれに関する地域防災計画の点検・整理を進めているところであり、今後、その内容に検討を加え、地域防災計画の見直しを行って、各部の対応マニュアルの整備も進めていきたいと思っております。

次に、ライフライン関係者の会議であります。災害時には市といたしまして、ライフラインの被害や復旧状況を市民に情報提供することになっておりますが、台風18号の際に北電と市との間で情報伝達がスムーズに行われず、市民の皆さんへのじゅうぶんな情報提供ができないことなどの反省を踏まえ、近く各機関の広報担当者が集まり、災害時の情報連絡体制や各機関の広報体制について、情報交換することとしております。その中で、災害時の相互の情報連絡網を整備し、市民にライフライン情報を迅速に伝えることができる体制をつくってまいりたいと考えております。

次に、防災情報、災害情報を共有化するシステムでありますけれども、今回の反省を踏まえて早急に検討をしてまいります。

次に、防災ネットワークシステムについての検討でありますけれども、今後、甲府市などの事例を参考に研究してまいりたいと思っております。

次に、防災のホームページでありますけれども、現在は災害対策や避難所について、文字のみの掲載をしておりますが、見やすくわかりやすくすることは大切なことでもあります。今後はイラストなどを加えながら、必要な情報を追加して、防災情報の充実を図ってまいりたいと思います。

次に、観光問題について何点かお尋ねがありました。

まず、最近の観光入込客数の動向であります。入込客数は平成11年度の970万人をピークとして、その後800万人台を維持しておりますが、年々減少傾向を示しております。要因としましては、長引く景気低迷や天候に左右されるなど、さまざまな外的要因があるわけではありますが、北海道観光、とりわけ小樽観光にとって厳しい風が吹き始めているものと考えております。このことは観光産業が本市の基幹的産業の一つにまで成長した現状において、地域経済全体に及ぼす影響も大きいものがあり、重要な課題であると考えております。

次に、観光産業の本市経済における影響であります。本年度実施しました「観光基礎調査」では、平成12年度の調査と比べて、年間観光総消費額においては、1,351億円から1,319億円に、また、これを含めた経済波及効果による市内総売上高としては、3,046億円から2,668億円にそれぞれ減少していると推計されております。また、雇用効果につきましては、1万7,695人から1万8,499人に増加したという調査結果でありました。現在、その内容について分析を進めておりますが、この「観光基礎調査」によって把握された本市観光の実情を踏まえ、今後とも小樽観光の底上げに向け効果的な施策を展開することが必要であると考えております。

次に、本市の観光関連予算の推移でありますけれども、平成12年度は約3億円、13年度は4億3,000万円、14年度は約3億3,000万円、15年度は約2億8,000万円、16年度は約2億2,000万円となっております。

次に、小樽観光コース「来ぶらり百選」であります。この冊子は平成14年度に1万部作成し、市内宿泊施設や観光関係団体、全国の旅行代理店などのほか、町内会や市内小中学校にも配布いたしました。また、観光客の方へは、ホームページに冊子の内容を掲載し、周知に努めておりますが、これまでに合計約8,300冊を配布いたしました。この冊子の活用としては、これまでテレビや観光情報誌などで小樽の新たな魅力を紹介する資料として情報発信するとともに、広く市民モニターを募集し、実際にコースを散策していただくなど、市民の皆さんに郷土小樽を再認識していただく素材としても活用いただいております。また、この冊子に対するご意見であります。観光客の方からは多彩な観光コースが紹介されており、観光情報誌や旅行会社が企画するモデルコースに比べ、より深い小樽の魅力を楽しむことができるとの評価をいただいております。

次に、観光資源としての小樽港でありますけれども、小樽港の中でも運河周辺地区は既に本市を代表する観光エリアとして定着しており、今後、さらにこれらのエリアを面的に拡大し、民間資本による新たな魅力づくりを促進するため、さきの第3回定例会において分区条例の改正を行い、港湾合同庁舎を含む一画について、土地利用の規制緩和を行ったところであります。港の在り方として、将来的には運河から第3号ふ頭に至る一帯は、地域の特性を生かした親水交流空間として整備すべきものとは考えておりますが、今後、ふ頭基部における港湾合同庁舎の建替え計画との調整や既存の物流機能の移転方策など、さまざまな課題の整理を行いながら、長期的な視点に立って、段階的に整備を図っていかねばならないものと考えております。

次に、北運河周辺エリアの現状と今後の在り方あります。北運河は往時のままの姿を残しており、船

入澗をイメージした運河公園の整備などを行ってまいりました。周辺には交通記念館や旧手宮線といった産業遺産、さらには旧日本郵船や手宮洞窟などの歴史的価値のある施設があり、これらの施設との連携により、魅力ある地域が構築できる可能性を持っております。今後、官民で知恵を出し合いながら、これらの資源の活用について議論し、ビジョンづくりをしてまいりたいと考えております。

次に、後志地域との広域連携でありますけれども、全国的に観光地間の競争が進む中で、後志地域が連携して観光客誘致を促進するという観点から、これまで後志観光連盟を中心に地域全体の魅力づくりや情報発信に努めてまいりました。また、昨年度、後志地域が国土交通省の観光交流空間づくりモデル事業の認定を受け、これを契機として管内の観光交流推進に向け、さまざまな取組が行われているところであります。広域連携を推進する上での課題といたしましては、後志地方の自然や景観、豊富な食材といった特性と、小樽の持つ都市機能や産業基盤を有機的に組み合わせ、観光形態や旅行ニーズの変化に対応しながら、いかに地域の魅力を発信していくかということが大切だろうと考えております。今後とも後志管内との連携を強化するとともに、観光情報の共同発信や地産地消の推進、さらには地域の産業振興にもつながるさまざまな取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、家庭ごみ減量化・有料化について何かお尋ねがありましたけれども、初めに説明会での説明内容についてでありますけれども、説明会は限られた時間内で行う必要があったことから、減量化・有料化の目的はできるだけ簡潔に説明し、これまで市民から問合せの多かった今後の有料化制度や資源物分別方法などに重点を置いて説明したところであります。また、説明会では参加者からのご質問やご意見をいただき、それらにお答えする形で理解を深めていただけるよう努めてまいりました。

次に、今後の周知方法であります。2月に全世帯にごみと資源物の分け方、出し方を詳細に記載した「分別ハンドブック」や「収集カレンダー」を配布することで理解を深めていただくほか、引き続き広報おたるやホームページ、さらには町内会などへのチラシ配布などにより周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、説明会の開催状況であります。これまで約190会場で開催し、参加者は約8,700人となっております。主な意見、要望等につきましては、新しい分別方法を高齢者にもじゅうぶん理解できるよう、今後の説明書などの作成において考慮してほしい、ボランティア清掃については専用袋が容易に手に入るよう配慮してほしい、過剰包装の見直しなどを事業者にも働きかけるべきである、乳幼児などの紙おむつを排出する際の費用負担を軽減してほしい、他地域から車で来てルールを守らずにごみステーションへごみを排出することについての対策を強化してほしい、そのほかごみ減量やごみ出しルールに関心が低い方への指導の徹底をしてほしいなどがありました。これらのご意見、ご要望等につきましては、今後の施策を検討する際の参考にさせていただきます。

次に、不法投棄対策でありますけれども、現在の監視パトロール車を1台増やし、監視員を2人体制から4人体制に増員することで、不法投棄されやすい地区の巡回や投棄物の発見と投棄者の特定のための調査を強化してまいります。また、夜間に不法投棄されることが多いことから、警備会社に委託し、週1回程度の夜間パトロールを行うほか、不法投棄物の計画的な撤去にも努めてまいりたいと考えております。さらに、不法投棄対策はモラルの向上が何よりも大切であることから、市の広報などを通して繰り返し市民啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成21年度の資源化量と毎年の目標数値でありますけれども、まず平成21年度の資源物収集量を平成14年度の約9.6倍の目標としたのは、平成14年度はごみの中に、今後、収集拡大するものも含め資源物が約

40パーセント含まれており、資源化率は約5パーセントでありましたが、平成21年度には資源物の資源化率を約50パーセントとし、約8,100トン資源化するとしたものであります。これを平成21年度の予測人口で除して、1人1日当たりの資源化量を161グラムとしたものであります。

次に、毎年の資源化目標であります。平成17年度では資源化率33パーセント、資源化量約5,300トン、18年度では35パーセント、約5,500トン、19年度で40パーセント、約6,700トン、20年度で45パーセント、約7,400トン、21年度で50パーセント、約8,100トンとなっております。これらの目標につきましては、資源物の収集品目の拡大や収集回数を増やすほか、資源物は無料で収集することにより達成できるものと考えております。

次に、資源物の収集運搬及び処理の委託にかかわる業者選定の基準、委託料の算出根拠などではありますが、本市には来年4月から収集する資源物を全量処理できる施設がないことから、現在、北しりべし廃棄物処理広域連合で建設中のリサイクルプラザが供用開始となる平成19年度までの間、暫定的に民間施設を活用して処理することを考えております。資源物の収集運搬についても、収集運搬と処理を効率的に行うという観点から、これらを処理することが可能な業者に委託したいと考えております。なお、委託料の積算根拠や予定額ということではありますが、これらにつきましては、現在、平成17年度予算編成に向けて作業を進めているところであります。

次に、本市と函館市とのごみ有料化に伴う新規拡大経費の比較であります。14年度から有料化を実施した函館市の平成14年度歳出の総額が約1億9,200万円であるとのことですが、この額は指定ごみ袋等作成経費、保管搬送等委託料や取扱店委託手数料などの手数料徴収関係経費であり、新規拡大経費の総額ではないと函館市から聞いております。函館市の新規拡大経費は、手数料徴収関係経費のほか、集団資源回収奨励金の増額、電動生ごみ処理機の補助、ごみ散乱防止ネットの補助などの市民サービス向上経費等で6,250万円、プラスチックの中間処理費、再生商品化委託料などで1億850万円となっており、総額は約3億6,300万円になるものと聞いております。これに対し、本市の手数料徴収関係経費は、函館市より9,300万円少ない9,900万円で、祝日収集、資源回収ボックスの設置、冬期間収集困難地区対応強化費などの市民サービス向上経費は、函館市より2,550万円少ない3,700万円であり、資源物収集拡大経費は函館市より1,450万円多い1億2,300万円となっております。これは、函館市では収集していない新聞、雑誌、紙製容器包装などの紙類も本市では資源物として収集することとしているためであります。そのほか、不法投棄対策等経費400万円も見込んでおり、総額は概算で2億6,300万円となるものであります。

次に、生活保護世帯への指定ごみ袋等の助成であります。函館市での1人当たり1か月90円、年間1,080円を本市に当てはめて試算しますと、入院患者、施設入所者を除きますと約467万円となります。また、生活保護世帯への助成でありますけれども、家庭ごみの減量を推進するという目的からいって、生活保護世帯であるということで一律に減免扱いするということが適当でないと考えておりますが、実施後の推移も見させていきたいと思います。

次に、試用ごみ袋の説明であります。来年2月中に試用ごみ袋として、全世帯に燃やすごみと燃やさないごみの各20リットル袋を1枚ずつ配布し、各家庭から出るごみの量に合った指定ごみ袋を購入するための参考としていただくよう説明してまいりました。あわせて、試用ごみ袋は4月になってから使用するよう説明しております。また、試用ごみ袋の配布枚数については、平成16年度から道内で有料化を実施する都市の状況を参考にしたものであります。

次に、多治見市の例を参考にしているというご提言でありますけれども、資源物の分別につきましては、今の段階で多治見市のように細分化することは、市民にとって負担が大きくなるものと考えており、本市としては当面平成17年度からの12分別での収集を徹底して行うこととし、その後において市民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、分別方法の見直しなど、改善すべきものは行っていきたいと考えております。また、ステーションでの排出指導については、指導員とともに町内会などから推薦いただいた地域環境美化協力員の協力を得ながら、分別等のアドバイスに当たってまいりたいと考えております。なお、地域環境美化協力員については、排出指導のほか、市と連携して地域環境の美化についても協力をいただくことを考えております。いずれにいたしましても、小樽市は来年度から実施するものであり、いろいろと問題、課題も出てくるものと思いますので、今後とも先進都市の事例を参考にしながら、ごみの減量化施策を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、株式会社小樽交通記念館についてであります。今年度10月末現在の経営状況につきましては、昨年度と比較し、この7月に日本銀行から譲り受けました現金輸送貨車の展示などにより、有料入館者数が約5,000人ほど増加したことや、新たな商品開発により、物販の売上げも伸びましたことから、赤字幅を縮小する見通しとなっております。しかしながら、これまでの累積損失がかさみ、依然として厳しい状況にあります。このため、今後の運営の在り方についても、会社側から相談を受けていることもございまして、早期に抜本的な解決策を策定してまいりたいと考えております。

次に、開かれた学校づくりについてですが、学校は保護者や地域住民の信頼にこたえ、相互に連携協力して、地域全体として子どもたちの成長を支えていくという視点に立って学校運営を行うことが重要なことと考えております。このため、学校が教育活動を展開するに当たっては、積極的に地域の人々や保護者の協力を得るとともに、学校施設の開放に当たっても、学校に対する理解をいっそう深めてもらう絶好の機会と受け止め、さまざまな活動に取り組むことが必要でございます。今後、これまで以上に学校が教育活動や学校運営の状況について、保護者や地域に積極的に情報提供するなど、説明責任を果たすよう、各校長に指導してまいります。

次に、地域の人材を活用した実践例でございますが、例えば米づくりやブドウ栽培、水産にかかわる学習をはじめ、職人が直接わざを伝授したりするキッズベンチャー塾でありますとか、そば打ちで地域の専門家に講師になっていただいたり、お母さん方による読み聞かせの活動を取り入れたり、学校評議員の方を進路指導のゲストとしてお迎えしたりするなど、地域の方々との連携協力により、豊かな心をはぐくむ教育活動の充実に取り組む学校が多く見られるようになってきてございます。これからの学校は、校長のリーダーシップの下、地域に開かれた学校づくりをすることが求められております。経営方針やビジョンなどを地域の方々へ情報発信することを通して、また、地元の大学や短大と子どもたちのかかわりを大切にすることにより、学校と地域をつなぐパイプが太く確かなものになると考えております。そのため、学校だよりの町内回覧をはじめ、学校行事を地域の皆さんに公開する、そういう学校も増えており、さらに取組が拡大するよう、あらゆる機会を通して指導してまいります。

次に、学校評議員の現状についてでございますが、今年7月に小中学校全体を対象に学校評議員を委嘱し、

この制度が正式にスタートしたところでございます。1校の学校評議員は、規模にもよりますが、3名から5名となっており、職種につきましても、PTAや校友会関係が約34パーセント、町内会関係者が約25パーセント、民生児童委員等が約18パーセントと、子どもとのかかわりが多い方々の協力を得て、学校経営の改善・充実に向けてお考えをいただいているところでございます。小樽市教育委員会といたしましては、この9月末に小樽市教育問題懇話会を開催し、多くの評議員の参加の下に、これからの学校評議員の在り方などについて熱心に論議をいただいた経緯もでございます。開かれた学校に向け、学校評議員の活動といたしまして、例えば人生の先輩の話聞く会などによりまして進路指導の企画や情報を提供するなど、この制度が生徒の教育活動にも力を発揮してございます。今後、校長先生が学校運営にかかわるさまざまな視点から、問題の解決に向けて学識経験者でありますとか企業関係者の意見を求めることが、その必要性に応じて多くなるものと考えてございます。

次に、服務規律違反あるいは反社会的行為があった教員につきましては、その都度校長から報告を受け、事情を聴取するなどしながら、任命権者でございます北海道教育委員会に報告し、その結果を踏まえながら、その教員に対しまして指導・助言するなど厳正に対処しているところでございます。ご指摘の指導力にかかわる教員につきましては、北海道教育委員会が定める児童・生徒に関する教員の指導力向上制度実施要綱に基づきまして、まず校長からの報告に基づき、北海道教育委員会の認定の下、校内でありますとか、道立の研究機関などで必要な研修を受けることとなっております。本市におきましては、これまでこの制度を適用した事例はございません。

次に、スクールカウンセラーについてでございますが、スクールカウンセラーはカウンセリングや臨床心理の専門家として、子どもが安心して相談し、悩みや不安、ストレスなどを解決できるようにするとともに、教員や保護者に適切なアドバイスをするなど、子どもが安心して学ぶことができる学校づくりに寄与するものと考えております。また、子どもの健全な成長を願い、保護者や教員に続いて、子どもの学校生活を支える第三の存在でありまして、子どもを支える機能をいっそう充実させるために必要な人材であると受け止めてございます。教育委員会としましては、保護者や教員へのきめ細かい助言を通しまして、子どもへの継続的な支援を充実させることができますことから、さらなる増員に向けて、北海道教育委員会等関係機関に要望してまいりたいと考えてございます。

次に、スクールカウンセラー設置から現在に至るまでの経過についてでございますが、平成11年に初めて道費1名を配置し、教育研究所を拠点として2年間にわたって相談業務を行いました。平成13年度には、道費1名が主に中学校を巡回するとともに、新たに市費スクールカウンセラー1名を教育委員会に配置して、合計2名による相談体制をとりました。その後、道費カウンセラーにつきましては、平成15年度に1名を増員し、本年度はさらに2名を増員して、合計4名が中学校12校を巡回して相談業務に当たっております。また、市費カウンセラー1名は随時学校からの要請に応じて小中学校の訪問も行うなど相談体制の拡充に努めているところでございます。

次に、1校当たりの相談時間についてでございますが、平成13年度は約4時間、平成14年度からの2か年は約5時間、そして今年度は6時間と充実を図ってまいりました。子ども、教員や保護者を合わせた相談件数及び回数推移についてでございますが、平成13年度が約60件の約100回程度、平成14年度には約90件で約120回程度、平成15年度は約200件で270回程度というような傾向でございます。なお、予算につきましては、道費スクールカウンセラーが北海道教育委員会において措置されており、市費カウンセラーにつきましては、

平成13年度に約128万円、平成14年度に約108万円、そして平成15年度には約122万円措置してございます。また、スクールカウンセラーは子どもはもとより教員、保護者を対象に、不登校や心の悩みを解消することに向けて成果を上げておりまして、必要に応じて市にございます適応指導教室との連携も図っているところであります。教育委員会としては、道費スクールカウンセラーについての啓発チラシを中学校を中心に配布したり、広報おたるを通じて相談日等について周知に努めているところでございます。今後、スクールカウンセラーの相談を受けることによって、子どもや教員、保護者が悩みを抱え込まないように周知に工夫をしていきたいと思っております。また、ご指摘のホームページにつきましても、前向きに検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、スクールカウンセラーの認識についてでございますが、学校はともすれば日常の教育活動を進める中で、目の前に起こっている問題行動への対応に追われがちで、子どもたち一人一人のよさや内面の変化を理解するなど、教育相談の充実に向けたスクールカウンセラーの専門性を活用することが大切であると考えております。市教委では、スクールカウンセラーに関する啓発資料を発行し、理解を深めるとともに、スクールカウンセラーの効果的な活用を促しております。また、子どもたちや保護者の方々には学校にポスターを掲示し、相談日や相談方法を知らせたり、学校だよりに掲載するなど周知に努めているところでございます。

最後に、教員との協力体制についてでございますが、議員のご指摘のとおり、子どもの指導に一番多くかわりを持つ教員がスクールカウンセラーと協力して指導に当たることによって、効果をいっそう発揮させるものと受け止めてございます。学校では、教員がスクールカウンセラーと積極的に情報交換したり、指導上の悩みでありますとか、不安を持っている教員については、スクールカウンセラーに相談したりするなど、協力体制の整備に努めてございます。このたびの市教委主催の不登校対策連絡協議会では、スクールカウンセラーを講師として、約40名の教員が連携の在り方などについて、その話合いに参加しているところでございます。今後もしゅうぶんな協力体制が確立するよう、指導及び普及に努めてまいりたいと思っております。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 28番、高橋克幸議員。

28番(高橋克幸議員) 何点が再質問させていただきます。

まず、GISの方ですが、ぜひ基礎調査を推進していただきたいと、これは強く要望いたしますし、お願いしたいと思います。

市長に確認したいのですけれども、実際のパソコンの画面上で、GISのデモンストレーションを確認されたことがあるというふうに伺いました。そのときにどういうふうに受け止められたか、率直な感想をぜひ聞かせていただきたいと思います。

それから、統合型のGISを推進する上で、現在の組織体制ではよく見えませんので、推進軸になるような部署をぜひ明確にさせていただきたいですし、できれば専門的なチームをつくってほしいなと思いますけれども、この点もお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それから、観光問題ですけれども、観光資源という観点で交通記念館について、ぜひ市長に伺いたいと思うのですけれども、北運河周辺エリアでやはりキーポイントとなるのは交通記念館だと私は思っています。ですから、さっきも言いましたけれども、抜本的な対策をどうするかと。極論的には、民間の協力だとか、委託だとか、大きい視野を考えてもいいのではないかとというふうに私は思っているのですけれども、もう一

度今後の考え方について、時間的な制約、財政的な制約があるかと思しますので、お答えをいただきたいと思ひます。

それから、家庭ごみの減量化と有料化についてですけれども、答えていただけないのが非常に残念ですけれども、まず資源物収集で分別ですけれども、6分別をこのまま維持してこの数字ができるのかどうか、増やしていくことを考えているのかどうか、これをぜひ伺いたいと思ひます。先ほどの数字ですと、順調に毎年増えていくようになってはいますけれども、そんなに簡単にいくのかなと思ひます。ですから、もう一度こうやって順調に推移する理由といひますが、どうしてこういうふうになるのか、根拠を教えてくださいたいと思ひます。

それから、資源物の収集運搬の委託について答弁をいただきましたけれども、ほとんど答えていただけないというふう非常に残念に思ひます。まず、委託方法をどういうふうにするのか、随契で考えているのか、入札で考えているのか、また、考えていなければいつごろ決定するのか、これをお答えいただきたいと思ひます。

それから、資源物の委託可能な業者の状況を聞いたのですけれども、具体的な内容を全然お答えになっていませんでした。委託可能な業者は何社なのか、それぞれお答えをいただきたいと思ひます。資源物収集運搬の委託可能な業者数、それから資源物処理の委託可能な業者数、それから今まで有料化に向けて準備段階でいろいろ打合せをしてきたというふうには伺っています。ですから、その辺よく承知されているのではないかなというふうには思ひますけれども、その点のお答えがなかったのか、ぜひ伺いたいと思ひます。

それから、選考基準、これもよくお話が理解できないというか、答弁されていなかったのかなと思ひますが、これについても、もし決められていないのなら決められていないでけっこうですから、お答えをいただきたいと思ひます。

それから、函館市の事例で、生活保護世帯の購入助成費、これについてですけれども、私も10月に保護課に確認をしました。居宅人員4,325人掛ける1,080円、それで467万1,000円です。17年度の歳出見込み2億6,320万円の約1.8パーセントなのですよ。ですから、いろいろな手法を考えれば、全然できない数字ではないというふうには思ひます。非常に配慮がないなというか、函館市できて、何で小樽市できないのか、非常に理解に苦しみます。これももう一度お考えをいただきたいと思ひます。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） G I Sの関係で、感想はということですが、たしか今年の1月に予算のヒアリングをしたときに、今回のこの緊急雇用をもって予算づけするときに、実際に担当の方から地図を重ね合わせまして見せてもらいました。これをやることによって業務の幅が非常に広がるという話も、いろいろ活用するのに非常に便利ではないかという感想を持ちまして、そのときにぜひこれを進めるべきだということで、予算づけをさせてもらったのですけれども、確かに財政状況が厳しいわけですから、全体としてやればいいのでしょうけれども、こういう緊急雇用の助成事業の中で逐次やってきているということですので、これからはぜひこれは進めていきたいと思ひますし、それから組織の問題、専門チームをつくらどうかというご提言もございましたので、これについても検討させてもらいたいと思ひます。

それから、交通記念館の問題ですけれども、これはもう以前から毎年の赤字経営といひますが、収支が見

合わないということで、今後の在り方についていろいろ民間の方々の知恵もかりて検討してきた経過がありますけれども、なかなかいい案が見つからないという、そういう状況もあります。それはそれとして、今また新たに庁内でどういう方向に進むべきか、今、これについて鋭意検討しておりますので、もう少し時間がかかるかなというふうに思います。そういうことでひとつご理解願いたいと思います。

それから、ごみの問題は、環境部長から答えさせますけれども、函館市のこの生活保護の関係の助成ですけれども、基本にごみの減量化という大きな目的があって、たしか懇話会から、減免については慎重に対応せよというご提言もいただいておりますので、当面、17年度から実施して、その状況の推移を見ながら検討すべきものは検討していきたいと、こんなふうに思っています。

その他の問題は、環境部長から答えさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 環境部長。

環境部長(安達栄次郎) それでは、再質問に対してお答えいたします。

まず初めに、この資源物の分別収集が目標に到達できるのかどうかと、この具体的な考え方はどうなのかということでございますけれども、私どもといたしましては、広域化基本計画の中で、平成21年度には、来年から資源物収集を拡大しようとしているいわゆる12品目、これ自体がその現在のごみの中に約40パーセント程度含まれている。これを平成21年度には何とか50パーセントまで資源物収集したいということでございます。そしてそのために、いきなり来年からこの資源物の収集拡大をするわけですが、すぐにその50パーセントに本当になるのかどうか。やはりこのためには、市民の皆さん方の相当のご理解、ご協力がなければ、なかなか実施はできないだろうと。今回の市民説明会の中でも、我々としてはいろいろと説明してございますけれども、多くの市民の方々から、まだまだ幾つかの質問があるわけでございますので、恐らくいきなりまず来年に、平成17年度に50パーセントもの達成というのはなかなか難しい。これについては年次を、ある程度の年数をかけながら徐々にこの資源化の拡大を資源物の分別の徹底に努めていただきたいと、こういったことで、平成17年度から順次、この資源化率の増加と、こういったことを考えながら計画を立てさせてもらったということでございます。

それから、2点目の資源物収集の委託の関係でございます。私どもとしては、まず基本的にはこれについては随契ということを考えてございまして、それでなぜ随契なのかということでございますが、今回、資源物収集を拡大する品目のうち、特に紙類だとか、それから廃プラスチック類関係については、先ほど市長からも答弁しておりますが、現在、市にはリサイクル施設がないわけでございます。そういった意味では、民間の施設をこの2年間、平成19年度までの2年間につきましては、民間の施設を活用しながらこの資源化を図っていかねばならないだろうというふうに考えてございます。そういった意味では、この資源化する施設、それから収集運搬につきましても、こういった施設を持っている業者との連携が必要ではないか。そういった意味では、例えば紙類であれば現在はリサイクル収集をしているものがある。現在、資源リサイクル協同組合ですか、これは主に古物商関連の業界でございまして、こちらの方と、まずこの2年間という期限に限り、ひとつは随契をしてみたい。それから、ペットボトルなどにつきましては、これは現在、廃プラスチックのリサイクル施設といいますが、中間処理をしておりますのは市内には4業者ございます。この4業者というのは、同時に一般廃棄物の収集運搬業の許可を有している業者である。ですから、こと2年間に限り、これは委託してみたいというふうに考えてございます。その後の問題につきま

しては、これは平成19年度から、市の施設で処理をするわけですので、これにつきましては、今後の直営をさらにこれから委託を推進していくという立場がございますので、その全体的な委託の受皿づくりの中で、その後の委託体制を結ぶということについては検討していかなければならないというふうに考えてございます。

議長（中畑恒雄） 高橋議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時15分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 18番、佐々木勝利議員。

（18番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

18番（佐々木勝利議員） 平成16年第4回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表し、この1年間を振り返り、点検・検証する観点で質問いたします。

まず、質問に入る前に、今年たび重なる台風の被害に遭われた方々に、そして今なお厳しい環境にあって、復旧のために頑張っている新潟県中越地震の被害に遭われた皆様に、激励と心からのお見舞いを申し上げます。

さて、今日は12月8日、63年前のこの日、日本海軍はハワイ真珠湾基地を空爆し、太平洋戦争開戦の日です。けっきょく日本は敗れ、そして現在につながる戦後が始まる、そういうことになった日であります。今、このことをしっかり知る人はどのぐらいいるのでしょうか。平和で豊かな日本であり続けるためには、他の国々との信頼関係を深めなければ成り立たないと思います。今日はそんな歴史に学ぶ大切さをともに分かち合いたいと思う次第であります。

まず初めに、市長の政治姿勢について何点かお伺いします。

来年2005年は、戦後60年の節目の年であり、戦火のやまぬイラクでは、今も治安は回復するどころかますます悪化し、多くの犠牲者が増え続けている、本当に心が痛む思いが続きます。今、自衛隊のイラク派遣延長が議論になっておりますが、大事なことはこの1年間でどれだけの税金を費やして、どれだけの人道支援ができたのか、その実態をきちんと総括する必要があると思います。赤字財政の中で、国民に痛みを強いながら、膨大な派遣費を使ってささやかな支援活動しかできないのなら、復興支援の名に値しないのではないかと、また、命を守るのになぜ大義が必要なのか、この指摘については私もそのとおりだと考えます。

そんな中であって、新聞の読者の声の中に、こんな若者の意見があったのが印象に残っています。「若者は平和問題に無関心だと言われるが、原因は平和教育の内容にあるのではないかと。なぜ戦争が悪いのか、憲法第9条をどう思うか、自衛隊の海外派遣は許されるのかという質問には答えられない、答えられないから無関心だと思われる。平和教育とはなぜ戦争が悪なのかを自分の頭で考えさせるものだと思う」と述べている。改めて考えさせられる問題と受け止めました。だれもが否定しない世界平和を求める大人の責任において、平和問題への認識が高まるように、これからも発信を続けていかなければならないと考えています。そこで伺いますが、世界平和を願う市長の平和観についてお聞かせください。

次に、市長の基本姿勢についてです。

今年の第1回定例会において、市長から次の3点について説明がありました。一つ目は、市民の皆さんの声を大切にされた開かれた市政運営の推進。二つ目に、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりの推進。そして三つ目に、財政の健全化を早急に進め、バランスのとれた施策の推進とあります。

そこで伺いますが、1点目は、市長への手紙について、その内容と対応についてお知らせください。

2点目は、安心して暮らせるまちづくりの具体的な施策をどのように推進してきたのか、お示しください。

3点目は、政策課題について、これは中間点検を含めてというか、押さえてというふうに解釈してください。その後の事後評価を行ってください。

次は、財政問題です。いろいろ出ております。観点が違う部分もありますので、続けさせていただきます。

初めに、平成16年度予算について、4月から11月までの予算執行状況を踏まえて、諸収入として19億421万円の財源手当を計上した赤字予算の現状と決算見込みについて、説明してください。

また、16年度予算と市民生活の関係です。予算編成において、市民サービスに深くかかわるものに触れました。その結果、具体的に市民生活はどう変わったのか、説明願います。

次に、財政健全化を達成するため、さまざまな事業の見直しを続けていますが、市民サービスにかかわりの深い助成、助成金と言い直してもいいでしょう、についてお示しください。一般的なもの、特に小樽独自のものについてお示しください。

また、そのことの市民周知のために、助成金やサービス内容を一つのものにまとめた、いわゆる市民便利帳みたいなものを作成し、周知を図るという方法をとってみてはいかがでしょうか。

次に、三位一体改革と市の財政についてです。

国と地方税財政、制度を見直す三位一体改革の全体像が決まったと報道されております。義務教育費の国庫負担金は、2005年度に暫定措置として4,250億円を削減、同額の特例交付金、この特例交付金は地方が自由に使える一般財源として配分される、しかし、特例がつかますから、暫定的ということになるのでしょうか。

次に、公共事業は、補助金6,000億円を2006年度までに交付金化させる。社会保障は、国民健康保険の国庫負担7,000億円程度を削減し、税源移譲をして都道府県負担にする。

地方交付税、税源移譲については、2006年度に実施する国からの地方への税源移譲は国税である所得税を3兆円減税し、同時に地方税の個人住民税を3兆円増税するしくみが検討されている又は想定されていると受け止めました。

このことで、全国知事会としても各知事の評価は分かれるところとなりました。そして、多くの知事が住民に理解を求める努力が足りなかったことも反省点として挙げていることが特徴ではないでしょうか。

そこで伺いますが、地方の間でも都道府県、市町村でさまざまに評価が分かれていると思いますが、その要因はどこにあり、このように評価が分かれていることに対して、どういう見解をお持ちですか、聞かせてください。

また、この三位一体の改革が身近な問題として、国民や市民にとらえられていないのではないかという感があります。世論形成に向けた取組が必要と考えます。年末の国の予算編成に向けて、地方六団体はどのように取り組んでいくのか、市長が承知している範囲でけっこうですから、お答えください。

私は、かねがねこの地方分権問題を語るときに、次のようなことを考えております。地方分権とかけて何と解く。UFOと解く。その心は。話には聞けけれども、本当に実体は見たことがない。まさしくこの三位一体改革は似て非なるものではないのかな、こういうふうに思います。

そういうことで、私のこのとらえ方ですけれども、地方分権はあくまでも手段であって、目的ではないと思います。目的は、そこに住む人たちが暮らしに安心を、そして生活に豊かさが実感できる、そういうことだというふうに考えております。

次に、17年度予算編成についてです。さきの15年度決算の特別委員会で、市長は次のように述べていました。15年度決算を踏まえて、これからの市政運営は財政の基本原則であります「入るをはかって出ざるを制す」入るものをきちんと押さえた中で歳出を組んでいく、そういう原点に立ち返っていく必要があるのではないか。しかし現状としては、理屈はわかってもなかなかそうはいかない。したがって16年度予算に見るように、19億円の赤字予算を計上しなければ、市民サービスを提供できない問題があると考えている。社会保障費が右肩上がりに伸びていきます。これは義務的経費ですから、削るといっわけにはいきません。その中で市税収入をどう確保していくか。市税収入の確保のためには地場産業の振興や地域経済の活性化を図って、その中で税収を確保していくという、基本になる収入の確保が大事だと力説しておりました。

もう一方で、歳出におきましても、これが、あれかもなかなか難しい状況、したがって16年度予算に見られるように、一定の受益者負担をいただきながら、収支のバランスをどう図っていくかということになると考える。いずれにしてもたいへん厳しい状況ですので、職場の皆さんの知恵、そしてまた議会の議員の皆さんの知恵、そして市民の知恵をかりながら、今後バランスのとれた財政運営、そして総合的な小樽市発展のための政策をどう構築していくのかということが課題であると受け止めていますと、こういうふうに述べていました。そこで伺いますが、平成17年度予算編成の方針とその編成作業について説明をお願いします。

次に、自然災害についてです。

初めに、台風18号災害のまとめと今後の対策について伺います。報告があった中に、そのほかに特に被害について適用される制度について、その内容と実績を示してください。

また、災害に遭ったときの手続など、市民周知の方法なども一定の考え方を持つ必要があるのではないかとこのように思いますので、その辺について考え方をお示してください。

また、今回の風台風を教訓としてのマニュアル（避難対策、体制など）を作成して市民周知を図る必要があると思いますが、その考え方を示してください。

次に、新潟県中越地震災害について伺います。新潟県中越地震の被災地はもうまもなく極寒の季節を迎えることとなりますが、なおまだ6,800人を超える人々が避難生活を送る、そして道路や住宅の復旧のさなかに迎える雪と寒さへの懸念、長期化する避難生活での疲労、再出発への不安、学校の授業が再開されたとはいえ、子どもたちの心のケアの問題、高齢者の医療対策など、まだまだ多くの課題や取組があると思います。そこで伺いますが、直近の現状をどのように把握していますか、お知らせください。

また、各方面に求められている支援にはどのようなものがありますか、お示してください。

ここに新しい地震情報についての次のようなことがあります。日本海沿岸部に大地震が起きないまま、岩盤にひずみがたまり続けていると見られている空白地域が、新潟県中越地震周辺も含めて5か所あることが研究でわかったという部分です。これは地震予知連絡会長、大竹政和東北大学教授が明らかにしたものです。その一つが1940年、マグニチュード7.5の積丹半島沖の地震と、1993年、マグニチュード7.8の北海道南西沖地震の間とされている。将来、大地震が起きる可能性がある。時期は予測できないが、地震の規模を示すマグニチュードは最大で7クラスが想定されているというものです。ちょうど小樽もこの間に入ってくるという予想がつかます。この機会に、地震対策に本格的に取り組む必要があると考えます。そこで伺いますが、

まず市の地震対策の現状はどうなっていますか、お示ください。

また、防災計画の見直しはいつまでに、どのように進めていきますか。

そして、新潟県中越地震に学び、地域防災力をどのように高めていくのかも教えてください。

次に、議案第4号小樽市交通災害共済条例を廃止する条例案についてであります。何点が伺います。

この制度については、昭和43年から被災者救済援助のために設けられ、その中で特に子どもたちを交通事故から守る観点から、昭和51年から小学1年生のみで始められ、平成2年からは小学生全学年を公費負担にして取り組まれてきたものと承知しています。そこで伺いますが、まずはこの制度の現状について詳細にお示ください。

次に、廃止の理由の主なものとして、他都市の状況、公的役割の低下などを挙げていますが、制度の趣旨から見るとやや妥当性に欠けるのではないかと思います。この点についてお答えください。

この項の最後に、特に小学生公費負担の問題は、今、子どもたちに安全な環境をつくるというそういう取組がされていますけれども、まだふじゅうぶんな状態にあると思います。子どもたちの安全を守るためにも、何とか何らかの方法で残せないものか、お考えを聞かせてください。

次に、使用料の改定について何点が伺います。

今回、20年ぶりに全面的な改定をし、すべての使用料について、料金体系や額、減免制度を見直し、必要なものについて改定するとしました。

そこで伺いますが、1点目、それぞれの施設を点検した中での利用状況について、特徴的なものを教えてください。

2点目、また、それらのうち、利用状況が低調な施設について、利用向上を図る手だてとしてどのような考えを持っているのか、お聞かせください。

3点目、市民会館のように利用促進を図るための方法の一つとしてとられた、いわゆる優遇措置について、じゅうぶん他の施設を点検し、さらに拡大を図るべきと考えますが、この点についての市長の見解を伺います。

次に、民間委託、移譲について伺います。

公立施設運営、いわゆる公設民営の制度ができました。この制度を生かすには、公平性と公開性を最優先にすべき、また、その手だてがとられたのか、利用者である住民の意見を聞いて、適切な判断が必要と。また、団体の選び方が重要であり、効率化や収益ばかりが優先されて、住民サービスが低下することがないのか。また、選考委員会には公募委員を必ず加えることというふうになっており、選考過程を透明にすること、そして指定後の実績を正しく評価するしくみが必要と考えられています。このたびの小樽病院給食業務の委託、中央保育所の民間移譲については、直接この制度に当たるとは思いませんが、運営に当たってはじゅうぶん考慮しなければならない点もあると思いますので、そこで伺います。

1点目、17年度に予定している小樽病院給食業務の民間委託について、これまでの経過と現状を説明してください。

2点目、中央保育所の民間移譲について、これも同じく、これまでの経過と状況について説明願います。

次に、増加するフリーター、ニートについてです。

フリーターは217万人、ニートとはちょっと横文字に直すと、Not in Employment, Education or Trainingと、こう言うそうでありますけれども、N・E・E・Tの頭文字をとってニートと、これは流行語になって

くるような、要するに若者の無業者と言われている、叫ばれている、そういう労働環境、いわゆる働く意欲のない若者というふうには押さえて、これが52万人、これが9月に発表された2004年度版労働経済白書に分析結果が出ていました。このような若年層の実態を明らかにしているという中で、景気は回復基調を維持していると言われるが、雇用失業者は大きく改善していない。とりわけ25歳未満の失業率は、男女計で9.4パーセントと高水準で推移しているという分析、企業が採用を抑制したり、即戦力指向を強めていることなどから、特に若年層の就職が難しくなっている。その結果、パートやアルバイトなどで働くフリーターになったり、いわゆるニート、無業者になったりしていると分析しております。アルバイトなどを繰り返しながら、定職につかないフリーターの増加が話題になっておりますが、ニートが問題なのは労働市場にすら出てこないもので、より深刻であると考えます。リストラが結果的に若年層にツケ、若年従業員の約半数は病気になる、仕事の負担を若年社員にしわ寄せをする。団塊の世代の大量退職が始まる2007年度問題が今、指摘されております。構造的な労働力不足を今まさに迎えようとしております。国際競争が激化する中で、付加価値の高い製品づくりを持続するとすれば、若者が安心して働き続けることができる労働環境を整備することが、今何よりも大事と考え、フリーターやニートの増大が大きな社会問題とならないような若年層の労働環境の改善が急がれると思います。

そこで、小樽の現状について伺います。一つ目は、若者の雇用情勢をどのように把握しているか、お知らせください。

二つ目に、若者の雇用環境改善のためにどのような努力や取組がなされているのか、示してください。

次に、交通白書、小樽警察署から出ております。その中から何点が質問します。

この白書は、平成15年度の小樽市内における交通事故などの実態を取りまとめ、広く市民の皆様にご理解していただき、本年の交通事故を1件でも減少させるために作成されたものです。その中で、こう記されておりました。小樽の交通規制の問題が取り上げられていて、一つは小樽市内、交通信号機新設数は4件。二つ目に、歩車分離式信号機及び簡易型待ち時間表示機の新設が1件あったと。そして、あんしん歩行エリアが1件あったとなっております。

そこで伺いますが、一つ目、新設に至る経過と効果について、掌握している部分についてお知らせください。

二つ目は、あんしん歩行エリアの目的と今後の取組について教えてください。

三つ目に、こういう観点から、小樽市の総合、いわゆる安心・安全マップの作成が必要と思ひ、取り組むことができないか、その考え方についてお知らせください。

次に、子ども議会の開催であります。

市制70周年に子ども議会を取り組んだ実績があります。その前にもあります。今、開かれた議会、子どもたちも市政運営に参加、そしてまちづくりに意見反映する機会をつくる必要が今あると考えております。そこで伺います。来年開催に向けて、子ども議会開催の準備会を立ち上げる考えはいかがでしょうか。

次に、教育問題について伺います。

初めに、教育基本法と子どもの権利条約についてです。子どもと教育をめぐる状況は、依然として厳しいものがあります。子どもが引き起こす衝撃的な事件が社会問題になり、児童虐待が急増し、あるいはいじめ、不登校、学力低下など、学校や教育をめぐる問題も継続しております。このような状況に対して、改革ばかりであり、数多くのプランが策定され、現場はそれへの対応で四苦八苦している状況であります。とりわけ

大競争時代を勝ち抜くためのスーパーエリートの養成とそれに落ちこぼれさせられた大多数の者や社会の対策という点を中心にした全体的でかつ急速な教育改革路線は、教育現場に多くの戸惑いと混乱をもたらしています。それはまた、少子化時代の生き残り競争なども活用しながら、上からの学校間競争、地域間競争の激化という事態を生み出しているのではないのでしょうか。そこで、この点についての教育長の現状認識について伺います。

次に、教育基本法と憲法の問題です。教育基本法は憲法の理想の実現、そのことは根本において教育の力にまつまでもなく、また、その期待にこたえるもの、特に教育の目的は「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」、以下中略しますが、国民の育成であるとしています。しかし、今やイラクへの自衛隊派遣までする国になろうとしているし、平和主義による国際協調をうたった憲法第9条の改悪も平然と言われるようになってきている。そんな状況の中で、数多くの人たちは自分の力では世の中を変えることはできないというあきらめといらだちの中で生きていてのではないかと思います。その中で、憲法の理念を実現するためのすなわち教育基本法が理念とした教育を目指すために、今、何をし、何を変えなければならないのか、何に依拠すべきだろうか、そのかぎは子どもの権利条約にあると思います。教育基本法の考え方は、子どもの権利条約の考え方を内包しているものだというふうに思います。子どもの権利条約は、子どもは権利の享有主体であるのみならず、行使主体であると認めています。それは、子どもそのものが独立した人格として尊厳性を持つからであります。同時に、子どもの全面的な発達には、子どもの権利保障が不可欠であるという立場に立っているという面、そのため保護される権利のみならず、意見表明、参加権利、市民的権利など、一人の人間として成長していく上で必要なさまざまな権利が保障されているということでもあります。行き詰まった社会をつくっていく、変えていくためには、子どもの力が必要と考えます。子どもの権利条約は子どもの権利を保障し、子どもに対し、社会における役割とパートナーシップを保障するという考え方をとっています。このことについて教育長の見解を求めます。

次に、教育環境整備について伺います。

1点目、学校耐震度調査の予算がつけられています。その実施状況はどうなっていますか。また、今後の取組について説明してください。

二つ目に、学校施設整備の充実に向けた予算づけを含めて具体的に示してください。

三つ目に、通学路の整備、いわゆる安全確保について、その取組について具体的に説明してください。

この項の最後に、学校の教育活動の充実について、具体的に取り組んでいる事例を示してください。

教育基本法第10条教育行政に、こう書かれています。「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」とあります。市教委は、子どもたちにとって最善の方策を考える、とるように要望して、終わります。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

最初に、平和観でございますけれども、何と言いましても、命の尊さ、平和であることの大切さを次の世代に引き継いでいくことが大切であると考えております。本市では、昭和57年6月28日、議会において、核兵器廃絶平和都市宣言が決議され、以来、市といたしましては平和に対する認識、思想の普及を図るため、毎年さまざまな平和事業を実施しております。今後とも市民の方々の平和への認識が高まるよう、継続して平和事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、市長への手紙の今年度の内容とその対応でありますけれども、11月末までに132通が寄せられております。これは昨年同期の170通に比べ、38通の減少となっております。この132通の手紙に含まれていた162件の項目の内訳としましては、ごみ処理や交通安全など、生活環境に関するものが50件で31パーセントと一番多く、次いで高齢者福祉などの市民福祉に関するものが37件で23パーセントとなっております。これらの市長への手紙は、私がすべて目を通した上で、必要なものは関係各部に指示を与え、匿名のものなどを除いて、原則としてすべての手紙に私から返事をお送りしております。今後も市長への手紙などにより、市民の皆さんの声を大切にしながら、開かれた市政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくりの施策の推進であります。市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するに当たっては、何よりも総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」の着実な推進が第一との考えから、第3次実施計画に基づき、財源の効率的な運用とともに、事務事業の見直しなどを図りながら、個々の事業を進めてまいりました。具体的な施策としては、例えば「はぐくみ 文化・創造プラン」では、放課後児童クラブの増設や開設時間の延長、「ふれあい 福祉・安心プラン」では、公立保育所の定員枠の拡大や延長保育の実施など子育て支援、また、高齢者対策として高齢者への介護サービスの拡充などを実施してきたところであります。しかし、一方では現在進められている事業もあることから、現時点では市政運営全体の評価を下す段階には至っていないと考えており、実施計画の点検の中で総括的に評価をしてまいりたいと考えております。なお、評価に当たりましては、現在の事務事業評価の在り方を再検討しなければならないものと考えております。

次に、財政問題について何点かお尋ねがありましたけれども、まず平成16年度の決算見込みであります。まだ年度半ばであり、法人市民税など不確定要素もありますが、景気の低迷の影響で、個人所得の減や、納税義務者の減、収入率の低下による減収が危ぐされ、税収の予算額確保は厳しい状況にあると認識しております。また、地方交付税のうち、普通交付税の減収分は、地方消費税交付金の増額で相殺される見込みでありますけれども、特別交付税は例年になく大規模な災害が各地で発生しており、減収が予想されます。平成16年度予算の執行については、厳しい財政状況を踏まえ、年度当初から危機意識を持って経費節減に努めるよう通知をし、財政健全化債の導入や遊休資産の売却などの財源確保にも努めていますが、19億円という大きな赤字を解消するのはたいへん難しい状況にあると認識しております。

次に、財政健全化の取組による市民生活への影響でありますけれども、平成16年度に向けた見直しで、ふれあいパスの有料化、各種見舞金の再編、保育料や上下水道の減免率の改定、医療助成制度の見直しなど、多くの市民の皆様にご負担をお願いすることとなりましたが、財政再建団体転落も危ぐされるたいへん厳しい財政状況の中で、これまでどおりにサービスを続けていくことが困難な状況から、道内他都市並みの水準まで見直しを行ったものであり、おおむねご理解をいただいているものと考えておりますが、市民生活がどう変わったかということでもありますけれども、これはなかなか把握することが困難でありますけれども、数字的に把握しているものは、ふれあいパスによる乗車率が前年度比で35パーセント程度下がっているという数字がございます。

次に、市民サービスにかかわりの深い助成金でありますけれども、市民に直接助成する施策としては、一般的なものは障害者、老人などの医療費助成や生活保護などの国や道の制度に基づく各種扶助費があります。また、市独自のものとしては、個人に対し直接助成するものとしては、若年者定住促進家賃補助金があり、町内会など、地域住民で構成する団体に対するものとしては、総連合町会補助金、街路灯設置費・維持費補助金、町内会館等建設助成金、私道整備助成金があります。

また、市民便利帳についてのご提言であります。これら市民サービスをまとめたものとしましては、現在、市のホームページに掲載しているほか、冊子としましては各分野別のガイドブックがあり、それらをまとめたものとして「市民生活ガイドブック」を作成しております。今後、「市民生活ガイドブック」については、よりわかりやすく改訂し、ホームページへの掲載も工夫して、市民の活用しやすいものとしていきたいと考えております。

次に、三位一体改革の全体像についてであります。まず都道府県知事と市町村長の評価が分かれている理由でありますけれども、今回の政府与党案では、意見の分かっていた義務教育費国庫負担金と地方が対象外としていた国民健康保険に対する負担金であり、どちらも都道府県に対するもので、その影響が大きいことから、厳しい評価をする知事もあるものと推測しております。一方、市町村では、影響する具体的な項目や額が判断できない状況の中で、都道府県と比べ影響が小さいこと、また、心配された交付税の削減において、一時財務大臣が言及していた大幅な削減が当面見送られた点を評価している方もいるものと感じております。

次に、世論形成に向けた取組でありますけれども、6月4日に骨太の方針2004が決定されて以降、各種の報道がされておりますが、中には「国と地方の問題で自分の生活は変わらない」とか、「省庁間の縄張り争いの問題」だとか、「よくわからない」と、こういうような認識を持っている方もいるものと感じております。しかし、平成16年度に三位一体改革の影響で、本市が多額の財源不足になり、厳しい予算編成となったことから、多くの市民の皆様はその重要性を認識しているものと考えております。11月26日の政府・与党案が示されたことで、「三位一体は決着済み」との雰囲気がありますが、地方六団体は年末の国の予算編成に向けて、国と地方との協議の状況など、機会あるごとにメッセージを出し、国民にPRをしていく考えであると聞いております。

次に、平成17年度予算の編成方針と編成作業でありますけれども、10月29日付けで財政健全化が本市の最優先課題であることを念頭に置いて、各部の予算編成機能をじゅうぶん発揮し予算編成に当たるよう、予算編成方針を通知したところであります。既に、所管部で具体的な予算編成作業に入っておりますが、15年度決算などを踏まえて、各部に予算要求額を指示するなど、経費削減を目指しておりますし、今議会でもご議論いただく使用料改定や職員給与の独自削減など、財政健全化の取組も着実に進め、財源不足の圧縮に努める所存であります。16年度決算の赤字解消が困難な状況にあることも含めて、たいへん厳しい予算編成になるものと考えております。

次に、自然災害について何点かお尋ねがありましたけれども、最初に台風18号災害のまとめについてでありますけれども、被害について適用された主な制度でありますけれども、税や国民健康保険料などの減免関係では、現在、国民健康保険料及び国民年金保険料の減免該当が9件で、減免額129万2,430円、家屋被害に対する固定資産税等の減免該当者は375件で、減免額378万7,562円となっております。また、り災見舞金については67件で、47万円を支給したほか、傷い見舞金を今後5件程度支出する予定であります。このほか、母

子寡婦世帯を対象とした住宅資金の貸付金について1件の決定があったほか、介護保険料の減免決定は8件で、減免額22万4,000円となっております。また、被害について適用される制度・手続についての市民周知でありますけれども、広報おたるをはじめ、市のホームページ、報道機関などによってお知らせをしてみました。今後とも災害時には各種制度等を効果的に周知できるよう検討していきたいと考えております。

次に、今後の対策についてでありますけれども、現在、庁内において今回の台風風被害を教訓として検証的な部分も含め、地域防災計画の点検を行っているところであります。災害が発生した場合の初動体制をはじめ、被災された方々の安全を確保するため、いち早く避難体制の充実等について早急にマニュアルづくりを行い、出前講座や広報おたるあるいはFMおたるなど、さまざまな機会や媒体を利用して、市民周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、新潟県中越地震災害についてのお尋ねでありますけれども、県の災害対策本部の12月6日午前9時現在発表の情報によりますと、まず人的被害では、死者40人、重軽傷者2,989人となっております。また、住家被害では、全壊が2,710棟、大規模半壊や半壊が9,180棟となっております。次に、避難状況ですが、ピーク時には約10万3,000人ほどの方が体育館などの避難所等で生活しておりましたが、一部地域を除き、避難勧告や避難指示が解除されたことから、現在の避難者は約3,500人と聞いております。一方、電気、水道等のライフラインもおおむね復旧してきたほか、冬に向かって焦点となっております仮設住宅の入居も始まり、建設中のもも今月中旬には完成の見込みと報道されております。

次に、新潟県中越地震災害についての支援であります。小樽市に求められている支援であります。北海道を通じ、幾つかの支援要請がありましたが、先月1日と2日の2日間、被災住宅の危険度調査に当たる応急危険度判定士として、建築技術職員2名を被災地に派遣をいたしました。また、被災地の社会福祉施設等への介護職員派遣要請については、保健師1名を派遣可能として、現在、北海道に登録をしております。

次に、市の地震対策の現状でありますけれども、市では平成5年の南西沖地震や平成7年の阪神淡路大震災を機に、初動活動体制や情報連絡体制、避難誘導などの地震・津波対策を地域防災計画に盛り込み、町会などでの避難訓練をはじめ、避難所開設訓練や避難所における食糧の備蓄などを実施してきたところであります。

次に、地域防災計画の見直しでありますけれども、市では現在、台風18号災害に伴い、各部で災害時の分担業務を行った結果についての総括と、それに関する地域防災計画の点検、整理を行っているところであります。今後につきましては、年度内には内容を整理し、防災会議に諮ってまいりたいと考えております。

次に、地域防災力をどう高めていくかということでもありますけれども、災害の規模が大きく、被害が広範囲にわたりますと、地域ごとの自主防災体制がたいへん重要となってまいります。これまで町会などの自主防災訓練への参加や出前講座などを通じ、地域との連携を図ってまいりましたが、今後は全市的な自主防災体制の確立を目指し、地域における防災訓練や防災組織形成のマニュアルなどを示すなど、関係団体に対し、積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽市交通災害共済事業の廃止の問題で何点が質問がありましたが、初めに制度の現状であります。この制度は昭和40年代における全国的な交通死亡事故の増加が社会問題化し、国を挙げての対策が進められ、本市でも昭和43年4月に交通災害による被害者や遺族の経済的な救済を目的としてスタートし、今日まで37年間実施してきたものであります。この間、加入者では昭和59年度まで増加を続け、6万7,000人、加入率38パーセントでピークとなりましたが、以降減少を続け、平成16年11月末現在では2万7,521人、加入率

18.9パーセントとなっております。また、見舞金の支給状況では、昭和58年度で200件、59年度で194件、金額では兩年度とも1,399万5,000円を支出したのが最高で、ここ数年では70件から80件前後、金額では約370万円から510万円を支出しております。ちなみに、昨年度の見舞金支出は75件で512万6,000円と、ピーク時と比べて約3分の1となっております。市費の負担であります。小学生の保険料の負担分として、昭和51年度から小学1年生分を、平成2年度からは小学生全員分を負担することとし、平成2年度では小学生1万1,231人、金額で533万5,000円の負担をピークとし、平成16年11月末現在では6,572人、314万7,000円の負担となっております。このほかに特別会計の赤字補てん分として、一般会計からの繰入金金額は平成7年度の1,085万円をピークに、ここ5年間では72万3,000円から234万9,000円の範囲で繰入れが行われております。

次に、廃止の理由でありますけれども、発足当時は国による保険制度への規制が強かったこともあり、民間保険のメニュー等がじゅうぶんでなかったことから、本共済制度の持つ意義も大きく、市民の加入もじゅうぶんに増加を続けました。しかし、近年、保険制度の大幅な規制緩和や自由化が進み、民間保険では交通共済のみでなく、一般傷病をも含めた総合的で多様な内容の保険ができましたし、また、本共済と同程度の掛金による保険もあることなど、市民の選択肢も増えてきたほか、少子化による低年齢層の減少などから、本事業への加入者は現在ピーク時の約半分となっております。また、車の自賠責保険の補償額について見ますと、昭和43年当時は最高で300万円であったものが、現在は3,000万円となっており、実際に交通事故に遭われた場合には相当の補償額が見込まれることから、本事業が果たす役割と必要性が相対的に低下しており、発足当初の使命は終えたものと判断したものであります。

次に、小学生の公費負担分だけ残せないかというご質問でありますけれども、小学生の事故に対する見舞金制度につきましては、本事業のほかに、各家庭においても相当数加入している民間保険やPTA単位で任意に加入している安全互助会の障害見舞金制度などがあります。また、教育委員会では、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んで、登下校を含む学校の管理下における児童・生徒の事故を救済する制度に加入しており、その掛金は1人当たり年額840円ですが、市内小中学校全生徒の分については、全額市費負担となっております。共済制度はより多くの方が加入することによって成り立っている事業であることから、小学生のみの制度として残すことは困難であると思っております。

次に、使用料の改定について何点かお尋ねがありました。まず、各施設における利用状況の特徴的なものでありますけれども、平成15年度実績で申し上げますと、博物館については小中学生の利用が全体の約4分の1を占め、文教施設の中では際立って多くなっております。また、銭函パークゴルフ場では、市民以外の方の利用が約2分の1となっており、室内水泳プールでは高齢者の方々の利用が多く、全体の約4分の1となっております。そのほか、市民会館は市民センターに比べて利用率が低く、このたびの改定に当たり、利用促進を図る観点から、中規模利用料金の設定や閑散期割引制度を設けることとしたほか、市内の文化団体のリハーサル利用について減免したいと考えております。各種施設は快適な日常生活を支えるために重要な役割を担っており、多くの市民の皆様にご利用されることが望ましいものと考えており、そのためにも博物館など文教施設においては、環境整備や展示の工夫、きめ細かな情報提供など、さまざまな取組も必要であると考えており、今後とも利用促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、市立小樽病院給食業務の民間委託にかかわる経過と現状でありますけれども、本年6月に病院内に病院給食業者選定委員会を設置し、内科医師を委員長に、病院内各部門からの委員10名により、10月までに5回の委員会を開催し、道内に支社・支店等を有し、医療関連サービスマーク制度の認定を受けた8業者が

ら提案書を提出していただき、また、プレゼンテーションを実施して、総合的に検討いたしました。その結果、2業者を最終候補として決定しましたので、来年1月中旬に2業者による見積り合せをして、委託業者を決定する予定であります。

次に、中央保育所の移譲についてでありますけれども、さきの第3回定例会厚生常任委員会で、社会福祉法人小樽四ツ葉学園への移譲計画を報告し、今議会に関係議案を提案しているところであります。中央保育所は昭和57年の開設当初から、管理運営を四ツ葉学園に委託しており、指定管理者の導入とは異なりますが、移譲に当たっては利用者の理解が必要と考え、10月19日に保護者説明会を開催いたしました。移譲後においても、配置保育士など保育所運営に変更がないこと、認可保育所としての公平性は引き続き保障されることから、利用者の理解は得られたものと考えております。また、法人評議員会においても移譲についての了解を得ており、今議会での議決後、再度、保護者説明会を開催するとともに、国庫・道補助金に係る財産処分申請、法人との財産譲与契約など、必要な手続を進め、17年度当初より移譲したいと考えております。

次に、増加するフリーター、ニートでありますけれども、北海道及びハローワーク小樽管内では推計されておられませんので、その数を把握することは難しい状況にあります。しかしながら、全国的な傾向から、若年者の実態を踏まえれば、本市においてもフリーターやニートと言われる若者が存在しているものと思っております。また、小樽の若者の雇用状況につきましては、ハローワーク小樽管内における新規高卒者の就職率によれば、平成16年3月卒は97.6パーセントで、前年比0.9ポイント低くなっており、平成17年3月卒の就職者内定率は平成16年10月末現在では29.0パーセントで、前年同期比0.4ポイント高くなっているものの、求人数では65人の減で、11.6パーセント減少となっております。さらに、年齢別の有効求人倍率では、30歳から39歳で0.54、40歳から49歳で0.51、20歳から29歳で0.45となっているなど、厳しい経済環境の中で、地元企業の雇用吸収力の低下により、求人数も減少しておりますが、特に企業側が即戦力の人材を求める傾向が強くあるなど、若年者にとって厳しい雇用状況にあるものと認識しております。

次に、雇用環境改善への取組でありますけれども、フリーター、ニートが増加している問題も含め、これからの地域社会を維持するためには、若者の流出を防止し、地元定着を図ることが重要であり、そのためには若年者の就労の場の確保が欠かせないものと認識しております。市といたしましては、労働実態調査や企業に対する雇用アンケート調査などを通じ、市内企業の雇用環境の把握に努めるとともに、若年労働者の就職促進に向け、労働環境の改善やミスマッチの解消などを各企業の皆さんにお願いしております。また、今年度、国から小樽まち育て運営協議会が委託を受けたプラス事業において、経営者、教師、生徒の座談会を開催し、企業が求める人材、教師の就職指導への取組、生徒の就職に向けた意識など、ともに共通認識の醸成に向けた取組も進めております。若年者を取り巻く雇用環境は厳しい状況にありますが、今後は新規学卒者の就職追跡調査の実施や市雇用相談総合窓口の若年者への利用促進の周知など、関係機関と連携を図りながら雇用環境の改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽警察署発行の交通白書に関連してのお尋ねでありますけれども、初めに信号機などの新設に至る経過と効果であります。平成15年度に新設となった信号機4機については、いずれも付近の住民や事業所などから陳情や請願、要望書の提出が小樽市にあり、小樽警察署を經由して北海道公安委員会へ申請を上げ、公安委員会が現地確認した上で設置の決定をしたものであります。その効果であります。4か所のうち2か所は押しボタン式の横断歩道用信号機の新設により、住民が安全に道路を横断することができるようになったこと。また、残る2か所は車両用交通信号機であり、交差点への進入や右折がスムーズにできるよ

うになったことが挙げられます。また、歩車分離信号機についてですが、平成14年のメルヘン交差点に続いて、平成15年度に稲穂1丁目サンモール商店街入口交差点に、市内では2番目の歩車分離信号機が設置されました。効果は、歩行者は車に気をとられることなく安全に交差点を横断でき、左折・右折の車両は歩行者に遮られずにスムーズに通過することができるようになっております。しかし、一方で、車両の信号待ち時間が長くなることにより、交通渋滞を招くという指摘もされております。

次に、「あんしん歩行エリア」の目的と取組であります。「あんしん歩行エリア」は交通死傷事故の抑制を図るため、道路管理者と公安委員会が連携して、信号機の整備や交差点改良などの交通安全対策を集中的に実施する市中心部の126ヘクタールの区域を指定したものであります。本市の「あんしん歩行エリア」内の取組としては、国道5号、中央通、臨港線については、電線類の地中化及び歩道のバリアフリー化などを完了しており、現在、市道の歩道を整備中であります。今後とも各管理者同士の意見や情報を密にしながら、連携した取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、市内の道路、歩道や街路灯、交通安全などに関する全体的な「安心・安全マップ」の作成についてのご提案でありますけれども、庁内関係部で構成しております道路整備会議において検討させたいと思っております。

次に、子ども議会の開催でありますけれども、平成4年度に市制70周年記念事業の一環として、子ども議会を開催し、各小学校の児童代表から子どもの視点での市政への意見や要望などの提案がありました。また、議場を活用することで、議会のしくみについても理解を深めてもらったものと思います。私も日ごろから、未来を担う子どもたちの柔軟で斬新な発想は小樽のまちづくりには大切であると考えており、これまでも「子どもフォーラム」や「おたる子ども会議」、さらには小中学校での「市長と語る会」などを開催し、多くの子どもたちからいただいた意見を市政に反映させてまいりました。今後とも引き続き子どもたちからの意見反映の機会増大に努める中で、その手法の一つとして子ども議会も含め検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 佐々木勝利議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育改革についてであります。我が国は国際化をはじめ、少子高齢化、高度情報化、さらには環境重視型社会への移行が急速に進んでおりまして、時代の大きな転換期を迎え、教育のみならず各分野において、さまざまな改革が必要であると受け止めております。とりわけ教育の分野におきまして、これまで各審議会などでの提案に基づき、さまざまな改革が行われておりますが、いずれも今後の日本の教育に資するよう、さらには子どもたち一人一人の知・徳・体のバランスのとれた人格の形成につながるような改革であることを期待しているところでございます。各学校においては、これらの改革の趣旨をじゅうぶん理解し、心身ともに健康で、未来を担うにふさわしい人間性豊かな児童・生徒の育成に向けて、積極的に学校の改善に取り組むことが大切であると考えております。

次に、児童の権利に関する条約についてでございますが、学校においては、本条約の趣旨を踏まえ、教育活動の全体を通じて、基本的人権の尊重の徹底をいっそう図っていくことが大切であるとともに、権利及び義務を正しく教えることも重要であると考えてございます。私どもは、子育てに関する啓発資料の中で、今年度、新たに児童の権利に関する条約についても取り上げ、人権教育に関する資料などを先生方にも配布し、その周知に努めているところでございますが、今後ともそれらの資料を積極的に活用しながら、各先生方に

条約の趣旨の理解を図り、教育の充実に努めるよう指導してまいりたいと考えてございます。

次に、学校の耐震化優先度調査についてでございますが、建築基準法による耐震基準に適合していないと考えられる昭和56年以前に建築された小学校20校、中学校10校の計30校について、耐震性を調査する必要がある、平成16年度と平成17年度の2か年で耐震化優先度調査を行うこととしております。今年度の調査につきましては、この冬休み期間を利用し、小学校9校、中学校4校を実施いたします。来年度は残りの小学校11校、中学校6校を予定しており、現在、新年度予算計上のための作業を進めているところでございます。今後の取組についてでございますが、耐震化優先度調査の結果を踏まえまして、平成18年度から19年度に、事業の緊急度や事業の手法などの検討を進めた上で整備計画を立てていきたいと考えてございます。

次に、学校施設整備についてでございますが、これまでも小樽市総合計画「市民と歩む 21世紀プラン」の第3次実施計画に掲げた菁園中学校の改築整備事業を進めてまいりましたが、今後、極めて厳しい財政状況の下、具体的に施設整備計画をお示しすることは難しいものと思っております。来年度以降につきましては、児童・生徒の安全確保などを最優先に、創意工夫しながら学校施設整備の充実に向け、いっそう努力してまいりたいと考えております。

次に、通学路の安全確保の取組についてであります。児童・生徒の通学路の安全確保のため、小学校におきましては学級での指導を通して交通安全の指導やマナーの徹底を図るとともに、春・夏・冬休み前後にふれあいサポーターのボランティアによる通学路の巡回活動、交通指導員による誘導や、地域やPTA、市P連の会員の方々による子ども110番の活動を行っています。また、それぞれの学校では、児童や父母に対しまして、通学路の安全マップを配布し、指導の徹底に努めていただいているところでございます。今後も学校における安全指導はもとより、地域の町内会、PTAや道路管理者、公安委員会など、関係機関の協力を求めて安全確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、教育活動の取組についてでございますが、各学校では総合的な学習の時間において、校外学習などさまざまな取組を行っているほか、運動会や球技大会、文化祭などの学校行事、自然の村での研修、音楽発表会、水泳学習やスキー学習等の活動を行っています。今後ともこれらの活動に対して経費の助成を行うなど、保護者の負担軽減を図りながら、教育活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

要望につきましては、教育の目的を遂行するため、これからも条件の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

18番(佐々木勝利議員) 細かい点は予算特別委員会の方に回しますが、確認と、それから一つは市民生活の関係です。先ほど市長の方から、とらえづらいとか、表現しづらいとか、こういうふうを受けたのですけれども、もう一度そこのところをお願いいたします。

それから、使用料の関係で、利用状況のいいところ悪いところのその状況は聞きましたけれども、市民会館の利用の促進のために、表現の仕方が優遇措置という形で私はお聞きしたのですけれども、これを点検する中で、他の施設にそういう方法が拡大できないのかというふうに私は聞いたのですけれども、聞き取りが悪いのか、もうないということなのか、そういう考えはないということなのかということを含めて、優遇措置の拡大を図ることができないかというふうに言ったのです。

それから、教育委員会の方には、先ほど言っていることはわかりました。ただ、私が聞いたかったのは、

学校施設の設備の充実ということを書いたのですけれども、答えは菁園中学校のような大きな箱ものはつくれないということと、予算がないからほかの日常的な整備もこれまた立ち行かないのだというふうに受け止めるのだろうか。大きな箱ものはできないというのはわかります。大きな箱ものをつくるという意味ではなくて、日常的な学校整備の充実ということは、必要なことについては必要な手だてをしてくれるものというふうに思って聞いたのですけれども、そこを伺います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 市民サービスにかかわる問題で、どう変わったかというご質問だったのですけれども、なかなかこういうどう変わったかという実態を把握するのは非常に難しいのではないかとということで申し上げました。たまたま一例として数字的に把握できるものとしては、このふれあいバスの乗車率が下がったということございまして、これは市内のにぎわいと申しますか、利用してまちへ出てきた方々がまちへ来なくなったということですから、そういう面で生活にどう影響があったかどうかはわかりませんが、市内のにぎわいというか、高齢者の方々がまちへ出てくる回数が減ったことによるにぎわいが少し減ったのかなという感じは受けます。

それから、優遇措置の関係ですけれども、検討した段階で、市民会館があまりにも利用率が低いということから、今回そういう優遇措置を考えたわけですけれども、他の施設ではそこまで、市民会館のような例があまりないので、今回はそういう措置は考えていないということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 教育長。

教育長（菊 譲） 再質問にお答えいたします。

施設の新しいものというのは、議員のお話にありましたように、それはちょっと大変なことです、子どもの安全面にかかわりまして、施設の補修でありますとか、修理でありますとか、それはこれまで同様、優先的に進めるといふ考えに変わりはありません。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時34分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 大 橋 一 弘

議員 森 井 秀 明

平成16年
小樽市議会 第4回定例会会議録 第4日目

平成16年12月9日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	助役	鈴木忠昭
収入役	中松義治	教育長	菊讓
水道局長	高木成一	総務部長	山下勝広
財政部長	磯谷揚一	経済部長	山崎範夫
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院局長	小軽米文仁

消 防 長 相 沢 雄 司
監 査 委 員 長 旭 一 夫
事 務 局 長
財 政 部 財 政 課 長 小 山 秀 昭

教 育 部 長 中 塚 茂
総 務 部 総 務 課 長 長 瀬 幸 一

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 北 出 晃 也
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美 千 子

閉議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田晃司議員、高橋克幸議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第35号並びに報告第1号ないし第6号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 最初に、ポリビア船籍ヤンホー号について伺います。

先月28日、若干の食糧などを持って同船を訪ねました。船首には大きな看板が2枚、月給をもらっていない、船と乗組員は忘れられている、マスメディアと市民の皆さん助けてください、このように掲げられました。3人のうち2人の船員から話を聞きましたが、発電・暖房用の燃料も残量が1.5トンぐらいしかありません。できるだけ節約しても1トンでおおよそ5日分ですから、既に底をついているのではないのでしょうか。食糧もまた心配であります。そこでまず、市が掌握されている経緯についてお聞かせください。

市長は報道機関からの取材を受け、人道上の配慮は必要だが、市が対応できる問題ではない、このように述べておられます。唯一の窓口になっている港湾部も、市として対応できない、この問題で前例はつくれないと、この一点張りでありました。二つの点で伺います。

第1に、地方自治法第1条の2、地方公共団体の役割との関係であります。同条第1項は、地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する、その役割を広く担うものとする。つまり、小樽市内のすべての出来事は、それが法令上の問題であれ、人道上の問題であれ、みずからの判断と責任で、その役割を果たしていかなければならないとしています。ところが、今回の問題はまるで別だと言わんばかりの態度であります。地方自治の基本に背を向ける立場だと思うのですが、いかがでしょうか。

第2に、市の総合計画、交流つながり国際化との関係であります。人の交流や文化・経済交流の拡大に向けた取組を展開していくために、外国人が親しみやすく生活しやすい環境、この整理プログラムをつくる、このように市民に約束をしています。あなたの立場はこの点からも大いに疑問ですが、いかがでしょうか。

人道上の配慮は必要だと言いながら、実は何らの配慮もしない、これが本市の立場であります。同船が小樽港に入港係留されてから既に1年が経過しました。同船に残された3人の船員の実態は雇い主、船主、船籍国、母国からも見放され、ふるさとや家族から遠く離れた、さながら流浪の民であります。上陸許可、健康上の問題、本格的に冬を迎えようとして船内の暖房は、家族との交信は、食料や日用品などの購入資金は、差し迫ってこれらのことが気がかりであります。承知の範囲でお答えください。何よりも未払賃金などの問題の解決、家族の元に早期に帰国できること、これが肝心であります。その見通しについての情報もお知らせください。

次に、旧小樽国際ホテルの売却に関して伺います。

去る8月11日に売却決定がされました。買受け法人は栃木県小山市のホテル運営会社であります。しかし、関係者の間には、今、新たな不安が広がっているのではないのでしょうか。そこで、具体的な事項で何点か伺

います。

まず、第3ビルを含む管理会社、小樽駅前ビル株式会社についてであります。この会社は本市が20パーセント出資、いわゆる第三セクターであります。その設立経緯、営業目的、加えて本市コントロール権の及ぶ範囲、これまでの経営支援策及び市職員の派遣状況についてお答えください。

今回の競売事件に関して当法人が有する共益費、管理費債権は、確定額で約1億5,350万円、さらに2,700万円強の新たな管理費債権が発生しているはずであります。その内訳、そしてこれら共益費と競売事件との関係、売却後の納付状況についてご報告ください。

多少デリケートな問題ではありますが、本市が債権者であると同時に、本市が本市に対する債務者の一角をなす問題であります。当法人の公租公課の納付納入状況はどのようになっているのか、お答えください。

権利移転が遅れている問題であります。売却決定が4か月前、そして買受け代金の納付は9月10日、既に3か月であります。民事執行法第79条は、買受人は代金を納付したときに不動産を取得する、このように規定しています。つまり、実体的には所有権移転が完了しているにもかかわらず、なぜか権利の移転登記が済んでいません。同法第82条の規定から考えられる理由は三つであります。同法第2項か同第4項、これらの理由か、あるいはそのほかの理由による、つまり意図的に他の理由で遅れているかであります。密接な関係者である市としては、当然承知しているはずであります。同条第2項及び第4項の規定とは何か、なぜ遅れているのか、その理由をお聞かせください。

この項の最後は、再開発事業との関連で伺います。本年第1回定例会、あるいは第2回定例会においての議論経過があります。第3ビルは小樽駅前の利便性の高い小樽の顔である、このようにして一路再々開発事業に向けてのレールが敷かれたかのようにあります。これ自体、今回の競売事件との関係では呼び水になってしまったのではないかと、大いに疑問ありと思う一人ではありますが、とすれば今回の買受け法人は、当然この事業を進める上で、つまり再々開発事業を進める上で新しい権利者となるわけですが、そうであればあるほど、果たしてこれが今まで議会で答弁されてきたように、官民一体で応札者の誘致、競売買受け希望者の誘致であります。これに動いた結果なのか、にわかには信じがたいものであります。いかがでしょうか。その上買受け法人の顔がよく見えてきません。ホテル運営の経験はあるのか、新たなホテル経営の方針は示されているのか、ぜひお聞かせください。

質問の最後は、大型店とまちづくりに関してであります。市民に親しまれ、暮らしと地域社会を支えてきた商店街や市場の多くが停滞し、衰退し、年ごとに立ち行かなくなってきました。暮らしに欠かせない身近な商店がなくなり、自動車を使えないお年寄りやリュックを背負い、バスやタクシーで買物に出かけなければならない。これが、今、市内では当たり前前の風景になりました。しかも、今年からは、その頼みの綱であったふれあいバスも有料化であります。商店街衰退の原因はさまざまですが、既に個々の商店、商店街の努力をはるかに超えています。第1にバブル崩壊後の経済失政、小泉構造改革であります。国民の所得と購買力が抑え込まれ、売上げは大幅な減少を招いています。第2に大型店の出店ラッシュであります。その上、深夜営業、24時間営業、元旦営業など、ルールなき競争激化が商店街を直撃することになっています。この二つが商店街衰退に拍車をかける最大の原因・要因だと思うのですが、市長はどのようにお考えでしょうか、その見解をお聞かせください。

1990年以降、アメリカ側の露骨な市場開放要求で、政府は大規模小売店舗法の規制を相次いで緩和、ついには1998年に、この大店法を廃止してしまいました。かわって登場したのがまちづくり3法、大店立地法、

中心市街地活性化法、改正都市計画法であります。以来6年が経過しました。実はこれが大失敗であった、全く機能してこなかった、このことが今はっきりしていると思うのですが、市長はどのように評価されているのかお聞かせください。

市内の商店街、市場などを取り巻く状況も一変しました。大型店の流れが一気に危険水位を超え、もはやこれ以上放置することができない状況であります。大型店の進出状況について店舗数、店舗面積と割合を、マイカルの開業前と開業後の比較でお答えください。

こうした中、去る9月29日に、市内手宮を設置場所とする大型店設置の届出書が北海道知事あてに提出されました。(仮称)ホームック新手宮店であります。現有店舗面積に比べて約3.7倍の大型店新設であります。この届出に対する市長のご意見をお聞かせください。

あわせて大店立地法第8条は、事業関係者や区域内に居住する市民などの意見を求めています。さきに開催された説明会が周辺町内会への案内もなく、7名の参加者だけ、しかもふじゅうぶんな説明資料だったことを考えると、関係者、関係団体、市民に対してどのように情報提供していくことができるのか、市の責任、在り方が問われる問題であります。説明会についても再度しっかりと開催してもらう必要があります。お考えをお聞かせください。

本来どんなまちづくりを進めるかは、これは地方自治体と住民が決めることであります。それが地方自治の原則であります。例えば苫小牧市議会では、イオン進出に反対する陳情が採択されました。福島県では、大型店の立地に向けて市町村と県が調整し、適否の意見も表明できるように、新しい条例づくりに向けての検討が始まっています。こうした動きにも学び、本市においても市民や商店街関係者、行政などが協力し、にぎわいのある商店街を取り戻していく、その取組が大事になってきています。まちづくりに向けた新しい条例の検討・制定が急務と考えますが、市長の見解をお聞かせください。

以上、私の質問は3点ありますが、再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 古沢議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ボリビア船籍の貨物船ヤンホー号問題に関する経緯でありますけれども、同船舶は平成15年12月1日、サハリン州のコルサコフ港から冷凍カニを積んで小樽港に入港いたしました。入港後の北海道運輸局によるPSC検査の結果、エンジン構造や救命艇の配備など、外航船舶として国際条約に定められた安全基準に適合しない点があることが判明したため、それらについての改善命令を受け、出港停止処分がなされました。その後、船長並びに荷主企業は、中米のペリーズ国にあるとされる同船舶の所有会社に早急に必要に対応を要請しましたが、明確な方針が示されないまま経過いたしました。

この間、当初の乗組員は、本年1月から2月にかけて帰国し、ウクライナ人の船員15名と交代しましたが、これら乗組員の賃金や船の維持経費等も支払われることがなく推移したため、本年5月から、国際運輸労連、ITFと言いますけれども、このITFが乗組員の支援に乗り出し、船主側との折衝を行ってきました。しかし、事態解決に向けた進展が見られないため、本年10月、このITFより、人道的見地から乗組員全員を本国に帰国させたい旨の方針が示されました。結果として10月27日に、乗組員15名のうち12名が帰国し、そ

の後11月5日には、在日ウクライナ大使館から一等書記官が来樽し、残り3名の説得を行いました。意向が変わらず、現在もその3名が未払賃金の支払等を求めて船に残っている状況となっております。

次に、ヤンホー号の船員に対する市の対応でございますけれども、これら船員が船内で生活するために必要な食糧や燃料などにつきましては、引き続き国際運輸労連が支援を行っており、荷主企業の協力も得て手当てされておりますし、事態解決に向けた取組も続けられておりますことから、現状として市が特別な支援を行う状況にないものと判断しております。市といたしましては、今後とも事態の進展を見極め、状況に応じて関係機関等とも協議を行いながら、地方自治体として必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、船員の方々の上陸許可の問題や食糧等の状況でございますけれども、上陸許可につきましては、毎週、船舶代理店からの申請により7日間の特例上陸許可の更新が行われております。また、暖房にも必要となる船舶燃料や食糧、日用品につきましては、国際運輸労連を通して必要な分量が手当てされており、家族との連絡は船舶電話や携帯電話を利用して行える状況にあります。健康状態につきましても特に問題がないものと聞いております。

次に、未払賃金などの問題解決の見通しでありますけれども、現在も国際運輸労連並びに荷主企業が、それぞれの立場で船主側に対し問題解決に向けた働きかけを行っているところではあります。現時点では船主側からの明確な方針が示されておらず、具体的な進展は見られていない状況と聞いております。

次に、旧国際ホテルに関してのお尋ねでございますけれども、初めに小樽駅前ビル株式会社の設立経緯ですが、小樽駅前の再開発事業で建設された第1、第2、第3ビルの管理運営を目的として、昭和48年12月に設立された会社であります。営業目的は設立目的である施設建築物の管理及び運営、その他店舗の販売促進、調査研究及び経営指導に関する業務、公有施設等の受託管理業務及び駐車場業務などが主なものであります。

次に、市と小樽駅前ビル株式会社の経営上のかかわりについてであります。市の出資割合が25パーセント未満であることから、地方自治法上認められている調査権や監査などが担保されておらず、商法上の株主権の行使のみになります。また、これまでの経営支援についてでありますけれども、設立当初の出資以外は金銭的支援を行っておりません。これまでに市職員の派遣の関係ですが、記録によりますと昭和48年設立当初から51年までの期間、1名が専務取締役を務めておりました。

次に、小樽駅前ビル株式会社が所有する債権についてでございますけれども、初めに共益費の内訳であります。主な内容としましては専用部分の電気、水道、冷暖房の使用料などのほか、共用部分の管理保守料、警備料、清掃料、水道光熱費などです。

次に、共益費と競売の関係ですが、共益費は建物の区分所有に関する法律第7条に基づき先取特権として認められており、競売により支払義務が買受け法人に移行しております。また、買受け法人の共益費の納付状況でありますけれども、11月末現在納付されていないと報告を受けております。

次に、小樽駅前ビル株式会社の公租公課の納付状況でありますけれども、公課の部分で未納があり、現在分納中であると承知しております。

次に、民事執行法第82条第2項及び第4項の規定についてでありますけれども、第2項の趣旨は、買受人が、最高裁判所規則で定めるところにより、代金の納付のときまでに申し出たときは登記の申請の代理を業とすることができるもので、申出人の指定する者に嘱託書を交付して、登記所に提出させる方法であり、また、第4項の趣旨は、登録免許税、その他の費用は買受人の負担とするとあります。

また、お尋ねの移転登記が遅れている理由については承知いたしておりません。

次に、再々開発事業に向けての企業誘致でありますけれども、応札した買受け法人は誘致活動を行った企業ではありません。

次に、買受け法人のホテル運営の経験と新たなホテル経営方針でありますけれども、ホテル運営の経験については商業登記簿上ホテル運営となっておりますが、運営経験までは判明できない状況であり、また新たなホテルの経営方針についても、これまでに具体的な内容の提示はされていないと聞いております。

次に、まちづくりと大型店舗問題についてのお尋ねでございますが、最初に地元商店街の衰退の原因であります。市内商店街や市場におきましては、バブル崩壊後の長引く景気の低迷や人口の減少により、売上げの減少や空き店舗の増加などが顕著となっております。また、全国的に大型店の進出や消費者ニーズの多様化等により、駅前を中心とした中心市街地の商店街は衰退の傾向にあり、本市におきましては平成12年以降、新規大型店の出店はありますが、モータリゼーションの進展や新たな業態の展開、さらには郊外店の進出等により、中心部商店街の来街者数が減少するなど厳しい状況であることは承知いたしております。

次に、まちづくり3法についてでありますけれども、中心市街地活性化法、大店立地法、改正都市計画法のいわゆるまちづくり3法が制定され、6年が経過しましたが、本年7月、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の中小企業4団体が、まちづくり3法の抜本の見直しを求める要望書を政府に提出するなどの動きは承知しており、このことは、地域の商店街の方々が当初期待していた中心市街地活性化の効果がなかなか得られていない状況にあるものと思っております。現在、国におきましても、この大店立地法の真の見直しなどの検討を進めていることも聞いておりますので、こうした動向にじゅうぶん留意してまいりたいと考えております。

次に、大型店の進出状況でありますけれども、市内における店舗面積が1,000平方メートルを超える大型店の数は、平成10年が17店舗、店舗面積の合計は5万6,468平方メートル、小売業の売場面積に占める割合は約37パーセント、同様に平成16年は21店舗、店舗面積の合計は16万4,762平方メートル、小売業の売場面積に占める割合は約68パーセントとなっております。

次に、ホームック新手宮店の届出についてでありますけれども、9月29日に、大店立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出書が、建物設置者である大和工商リース株式会社から北海道知事あてに提出されたところであります。これを受けまして、大店立地法の規定により、北海道知事あてに、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見を来年2月15日までに提出することとなっており、現在庁内において意見を取りまとめているところであります。

次に、地元住民説明会でございますけれども、大店立地法の規定によりまして、地元への説明会が11月9日、いなきたコミュニティセンターにおいて開催されたところであります。この説明会の周知方法については、経済産業省令に基づき、10月28日、北海道新聞、読売新聞の折り込みチラシとして周知を図っており、結果、7名の参加があったものであります。市といたしましては、この説明会に参加するとともに、商工会議所、市商連、さらに手宮地域の手宮銀座親栄会、能島通り商栄会、桜陽通り共栄会、本田沢通り商栄会、梅ヶ枝工商振興会の各団体へ説明会の内容の周知を図りました。また、大店立地法上は、説明会の開催は原則1回とされており、確認しましたところ、再度の説明会はしないということであります。

次に、まちづくり条例についてでありますけれども、全国的に中心市街地の空洞化が進む中で、国におきましては大店立地法の指針に関する見直し、さらには地域再生計画や構造改革特別区域など、まちづくりに

関連する政策についてさまざまな議論が行われているところであります。また、全国の自治体におきましても、まちづくり3法が有効に機能するために、地域の特性を生かしながら、地域の実情に合わせたまちづくり条例を制定する動きがあることは承知しており、市といたしましても、こうした他の自治体の取組事例などについて調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) 再質問を行います。

ヤンホー号の問題ですが、昨日も心配で状況を聞いてみましたが、つい先日、機関トラブルというのでしょうか、エンジントラブルというのでしょうか、暖房や発電のためにエンジンをかけているのですが、それが3日間ほどとまってしまった。この雪の時期ですから、たいへん寒い状況が起きています。その少し前から、そういう状況を承知した市民から石油ストーブが届けられたりとか、そのための灯油が届けられたりとか、そういったことも行われているわけです。こういうような状況をきちんと承知しなければいけないのではないかということを、私は質問で聞いたわけです。それが自治体、そして自治体の長の役割ではないかと。その役割の領域というのはいったい何なのだろうと。お尋ねしたように、地域における行政、広く担うとあります。つまり、市長が治めるべき地域における統治作用と申しますか、行政作用と申しますか、その全般を指して言っているのだと思うのですが、そうした点からも、事態との関係でいえば、極めて適切ではないというふうに思うわけです。重ねて、そういう事態の掌握、把握と必要な手だてを講ずるように求めたいと思います。

さらに、例えばヤンホー号の係船料等です。これの支払状況がどういうふうになっているのか。現在はどうか。先ほどのご答弁ではおよそ船主が納付しているとは思われませんから、仮に納付しているとしたらあなたが納付されているのか、教えてください。

旧国際ホテルに関連して何点が伺います。

市長は20パーセントといっても、株式を保有しているわけですね。商法との関係でというふうにご答弁をいただきました。この株式はつまり公有財産でありますから、この公有財産である有価証券を適正に管理すると、そういう立場から見ても、20パーセントを有している駅前ビルから、事と次第、買受け法人や売却後の経過や権利移転が遅れている理由というのをなぜ聞き取りもしないのか。聞いていないという答弁ではどうい納得がいきません。改めて伺います。

仮に市長の答弁でそれを認めるとすれば、実質的にいえば、商法上の株式会社で市のコントロール権が及ばない、こういうふうを考えれば、いわゆる第三セクターというくくり、それ自体を外してしかるべき法人ではないか。具体的にいえば、出資の引上げなどの検討を求められるということにはならないか、いかがでしょうか。

それから、共益費、管理費の内訳はお答えいただきましたが、公租公課の関係です。事務方に聞けば、守秘義務だと言ってお答えいただけません。これは債権者であると同時に債務者ですから、小樽市は、出資分に比例して債務者の責任も負うわけです。ぜひどういう状況になっているかをお答えいただきたい。

共益費の競売事件との関係についてです。マンション法、区分所有等に関する法律で先取特権をなすというふうにご答弁をいただきましたし、これまでも説明を求めたら、事務方からはそういうふうにご報告をいただいております。しかし、先取特権なのかという疑問はぬぐい去れません。競売事件において先取特権と

いうふうな場合は、配当要求において優先権を持つという意味合いを多分に含みますから。しかし、配当要求において優先権を得ることなく、今、納付されていないという状況ですよね。こういうのをいったい先取特権というのかと。いわば先取特権というのではなくて、言いかえれば債権・債務の承継という意味合い、それでしかないわけです。そういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

なお、これに関連していえば、競売にかかわって民事執行法第59条では、一般的な先取特権、売却に伴う権利の消滅等の規定で、不動産上に存する先取特権は売却によって消滅するとされています。民法上の共益費という先取特権は別です。

それから、仮になぜ遅れているのかというふうにお尋ねしましたが、第82条第2項と第4項についてもご説明いただきました。第4項との関連でお伺いしておきたいと思います。登録免許税等は買受人の負担になりますから、どの程度になるか、具体的にお答えできないのだとすれば、あの物件の土地、建物の固定資産評価額はおよそ10億円は下らないでしょうから、そういうふうを考えますと、登録免許税等だけで1,000万円を下らないということが問題になっているのかどうか、改めてお伺いしておきたいと思います。

まちづくりの関係でお伺いします。今年の3月の国の商店街実態調査、これでは衰退又は停滞しているという商店街は97パーセントだそうです。全国商店街振興組合連合会の調査でも、停滞・衰退が96パーセントだそうです。そして、その大きな理由の一つに、大型店の出店問題とお答えいただきました。そして、小樽では約70パーセントになろうとしている。これ自体大店法から立地法にかわった統計のとり方で、500平方メートル超が1,000平方メートル超に変わったということで、数値が多少は変わってくるようになっておりますけれども、こういったことを考え合わせると、もはや危険水位を超えたのではないかというふうにお尋ねしました。どのように認識されているか、改めて伺います。

それと、市長の答弁の中でありました中央4団体の要望との関係で関連してお伺いしますが、この日本商工会議所など中央4団体が政府に出した要望書の中身です。必要なところだけ抜き出しましたが、中心市街地は活性化するどころか、3法制定時よりさらに寂れている、市場主義の行きすぎによりコミュニティが衰退、伝統文化の承継が困難になった。高齢者が生活の不便を強いられている。さまざまな社会問題が増大している。このように要望書は述べているわけです。この中央4団体のこういうふうな政府に突きつけた要望書の中身は、極めて小樽の実態に即していると思います。市長の答弁よりはるかにリアルだというふうに思いますが、この中身に関連して市長はどのように考えているか。

あわせて、指針の見直しというふうに答弁いただきましたが、政府の対応です。必ずしも閣議で統一しているかどうか、疑問符がつきますけれども、少なくとも経済産業省、中川大臣は指針の見直しというところから一歩先に進んでいます。3法の見直しを決して否定しない、中央4団体の政府要望に対してこういう立場をとっています。この経済産業大臣の立場に対して市長はどのように評価されるか、お伺いしておきたいと思います。

関連しますが、まちづくり3法で例えばにぎにぎしく説明されたのは、特に改正都市計画法の活用で、ゾーニングなどによって大型店出店を有効に規制できるはずだというふうに、当初来説明を受けてきました。では、全国の例として、こうした改正都市計画法の活用で、大型店を果たして規制することができた自治体の一つとってあるのだろうか。どのように承知しているか、教えていただきたい。

市長の意見に関連してです。確かに2月までじゅうぶん時間をかけて適切な意見を提出していただきたいと思いますが、少なくとも今、これまで議会の議論の中にも上っておりまして、私自身もお尋ねしてきま

したが、例えば多くのお客さんが集まる大型店が立地されようとしているエリアが、北海道が箇所づけてしている土砂災害危険箇所としてその区域内に当たること、さらにはゴールデンウィークにも前倒しでオープンしたいという業者側の意向に沿えば、ゴールデンウィークはいったいどういう状況か。水族館がオープンします。夏場には海水浴場も開かれます。そこへの交通アクセスとして唯一最大の道路、そこに即して、しかも片側1車線の道路です。その道路を右折横断をしなければ入っていけないような駐車施設を有する大型店舗の設計、これが届出を出されているわけですが、差し当たって、少なくともこれらについて市長はどのようにお考えか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） たくさんの質問があって、ご質問の趣旨をじゅうぶんこちらの方で理解できたかどうか分かりませんので、その点はひとつご理解願いたいと思いますけれども、ヤンホー号の問題でお話がありましたけれども、地方自治法の関係でありますけれども、地方自治法の趣旨につきましては、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ると、その部分が古沢議員のご指摘から外れているものですから、ここが重要な観点でございまして、そういう意味からいいますと、私どもとしては先ほども言いましたけれども、人道的な見地からできるものはしていきたいと。ただし、行政としてできるもの、できないものがございまして、関係機関と連携をとりながら進めていきたいというふうにお答えしているわけです。

それから、係船料の関係でございまして、たしかこれは納付されているというふう聞いております。

それから、国際ホテルの問題で、コントロール権があるのではないかとということでございまして、コントロール権があるとかないとかということは別にしまして、駅前の重要な問題ですから、これは絶えず私どもも小樽駅前ビル株式会社と連携をとりながら、いろいろやっていますけれども、向こうは向こうで、またこちら側にお話しできない部分もありますので、そういう面では100パーセント全部情報がいただけるというふうには思っていないので、その点はひとつご理解願いたいと思います。

それから、第三セクターを外すべきではないかというふうな話もございましたけれども、小樽駅前ビル株式会社の小樽駅前再開発という状況から考えますと、今、直ちに三セクから外れるということにはならないだろうというふうに思っています。

それから、公租公課の関係で、これは先ほども申し上げましたとおり、公課の部分で滞納がありますので、それについては現在分納をお願いしているということでございます。

それから、共益費と先取特権の関係、それと登録免許税、この関係は担当の方から答えさせます。

それから商店街の状況ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、これはもう小樽ばかりではなくて、全国的に中心商店街の空洞化というのは進んでおりまして、こういった面でももちろん大型店の進出の問題もありますし、あるいはまた消費者ニーズの変化とか、商業形態の変化とかいろいろな要素が重なって、現在のような状況が生まれているというふうに思っております。

それから、中央要望の関係ですけれども、私も読ませていただきましたけれども、いろいろ指摘があります。問題は、要するに大型集客施設の立地に関して公益調整のしくみがつくられるべきではないかという提言をされておりますし、それから都市と農村を通じて、公共的見地に立ってゾーニングをすべきではないかと。

従来もゾーニングという話があったのですけれども、全然それがされていないというところに、このまちづくり3法が機能していないということも指摘されておりますので、そういう面で、これはぜひこの提言に沿って、政府の方としても真しに受け止めて改定してほしいというふうに思います。ですから、したがって、大臣の発言についても、ぜひそのように進めていただきたいというふうに思います。

それから、意見の関係ですけれども、これは現在、庁内で検討しております、2月までにまとめて提出の方向で考えておりますけれども、どこに問題があるのかなのか、届出書の内容をよく精査をして、問題があれば意見を述べていきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 港湾部長。

港湾部長(山田 厚) 係船料の関係につきましては、現状10月いっぱいまでの係船料については収入として入っております。11月からは11月1日付けで船舶代理店並びに輸入商社の方で減免申請が出てきましたので、市として特別な事情という判断をし、11月からの扱いについては減免をしております。請求書は船舶代理店に送っていますので、船舶代理店が払い込んでいます。ただ、そのお金がどこから来ているのかというのは、一応聞き取りをしている範囲の中では、荷主が代行で支払っているというふうに把握をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 建設部参事。

建設部参事(嶋田和男) 旧国際ホテルとの関係について、答弁申し上げます。

共益費については、先取特権ではあるけれども、それを継承しないのだというお話だと思います。これについては区分所有法上、第7条に先取特権というのが認められていますし、第8条で売却によってこの権利がなくなるという点では、第8条で特定継承人という形の中で継承されているというふうに考えてございますし、一方その区分所有権の競売の請求ということで第59条の話がございますけれども、確かにそういった中で条文の中に、当該行為に係る区分所有の区分所有権及び敷地利用権の競売請求権ができるということを裏づけますと、あくまでも共益費というのは独立した請求権があるというふうに理解ができるだろうというふうに考えてございます。

また、登録免許税の関係でございますけれども、ご案内のように不動産評価額の1パーセントが登録免許税ということでございますので、今回の物件は主に1,000万円程度だろうというふうに理解していますし、ではそれをなぜ法人が納めずに登記しないかという点についてのかかわりについては、承知できないというふうに考えてございます。

一方、まちづくりの関係で、都市計画法でいう特別用途の指定の関係でございますけれども、平成10年に法改正があった以降、新たに全国で8件、特別用途地域を指定をし、運営しているということが、今年3月に国土交通省が調べた結果として承知してございます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) ヤンホー号ですが、係船料は11月分から減免100パーセント、いわば免除していると。港湾施設管理使用条例第18条では、「特別の理由があると認めるときは」というふうになっておりますから、特別な理由があるというふうに港湾管理者が判断されて、こういう扱いをしたのでしょうか。しかし、

実態的に言えば、債務者である船主がきちんとした対応をしませんから、お答えいただいたように立替払をしていた、例えば荷主に対する配慮という形にはつながるのですが、私が質問していた趣旨は、けっきょくあれやこれやから投げ捨てられている船員が、小樽港の第2号ふ頭で大変な状態に置かれているのだと。自治体としてただじっと見守るだけでなく、悪くいえば灰になるまで見守るという態度なんてとうてい許されない。もう事態は極めて切迫している状態ではないかと。自治体として具体的に動き出す必要がある、役割を果たす必要があるというふうにお尋ねしたわけです。しかし、自治体としての配慮を一部行ったといっても、船員に対する、置かれている3人に対するそうした人道上と云ってもいいような配慮は、まだ何らされていないというのが状況だと思うのです。今の状況でいいますと、どんどん本格的な冬に入っていきますから、必要な支援も含めて自治体として動きを開始する、その時期が既に過ぎているのではないかと、動き出すべきだということを改めてお伺いしておきたいと思います。

旧国際ホテルの問題ですが、競売事件、物件目録などから見ますと、共益費では確定債権1億5,000万円、新たに月額250万円程度の管理費債権が発生しますから、2700万円超、合わせますと1億8,000万円。そして、給排水管の取替え工事だけでも見積りをしたそうですが、1億8,000万円弱。その他空調設備、内外装備の改修費などを考えますと、相当な資金調達を要するということになります。加えて登記費用だけでも1,000万円を超える。その上不動産取得税、新たに発生してくる固定資産税、新たに発生してくる管理費債権、債務、これらを考え合わせますと、果たして資金調達も含めて適正にホテルを運営しようと考えておられる法人なのかどうか。そうであれば売却から4か月、買受け代金の納付から3か月も投げておくはずがないではないかというのが私の疑問です。

そこでもう一つ、この法人は2年前に設立された法人だというふうの説明されてきました。元ホテルの経営者などが出資、経営に参加されているというふうにも聞いています。しかし、実態は、これとて登記簿上でしか判断することができませんが、実は昨年10月に買受け法人の名前に商号変更されていますから、実態的にいうと今度買い受けた法人は、その法人自体1年と少しぐらいの会社でしかない。そのわずかの期間に、つい先ごろ代表取締役も変更されている。こういうふうにと考えると、確かに市長は新しくホテルの経営方針などは聞いていないというふうに言っていますから、およそこの法人が、国際ホテル再建といいますが、新規にホテルとしてオープンするという状況とは考えづらいなというふうに思うわけです。それで、知りうる範囲、答える範囲でけっこうですから、そうした疑問に対して何かなるほど思えるようなことをお答えいただけるものがあつたら、ぜひお答えいただきたい。

まちづくりと大型店舗の問題で聞いておきます。先ほど前倒しのオープンの問題をお尋ねしました。立地法でいいますと、届出から8か月を経過した後でなければオープンできないことになっています。つまり5月29日以降でないとはオープンできないことになっているのです。ただ一つ、この8か月经過が解除される、そういう規定があります。どういう場合に解除されるか。届出を受けた知事が当該市町村長に対して意見を求める、それから区域内の事業者、区域内に居住する住民から意見が提出される、こういうふうになるのですが、首長からの意見がない、区域からも意見がない、したがって知事としても特に問題なし、こういうふうにと事業者へ通知をした場合に、8か月经過というのはその時点で消えてしまいます。つまり、前倒ししてオープンできるということになるのです。だから、市長がどういう意見を持つかどうか、地域から適切な情報を提供して、地域の心配事が知事に上がっていくかどうか肝心だというふうに言っているのです。

ですから、くどいようですが、市長に改めて先ほど例えば二つの心配事も上げましたし、そういった点で

真剣に取り組んで、少なくとも意見がないということはありませんというのを、改めてお尋ねしたいと思います。

関連しますが、実は仙台市の例です。今年の4月に、仙台市がこの立地法に基づく措置としては全国で初めて、イオンに対して是正要請の勧告を行いました。4月22日付け日経流通新聞は、経過を次のように伝えています。一つは、今回のケースは大型店対地元商店という従来のパターンではない。問題を指摘したのは、普通の地域の住民が主体である点が特徴だった。二つ目、何が問題だったか。駐車場への道路が狭く、小学校の通学路にも当たる。通学への支障や事故の心配がある。このことを地域の人たち、父母・保護者は問題視して、改善を求めたのだと。三つ目、こうした平穏な暮らしを願う住民側からすれば、当然の指摘に対して、これを受けた仙台市が安全上問題あり、駐車場としてふじゅうぶんと判断して是正の勧告を行ったと、こういうふうに報道しています。その上でイオン側は、このケースでいえば、駐車場の必要台数は確保されたわけです。確保していたわけです。それにもかかわらず住民の納得が得られない、地域に新たな問題を生むのはなぜかというふうに問いかけて、住民の要請は聞きおく程度で手続が済んでしまうという問題、説明会が形が化していないかという問題を指摘しています。自治体の勧告にも実効性、法律的な効力を与えていないという、立地法自体の限界を指摘しています。仙台市の方針として、現実的に仙台市側としては法改正を求めていくと、そういう立場をとっているというふうに伝えています。つまり今度のホームック新手宮店でいえば、駐車場は415台分と説明されています。じゅうぶんな台数を確保されているのでしょうか。けれども、仙台市の例でいいましたら、交通安全上心配だと地域の人が言った。子どもたちが心配だと言った。台数は確保されているけれども、それはそのとおりだといって是正勧告を出したわけです。こういう仙台市の態度を重ねて、市長からいただいた答弁は甚だ心もとない、市としての方向性が見えてこないと思いますが、重ねてお伺いしておきたいと思えます。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） まず、ヤンホー号の関係で、早く市も動き出すべきではないかというお話でございますけれども、問題はこういった船が公海上、航海をしているということにまず問題があるのではないかと。出港させた港はどこなのだと。そういうところできちんとチェックすべきではないのかと。そして、小樽港に入ってきて、こうやって出港停止になって、お互いに迷惑がかかっているわけです。このことについては、私も国土交通省へ行って、意見を言ってきました。ぜひこれは国際問題として、今、小樽港でこういう問題を抱えていますから、やはり全国の港でもこういう事例が起きたら問題ですから、はっきり言って早く解決してほしいという問題と、それからこの検査の仕方もどうなのかということで問題を提起して、行ってまいりました。

それから、今のこの3人の船員の問題についても、今、関係者の間でいろいろと支援活動していますので、そういった状況を見ながら、市としては対応していきたいと思っています。

それから、旧国際ホテルの問題で知りうる範囲でということですが、市としてなかなか接触できる相手ではありませんので、会社側が主にやっているわけですが、会社としても地元には相手がいるわけがないものですから、なかなかじゅうぶんな連絡がとれていないというふうに聞いております。したがって、情報が非常に少ないので、先ほど申し上げたような答えになったわけでございますので、我々としても非常

に関心を持っていますので、知りうる情報は早く知りえて、お知らせするものはお知らせしたいと思います。

それから、前倒しオープンの関係ですけれども、確かにそういう制度があるようですけれども、これは届出に対する意見につきましては、先ほどご指摘があったような交通の渋滞とか交通安全の問題、さらには騒音あるいはまた廃棄物の問題など、たくさんいろいろありますので、こういった問題が周辺の地域の生活環境保持にどうなのかということで、現在、出店計画の届出について、庁内で意見の取りまとめをしておりますので、それに基づいて言うべきことは言っていきたいというふうに思います。

それから、仙台市の関係の事例がございましたけれども、私は仙台市の事例を聞いておりませんが、よく勉強してみたいと思います。

議長（中畑恒雄） 古沢議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 4番、上野正之議員。

（4番 上野正之議員登壇）（拍手）

4番（上野正之議員） 第4回定例会の一般質問に当たり、教育問題を中心に質問いたします。

まず、新教育長に就任されました菊教育長には、これからの小樽における教育行政のトップとして、今日までの豊かな経験と見識あるお考え、そして若さと行動力を発揮して、小樽の教育の推進にご尽力いただくことを期待申し上げます。最初に、教育長就任に当たっての力強いお考えをお聞かせください。

先般、総務常任委員会の視察で、福島県郡山市に行つてまいりました。昭和51年に猪苗代湖のそばにある湖南地区の中学校4校が統合し、湖南中学校が開校し、今回、小中一貫教育推進事業として湖南地区の小学校5校が統合し、17年4月に、全国に先駆けて公立小中一貫教育がスタートいたします。小中一貫教育にはいろいろな考えがあることと思います。教育長にお聞きしたいことは、小中一貫教育のことではありません。小樽の菁園中学校も改築をしてすばらしい学校になりましたけれども、統合のため新築した湖南小学校の新校舎は、視察に行った議員が異口同音にため息をついたほど立派な校舎でした。土地の造成費、校舎の建築費、体育館、室内プールなど、約18億円以上の建設費をかけた至れり尽くせりの学校御殿のようでした。小樽市ではどうも考えられないことですが、私はその新校舎を見学して何も感動を覚えませんでした。親切丁寧にご案内いただいた郡山市教育委員会の皆様には失礼かと存じますが、果たして6年間の小学校のまなびやとしてこのような学校が必要なのか、疑問を感じました。このような学校が全国にできれば日本の学校教育はどうなるかと恐怖心さえも覚えました。私だけの思いでしょうか。教育長のご所見をお伺いいたします。

さて、小樽の学校教育の現状と将来のお考えをお聞かせください。私も今まで予算特別委員会や常任委員会で質問させていただきましたが、改めて質問いたします。小樽の学校教育の現状、また、現在の小樽市の学校教育の目標や基本方針についてのお考えなど、具体的な施策があればお答えください。

次に、私がいつも危ぐをしている教育委員会と北教組との関係、学校の管理職と教職員との関係、それぞれの組織が信頼関係を保ち、密なる連携を築き、教育の現場において争いがなく、子どもたちが安心して伸び伸びと学習できる学校でなければならないと思いますが、いかがでしょうか。現在どのようになっているかをお示しくください。

また、小樽では校長や教頭になる先生がたいへん少ないとお聞きしておりますが、本当でしょうか。事実ならば、その原因と対策についてお答えください。

次に、子どもたちの確かな学力向上の施策、また、豊かな心を育てる教育の具体的な考えがあればお聞かせください。

次に、国旗・国歌のことにについて質問いたします。先般、退任いたしました石田前教育長は、北海道新聞の退任記事の中で国旗・国歌についてこのように申しております。小樽の小中学校の卒業式で、この春、国旗・国歌の実施が100パーセントとなりましたねという質問に、「他の国々と比較して国旗・国歌を愛さないような日本の風潮は異常だと思っていました。ただ、日の丸・君が代が適当かはまた別の話です。戦争を推奨することになるという北教組の意見も理解できますが、法律で決まっている以上、市教委は尊重するしかありません。ただ、職務命令を出さないつもりでした。あくまで話合いで進められたことは感謝したい」というコメントでした。100パーセントに関してはお答えはしておりません。私は実施率は100パーセントでも、内容においては50パーセントどころか、ただ実施したにすぎないと思いますが、いかがでしょうか。

また、コメントの内容については個々の考えがあるかもしれませんが、少しばかり落胆しました。退任をするから、このようなことが言えるかとも思いました。そこで、菊教育長、国旗・国歌の実施についてのお考えと、国旗・国歌の考え方についてお聞かせください。

最後の質問になりますが、今般、小学校適正配置実施計画案が発表されました。関係ある学校や地域の方々にはいろいろな思いがあると思われれます。教育長も学校教育部長のときからかかわってきております実施計画案だと思います。今回の発表に当たって、教育長の思いをお聞かせください。

以上、再質問を留保し、私の一般質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 謙) 上野議員のご質問にお答えいたします。

まず、就任に当たったの考えについてでございますが、今日、情報化の進展や少子高齢化の進行など大きな転換期にありまして、「市民が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる、そしてその成果が適切に評価される」ような社会の構築を目指していくことが重要な課題になっておりますし、とりわけ学校教育におきましては、学力の向上をはじめ知・徳・体のバランスのとれた人格の形成、子どもたちの心と体を守る危機管理体制の充実など、さまざまな課題を抱えております。私はこれらの課題に向き合い、一つ一つ着実に改善してまいりたいと考えております。そのため、常日ごろ学校教育にとって大切なことは、国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を子どもたちに身につけさせることであると考えており、とりわけ小樽の子どもには良好な教育環境の下でよりよい教育を受けさせたいと願っております。小樽の学校教育推進の基本方針として、先日も触れましたが、心身ともに健康で、未来を担うにふさわしい人間性豊かな児童・生徒の育成を掲げてございますが、その実現に向けて、市民の教育に対する期待でありますとか二一にこたえるべく努力してまいりたいと考えております。

次に、学校の在り方についてであります。教育環境は学校の施設や設備の充実はもとより、直接子どもの指導に当たる教員の資質・能力、保護者や地域の方々の理解と支援など、さまざまな要因によって成り立っているものと受け止めております。とりわけ日常の教育活動を充実させたり、子どもに学ぶことの楽しさや成就感を体得させたり、基礎・基本の確実な定着を図るためには、教員の指導力の向上に合わせて、学校が特色ある教育活動を創意工夫することが大切であるというふうと考えてございます。

次に、小樽市の学校教育の現状についてであります。各学校においては保護者や地域の皆様から信頼される学校づくりを目指して、学校だよりを町内に回覧したり、授業参観を地域に公開するなど、開かれた学校づくりに努めております。また、本年度すべての小中学校で、学校評議員から学校運営に当たってさまざまな意見を伺うなどの取組も始まったところでございます。今後、学校が家庭や地域と連携協力して、一体となって子どもの健やかな成長を図るため、教育活動やその他の学校運営について自己評価を実施して、その結果を市民の皆さんに公表するとともに、それに基づきまして各学校における課題の解決や改善を図っていくことが重要なことであり、あらゆる機会を通して指導してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、学校教育目標と基本方針についてであります。毎年教育委員会では学校教育推進の基本方針を定め、各学校における学校経営計画作成に当たっての指針を示しております。地域の特性を生かし、豊かな心とみずから学ぶ意欲を育てる学校教育の推進のために、学習指導をはじめ生徒指導、健康安全指導などを通して三つの重点を掲げ、例えば外国語指導助手を活用した外国語国際理解教育の推進、不登校及び問題行動等におけるスクールカウンセラーの活用、薬物乱用防止に係る取組の充実など、各種の施策を展開してございます。今後、学校教育の推進に当たっては、保護者・市民のご理解とご協力をいっそう得ることが大切だというふうに考えてございまして、学校教育の基本方針や重点、具体的な方策などを図式化し、周知するなど、わかりやすい事務事業の執行に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、教育委員会と職員団体との関係についてでございますが、これまで北海道教育委員会とのかわりもありましたが、現在、法令に基づいて円滑に教育活動を進めていただいております。今後も服務監督者として適正な関係の維持に努力してまいりたいと考えております。

また、学校の管理職と教職員の関係についてであります。子どもたちが生き生きと学べる学校づくりをするためには、校長が中心となって教職員と連携し、学校課題に対応することが不可欠でありまして、現在それぞれの学校において努力いただいております。今後も校長を中心にリーダーシップを発揮していただき、教職員が一体となって地域から信頼される学校づくりに励んでいくものと考えております。

次に、校長・教頭の人事についてであります。本年度の校長・教頭候補選考に臨んだ先生方は、小学校17名、中学校9名あり、昨年度の小学校23名、中学校13名よりも減少傾向にありますが、これは全道的にも同様でございます。学校管理や研修などで、その業務内容の複雑化や量が拡大していることが減少の大きな理由というふうに考えてございますが、今後、教育に対する夢と使命感を持って校長や教頭を希望する先生方がたくさん出てくるよう、先生方と話し合っただけでまいりたいというふうに考えてございます。

次に、学力向上についてであります。確かな学力をはぐくむためには、子どもの実態に応じた個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、ティーム・ティーチングなど、指導方法や指導体制の工夫・改善が大切であると考えております。本市におきましても、指導方法の工夫・改善に取り組む学校に広がりが見られ、関係する学校により、指導方法工夫改善連絡協議会を設置いたしまして、授業交流などの実践研究を教育委員会が主体的に行っているところでございます。

さらに、次年度から使用する小学校の教科書が改訂しますことから、評価基準や評価方法の工夫・改善を盛り込んだ「平成17年度小学校教育課程編成の手引」を作成するとともに、この手引を小中学校に配布し、活用を促しております。今後、中学校におきましては、18年度から使用する教育課程編成の手引を作成するなど、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、豊かな心を育てる教育についてであります。子どもたちが人間としての在り方を自覚し、人生を

よりよく生きるために、その基盤となります。道徳性を育成することが大切であります。家庭におきましては、日々の生活を通して親子のきずなを深め、心豊かな子育てに向け、基本的な生活習慣や善悪の判断など、子ども心に響く体験を重ねていただきたいと思いますし、何よりも学校におきましては、道徳の時間はもとより、各教科の学習などにおいて美しいものや自然に感動する心など、いわゆる感性をはぐくむ教育活動が必要でありまして、音楽や演劇と芸術鑑賞の機会を設ける取組を進めているところでございます。

総合的な学習の時間におきましても、お年寄りとの交流やボランティア活動など積極的に取り組む学校も見られ、これらの教育活動のいっそうの充実に努めるよう全力で私どももバックアップし、指導してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、国旗・国歌の実施状況についてであります。今年の春の卒業式、入学式では、初めて小中学校において国旗・国歌の実施を見たところでございます。これもひとえに各校長が、国旗・国歌の実施に向けて、1年間を通して教職員に粘り強い指導を積み重ねていただいたものと受け止めてございます。各校長からは自校の実態を踏まえて、さらに半歩でも一歩でも内容に改善を図りたいとお話を伺っており、校長会との連携の下、さらに指導の充実に努めてまいりたいと思います。

また、国旗・国歌の指導は、学習指導に基づき、子どもに我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるなど、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成するためのものでありまして、社会科や音楽科におきましても適切に扱われるよう、これからも各学校に指導してまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、適正配置実施計画案の発表に当たっての私の思いとこのことですが、適正配置は、小規模化が進んでいる現状に対応し、地域に根差す学校、特色がある学校、そして活力あふれる教育活動の実現を目指すことを目的としたものでございます。今回、全市的に通学区の見直しを検討する中で、手宮地区と中央及び南小樽地区について実施案を示したところでございます。13会場の説明会では保護者、町内会、校友会の皆さんからたくさんのご意見・ご要望が出されましたが、今後それらを集約しながら早急に検討してまいりたいと考えてございます。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 4番、上野正之議員。

4番(上野正之議員) 時間の関係上、予算特別委員会また常任委員会等で質問いたしますけれども、ただいまのお答え、たいへん模範的なお答えでございまして、私もこれについてはじっくり考えさせていただきます。

1点だけ、校長と教頭の人材について質問いたしました。今、お答えがございましたけれども、今の小樽の特に小学校の現状で、教頭を配置していない学校があるとお聞きしております。できるならばその学校とその理由について、これは教育部長はずっといますので、教育部長の方からちょっと経緯とかその現況、その学校名と、どうしてそこに教頭がいらないのかということをお答えいただくこと、その1点でございます。よろしく願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育部長。

教育部長(中塚 茂) ただいまの教頭の件でございますけれども、市内の豊倉小学校は、現在配置されておりません。この理由につきましては、10月1日付けで、当時の教頭が堺小学校の校長として昇任いたし

ましたので、その後通常の毎年のこととございますと、教頭の昇任者の登録者が候補者の名簿に載っているところでございますけれども、たまさか今この時期、登録者の中から人数が少ないということもございまして、現在、豊倉小学校の教頭は配置されていないという、こういうような状況でございます。10月1日付けで現在の教育長が就任されましたので、そういうような状況になってございます。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 4番、上野正之議員。

4番(上野正之議員) 再々質問ですけれども、この部分につきましては、じっくりこれも次の予算特別委員会、総務常任委員会での理由を、それだけの理由とは思えませんので、いろいろありますので、それだけの理由ではちょっと満足できませんので、これはたいへん大事なことでございます。今まで小樽にそういうことがあったかないかというのがありますので、今日はこれで終わりますけれども、どうぞまた常任委員会でよろしく願いいたします。

議長(中畑恒雄) 上野議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、30番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 30番、秋山京子議員。

(30番 秋山京子議員登壇)(拍手)

30番(秋山京子議員) 最初に、青少年に対する薬物乱用防止教育についてお伺いいたします。

先々月の10月19日、市内私立高校の女子生徒6名を含め11名の未成年者が大麻、覚せい剤使用、売買で北海道警察に逮捕、同一高校生徒による薬物犯罪での逮捕者数でも道内最多という事件です。高校生の薬物犯罪については、3年前の平成13年10月、後志管内余市町での大麻使用事件で、道立高校で自主退学4名を出し、私立高校は自主退学2名と自宅謹慎77名の計79名の処分を行っています。しかし、同私立高校は翌年の平成14年9月と10月に、同じく大麻使用で3名の退学処分者を出し、さらに今年の9月には、教諭に引率され余市警察署に出頭した男女生徒2名が現行犯逮捕されています。また、今回の小樽の私立高校の関連で、11月に入って同高校の女子生徒1名と20歳の男性1名が逮捕され、その後も逮捕者があったとの報道もありました。

当時の新聞報道によりますと、大麻を吸っただけでなぜ逮捕されるのかわからない、さらに市内の宿泊施設で覚せい剤を使用との記事に麻薬に対する認識の低さを、また高校生が家をあけることに対し疑問視しない保護者に、私たちの世代との感覚の違いに戸惑いを覚えるとともに、平成13年の余市での薬物乱用事件の際に、この事件を対岸の火事にはならないとの思いで、同年11月に行われた余市町と各関連団体挙げての大麻・覚せい剤撲滅決議大会に出席したときに、一部の方以外は声をかけられ出席しただけなのか、全く他人事のような雰囲気を強く感じたことを思い出しました。私は平成13年第3回定例会の一般質問で、「薬物汚染から青少年を守るために、薬物乱用防止にキャラバンカーを活用し、意識啓発をすべき」と提案しておりますが、この薬物乱用防止については我が党を挙げてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

最初に、このたびの私立高校薬物乱用事件について、一連の流れと今後の対策について、さらに現代の子どもたちの薬物乱用に対する意識と保護者の意識についての見解をあわせてご説明願います。

次に、薬物乱用はなぜだめなのか、その理由と、私たち国民の健康と安全を守るためにどのような対策がとられているのかについて、お聞かせ願います。

次に、道内における薬物問題への対策、直近の検挙者の内訳、女性・少年も含め状況と現状をお知らせく

ださい。

次に、教育委員会では薬物乱用防止教育について、小中学校に対しどのようなことを行っているのか、お伺いいたします。これは平成14年3月15日付けの日本教育新聞、学校の危機管理という欄に載っていた薬物乱用防止教育の中から抜粋したのですが、「薬物乱用は犯罪であり、依存症という厄介な病を伴うことが多いです。教育の現場では犯罪としての、また病としての薬物乱用に対応できることはほとんどありません。できることといえば専門機関と連携し、橋渡しをするくらいでしょう。そのかわり私たち教師は、薬物乱用予防教育を通して、薬物についての正確な情報と知識を生徒に身につけさせることができます。みずからノーと言える力を育てること、これが今回の第3次覚せい剤乱用期を早期に収束させるかぎとなっています。しかし、残念なことに、実際に学校で行われている現在の予防教育はどこかおざなりで、中途半端なものに見えます」と語り、教育現場での取組状況を述べた後、本来は薬物乱用防止教育も教育である以上、私たち教師がみずから研修し、現場での教育に当たるべきではないでしょうかと訴え、性教育や心の問題や不登校の問題、非行や少年犯罪については、たくさんのスペシャリストと呼ばれる教師がいて熱心に教育活動を繰り広げているのに、薬物問題については全く手がつけられていない、早急に教育現場に乱用しないことを選択できる力を身につけさせることが求められていると結んでおります。私はこの勇気ある記事を書いた教師にエールを送りたいと思います。この教師が訴えているように、小樽市教育委員会として、未来ある青少年を薬物乱用から守るために、現場の教師に対して薬物乱用防止教育の研修を実施することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、余市町での薬物防止決議大会での道立高校代表者あいさつの中に、この大麻事件を機に学校でたばこについてのアンケートを実施した結果、小中学生での喫煙が多いという事実がわかった。中には小学校3年生からたばこを吸っていたという生徒もあり、高校生は何の抵抗もなく当然のように吸っている。このことから、ごく自然に薬物につながっている気配を感じました。たばこから薬物への流れがあるという実態は表裏一体であることを知るべきです。いろいろな犯罪から生徒・子どもを守るのは大人ですと、学校・家庭・地域の協力を訴えておりましたが、薬物乱用は喫煙と表裏一体という言葉にずっしりと重みを感じてまいりましたが、小樽市の各中学校での、たばこについてのアンケートの有無についてお伺いいたします。実施していればその結果と感想を、実施していなければできない理由をお聞かせ願います。

最後に、小樽市は警察署や各関連団体と協賛し、定期的に薬物乱用防止を訴えておりますが、市民にはなかなか理解されていないのが実態かと思えます。せっかく実施するのでしたら全市民に浸透するように、時には麻薬・覚せい剤乱用防止キャラバンカー等を活用して、各学校関係、各町内会ごとに等、きめ細かに薬物乱用防止キャンペーンを行ったらいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、児童虐待についてお伺いいたします。厚生労働省の報告によりますと、昨年度の児童虐待の相談件数は2万6,573件で、前年より2,831件も増え、過去最高となっています。児童虐待防止法第2条で、児童虐待とは保護者がその監護する児童に対し次に掲げる行為をすることとして、その行為とは身体虐待、心理的虐待、ネグレスト、性的虐待を挙げています。そして、第3条で、何人も児童に対し虐待をしてはならないと宣言しています。ある県の資料によりますと、虐待をする主な加害者は実の母が62パーセント、実の父が17パーセントという信じられない実態も明らかにされているとの報道もあります。2001年11月に児童虐待防止法が施行されましたが、児童虐待は一向に減ることがなかったため、2004年4月、児童虐待防止法は児童福祉法とともに改正され、この10月から施行されています。2005年4月からは、すべての市区町村に虐待通

告を受け付ける体制が義務づけられ、国民の通告義務も「児童虐待を受けた児童を発見した者」から、「虐待を受けたと思われる児童を発見した者は」と改められています。

最初に、小樽市の平成16年度における児童虐待についての現状と、来年4月から義務づけとなった体制について、虐待の予防も含め、小樽市の対応をお示しください。

次に、虐待の通報については、幼稚園や学校からの通報者は全体の3パーセント程度で非常に低く、家庭には立ち入りたくないというのがその実態のようです。しかし、今後は、「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」と通告義務が拡大されております。学校における教師・職員に対する児童虐待問題についての指導連携についてのお考えをお聞かせ願います。

次に、いじめについてお伺いいたします。文部科学省が今年8月に発表した「平成15年度の生徒指導上の諸問題の現状について」によりますと、平成15年度のいじめ発生件数は2万3,351件で、前年度の2万2,005件に対して5.2パーセントの増でした。いじめの発生件数は、平成6年度の5万6,601件をピークに減少を続け、8年ぶりに増加したとのこと。また、今回の調査で明らかになったこととして、小学校における暴力行為の増加が挙げられていて、平成15年度の教師に対する暴力行為は253件で、前年度の182件に対して39パーセントの増、さらに児童同士の暴力行為も854件と、前年度の647件と比べて32パーセント増えているそうです。このことについて新聞記事の中に、全国的な統計上のわずかな数字ですが、いじめから非行へ、遊びという形から暴力・たかり等が増える傾向にあることに恐れを感じる。人の心を傷つけることにさほど抵抗感を示さないとされるバーチャル世代の台頭が関係しているのかとの声が掲載されていました。

初めに、小樽市におけるいじめについての現状と、全国的に見た児童の暴力行為についての数字をどのようにとらえられるのか、あわせてお伺いいたします。

次に、京都市教育委員会では、子ども自身が自分で身を守る方法を身につける、子どもに対する暴力防止プログラムの導入を決め、まず教職員研修に取り入れ、その理念やノウハウを学ぶこととしたとの記事がありました。この暴力防止プログラムは昭和53年アメリカで開発されたもので、子どもたちが本来持っている力を引き出して、子どもたち自身が暴力をはね返し、自分を大切にすることを目標にしているそうですが、この京都市の取組について、小樽市においても市内のPTA関係者で講師を招き、講演会を行った学校があったとの報道もありましたが、参加者の反響などについてもあわせてお伺いいたします。

関連してお伺いいたしますが、市内幾つかのPTAが地域の児童・生徒の安全を守るために防犯ブザーを配布との報道もありましたが、防犯ブザー配布に至る経過と現状についてもお聞かせ願います。

次に、小樽市市民部青少年女性室で作成した子どもの権利条約のパンフレットについてお伺いいたします。このパンフレットはいつどんな目的で作成し、どのように活用しているのか、最初にお伺いいたします。

次に、このパンフレットの「終わりに」の項で、「皆さん、子どもの権利条約に示された自分の権利を大切にしてください。そして、同じように他人も大切にしてください。すべての人が同じように大切にされなければならないということが権利という考えの基礎にあるからです。どこの国も苦しんでいる子どもがいます。大人や国が何をしなければならぬのか、自分が大人になったときに何をすべきか、そして今、自分や友達同士で何かできることはないのか、ぜひ考えてみてください」と、すばらしい内容で結ばれています。このパンフレットの「はじめに」のところに、「このパンフレットでは中学生、高校生の皆さんに特に知ってほしい条約を選んでわかりやすく解説しています」とありますが、私は、改めてまず教師が子どもの権利条約を研修し、その上で市民部が作成したパンフレットを活用し、子どもたちに教えるべきと思います。

日教組のある研究委員会が、比較的に子どもの権利条約に接する機会の多い教員235人に対し、全国集会の折に子どもの権利条約についてのアンケート調査を実施し、その結果を発表しています。それには、条約について学んだことがあるし、教えたこともあるとの回答は57パーセントを示したが、51パーセントが学校に生かされていないと考えているとありました。教師の皆さんの中にも、子どもの権利条約に関しては教育現場では生かされていないと感じている実態かと思いますが、小樽市の現状と市民部作成のパンフレット活用についての教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、ごみの資源化と有料化についてお伺いいたします。平成17年4月から、小樽市の家庭ごみの有料化が決まりました。小樽市廃棄物等減量推進審議会の「家庭ごみの有料化はごみ減量化のための有効な方策の一つである」との答申に異論はありませんが、小樽市は有料化に伴い資源物の種類を増やし、無料で収集を図るとしています。現在、収集している缶、瓶、ペットボトル、紙パック、蛍光管・電球、筒型乾電池の6品目に、有料化される4月からは、新たに新聞紙・雑誌・チラシ、段ボール、プラスチック製容器包装類のトレイ類・洗剤容器、スプレー缶類、紙製の菓子箱・包装紙類の6品目を加え収集するとしています。しかし、新聞紙、雑誌、チラシ、段ボールは既に各町内会、PTA関係、ボランティア等で自発的に回収していますし、トレイ類についても、心ある市民は自発的にスーパー等の回収ボックスに戻しています。したがって、新たに増える資源物は洗剤容器、スプレー缶、菓子類の箱や包み紙くらいかと思います。確かに、現在も各団体が行っている資源物回収に時間的に余裕がなく協力できなかった市民や、一部の市民は、市の資源物回収日があるいは通常の収集日にごみとして出していた資源物を、有料化により現実に意識も変わる市民もおられるかもしれませんが、難しい問題の一つかと思います。現在、ごみ収集の有料化と資源物の出し方などについて、町内会や自治会ごとの説明会が行われていますが、このほかにどのような働きかけを考えているのか、お伺いいたします。

さらに、市では有料化に伴って、資源物回収の目標を、5年後の平成21年には14年度の約9.6倍に拡大するとの構想を示しています。広報おたる11月号では、これらの資源物収集に際しては透明又は半透明の袋に入れてくださいと説明していますが、これは今後も現在使用しているスーパーのレジ袋で資源物を出してよいと認識してもよろしいのか、お伺いいたします。

京都市が調査したレジ袋のデータによりますと、1日当たり1世帯が買物等でもらうレジ袋の枚数は1.七、八枚、1年間で650枚、これに東京都の世帯数を掛けて、都民に渡るおよそのレジ袋の数を出しています。この計算で、単純に広報おたるの12月号に掲載の小樽市の世帯数6万7,889世帯を掛けると、1,208万4,242枚になります。現在、ごみの日に利用している袋のサイズはナンバー5号、3号、L大サイズと、スーパーごとにレジ袋は違って、ほとんどは変わらない大きさかと思いますが、平成14年度の資源物回収量854トンをこれらのスーパーのレジ袋で出した場合の枚数と、平成21年度の拡大目標としている約9.6倍で計算した場合の枚数を、概算でけっこうですがお示し願います。

次に、ごみ減量、環境保護の視点からお伺いいたします。小樽市は「環境にやさしい小樽市民ルール」の中でノー・レジ袋を提唱しており、買物袋の持参を奨励しています。市民ルールの視点から見たとき、資源物収集にスーパーのレジ袋の使用は矛盾が生じ、整合性に乏しいかと思いますが、お考えをお聞かせください。あわせてごみ減量化の観点から、有料化を契機に小樽市買物袋推進運動を提唱すべきと考えますが、市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、今までも質問してまいりましたが、改めてポイ捨て防止に関してお伺いいたします。平成15年12月

1日から「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」が施行され、第2条の定義で「空き缶等」とは空き缶、空き瓶、ペットボトル、その他の容器、包装紙、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう」と定め、第8条では「何人も、みだりに空き缶等を捨ててはならない」とあります。この投棄禁止等について、平成16年4月1日から2万円以下の過料に処すとし、罰則を規定していますが、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例は小樽市にどのようなかわりを持つのか、お伺いいたします。

次に、第4条第3項で「容器入りの飲食料を販売する事業者は、その販売する場所に空き容器を回収する容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、その設置する場所の周辺の清掃を行うよう努めなければならない」としていますが、容器入り飲食料を販売する事業とは、ジュースやお茶等の自動販売機のことなのか、お伺いいたします。

設置されている自動販売機のそばには、大型店舗やスーパー、公共施設内等については空き缶・空き瓶等の回収ボックスは整備されていますが、主に個人営業などの小規模店にはほとんど回収ボックスは設置されていない現状ですが、条例で示している販売する事業者、設置する場所についての責任分野は北海道、小樽市のどちらにあるのか、お伺いいたします。

次に、環境美化促進地区の指定についてお伺いいたします。第10条では、市区町村の申出に基づき、特に空き缶等の散乱を防止する必要があると認める区域を、環境美化促進区域として指定することができるしていますが、現在、小樽市内に定められた区域がありましたら、指定時期、申請目的、指定区域をお示し願います。

この秋、広島市の環境局に会派視察に行ったとき、ごみの散乱もなく、まちの中や河川、公園等も清潔感があって汚れていないことに驚きました。気をつけて見ると、さまざまな表示や看板、ポスター等で美化推進区域や喫煙制限区域が示されていて、平成15年7月に「広島市ポイ捨て等の防止に関する条例」を制定し、10月1日から施行されたそうで、環境局業務部業務第1課が所管し、ポイ捨て防止指導員が、美化推進区域と喫煙制限区域、違反した場合罰則が適用される区域の巡回指導を実施し、条例の周知と意識啓発、さらに条例違反者への指導、さらに月別罰則適用件数、違反行為別、男女別、住所別、弁明等を集計しているのです。地図を見ると、主な中心市街地が推進区域、制限区域となっていました。小樽市も歩きたばこの禁止を加えた小樽市ポイ捨て等の防止に関する条例を制定してはいかがでしょうか。札幌市も都心部を想定し、歩きたばこの禁止を盛り込んだポイ捨て防止条例化を目指しているとの報道もありましたが、ごみの有料化を契機に、我がまち小樽市を訪れた観光客の皆様的心に残るような清潔できれいなまちをつくることがおもてなしの心の第一歩と定め、取り組むべきと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、再質問をいたしませんので、よい答弁を期待し、終わります。（拍手）

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 秋山議員のご質問にお答えをいたします。

青少年に対する薬物乱用防止教育についてのお尋ねでございますけれども、最初に薬物乱用に対する子どもたちの意識であります。文部科学省が平成12年度に実施した児童・生徒の薬物等に対する意識等調査によると、特に男子において、学年が上がるにつれて規範意識が低下し、他人に迷惑をかけていないので薬物

を使うかどうかは個人の自由であるとの回答比率が高くなる傾向にあります。また、保護者については、平成9年の総務庁調査によると、薬物はどのような理由であれ絶対に使うべきではないという回答比率は高いものの、子どもたちに対して強く禁止命令できないとの回答比率も高くなっております。

次に、薬物乱用事件とその後の対策でありますけれども、このたびの事件は、小樽市内の同じ私立高校に通う16歳から17歳の女子生徒6人を含む未成年者11人が、大麻取締法違反や覚せい剤取締法違反の疑いで警察に逮捕されたというものであります。その後もこの事件に関係して未成年者を含め数人が検挙されており、私といたしましても大きな衝撃を受けたところであります。この事件により市民と関係者に動揺と不安が広がり、青少年の健全育成に及ぼす影響が懸念されることから、10月22日に開催された小樽市青少年問題協議会補導問題部会において、急きょこの件について緊急議題として取り上げたところであります。その中で出席した警察関係者などから情報をいただき、今後の対策について審議していただいたところ、薬物乱用を防止するためには、未成年者の安易な喫煙を防止することも重要であり、あわせて関係者のみではなく、市民全体が一丸となって取り組むことが大切であるとの意見の集約がなされました。

具体的な取組といたしましては、11月8日から街頭放送及びFMラジオによる啓発を開始し、11日には青少年健全育成強調月間の一環として、市内の学校長をはじめ関係する機関等から多くの方々の参加・協力をいただいて、未成年者の喫煙防止及び薬物乱用防止について、街頭啓発を実施いたしました。また、広報おたる12月号に特集記事を掲載したところであり、今月中旬には麻薬・覚せい剤等薬物乱用防止パネル展を開催し、広く市民に訴えてまいりたいと考えております。さらに、今後は市内の学校や関係機関との連携強化を図り、再発の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、薬物乱用の何が問題なのかを再確認いたしますと、薬物の持つ依存性によって自分の意思でやめられなくなること、そして乱用の深みにはまって、人間の脳に不可逆的な障害を与え、覚せい剤や大麻であれば被害妄想や幻覚といった精神的症状が現れることであります。また、薬物入手するために暴力団とのつながりが生じ、購入費用を得るための犯罪行為につながることであります。

次に、国民の健康と安全を守るための施策としては、政府における薬物乱用防止5か年戦略においては、青少年の薬物乱用傾向を阻止するための目標として、第1に学校等における薬物乱用防止に関する指導の充実、第2に街頭補導体制の強化とその協力体制の確保、第3に少年の再乱用防止対策の充実強化、第4に関係機関等による相談体制の整備、第5に広報啓発活動の推進などが挙げられております。その具体的な事業としては、国連麻薬乱用撲滅の10年の支援事業として行われている「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」をはじめ、薬物乱用防止広報強化期間を中心として少年の薬物乱用防止対策強化旬間、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間、社会を明るくする運動、麻薬・覚せい剤禍撲滅運動及び全国青少年健全育成強調月間等において、青少年及び青少年育成関係者に対し、薬物乱用の実態や危険性、薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を、よりいっそう積極的に展開することとしております。

なお、青少年に対する啓発活動を行う上で、薬物乱用防止啓発用ビデオ、図表やアニメを多用した小冊子、広報用パネル、小型コンピュータによるゲームなどの視聴覚に訴える資機材は効果的であることから、これらの整備・充実を図り、これら資機材を大型バスに搭載した薬物乱用防止キャラバンカーや薬物乱用防止広報車の全国展開を図ることとされております。

次に、道内における薬物問題への対策と直近の検挙者の内訳でありますけれども、まず薬物乱用防止に関する取組としては、北海道、小樽警察署、薬物乱用防止指導員、市民ボランティア団体との連携により、毎

年、国連決議による「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」街頭キャンペーンや11月の全国青少年育成月間での街頭啓発、薬物乱用防止パネル展などのほか、学校での講演会を実施しております。

また、道内の直近の検挙者の内訳は、覚せい剤について総数で、平成13年790人、14年820人、15年719人、女性が平成13年218人、14年195人、15年198人、少年が平成13年43人、14年35人、15年31人であり、麻薬については総数で、平成13年60人、14年87人、15年110人、女性が平成13年7人、14年11人、15年11人、少年が平成13年21人、14年21人、15年18人であります。

次に、きめ細かな薬物乱用防止キャンペーンの実施とのことでありますけれども、市では、保健所において出前講座や野生大麻の抜き取りを行っているほか、関係機関の協力を得て、薬物乱用防止キャンペーンやパネル展を開催しております。また、市民部において、小中学生や高校生のゲームセンターへの出入りや喫煙に対する街頭補導を実施するほか、社会を明るくする運動などにおいて、小樽警察署や学校、PTA、保護司会などの協力を得ながら、各種の啓発活動に取り組んでおります。今後も青少年の健全育成をいっそう進める観点から、町内会や学校関係者等で構成される小樽市青少年問題協議会において議論をしていただくとともに、関係機関の協力を得ながら、より多くの市民や学校関係者などを対象とした講演会の開催や薬物乱用防止キャラバンカーの活用など、種々の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、児童虐待についてのご質問でございますけれども、最初に虐待の現状についてであります。相談や通報の窓口は、市の関係課のほか、児童相談所や学校、警察などがあります。今年度、これまでに虐待若しくは虐待と疑われる案件としては、市が把握している件数は18件となっております。

次に、虐待防止の体制であります。ご指摘のように、児童虐待防止法など関係法律の改正により、市町村の役割が強化されたものと理解しております。小樽市におきましては、平成13年2月に小樽市地域児童虐待防止対策連絡協議会を設置し、関係機関の連携と相互協力を図るとともに、具体的な案件については児童相談所、学校、保育所、民生児童委員など関係者によるネットワーク会議を開催し、必要な対策を講じているところであります。今後も庁内の関係課の連携はもとより、民生児童委員など地域のご協力もいただきながら、体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、虐待予防対策であります。育児やしつけについての悩みが虐待の要因の一つとして挙げられており、小樽市では、育児に関する相談を子育て支援センターや各保育所で実施しているほか、保健所では育児教室、両親学級等を開催しております。今後とも、これらの相談機能の充実と広報やホームページを活用した市民周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、子どもの権利条約のパンフレットであります。このパンフレットは、条約の内容について広く道民に周知するために北海道が編集した原稿を基に、平成9年度に小樽市が作成し、保育所、幼稚園、小中学校及び高校を通じて、各家庭へ配布したところであります。その後も、当条約の啓発に係る講演会等においても配布してきておりますが、今年7月には、小樽地区保護司会が中心となって堺小学校で開催した「子どもの権利条約を知っていますか」というテーマの講演会において、テキストとして活用したところであります。

次に、家庭ごみの有料化について何点かご質問がありましたが、説明会につきましては、これまで地域ごとに約190会場で開催してきたほか、地域会場に参加できなかった方などにつきましては、12月12日に市庁舎で説明会を行うとともに、地域や団体などから要望があれば、随時説明会を開催することとしております。また、説明会のほか、広報おたるや新聞折り込みチラシ、ポスター、ホームページや町会の回覧板などで周

知を図ってまいりましたが、今後におきましても広報おたる等で引き続き周知を図るとともに、来年2月には分別ハンドブックと収集カレンダーの全戸配布を行い、4月以降には、指導員の増員による排出指導の強化とともに、地域ごとに環境美化協力員を配置してまいりたいと考えております。

次に、資源物についてでありますけれども、中身が見える透明又は半透明の袋に入れて出すか、新聞や段ボールなどはひもで縛って出すこととしており、袋につきましてはスーパーなどのレジ袋も使用できることとしております。

次に、資源物をスーパーなどのレジ袋で出した場合の枚数の概算でありますけれども、資源物の年間収集回数と世帯数、また排出頻度から推定しますと、袋の枚数は平成14年度は約160万枚、平成21年度は約880万枚となるのではないかと考えられます。

次に、資源物を出す際にスーパーのレジ袋の使用をしてもよいとしていることが、ノー・レジ袋の提唱との整合性がとれないのではないかと考えておりますけれども、市といたしましては、来年4月から実施する資源物の収集拡大とごみの有料化に当たり、資源物の分別の促進とごみの減量化を推進する観点から、市民にできるだけ負担をかけないで資源物を出してもらえよう、スーパーの袋を含む透明・半透明の袋に入れて出してもらおうこととしたものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、資源物を入れたスーパーの袋を含む透明・半透明の袋については、回収後埋立処分するのではなく、分別し、資源化することとしております。

次に、ごみ減量化の観点から買物袋推進運動を提唱すべきとご指摘でございますが、事業者と市民がそれぞれの取組を行うことが大切であることから、今後も引き続き必要としないレジ袋はできるだけ渡さない、もらわない、またマイバッグ持参の意識啓発を進めてまいりたいと考えております。

次に、ポイ捨て防止に関してのお尋ねでございますけれども、初めに北海道が制定した北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例と本市とのかわりについてでありますけれども、本年4月から罰則規定が施行され、道民である本市の市民にも、この罰則を含めて道の条例が適用されますので、違反者には北海道から2万円以下の過料が科せられることとなります。また、本市としては道の条例の目的達成に向けて、市民周知はもとより、道の実施する施策に協力してまいりたいと考えております。

次に、道条例の「容器入りの飲食料を販売する事業者」についてであります。この事業者には自動販売機によりジュースやお茶などの飲食料を販売している事業者も含むとされております。また、販売事業者などに対する指導責任であります。道条例第4条第3項で容器入りの飲食料を販売する事業者はその販売する場所に空き容器を回収する容器を設置し、適正な維持管理に努めなければならないとし、第14条で知事は空き缶等の散乱を防止するために、必要と認めるときは、道民等事業者及び土地占有者等に対し、指導又は助言を行うことができることとあることから、販売事業者などに対する指導又は助言は知事が行うこととなっております。本市としても道条例の趣旨に沿い、啓発などに努めてまいりたいと考えております。次に、道条例第10条に基づく環境美化促進地区の指定でありますけれども、地区指定を受けた場合、道は市町村に対し、助言その他の必要な支援を行うよう努めるとされております。現在、室蘭市、函館市、芽室町で地区指定を受けておりますが、道の支援内容や地区指定のメリットが明らかでないことから、本市におきましては、今後の状況を見ながら、地区指定について検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市ポイ捨て防止に関する条例の制定でありますけれども、都道府県の条例と市町村の条例の趣旨や目的が同一であれば、地方自治法の規定により都道府県の条例が優先されることになることから、道条

例と同様の内容である条例を市が制定しても市の条例は適用されないこととなり、制定の意味を有しないこととなります。札幌市が議員提案で罰則付きのポイ捨て防止条例の制定を進めているとの報道がありました。報道内容からいたしますと、札幌市の独自の事情から、道条例では努力規定となっている路上での歩きタバコを禁止し、違反者に対して過料を科すなど、道条例よりも罰則が適用される範囲を拡大し、過料の上限額も道条例よりも高くすることを考えているようであります。本市といたしましても、歩きタバコの禁止と罰則適用など、道条例とは別に、独自の条例の制定については、札幌市などの状況を見ながら今後検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 秋山議員のご質問にお答えいたします。

まず、薬物乱用防止教育にかかわります各学校への指導についてであります。小樽市の学校教育推進に当たりまして、「生命を尊重し、みずからたくましい心と体を培う健康安全指導」を重点の一つと掲げてございまして、体育及び保健体育の指導はもとより、特別活動や道徳において薬物乱用防止教育に取り組むよう指導資料を配布するなどしながら、各学校に指導してまいります。

また、中学校では、昨年度において、警察や保健所などの関係機関との連携による薬物乱用防止教室を9校で実施しておりますが、今年度は、さらにすべての中学校で開催するよう指導に努めているところでございます。

次に、薬物乱用防止教育の研修についてであります。教育委員会といたしましては、これまで教員向け指導の手引や研修資料等の資料を配布するとともに、この11月末に学校薬剤師会の協力を得まして、薬物乱用防止教育にかかわる講演会を開催するなど、教師の指導力の向上に努めております。また、北海道教育委員会におきましても、その重要性にかんがみ、11月に性教育・薬物乱用防止教育研修会でありますとか、後志でも教育局主催の連絡会議を開催しており、小樽からも参加して、研修を深めております。今後もこれまで以上に関係機関との連携を図りながら、研修の機会や内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、たばこのアンケートについてであります。文部科学省において平成12年に、小学校5、6年生と中学校全学年に対し、喫煙に対する関心、喫煙の健康への影響の認識、さらには将来の喫煙の可能性について調査を行っております。その結果、たばこの害が非常にあったとの回答が8割から9割、20歳になっても吸わないとの回答が6割から7割、そして学年が上がるにつれて吸いたいと思う数も増加しております。小樽市教育委員会では、教職員、保護者、子どもとの人間関係を考慮し、アンケートをこれまで実施しておりませんが、この10月、中学1年生全員に対しまして喫煙防止教育パンフレットを配布し、各学校、学級においてたばこが人体に与える害などについて啓発を図っているところでございます。

次に、教職員に対する児童虐待問題の指導についてであります。まずこのたびの法改正の要点につきましては、10月の校長会議、教頭会議におきまして、教職員の啓発を進めるよう指導を行ったところでございます。また、学校における児童虐待の対応などを示した指導資料を各学校に配布し、教職員の研修に活用していただいております。小樽市におきましては、児童虐待の疑いや発見をした場合には速やかに専門機関等に相談・通報するとともに、福祉・保健・教育関係者等によるネットワーク会議を開催し、児童虐待への対応支援について連絡して、指導や支援の指針を示してまいります。今後も、学校や教職員が児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、関係機関と連携を図りながら、早期発見に努めてまいります。

次に、小樽市でのいじめの発生状況についてでございますが、平成15年度では小中学校合わせて20件となっており、前年度に比べ4件の増加となっております。これらは各学校の指導によってすべてが解消されてございます。また、小学生の暴力行為は全国的に増加傾向となっており、予断を許さない状況にあります。子どもが自分を大切にすることはもとより、思いやりの心を持って人と接することの大切さなど、各学校での教育活動が充実するよう、これからも指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもに対する暴力防止プログラム、いわゆるCAPの参加者の反響についてであります。昨年度は市内の小学校2校で実施されており、参加した児童からは、嫌なことの断り方がわかった、自分の身の守り方がわかったなど、さらに保護者からは、子どもの話の聞き方がわかったなどの感想が寄せられております。このような取組については関係する市P連の皆様にも情報提供するなどしながら、学校・保護者が一体となった取組が展開されるよう、私どもは働きかけております。

次に、防犯ブザーの配布の経過についてであります。小学校につきましては、市内の事業所等から子どもの安全確保のため、祝津小、高島小、手宮小、手宮西小、北手宮小、色内小、張碓小の1年生に対しまして寄贈があり、配布されたところでございます。また、中学校につきましては、忍路中、菁園中のPTAが生徒の安全確保のために防犯ブザーを購入し、全生徒に配布しております。

次に、京都市でのCAP等の取組についてであります。子どもの安全を守るための研修としてさまざまな内容や方法がありますが、京都市の取組につきましては、極めて示唆に富んだものと受け止めてございます。本市におきましても、毎年7月1日に国民安全の日に合わせて、安全教育にかかわる資料を全小中学校に配布し、各学校での積極的な活用をお願いしてございます。今後、学校のみならず家庭や地域の協力をいただくことが大切でありまして、安全に学校生活を送ることができるよう、関係機関とともに進めてまいりたいと考えてございます。

最後になりますが、児童の権利に関する条約にかかわる小樽市の現状とパンフレットの活用についてであります。学校においては本条約の趣旨を踏まえ、教育活動全体を通して、基本的人権の徹底を図っていくことが大切であるというふうと考えてございますし、権利及び義務をともに正しく教えることも重要であると考えております。教育委員会といたしましては、子育てに関する啓発資料の中に、本年度は新たに児童の権利に関する条約についても取り上げるとともに、人権教育にかかわる資料などを先生方に配布し、周知に努めているところでございます。今後も、市民部で作成されましたパンフレットにつきましても、教員の意識改革を進める上から研修資料の一つとして活用し、学校教育に生かすよう指導してまいりたいと考えております。

議長（中畑恒雄） 秋山議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 3番、大橋一弘議員。

（3番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

3番（大橋一弘議員） まず、旧板谷邸についてお尋ねいたします。新所有者がマンション業者になりましたので、マンションができるという話が急浮上いたしました。保存すべきということで市民に動きがありました。市が旧板谷邸前面の土地所有者に強い働きかけをしたことが契機となりまして、保存の可能性も見えてきたとも聞いておりますが、マンションの可能性もまだ残っていると思います。この問題の経過、現状、展望についてお尋ねいたします。

11月に旧銀行協会の建物が取り壊されました。そして、今、富岡の北電に隣接している旧遠藤邸も、2年以内に取り壊しの意向が聞こえてまいりました。旧遠藤邸は小樽の豪商の歴史を物語る数少なくなった建物ではありますが、本州の感覚では、100年程度の建物では歴史的評価はしないとも聞いております。維持費がかかるので壊したいとの話ですが、所有者が東京本部なだけに、小樽にとってどうして大切なのかという理解をいただく努力が必要と思います。市民団体からも要請はしていくそうですが、市の立場から保存要請を働きかけていただきたいと思います、いかがでしょうか。

次に、景観法が12月に施行されることについてお尋ねします。景観法のモデルともいえるイタリア風景法は1985年に制定され、地方行政に風景計画を義務づけたものであり、イタリア全土の広域都市計画は活発化しました。風景法の中では、景観保全地域の指定により、「景観が無秩序に破壊されることを事前に予防する」ことの大切さを説いております。小樽には日本一の景観条例があります。しかし、市全体の風景計画でないためもあり、近年、市中心部にマンション等高層建物の建設が目立っております。花園公園展望台の目の前のマンションで小樽の代表的な眺望が遮られました。市民の方から何とかできなかったのかと抗議もありました。景観法の施行で、景観地区指定で建物の高さ、デザイン、色の制限が可能となりますが、市としては景観法にどう対応していくのか、お考えを伺いたいと思います。

次に、小中学校選択制についてお尋ねします。入学時に学校を選ぶことのできる学校選択制につきまして、道内はもとより、全国的にその実現への取組が活発化しております。以前、当市でも検討してほしいと質問しましたが、まず統廃合を行い、その後検討したいとの答弁をいただいております。今回、通学距離、バス等通学手段の問題、地域の学校の消滅の問題、希望する学校に行きたいことが浮上しております。学童の家庭が自己の責任と利便性、学校評価を尺度として、学校を選ぶ権利を認める時代に入ったと考えます。まず、全市授業公開を行い、どの学校も自由に見て、市民による学校評価の一步を踏み出すべきと思いますが、いかがでしょうか。そして、自由に選択できることから、隣接学校間の生徒数の流動が起きるとすれば、第2次統廃合は、より父母の意向に沿ったものになっていくものと考えます。昭和16年の国民学校令以来の学区制の枠を破ることが公教育における親の選択権を広げる意味を持つことを理解の上、学校選択制を早急に検討いただきたいと思います、いかがでしょうか。

次に、旧国際ホテルにつきまして、入札後、落札者の動き等不明のように思います。先日、都通りの商店主から経営者が出てきてよかったという話が出てきて、その程度の情報と認識なのかと驚きました。現在どのような状況になっているのでしょうか。そして、今後どのように展開いたしますか。

それに関連して、サンビルプラザ商店街は客足も落ち、情報も少ない中、困り果てていると聞いております。特に、6月までは市も前向きに再開発を考えていると思っていたのに、急に方向転換があつて、そのために今日の事態を迎えたのではないかと話す商店主もおります。6月までは再開発をどのように考えていたのか。また、ビル内商店の現況をどのようにとらえているのか。そして市としてサンビルプラザ商店街活性化へ何か方策は検討できないでしょうか。詳細につきましては、予算特別委員会でさせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝鷹市長登壇)

市長(山田勝鷹) 大橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、旧板谷邸、旧遠藤邸の現況と今後の保存の方向性でありますけれども、初めに旧板谷邸でございますが、今年10月に新たな所有者が取得いたしました。建物の利用計画は、母屋に付随して増築された離れを解体しましたが、新たに温浴施設を設け、母屋をリニューアルした上で、商業施設として活用したいというふうに聞いております。

次に、旧遠藤邸であります。所有者の方から、これまでも建物の保全について相談を受けているところではありますが、市といたしましては、今後とも建物の歴史性や重要性などを説明し、維持・保全についてさらに強く要望してまいりたいと考えております。

次に、景観新法でありますけれども、本市では、平成4年に小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例を施行し、まち並み保全に努めてまいりました。今年6月に公布されました景観法は、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制など、我が国初めての景観についての総合的な法律であり、景観地区等の条項を除いて12月中旬に施行されます。このため本市では、市中心部における高層マンション建設に伴う景観の保全が困難になっている状況から、まち並み保全の規制の在り方などについて、現在、景観審議会の中にワーキンググループを立ち上げて検討を始めたところであります。

次に、旧国際ホテルとサンビル内商店についてのお尋ねでありますけれども、初めに旧国際ホテルの落札後の状況であります。旧国際ホテルは、今年8月11日に札幌地方裁判所小樽支部により売却許可決定がなされ、株式会社小山グランドパレスホテルが旧国際ホテルの権利を取得いたしました。その後、小樽駅前ビル株式会社は、株式会社小山グランドパレスと同物件の活用方法及び先取特権の共益費の支払について協議を行っておりますが、現在、株式会社小山グランドパレスホテルから具体的な方向性は示されていないことから、小樽駅前ビル株式会社との協議を見守っているところでございます。

次に、8月まで検討してまいりました再開発事業でありますけれども、市は、小樽駅前ビル株式会社、駅前第3ビルの権利者代表、商工会議所及び本市の4団体で検討会議を設置し、新たな企業誘致も含めて、再開発事業導入について具体的な検討を行ってまいりましたが、株式会社小山グランドパレスが権利を取得したことから、検討していた計画については断念したところであります。

次に、サンビルプラザ商店会の現況でありますけれども、商店会の状況につきましては、現在営業店舗が16店舗、空き店舗が5店舗となっており、ホテルの利用客を顧客としている商店が多く、ホテルの営業停止以降、売上げの減少等厳しい状況にあります。市といたしましても商店街活性化のために、当面はイベント支援事業や空き店舗対策支援事業のほか、国のアドバイザー事業を活用し、専門家を派遣するなど支援を行ってまいりますが、サンビルプラザ商店会の活性化のためには、キーテナントでありますホテルの営業再開が何よりも必要なことと認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 大橋議員のご質問にお答えいたします。

小中学校の学校選択制についてであります。この制度は子どもや保護者が自由に学校を選択できますことから、学校運営の情報や授業風景などを保護者に公開するなど、より特色ある学校づくりが求められるものでございます。本市におきましては、現在、小学校の小規模化が進む中で、活力あふれる教育活動の実現を目指すことを目的とした適正配置実施計画(案)を策定し、多くの方々からご意見をいただいているところでございます。これまでの繰り返しになりますが、学校選択制の導入につきましては、そのよさなど

につきまして、他都市の実施状況などを参考に、さらに勉強してまいりたいと考えております。

なお、地域への授業の公開につきましては、学校評議員や町内会の方々に積極的に公開するよう学校に努力をいただいておりますし、また、学校におけるさまざまな情報公開につきましても、学校だより等を通じて、保護者でありますとか町内会に広く回覧しているところがございます。以上でございます。

議長（中畑恒雄） 大橋議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 4時00分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 12番、小前真智子議員。

（12番 小前真智子議員登壇）（拍手）

12番（小前真智子議員） まず初めに、教育委員会にお伺いいたします。

博物館は館長を含め4人の学芸員で運営しているとのことですが、文学館は現在学芸員が1人、美術館も女性の学芸員が1人だけです。文学館も美術館も学芸員の仕事は広範囲に及び、知識も専門的学識も不可欠のようです。その上に対外的な信頼関係が構築されていなければ、資料や作品の貸出しもままならないとお伺いしております。特に特別展においてはこの信頼関係が大切で、企画が成功するもしないも、この関係で決まるとお聞きしています。そこで、職員の熟練度が増した今こそ、後輩を育成するチャンスととらえます。退職間際には遅すぎます。2人の豊富な知識と経験を、新たな人材育成と信頼関係の構築に生かしてみたいかがでしょうか。新たな人材の採用を含め、教育長のご所見をお伺いいたします。

次に、新市立病院に関連してお伺いします。

10月末に、新市立病院基本構想の精査・検討結果が提出されました。建設費70億円が削減され、総額194億円の事業計画案が示されました。この削減額の主な内容は、43億5,000万円の建設工事費で占められています。見直し前の総床面積は4万1,000平方メートルとなっており、この床面積はベッド数580床の病院に当てはまります。493床の病院で4万平方メートルも。しかもそれが19億円の赤字予算を組んだ小樽市の新病院と聞いて、病院経営に詳しい方には幻想・幻覚ではないかとやゆされているちまたの声は、市長の耳に届いているのでしょうか。それほどに、新市立病院の構想自体が甘い甘い夢みたいな構想だと言われているみたいでなりません。構想見直しで適正面積になったとはいえ、200億円近い借金で建設しなければなりません。200億円のうち100億円は病院会計収益から、45億円は交付税で、残り55億円が一般会計からの繰入れとのことですが、三位一体改革で交付税の減額が心配される中、45億円の交付税は確保できるのでしょうか、疑問です。見直しについてお聞かせください。

また、一般会計からの55億円の繰入れについても、2010年には本市の人口は13万5,000人と推測されておりますことから、極めて不審です。今でも高齢化率26パーセントを超えており、今後、ますます高齢化が進む本市にとりまして、税収増が見込めない中、市民負担が大きくなっていくことは心配です。そこで、精神病棟は現在地のまま残すことは考えられないでしょうか。合併症の患者が多いのなら、医師の方から出向くなど、工夫は考えられないでしょうか。この考え方は、一般病棟も精神病棟もお互いが経営しやすく、経費節減につながると考えるからです。この考え方に無理はあるのでしょうか。市長のご所見をお聞かせください。

統計に見ますと、小樽市民の年収は300万円以下の世帯が87パーセントを占めているとなっています。市民負担のことを考えますとき、新市立病院は市内で不足している診療科目、民間が弱い科目、今以上に高めたい科目に範囲を絞り、開設すべきと考えますが、私の考え方と市長のお考えとに差異はありますでしょうか、お聞かせください。

また、医師は79人体制で、現行より19人増える計画になっていますが、確保できるのでしょうか、医師会では不安視しています。両病院長は大丈夫ですと市立病院調査特別委員会でも答弁されていますが、市内のある病院では3年前から、呼吸器内科と小児科、産婦人科医を募集しているのに、いまだ応募者がいないと聞いていますので、両病院長のあまりにも楽観的な考えが気にかかります。診療科はできたが医者がいないでは市民に説明が付きません。19人の医師確保の担保はあるのでしょうか、できるのでしょうか、再度お尋ねいたします。

特に、小児科医の不足は全国でも問題化している今、現状の3人に加えて8名に増員する計画は、側聞している限り無理があると考えます。そのためにも1次救急は現状にとめることも視野に入れ、再考を図ることも必要と考えます。

平成5年に市立病院が夜間救急を断り、済生会病院にお願いした経緯があります。市民の利便性を考えて場所の移転があったとしても、1次救急は民間へ任せ、公設公営での運営は医師確保と経営面からも抱え込まない方が得策と思いますが、いかがでしょうか。

10月に視察に行った船橋市立病院は、人口56万人で、近隣を含めて230万人の人口を有しているにもかかわらず、ベッド数は426床で、1次救急はしておりません。この病院では、60人の開業医に消防署備えつけのドクターカーに乗ってもらい、患者宅に向かう協力を取りつけており、医師は2か月に一度の割合で乗車しているとのことでありました。精神科はありませんでしたが、市内の開業医でじゅうぶん足りているので必要はありませんとの院長先生の説明でした。さらに、船橋市ではリハビリセンターを建設中で、この施設は開業医の方々の要請で建てられていることを考えますとき、開業医と行政との連携が良好との印象を受けたことをつけ加えさせていただきます。

また、この船橋市立病院は38億円の黒字を出しており、剰余金が船橋市に貸付けされていました。その中から毎年元金3億円を返済してもらい、リハビリセンター建設の償還資金の原資に充てているとのこと、本市の市立病院とのあまりに大きく違う説明に、思わず苦笑してしまう一幕もありました。民間ができることは民間に任せています、その方が節約になりますからという事務局長のコメントもありました。

ところで、第3回定例会で他党の質問に、市長は、地域周産期母子医療センターは協会病院が既に持っているのだから、少子化の現状を考えると複数必要な状況ではないと答弁されておられます。私も市長のお考えに賛成です。産婦人科の22床のベッドは、他の診療科目へ回すことを考えてみてはいかがでしょうか。

現在、協会病院は、後志全体の産婦人科の周産期センターとして責務をじゅうぶん果たし、市民の期待にこたえられています。市長は、この現状と協会病院のあるべき将来について、私見でけっこうですから、お聞かせください。

小樽では脳神経外科の病院が閉鎖になり、これまで以上に救急への対応が難しくなっています。循環器科も不足している中、高齢化による心臓、血管の疾病への対応もじゅうぶんです。今の脳外科50床でも不足していて、半分の患者は札幌に入院している現状下にあります。それなのに脳外科28床という構想は、市民ニーズにこたえられるのでしょうか。脳外科、心臓、血管外科、循環器科の病床数を倍増すべきと私は

考えますが、市長のご所見をお聞かせください。

また、オープン病床28は確保すべきと考えており、側聞しますとき、採算も見合うと聞いておりますので、いま一度構想の10床をさらに増やすことはできないもののでしょうか、あわせてお聞かせください。

基本構想でも、今回の見直しでも、中身は明らかに1病院完結型医療です。総務省が出した自治体病院の再編と効率化に逆行するものです。一般病床371床であらゆる診療を網羅し、小刻みの病床配分になっておりますが、今求められている医療は、機能分化と医療連携による地域完結型医療です。しかも、これを抜きに病院経営は成り立たなくなってきました。市長は、過去、本市の医院や医療機関が市民の医療負託にどのようにかかわり、期待にこたえられてきたのか、今後どうあるべきなのかを含め、把握されておられることだけですから、ご認識をお聞かせください。

また、市長は市内の医療機関の診療実態をご存じでしょうか。産婦人科、外科、整形外科などの手術数について、平成15年で市立小樽病院と比較してお示しください。

狭い医療圏の中で、今こそ限られた物的、人的資源を有効に活用する必要があるのではないのでしょうか。9月29日に、市立札幌病院が地方公営企業法の全部適用を検討していると新聞に載っていました。10億円の恒常的な赤字体質に陥っていると書かれていました。市立小樽病院も15年度3億7,000万円の黒字となっておりますが、これは一般会計からの繰入金、13億6,562万円が投入されての黒字であり、実質10億円の赤字決算です。13年度も13億7,000万円の繰入れ、14年度も14億2,200万円の繰入れとなっておりますことから、本市の市立病院も市立札幌病院と同じ恒常的な赤字体質に陥っていると言えないのでしょうか。

そこで、現状の小樽市の財政状況からして、このような多額の繰入金を一般会計に求め続けるのは無理があると考えますが、市長のご所見をお聞かせください。独立採算を保ち、病院経営の責任を明確にするためにも、新しい小樽の市立病院も地方公営企業法の全部適用をする必要があるのではないのでしょうか。

市長は、日経ビジネスに、今年と来年はバブル期につくった箱物の償還期間を迎えて苦しいのだと言った後、つくった箱物を無駄だとは言わないが、箱物行政のふるしきを広げすぎたという反省はあるとコメントされておられます。この病院も同じつを踏む危険をじゅうぶんはらんでいます。そこで、繰り返しますが、市内にあるものはそれを生かし、不足しているもの、弱いもの、高めたいものに施設内容を絞るべきだと考えますが、市長のお考えを再度お聞かせください。

このほかにもお願いしたいことがあります。一つ目、ささいなことであっても情報は公開してください。市民にとっては身近な課題・問題です。市民1人当たり一般会計からの負担額はどのぐらいになるのか、示してください。

二つ目、今の病院の勘定科目を民間病院の勘定科目と同じにはできないものなのでしょうか。市立病院の勘定科目はわかりづらいと言われております。だれにでもわかるように透明性を高めるとともに、改善してください。

三つ目、これからの医療機器は精巧・精密になってくるため、機器の高騰が大きな問題になってきます。しかも、患者は高度な医療を求めています。そこで、本市が購入する医療機器を他の医療機関が使用できる相互利用体制はとれないのでしょうか。

四つ目、市立病院の勤務医も開業医も、同じ小樽市医師会の会員とお伺いしております。基本構想とその見直しに同会員の意見は反映され、活用されたのでしょうか。諸会議でそごを来している部分を含め、お聞かせください。

五つ目、構想に示されている人件費は開院時52億3,373万円で、10年後も29年後も同額となっておりますことは、643人の病院職員は、医師を含めて給料は一切昇給しないことと理解してよろしいのでしょうか。

六つ目、臨床検査技師はじゅうぶん民間委託で対応可能とお伺いしております。今回の見直しでは25人の職員が配置されることとなっておりますが、将来にわたって民間委託は不可能なのでしょうか。

七つ目、来春から病院給食が民間委託で賄われるとお聞きしています。13人の給食調理人はどこに配置転換されるのでしょうか。もし新光とオタモイの学校給食センターに配置され、現在の人員でじゅうぶん足りているのであれば問題です。これは私の提案ですが、余剰人員を福祉などの事業に充てることはできないのでしょうか。民間でじゅうぶん対応できない事業などがあるはずで。例えば高齢者、独居老人、体調のすぐれない人など、希望者に夕食をつくり届けることなどです。需要を調査し、検討をお願いします。

八つ目、病院債にミニ公募債の導入はできないのでしょうか。市民が病院債の引受人となることで、病院経営に参画することになると同時に、経営に関心を持ちます。金額は応分の引受けとしても、一考の価値はあると思いますが、いかがでしょうか。

九つ目、質問も最後になりますが、新病院の経営責任はどなたが担われるのでしょうか。経営責任の明確化が求められています。お答えください。

民間病院では、患者が来院して初めて職員の給料が支給されます。市立病院職員にはその心配がないことは承知をしておりますが、今後とも、院長をはじめ職員のよりいっそうの意識改革を求めます。

再質問はいたしませんので、明快なご答弁を期待して、一般質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 小前議員のご質問にお答えをいたします。

新市立病院について、さまざまな角度からお尋ねがございました。最初に、新病院建設に係る企業債償還に対する交付税措置の確保がされるかということでありますけれども、去る11月26日に、政府与党は三位一体の改革の全体像を決定し、その中で将来の地方の歳出削減の方向性も明記されましたので、地方交付税総額は今後削減の方向に向かうのではないかと危ぐいたしております。また、従前から、交付税で地方債の償還を補てんすることの是非も議論されており、交付税措置の継続は樂觀できないものと認識しております。しかし、病院建設のように臨時的かつ多額の財政負担を伴う事業については、交付税による財源措置がなければ、その負担を企業会計の収益や一般会計で賄うことは困難でありますので、国と地方との協議機関をはじめ、あらゆる機会をとらえて適切な措置が継続されるよう強く要望していきたいと考えております。

次に、新病院の精神病棟の関係でありますけれども、市立病院の統合・新築の目的の一つに、市立病院が二つに分かれていることによる非効率を解消することとしております。精神病棟を残すことになりますと、単に病棟だけではなく、事務部門や放射線、検査、薬局、給食部門などを引き続き置くことになり、非効率は解消できないと考えています。また、精神病棟の建物が築後30年を経過しており、老朽化と狭あい化が顕著となっております、これらのことから新病院に併設して建設することにいたしましたところであります。

次に、新市立病院の診療科目でありますけれども、両病院の総合的診療機能と専門的診療機能を融合し、高度な専門性を備えた総合的医療、包括的医療の実現をさらに進めることにより、地域における医療の質の

向上が図られるものと考えております。また、小樽病院の入院患者の分析結果では、入院患者の83パーセントが院内の複数科受診を必要としており、そのような点からも、現在の診療科を維持することが必要ではないかと考えております。

次に、医師の確保の問題ですが、今年から医師の臨床研修制度が始まったこともあり、ここ数年は医師の確保は厳しい状況が続くものと考えていますが、新病院では、医師確保のためには早いうちから大学等に要請するとともに、研修医の確保、全国公募など、これまでにないさまざまな手だても講じてまいらなければならないと考えております。

次に、1次救急についてでありますけれども、新市立病院の救急医療体制については、1次から3次救急まで対応することを基本としておりましたけれども、このほど小樽市における救急医療体制の在り方などについて検討するため、市長の諮問機関として小樽市医師会、公的病院、市立病院、保健所で構成する（仮称）小樽市救急医療体制検討委員会を発足することになりましたので、この検討結果を踏まえて、小樽市の救急医療体制において新市立病院がどのような役割を果たしていくか、最終的に判断いたしたいと考えております。

次に、産婦人科の病床数についてでありますけれども、現時点では、新市立病院では地域周産期母子医療センターの指定を受けることは考えておりませんが、周産期医療を実施することや市内の産婦人科の病床数の状況から、新病院の産婦人科の病床を全くなくすることはできないものと考えております。また、協会病院の周産期センターの現状は把握しておりませんが、小樽市における周産期医療、小児医療の在り方について、今後、協会病院も含め関係医療機関とじゅうぶん話し合ったいと考えております。

次に、脳外科、心臓血管外科、循環器科の病床数についてでありますけれども、全体の病床数をほぼ半減したことから、病床数を大きく増やすことは困難であります。各診療科ごとの病床配分につきましては、基本設計の段階で改めて検討することとしております。

次に、オープン病床でありますけれども、新市立病院においては全体の病床数をほぼ半減しており、これ以上の病床を確保することは困難であります。運営方法などについて、今後も医師会と協議しながら検討してまいります。

次に、過去、本市の医院や医療機関が市民の医療負託にどのようにかわり、今後どうあるべきかということでもありますけれども、医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましいとの観点から、医院がかかりつけ医として地域における第一線の医療機関であることは、過去も将来も変わらないものと考えております。一方、公的病院は、過去においては総合病院の制度の下で、主に施設・設備面から地域医療の充実を図ることがその役割でありましたが、平成10年度に地域医療支援病院の制度が設けられてからは、地域医療全体をレベルアップすることに重点が置かれております。他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供、施設・整備の共同利用及び医療従事者の研修などを行うことにより、よりいっそう地域医療の体制が整備されるものと考えております。

次に、市内の医療機関の診療実態でありますけれども、民間病院の実態を知るための手術件数などの数値は公表されておきませんので、お示しすることはできません。

次に、一般会計から市立病院事業会計への繰入金でありますけれども、繰入金は主に救急医療、高度医療、結核及び精神病院運営など、経営上その収入をもって充てることが適当でない、いわゆる不採算医療に対し、一定の基準に基づき一般会計が負担しており、その約半分は地方交付税で措置されております。病院事業会

計の決算については、12年度以降は純利益を計上し、平成13年度からは資金収支においても黒字となっておりますが、今後とも適切な公費負担による独立採算性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、病院事業の全部適用でありますけれども、病院に事業管理者を置き、組織や職員の人事、勤務条件など、経営にかかわる権限と責任の明確化を図り、職員の意識改革の下に抜本的な経営改革を進める上で有効な手法と考えておりますので、新病院移行時の法の全部適用に向け、検討してまいりたいと思っております。

次に、新病院の施設内容でありますけれども、新市立病院基本構想のベースとなっている考え方は、一つ目は市立病院に期待する市民のニーズにこたえる機能を備えていること、二つ目には他の医療機関で不足している機能を補完する機能を持つこと、三つ目は一公営企業体として一定の収入を確保していけることとなります。したがって、これらを踏まえ、第二病院の高度専門的医療と小樽病院の総合的診療機能を融合することが必要と判断したところであります。しかし、新市立病院の建設は小樽市にとって多大な財政負担となることから、このたび基本構想の精査・検討を行い、総事業費の縮減を行ったものであります。

次に、新病院への一般会計からの負担額であります。現時点での試算で申し上げますと、総事業費が約194億円となっておりますので、利子を含めた返済額は約262億円になり、このうち一般会計の負担額は約72億円となります。したがって、市民1人当たりの負担額は4万9,537円となります。

次に、病院事業の勘定科目でありますけれども、病院事業会計で使用する勘定科目は地方公営企業法施行規則に基づくものでありますので、これに従った処理が求められております。また、民間病院におきましても、厚生労働省が定めた病院会計準則に基づき会計処理を行うこととされており、これと病院事業の使用する勘定科目と大きな差異はないと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、本市が購入する精密医療機器を他の医療機関が使用できないかとのお尋ねでありますけれども、現在、小樽病院のオープン病床登録医の先生方が使用されておりますし、他の医療機関からの患者も検査科や放射線科へ来院されております。今後も市立病院をご活用いただきたいと思っております。

次に、人件費についてでありますけれども、公務員の年間給与は人事院勧告により、平成15年度まで5年連続で引下げになっていることや、経済情勢の変化等も当然考えられることから、人件費の今後の予測は非常に困難な状況にありますので、基本構想及び精査・検討の過程では、平成13年度の人件費を基にベースアップは考慮しないこととし、定期昇給分については定期昇給をしないということではなくて、長期の推移の中では職員の新陳代謝もあることから、人件費総額には大きな影響はないものと考え、推計をしたところであります。いずれにいたしましても、一般の医療機関の人件費比率は50から55パーセントが損益分岐点と言われており、常にその数字を保てるように経営努力していかなければならないものと考えております。

次に、臨床検査業務の民間委託でありますけれども、現在、外注が可能な検査項目についてはできる限り外注しておりますが、今後とも他都市の病院の民間委託等の状況についても調査してまいりたいと思っております。

次に、医師会会員の意見反映でありますけれども、精査・検討の過程におきまして、4回にわたり医師会の医療福祉関係関連問題検討委員会と協議を行いました。大きな部分では救急医療体制、診療科目、オープン病床について意見の食い違いがあるものと認識しております。

次に、民間委託に伴う給食調理員の配置転換でありますけれども、基本的に教育委員会の学校給食現場への異動を考えておりますが、職種変更の希望もありますので、学校給食現場を含め過員とならない職場への

配属を現在検討中であります。

次に、ミニ公募債でありますけれども、ミニ公募債の導入により、病院経営に対する市民意識の高揚が図られるなどのメリットがあると考えられますが、引受機関や発行コスト、償還期間などの課題も多くありますので、導入の是非を含めて今後研究してまいりたいと思います。

次に、新病院の経営責任者でありますけれども、新病院で地方公営企業法の全部適用をし、事業管理者を置いた場合で申し上げますと、事業管理者にほとんどの権限が移譲され、その事業管理者の責任の下で事業が運営されることとなります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 教育長。

教育長(菊 讓) 小前議員のご質問にお答えいたします。

文学館及び美術館の学芸員の人材確保についてであります。それぞれの館長の指導の下、学芸員が中心となって、業務に精通した職員と創意工夫しながら特別展や企画展などを行っております。ご承知のように学芸員の業務は、資料等の調査・研究や、ほかの館との収蔵作品の情報交換、また文化芸術作品の展示についての企画立案など、幅広い専門性、幅広い専門知識が求められる職種であると考えてございます。現在それぞれ工夫しながら魅力ある施設づくりを進めているところでありますが、さらにより多くの市民や観光客に親しまれる施設とするために、今後、両館の施設管理体制でありますとか事業運営について、文学館審議会や美術館協議会とも協議していく中で、学芸員の配置の在り方も含めて検討する必要があるものと考えております。

議長(中畑恒雄) 小前議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 5番、森井秀明議員。

(5番 森井秀明議員登壇)(拍手)

5番(森井秀明議員) 早速質問に入ります。

16年度の決算見込みは、現状ではいかがでしょうか。予算時の状況と比較してどのような変化が起きているのか、お教えてください。また、今後の推移はどう予測されているのでしょうか。15年度の決算時と比べてどのような違いを感じられますか。そして、その状況の原因と今後の財政健全化に向けた解決策はどのように考えられていますか。市長の見解をお伺いいたします。

次の質問に入ります。先月、徳島県の上勝町という山合いの町に、ごみの減量化に伴う視察を行ってまいりました。しかし、実際に伺い、強く感じたのは、ごみをどうするかということ以上に、環境に対する配慮や姿勢でした。そして、その上勝町で、それを言葉として「ゼロ・ウェイスト」という合い言葉を一つとしてお話がありました。つまりは、無駄や浪費をなくしていこうということです。今の日本の生活環境は日本人にとって定着し、安定した環境が整えられていますが、その反面、今、地球上で地球環境に一番害を及ぼしているのは日本といっても過言ではないと思います。また、現行におけるリサイクル法は、見つからないように捨てるとうるシステムとなっております。それが不法投棄を増やし、市町村での手間とお金は多くかかるにもかかわらず、歯止めがきかず、国土はごみだらけです。

そこでお聞きしますが、商品の企画設計段階から、ごみにならない商品、また、リサイクルを最初から考えられた製品を生産するという法律、資源回収に関する法律の制定を国へ促すべきではないでしょうか。皆

さんもお存じのように、ビール瓶がそのよい典型です。日本の資源保有量を考えても、このような考えに行き着かなければならないと思います。このような法律ができれば、将来、焼却炉も埋立場も必要がなくなると考えますし、不法投棄に悩まされることもなくなるかと思えます。このような意思、思いは、地方から声を上げていかなければならないのではないのでしょうか。現状を知っているのは地方だと思います。その中で小樽市が率先してこのような思いを国へ伝えていくべきと私は考えますが、市長のお考えをお教えてください。

再質問を留保し、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 森井議員のご質問にお答えいたします。

最初に、16年度決算見込みでありますけれども、予算との比較と今後の見込みであります。また年度半ばでありまして不確定要素もありますが、景気低迷の影響で個人所得の減や納税義務者の減、収納率の低下による減収が危ぐされ、税収の予算額確保は厳しい状況にあると認識しております。また、地方交付税のうち普通交付税の減収分は、地方消費税交付金の増額で相殺される見込みでありますけれども、特別交付税は、例年になく大規模な災害が各地で発生しておりますので、減収が予想されます。また、例年この定例会で行っている人件費の精査については、人事院勧告に伴う給与改定がないため、来年の第1回定例会に必要なあれば行いたいと考えております。平成16年度予算の執行については、厳しい財政状況を踏まえ、年度当初から危機意識を持って経費節減に努めるよう通知し、財政健全化債の導入や遊休資産の売却などの財源確保にも努めていますが、19億円という大きな赤字を解消するのはたいへん難しい状況にあると認識しております。

次に、15年度決算時との違いであります。一般財源のうち普通交付税が、臨時財政対策債を含めて15年度に比べ13億8,500万円もの大きな減収となっていることが、最も大きな違いであると考えております。そのほか歳出では財政健全化の取組で、人件費、一般管理費、建設事業費など着実に削減し、成果を上げておりますが、扶助費や繰出金、公債費が増加しており、15年度より財政の硬直化が進んでいるものと考えております。

次に、財政状況の悪化の原因と今後の財政健全化に向けた解決策でありますけれども、全国的には景気回復の兆しが見られるとはいえ、本市経済の回復は遅れており、市民所得の減などで税収が減少し、加えて地方交付税の減額により一般財源収入が減収となっていることが、財政悪化の大きな要因と認識しております。そのような中で、これまでお示ししております財政健全化の取組や行政改革の取組について、緩めることなく着実に実施していく考えですが、厳しさを増した現下の財政状況を考えますと、さらなる取組を前倒しして実行する必要がありますので、行政と市民の役割分担や、さらなる組織・機構の改革などを速度を速めて進める必要があると考えております。しかし、現行制度の中で、扶助費や医療費、公債費の負担などにより硬直化した本市財政を立て直すためには、制度の見直しや財源保障の充実などについて、他の地方団体とも連携して国や関係機関に強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、環境問題に関連して、本市が率先して国に対して資源回収に関する法律の制定を促すべきとありますが、現在、国では限られた資源を有効に利用するため、「循環型社会形成推進基本法」や「資源の有効な利用の促進に関する法律」を制定し、また、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など、個

別のリサイクル法も制定しております。「循環型社会形成推進基本法」においては、製品の製造事業者などは、拡大生産者責任として製品の耐久性を向上させることや、リサイクルしやすいように設計や材質を工夫すること、ごみの特性に応じてその引取りやリサイクルなどを実施することが責務とされております。しかし、容器包装リサイクル法においては、収集運搬などの費用が市町村負担となっていること、繰り返し使用できる容器が普及されていないこと、また、不用となったものの回収やリサイクルなどが適正に行われていないなどの問題があります。そのため、現在、国では、市町村から要望を取り入れながら中央環境審議会で、容器包装リサイクル法の拡大生産者責任の在り方などの見直しを行っております。市といたしましては、今後引き続き、全国市長会などを通じて実効性のある法制度となるように、国に対し要請してまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 5番、森井秀明議員。

5番(森井秀明議員) 再質問いたします。

今の市長の答弁のように、たいへん厳しい状況であるというようなこともよく耳にしますし、本当にその厳しさというの私も自身も感じるのですけれども、ちょっと気になるところがありまして、現在、聖域なき改革というところにいるいろいろな取組をされていると思います。もちろんそれはすべてをゼロをベースとして取り組んでいくということだと思っておりますけれども、この改革に関しては、市民との危機感の共有がたいへん重要だと私自身は思っております。もちろんそのことは市長自身も認識して、今の答弁でもそれをすごく感じるのですけれども、例えば16年度の予算編成に関しては、それが裸の状況で19億円赤字ですというような形で出されたのですけれども、例えば15年度の決算の状況においては、実質は赤字だとももちろん言っているのですけれども、水道局の方からの繰入れとかも含めて、黒字を一応見通したわけです。その中で一安心しているというような発言とかも、私自身、新聞等ですから直接お伺いしたわけではないのですが、耳にしております。なぜかそういうような言葉があると、どんなに現状が厳しいと言っても、結果、乗り越えられるというような、市民とか市職員とかがそういう勘違いを起こすのではないかというようなことをすごく感じるのです。今、話したように、危機感の共有というのはすごく大事だと思いますので、そのような発言一言の問題ではなく、共有のために、市民にやはりそういうことをしっかり伝えるためにも、そのようなことを意識して取り組んでいくべきではないかと思っております。

次にもう一つ、それにかかわってですけれども、やはりその危機感の共有に関しては、市の状況とか情報というものをすべて開示していかなければならないと。これももちろん、市職員皆さんそのように思って活動されていると思うのですけれども、例えば元利償還額が、15年度までの借入れの分はこれから減っていくというようなお話もありますけれども、例えば病院の建設において、これは病院の借金ですけれども、やはり借金をするような形になりますし、また今、北しりべし廃棄物処理広域連合において焼却炉もつくっております。これも広域連合における借金ではありますけれども、やはり小樽市民の負担にもなってくると思います。なかなかこの市民負担というのが見えてこない、市民それぞれには伝わってこないのではないかなというふうに思いますし、こういう財政状況によって市民負担が増えることに対して、市民感情が著しく今でも表れているというのは、市の危機感、危機状況というのが伝わっていないというのは、それも理由になるのではないかなと私自身思っております。情報の公開というのは、今も常々ホームページや広報でももちろん行われているのですけれども、政策のメリットとかよさとかを伝えるということだけではなくて、政策

におけるデメリットであったりとか、市の事情であったりとか、そういうこともちゃんと開示していかなければいけないのではないかなと私自身は思うのですけれども、このことについても見解をお伺いしたいと思います。

私の方から幾つか例を挙げさせていただきたいと思うのですけれども、こども発達支援センターを設立するのに、北海道の支援費があるという話もあったのですけれども、それはこども発達支援センターをつくるという話が出たときには、残念ながら話がなかったのです。しかしながら、いろいろとその話が進むに当たって、そういう福祉施設をつくるに当たって、北海道からのサポートがあるということが結果的にわかったりとか、又はごみの有料化は減量政策の一つでもあると思うのですけれども、学者によっては行政の財政政策の一つでもあるというふうにおっしゃっております。しかし、市民の方にお伝えする場合は、やはり減量に伴ってという話が主となってしまいまして、財政政策にかかわっているという話は、自分にごみの減量についての説明会を聞きに行ったときには、そういう話は残念ながらなかったのです。ですので、それはもちろんごみの減量化であったりとか、先ほどのお話では子どもたちに対してよりよい場所を提供するという、そういう思いももちろん大事なのですけれども、それだけではなく、そのデメリットであったりとか、市の事情であったりとか、そういうものもすべて明確にして話を伝えていかなければならないのではないのでしょうかと私自身は思います。後からそのようなことが出てきて、市民感情を逆なでするような状況にも自分になりえるのかなと思いますので、決して隠すつもりがあるとか、そういうことではないと思うのですけれども、結果そういうふうになってしまうと、隠す体質というふうに呼ばれてしまったりとかすることもあるのではないかなと思いますので、そのようなことに対しての考え方、見解、こちらの方も伺いたいと思います。

あと、ごみのことに関しては、これからいろいろな取組、全国市長会とか、そういうところとの連携もたいへん興味深いですし、どのような変化になっていくのかということも気になるのですけれども、現在、ごみの有料化は市民に対して行われているのですが、今の全国市長会のようなネットワーク的なもの一つですし、また、国に対してとか、北海道に対して、また時には職員に対して、そのような政策ももっともっと打ち出されてもいいのではないかなというふうに思います。今、減量化策は減量を目的として行われているわけでありまして、もちろん市民に対する啓発活動、そういうものもたいへん重要だと思っておりますし、今、その啓発活動に対して、市職員の方々はたいへん懸命に動かれていることもよくわかっているのですけれども、やはりもっといろいろな形で、市役所は今減量、ごみを減らすためにこれだけのことに取り組んでいるのだということがもっと見えてきてもいいのかなと思いますので、もしこの点において、今、市長がお話しされたこと以外で、また具体的にいろいろ取り組まれていることがあれば、お教えいただければと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝廣） 初めに、市民への周知といいますが、そういう観点だと思いますけれども、小樽市の財政状況につきましては、議会における議論とか、広報おたるに機会あるごとに周知を図ってきておりますし、今回の財政健全化についても、昨年の10月ぐらいからずっと毎月連載で状況を説明してきております。今回、15年度決算が形式的に黒字決算だったということで、いつきのこの危機的な状況が少し理解が薄れ

てきているのではないかというようなことも、否定できないことではないだろうというふうに思います。しかし、19億円の赤字予算を編成して、その解消もたいへん厳しいという状況でありますから、市民の皆さんに対しても、本市の財政状況というものをきちんとご理解をいただくという努力は欠かせないだろうというふうに思いますし、私もいろいろな会合で行った際には、だいたいこの赤字の話をして、市民の皆さんでもし寄付していただける方があったらぜひお願いしますという話をして、本当にお金を持ってきてくれる人もいます。市長からそういう話を聞いたから持ってきたよという人もいます。そんなことでたいへんありがたいと思っていますけれども、私も含めて管理職全員で、いろいろな会合の場合にはそういう小樽市の財政状況をきちんと説明するということが非常に大事なことだというふうに思います。

それから、情報公開の話ですけれども、これはたいへん大事なことで、先ほどから申し上げているとおり、いろいろな機会、媒体、こういうものを通して財政状況をきちんとお知らせしていく。これは今までになかったことではないかと思うのですけれども、こういう取組を、今、進めています。ですから、隠すとか何かということではなくて、いろいろなことを全部お知らせしていくという、そういう基本姿勢で、今、進めていますので、そのことによって市民の皆さんのご理解もいただいて、いろいろな市民負担の問題、値上げの問題についても、大方の方が理解をしていただいているということで、この情報の公開というのは非常に大事だというふうに思っておりますし、それから3点目のこのごみの減量化の問題につきましても、これも広報を通じてやっておりますし、それからホームページでもやっております。それから、先ほどもお答えしましたように、個々の自治体もそうですけれども、全国市長会、こういう団体を通じて、対国、対道、こういったものに対して、いろいろな法改正の問題とか新しい制度の創設についてお願いしていると、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 5番、森井秀明議員。

5番(森井秀明議員) 財政のことに關しては、今後そういう取組を続けていただくしかないと思いますので、そちらの方はよろしいのですけれども、ごみの方で、やはりできれば具体的な取組が、例えば道に対してどんな新しいものを創設するよというように申請しているのかとか、また、そういうようなことがもしあれば、なかったらいいのですけれども、あればお知らせいただければと思います。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 環境部長。

環境部長(安達栄次郎) 道や国に対する新しい施策の要望ということでございますけれども、率直に言いまして、今、道内10市の清掃担当部長会議といったような、そういったものの中で、これに道の管理職も出席をしてもらいながら、今、実際にその自治体が抱えているさまざまな廃棄物に関する問題というのは、率直に言って話し合われているところでございます。そういった中で、やはり今問題になっているのは、特に自治体がこのごみ処理をしていくということに対して、実は大変なお金がかかっている、財政負担がかかっている。こういった軽減というものを、国に対しても、都道府県として一つは働きかけていただきたいといったことを主眼にしながら、そういったようなことも含めたいろいろな要望はしております。そのほか、またさまざまところから出されてきた要望につきましても、私どもとしても内容をじゅうぶん審議しながら、今後とも道や国に対して伝えていきたいと、このように考えてございます。

議長（中畑恒雄） 森井議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 一般質問をします。

防災についてお尋ねします。初めに、被災者支援に関してお聞きします。

たび重なる台風、地震、豪雨災害で、多くの被害が出ています。9月8日には台風18号が小樽市を直撃し、かつてなく大きな被害をもたらしました。新潟県中越地震の被害はとりわけ甚大で、復興に向けて必死の努力が展開されています。被災者の避難生活への当面する緊急支援策とともに、住宅再建に役立つよう、被災者生活再建支援法の抜本的改善が求められています。現行の被災者生活再建支援法では、被災者が強く要望している住宅本体の建設費や補修費が対象になっていないなどの制限があります。財産権の尊重、生存権の確保という憲法に立てば、被災者の生活基盤を再建するための公的補償、個人補償は当然のことです。共産党、民主党、社民党の3党共同提出の被災者生活再建支援法改正案が、3日の衆議院災害特別委員会では審議未了のため廃案になりました。野党3党は継続審議を主張しましたが、自民・公明党が反対しました。全国知事会からもたびたび要請されているように、再建法の改正は何としても必要なものでした。住宅本体のための公的支援の実現を望むものですが、市長の見解をお聞かせください。

次に、小樽市の防災計画についてお尋ねします。まず、関係機関との連携についてです。北海道電力の対応に関してお聞きします。台風18号では1万4,000の世帯が停電に遭いました。回復までの時間が、最長でおおむね60時間近くかかりました。高層マンションではエレベーターがとまる、水道が使えないなどの被害が出ました。これらの詳細について把握されていますか、お伺いします。

北海道電力小樽支店には寿都の果ても含む後志全域の停電による苦情が一手に集中し、小樽市との防災連絡がつかないという事態が発生しました。どうしてこのようなことになったのでしょうか、お答えください。企業の合理化による影響が及んだ結果ではないのですか。新潟県中越地震で被害に遭われた方々のお話からもわかるように、停電はいつ復旧するのか、その見通しがつくだけでも、市民の不安は解消されるのです。復旧の見通しが希望を与え、気持ちに余裕をもたらします。北海道電力は住民のライフライン全般に及び責任を持つ公共機関です。市民の生活に支障を来すような合理化はやめるよう、市長から厳重に申し入れすべきです。北海道電力では、このたびの教訓を基に何をどのように改善しようとしていますか、お伺いします。

次に、避難場所の適正な確保についてお尋ねします。現行指定されている避難場所はどのような基準によるものですか、お伺いします。

高等学校は避難所として最も適切な建物だと思うのですが、小樽市の防災計画上避難場所から外れているのはなぜでしょうか、お伺いします。

桜陽高校の校区下にお住まいのお年寄りからは、目の前に学校があるのに、坂を下って上って、手宮西小学校へ行かなくてはならないのだからかとの声も上がっています。他都市では、高校が避難所に組み入れられています。小樽市内の高校を避難所に組み入れることについてのお考えをお聞かせください。

小学校適正配置の保護者説明会では、次のような意見が出ていました。住吉中学校が廃校になり、南小樽近郊では量徳小学校がただ一つの避難場所です。市民の避難場所の確保のためにも量徳小学校は残すべきで

すというものです。高齢者の多い小樽市では、細かい範囲での避難所が必要です。防災計画の観点からも、小学校適正配置の実施計画案は廃止して、改めて見直しすべきではありませんか、お伺いします。

次に、防災に対する職員への啓もう、研修についてお伺いします。避難所を開設する担当には各部の管理職が配置されているのをはじめとして、避難誘導についてはその地域に居住する市職員が行うことと、計画上はなっています。このような計画を含め、防災について職員にはどのように周知徹底しているのでしょうか、お伺いします。

防災計画についての最後の質問は市民への周知徹底です。防災計画、避難所の場所等の周知徹底も含め、災害に対する予防、警戒への緊急・応急の方法強化が急がれると考えます。これまでの取組、今後の計画についてお示してください。

障害者支援費制度について質問します。21世紀にふさわしい福祉サービス利用制度と銘打って支援費制度が始まり、1年と半年余りが経過しました。利用者である障害のある人が、事業者との対等な関係に基づき、みずからサービス提供を自由に選択し、契約によってサービスを利用することとなりましたが、その実態についてお伺いします。

居宅生活支援サービスがスタートした15年4月と16年4月の比較で、支給決定者数、実利用者数についてお示ください。また、サービスごとに見るとどのような傾向にあるのか、お示ください。

小樽市における支援費の利用率は道内他都市と比較していかがですか。利用率を高めるための方法についてお考えをお示ください。

児童の移動介護について小樽市民が小樽市以外の事業所と契約し、利用している例があります。市内の事業所で児童の移動介護の対応はどのようになっていますか。施設のサービス内容の拡大、質の改善についても、指定業者に対して行政は的確に指導すべきと考えますが、いかがですか。

指定管理者制度について何点かお聞きします。

地方自治法の一部改正に伴って、市が設置する公の施設に係る指定管理者に関する条例が施行され、本市でも鯉御殿に続き、さくら学園が指定管理者によって管理運営されています。初めに、公民館、図書館など、個別法の縛りで民間団体への包括的委託は不可能とされていた施設につき、その後の政府対応についてお知らせください。

公の施設の管理運営は数十兆円市場といわれ、指定管理者制度導入をチャンスとして、企業、情報企業、人材派遣会社などが活発な動きを見せていると言われています。このことから、官制市場の民間への開放は財界からの要請にこたえるものであり、行政にとっては運営管理のコスト削減と効率化が導入の目的であることは明らかなです。改めて、地方自治法第244条第1項にうたわれています公の施設の目的・利用の公共性については何人も否定できない理念・目的であり、新制度の下でも遵守されるものであることを確認させていただきます。お答えください。

指定管理者に対しては個人情報保護に関するチェック機能が必要です。小樽市の個人情報保護について、今後の見直しをお示ください。

応募した団体が運営管理団体として選定されるのはどういった手続によるものですか、お伺いします。

議会の議決を得ることになっていますが、事業者の申請に際して条例及び規則で義務づけられている提出物については、議会にも審議資料として提出されるものと考えますが、いかがですか。

現在、公共的団体に管理を委託している施設にあっても、経過措置の後、新しい制度に基づいて管理者を

選定することになりますが、小樽市の今後の見通しについてお伺いします。

再質問を留保して終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 菊地議員のご質問にお答えいたします。

最初に、防災に関して幾つかご質問がございました。まず、被災者生活再建支援法における住宅本体に対する支援につきましては、以前から全国知事会でも要望しているところであります。また、このたびの新潟県中越地震に関して、全国市長会でも総務大臣等に緊急要望しているところでございますが、私としても早期に法律改正がされるよう望んでおります。

次に、長時間の停電に伴う被害でありますけれども、高層マンションの停電時のエレベーター停止についての詳細な内容については承知いたしておりませんが、水道については、地下などにある受水槽から各戸へ水をポンプアップできなくなり、水道局に24件の問い合わせがありました。相談者には、マンションの管理組合等と連絡をとり、受水槽から直接取水するよう指導したところであります。このうち対応が難しい7件については、水道局で応急給水をいたしました。

次に、後志管内の停電の苦情が小樽支店に集中した理由でありますけれども、後志管内四つの営業所は有人体制でありますけれども、着信電話はすべて小樽支店に転送されるシステムとなっていることから、停電時に問い合わせの電話が殺到したと聞いております。

次に、北海道電力に対して申入れとのご指摘でございますけれども、民間企業の経営方針に申し入れる立場ではありませんけれども、市では今回の停電被害を踏まえ、今後災害が発生した場合、市民に災害情報を円滑に伝えられるように、北海道電力に対し災害時の情報交換をはじめとする連携強化について要請をしたところであります。なお、北海道電力では、広範囲で同時多発的な大規模停電が発生した場合の対応体制について、再検討を進めていると聞いております。

次に、北海道電力の今後の対応でありますけれども、北海道電力では台風18号の停電事故の後、市民への広報体制や市との連絡体制の不備を反省し、市民への広報体制の強化を図るために、9月27日に北海道電力とエフエム小樽放送局との間で停電情報を速やかに伝える覚書を交わしたところであります。また、北電から小樽市をはじめとする後志管内の市町村に、メールにより災害時の停電情報を提供するシステムが新たにつくられております。

次に、避難所の確保でありますけれども、現行の避難所につきましては、市の施設を前提とし、小中学校42校のほか保育所などの市の施設など、合わせて57か所を避難所として指定することになっております。このうち、より身近な小学校を第1次的に指定し、通学区域の被災者を優先して収容することとしております。台風18号災害の経験を踏まえ、避難所につきましては、市内の高等学校をはじめ町内会館などを、今後避難所として指定する方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、防災に対する職員の啓もう、研修でありますけれども、夜間・休日等に小中学校を開設する地域に居住する管理職に対しましては、年に一度開設訓練を実施しております。また、庶務担当課長会議などの庁内連絡会議においても、機会あるごとに防災意識の高揚を図っておりますが、今回の台風18号災害の経験を踏まえ、

現在、地域防災計画の点検に当たらせており、各部のマニュアルの整備を行う中で、職員それぞれの役割について周知させたいと考えております。

次に、市民への周知でありますけれども、これまで防災ガイドブックを各戸配布したほか、広報おたるや市のホームページ、まち育て出前講座などで防災情報の周知を図ってきたところであります。今後ともそれらの充実に努めるとともに、FMおたるなどの地域コミュニティの活用をいっそう図ってまいりたいと考えております。

次に、支援費制度でありますけれども、初めに居宅生活支援サービスの支給決定者数と利用者数であります。支給決定者数については、平成15年4月が449名、16年4月が608名となっております。利用者数につきましては、平成15年4月が215名、16年4月が264名となっております。また、居宅生活支援サービスにはホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、グループホームの4種類のサービスがありますが、これを種類別に見ますと、支給決定者数ではホームヘルプサービスが約63パーセント、ショートステイが約92パーセントと大きく増えており、利用者数についてもホームヘルプサービスが約48パーセント、ショートステイが約67パーセント、それぞれ増えております。

次に、支援費サービスの道内の他都市の利用状況でありますけれども、本市の6月の調査では、65歳未満の障害者のうち26パーセントが利用しているのに対し、北見市では約31パーセント、帯広市では26パーセント、苫小牧市では約22パーセント、釧路市では約18パーセントの利用となっております。利用率を高める方法であります。本市におきましては事業所指定が順調に進み、サービスを供給する体制が整ってきておりますので、障害者団体等を通じて制度のいっそうの周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、児童の移動介護でありますけれども、児童を対象とするサービス提供ができる事業所は市内に6事業所ありますが、支援費制度においては利用者が事業所を自由に選択できるため、市外の事業所を利用する場合もあります。本年9月の利用状況では、市内の事業所を1人、市外の事業所を1人、それぞれ利用しております。

また、指定事業所等に対する指導であります。基本的には道の役割でありますけれども、市といたしましても、小樽市訪問介護事業所連絡協議会や小樽市居宅介護支援専門員連絡協議会などを通じて事業所間の連絡を密にし、各種の研修事業により従業者の資質の向上を図るとともに、今後とも利用者本位の立場に立った適切なサービスを提供するよう指導してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度でありますけれども、まず個別法の規定により指定管理者制度を導入できない施設についてであります。平成15年の地方自治法の一部改正に伴う総務省の通知では、「道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度をとることができないものであること」と記載されております。また、図書館など一部の社会教育施設については、個別法に職員配置等に関する規定があり、この解釈により指定管理者制度を導入できるかどうか疑義がございましたが、昨年11月の経済財政諮問会議で文部科学大臣から、「公立図書館、博物館、公民館について、館長業務等を含めた全面的な管理運営の民間委託が可能であることを明確に周知したいとの発言があり、その後、本年9月の構造改革特区の提案に対する回答の中でも、現行規定により、指定管理者に館長業務を含めた図書館の運営を全面的に行わせることができるものとする旨、文部科学省から回答が出されております。

次に、公の施設の理念・目的であります。地方自治法では、公の施設は「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と規定されております。また、指定管理者制度についても、「地方公共

団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要と認められるときは、指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができる」と規定されておりますので、本市としても、これらの規定に基づき業務を行うものであります。

次に、指定管理者に対しての個人情報保護に関するチェック機能であります。現在、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例において、個人情報の保護について規定するとともに、協定書の中でも個人情報の保護等を定めて対応しております。今後につきましては、現在検討を進めております個人情報保護条例の見直しの中で、指定管理者について個人情報保護措置を規定していきたいと考えております。

次に、指定管理者の選定手続であります。本市においては全庁的に統一した判断を行うため、市長の補助機関である委員会として、助役を委員長とする公の施設指定管理者選考委員会を置き、指定管理者の選定に係る審査を行っております。選考委員会では、条例に規定する「当該公の施設の管理を安定して行うことができること」、「効果的かつ効率的な管理ができること」、「施設の使用について公正性及び公平性の確保ができること」という基準に照らし、総合的に審査し、指定管理者の選定を行っております。

次に、議会の審議資料についてでありますけれども、条例及び規則により、指定管理者の申請に際し、提出を義務づけている文書につきましては、申請者の経営状況や事業活動に関するものを含んでおりますので、議会資料として提出する場合は、情報公開条例の規定に準じて対応したいと考えております。

次に、現在、管理委託している施設でありますけれども、地方自治法の改正に伴う経過措置は、平成18年9月1日までとなっております。これらの施設につきましては、年度の区切りである平成18年4月1日の指定管理者制度への移行に向けて現在検討を進めているところであります。この場合、平成17年度中に各施設の条例改正及び指定管理者の議決の手続をとることになります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 何点か再質問させていただきます。

初めに、被災者生活再建支援法なのですが、これは何としても急がれるということで、年明けの国会に、また提出する予定になっております。ぜひ市長もその立場で法改正が実現するような行動をとっていただきたい、これは要望です。

それから、防災計画についてお尋ねしたいのですが、市民への広報の徹底、それらについて北電とFMおたるが提携を結んだ、またFMおたるなどの広報でやっていくという話があったのですが、昨今テレビが主流になっていきますので、各家庭にラジオがあるのかなという疑問を私は持っているのですが、一方的な通知にならないのかなということを心配しています。それと、防災ガイドマップなのですが、今度、高等学校等も避難所として組み入れるというふうに防災計画が変わっていった場合に、過去に配布した防災ガイドではふじゅうぶんだと思いますので、今後、新たになった計画についてのガイドはどのように市民に周知していくのかということについてもお答えいただきたいと思います。

支援費制度なのですが、これまで家族の協力等によって介護を通してきた家族にしてみたら、デイサービスを使えるようになったとか、ショートステイを使えるようになったということで、非常に喜ばれています。先ほどお話ししました障害児の居宅支援サービスで、6事業とお答えになったのですが、移動介護サービスをしている事業所は、この6事業全部でやっているのでしょうか、そのことを改めてお伺いしたいと思います。

それから、指定管理者制度についてなのです。新制度の下でも施設の目的や利用の公共性については遵守されるというふうに確認させていただいたと思うのですが、それにしてもこの指定管理者制度の導入が、本当に民間企業にとってみたら、官制市場の開放ということで、手ぐすね引いて待っているという半面もあるわけなのです。そういう状況を見ながらも、コスト削減を最優先した指定管理者制度の導入はやられないと思いますが、その辺について再度確認させていただきたいと思います。

それと、博物館とか文学館、専門知識を有する人材が確保されるのが本当に必要な施設ですね。図書館もしかりだと思いますが、特区の中ではこれらも全面的な民営化が可能だというふうに国の方では考えているやにありますが、それにしても受皿というものがあると思うのです。この公共性が本当に保たれていくというような、そういうことが担保されるということが一番大事だと思いますので、それらが担保される可能性が少しでも否定されるようなことが見られるような場合には、博物館、文学館、図書館についても、小樽市ではしっかりと直営を堅持していけるのかどうかということが一つです。

それから、民間企業が手ぐすね引いて待っているというような状況もあるのですが、小樽でもそのような民間企業あるいはNPOなどの動きが実際にあるのかどうか、そういうことを動きとしてつかんでいるのかどうかということについて、お聞きしたいと思います。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） ラジオを持っていないのではないかというお話がありましたけれども、今回のいろいろな各地の防災の中で、各家庭においても停電時に対してラジオを備えておくべきではないかというような広報もやっております。したがって、停電時に備えて防災対策と個人がある程度防衛する意味で、携帯ラジオというのですか、電池式ラジオ、これはやはり普段から用意しておいた方がいいのではないかなというふうには思います。

それから、ガイドマップですけれども、当然防災計画が新しくなりましたら、新しいものをつくるように検討していきたいというふうに思います。

それから、支援費の移動介護の6か所の事業については、福祉部長から答えさせます。

それから、指定管理者制度で民間が手ぐすね引いて待っているのではないかというご指摘ですけれども、手ぐすね引いているかどうかわかりませんが、やはり民間としてはそういう制度があるわけですから、事業の経営安定のためには、そういうものに参入したいという意向は当然出てくるのではないかなというふうに思っております。

それから、博物館、図書館、文学館、私はこういうものは全部委託すべきだと思っているのですけれども、ただ、この受皿が果たしてあるのかどうかというのが一番問題でございます。したがって、きちんとした受皿があれば、こういった施設についても、公共性が保たれるという条件の下で委託すべきというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 福祉部長。

福祉部長（山岸康治） 市内6事業所につきまして、移動介護はできるかどうかということのお伺いでございますけれども、6事業所とも移動介護はできるというふうに聞いてございます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

8番(菊地葉子議員) 再質問で、小樽市内にもそういう参入したいという民間企業だとかNPOの動きがあるのかどうかということについてお伺いしたのですが、そのことについてお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝鷹) そういう動きがあれば早く情報を公開してほしいという民間企業からのお話は聞いております。

8番(菊地葉子議員) もう一つ、答弁漏れなのですけれども、最初の、小学校が避難所として必要なので、適正配置の実施計画案を廃止して、改めて見直すべきではありませんかということでお伺いしているのですが、このことについての答弁がなかったと思うのですが。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝鷹) 避難所の確保と小学校の適正配置は別問題でございますので、それで先ほどお話ししましたように、町内会館等もぜひ避難所として指定してきたいと。今回の台風18号でも、かえって町内会館へ行った方が近いという人がいるものですから、そういう意味で町内会館を指定していききたいと、こういうふうに思っています。

議長(中畑恒雄) 菊地議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 17番、山口 保議員。

(17番 山口 保議員登壇)(拍手)

17番(山口 保議員) 私が最後になりましたので、簡略に議論を行います。時間も押してまいりましたので、今回だけは再質問をしませんので、理事者の方々には誠実なお答えをいただきますようお願い申し上げます。なお、幾つかの点につきましては、経済常任委員会等、他の委員会で議論を深めてまいりたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

まず、先月26日、政府与党が決定しました、いわゆる三位一体の改革案についてであります。そもそも三位一体改革は、中央集権から地方分権への質的転換と財政再建を同時に目指すものと言われてきました。自治体に財源や権限を移譲し、みずからの責任と判断で財政運営を任せ、そのことによって財政の効率化を図り、財政再建を目指すというものであったはずであります。これまで無駄の多かった補助金を削減し、特に地方に裁量の余地の大きな公共事業分野での税源移譲が不可欠であったはずであります。しかし、今回の決定は、義務教育の国庫負担金など、地方の裁量の余地のない分野が大半を占め、生活保護や児童扶養手当などにも手をつける道筋を示したものになりました。国はみずからのリストラに一切手をつけず、地方ばかりにリストラを迫るものと言わざるをえません。そして、さらなる地方交付税の削減を求めようとしております。国の財政運営失敗のツケを地方に肩がわりをさせる意図しか見えない今回の決定は、断じて認められないものであります。このような理不尽な今回の決定について、市長はどのように評価をされているのか、見解を伺います。

こんな状況の中、本市財政は瀬戸際まで追い詰められております。今定例会にも市の公共施設使用料の改

定が提案されており、その財政効果は軽微なものにとどまると推測されます。今後どのような財政運営をされるのか、他の議員の方も聞いておられましたけれども、その見直しをお聞かせください。

また、今月1日の市立病院調査特別委員会では、基本構想で示された事業費253億円を、床面積などの縮小で69億円を圧縮し、構想の見直しを検討されていると聞いております。その結果、総事業費が194億円で圧縮されたとしても、大半は起債でやりくりすることになります。また、一般会計での負担も、今後30年で、概算で72億円と聞いております。さらに、新病院の経営が計画どおりにいかなければ、当然これまでのように一般会計からの繰入れも想定されております。議会ではここ数年、特別委員会を中心に真しな議論がなされていることは承知しておりますけれども、市民の中に入ってお話を聞いておりますと、運営主体や場所の選定など、さまざまな議論の余地が残っているように感じられてなりません。財政再建のめどが立っていない中、いま一度この問題を市民議論に付して、時間をかけて練り直すお考えをお持ちではないのか、お尋ねをしておきます。

私は昨年春に市議初当選以来、地域再生の中長期的な視点に立ち、未熟ながら、さまざまな提案や議論をさせていただいてきたつもりであります。それは、財政難の中、様々な市民サービスのカットや、職員の給与カットなど、市民、行政が痛みを分かち合う、こういふときこそ将来に向けての、少しでも明るい展望を議論し、切り開かねばならないと考えるからであります。歴史的景観の保全はもちろん、景観を阻害し、バリアフリーの精神に逆行する歩道橋の撤去や、街路樹のせん定の見直し、住宅街の細街路の歩車共存化など、環境対応型の都市整備の必要性を訴え続けてまいりました。これらは市財政にとって軽微な負担ででき、市民からは時代のニーズに合った大きな都市政策の転換として歓迎されるものと信じております。これは国が美しい国づくり政策大綱をまとめ上げ、新たな都市整備の入り口に立った今こそ、真っ先に本市が取りかかるべきものと考えます。全国各地で自然や都市景観の保全や再生の取組がなされ、競うようにそれを観光へと生かそうとしている中、かつて高度経済成長から立ち遅れ、いわゆる都市の近代化に遅れた分だけ歴史的景観が残り、その保全・再生に取り組み、一大観光都市へと変ぼうを遂げた、一周遅れのトップランナーと評された私たちのまちだからこそ、先べんをつけるべきと考えます。これは中長期というより、短期的な課題と考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

私は、さきに本市観光が曲がり角に来ていると申し上げてきました。入込み数に比べて物が売れなくなってきたと、堺町の業者の方々からお聞きしております。そして、観光で訪れる方々からは、何度も来ているし、買いたいもの、目新しいものは何もない、また空港でも買えるから、また値段も変わらないと、そういうお話をいただきます。観光とはその国の光を観るという意味だと教えられたことがあります。その土地の風土や文化に触れられる、そうした出会いが観光の本質ではないかと考えさせられました。私は長年全国の北海道物産展に出展をしておりますが、帯広を中心とした十勝地方からは、次々と新しい店が出展されるのを見てきました。そして、本年、十勝ブランド認証委員会が、これは財団法人でございますけれども、原材料や製造工場が十勝であること、味覚や安全性を審査して新たなブランドを確立しようと努力されていると聞き、なるほどと合点がいった思いをいたしました。農業や漁業の1次産業と第2次の加工、それから3次の販売と地域の中で連携し合い、地域特産を生み出していく、そうした取組の重要性を、十勝の例を挙げて、本年の第2回定例会の経済常任委員会でも話を申し上げております。後志第1次産業圏と本市の第2次産業、観光関連の3次産業との連携は必須の課題であります。この観光の質的転換の問題について、中長期的な展望と取組が必要だと考えます。ご所見を伺っておきます。

また、この間の観光のありようは、おおむね堺町や運河南側の一部を中心としたツアー観光対応型ではなかったのかという思いがあります。近年の観光はパーソナルへと変化していることは、平成9年の観光誘致促進協議会調査研究部会の報告でも指摘をされているところであります。また、本年10月に北海道経済部や日本政策投資銀行北海道支店がまとめた報告書では、首都圏に住む50代、60代の22パーセントが、北海道に5回以上訪れたリピーターだと報告しております。ツアー観光をおみやげ観光だとするなら、パーソナルやリピーターに対応する観光は交流型観光だと、私は考えてきました。最近の水天宮を場所的な中心とした花園銀座街、花園飲食街が連携した取組は、堺町から寿司屋通、花銀と、コミュニティ道路の整備をきっかけに少し展望が開けてきたのかなと感じております。於古発川の水辺空間の再生の議論も、一部から提起されております。

私は、さきの第2回定例会の代表質問で、旧国鉄手宮線と交通記念館の再生について、若干の提案と問題提起をさせていただきました。市長の答えは、財政ひっ迫の折、市単独では難しい事業だとのことでありました。私もその点では同じ考えを持っております。しかし、構想だけでも必要ではないでしょうか。交通記念館の宿泊施設への転換、再生は、交流型観光の拠点として不可欠だと考えますし、旧手宮線やその沿線のまち並み再生は、電車なき廃線のトランジットモールとして大きな可能性を持つものと考えます。また、前回も述べさせていただきましたように、色内大通り、北運河へと海に向かう広がりや、手宮がいわい人情商店街の再生など、新たな交流型観光の拠点として無限の可能性を秘めております。市長は北運河の観光拠点化への期待を再三述べられておりますけれども、いまだに道遠しの感があります。この際、交通記念館、旧手宮線、北運河の面的な新たな観光拠点化のための構想を、一度まとめるつもりはありませんか。民間に働きかけるにしても、プレゼンテーションできる材料が必要であります。市長のご所見を伺います。

次に、観光基本計画について伺います。本計画の策定の意図は何にあったのか、改めてお伺いをいたします。策定委員会の発足から1年半、その議論経過について、ここで話しただけの内容でけっこうでございますので、ご説明をいただけたらと思います。

聞くところによりますと、この秋を迎えてようやく共通の認識ができて、議論の出発点に立てた、これからが本当の議論になるとのことです。観光誘致促進協議会からも事業推進委員の数名が出席されておりました。平成9年度にまとめられた調査報告書にかかわられた方も参画されております。当然、活発な議論が期待されていたはずであります。私は、長く観光について考えられてこられ、議論もされてきた委員の方々と、他分野から委員を要請され、参加された方々との認識にギャップがあることは当然と考えておりました。当初から観光関連資料や、それまでの誘致協の議論や調査報告、そしてその後の具体的取組など、事前に各委員にレクチャーをされてから始められていれば、もう少し早く本質の議論に入れたのではなかったかと少し残念に思っております。また、誘致協でも、最近ようやく報告がなされました。今後は誘致協とも連携し、より密度の高い議論がなされるように要望をいたしておきます。

また、3月の期限まであと3か月でございます。それまでにまとめるつもりなのかどうかも、あわせてお伺いしておきます。

次に、地域経済活性化会議についてであります。本年5月に報告をされた提言書を基に、香港マーケットリサーチ事業、地場産品ホームページ作成事業、ホスピタリティ啓発事業、地場産品評価基準調査事業、アンテナショップ展開事業と五つの事業が提起をされ、そのうち香港マーケットリサーチ事業は、先般香港そごうにて地場産品のPRや販売など無事終了されたことは報告をいただいております。また、アンテナショ

アップ展開事業は、銀座松坂屋の都合により、やむなく断念をされた旨報告をいただきました。私は、当初の議論の提案項目にある、例えば地場に特化した製造業の育成、地域間連携による産業振興、地産地消の推進、産業文化及び遺産の保存・継承など、観光をキーワードとして議論されてきた経緯を考えますと、そのような重要な観点はどうして取り上げられなかったのかと、残念に思っております。今後、具体化が求められている地場産品評価基準調査事業も、すし店を鮮度や接客などで評価、認定して、認証ステッカーを発行するとなっております。これは基準審査会をつくって認定することとなっておりますけれども、客観的な調査や評価をどう担保されるのか、また、鮮度や接客などという極めて安易な基準では無意味になりはしないかなど、先ほど例を挙げさせていただいた財団法人十勝ブランド認証委員会の姿勢とはあまりにも落差を感じております。そもそも本市の観光が入込み数に比べて経済波及効果がいまだ小さく、地域の第2次産業と観光とをリンクさせ、地場産品の開発や再生によって経済波及効果の増大を図る、このことこそが市財政再建に資する議論ではないでしょうか。現にある地場産品の紹介は、全国のデパートの物産展などに多くの業者が出展することで、もう既に行われてきておりますし、ホスピタリティの啓発やガイドの養成などは、観光振興室や観光協会などで曲がりなりにも実施されているところであります。私は、産業振興と観光がリンクされて議論されるべき絶好の機会に、先ほど来、るる申し述べさせていただいたような本質的な議論は抜け落ちたまま終わってしまうのではないかと危ぐするものであります。今後どのように進めていかれるのか、お尋ねをしておきます。

次に、市景観条例の見直しについてお尋ねいたします。本市景観条例は昭和58年にスタートして、平成4年に全面改定され、今日の「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」として定着をしております。改定後12年を経過した今、さまざまな状況の変化に直面をしております。特に本条例では特別景観形成地区の範囲が狭く、そこに隣接する重要な地区に次々と高層マンションが建てられ、近年地価の下落が著しく、その傾向が顕著になりつつあること、最近話題となった旧板谷邸のある水天宮などの重要な眺望景観地域などは、新所有者の理解で何とか景観を守れそうな空気となっておりますけれども、一たびマンションなどの高層建築が計画されても規制や指導が及びがたいこと、中央地区を挟んで南北の色内通りなど、旧国鉄手宮線から海側の重要な地域が地区指定から外れていることなど、本条例にはまた強制力がなく、指導・助言にとどまっていることなどの多くの課題が浮き彫りになっております。本年12月より一部施行されます国の新景観法は、地域内で建物を建築する場合、届出制とし、配慮すべき景観の基準は各自治体が定めることとしております。違反者に対しては市町村長が変更を命じることができ、罰則を設けられることになっております。私はこの際、本条例の見直しに着手されるよう要望いたします。市長のご所見をお伺いいたします。

言うまでもなく、本条例のこのような見直しは、当該地区住民の広く市民の議論や理解と協力なしには実現は困難と理解しております。本市は幸いなことに、応援団とも言うべき都市計画や建築史、まちづくりの多くの有識者を道内、道外を問わずに持っております。私はこれを機に、これらの人々に働きかけ、本市に集まっただいて、多くの市民や行政も交えた議論の場をぜひ設けられるよう、お願いをしておきます。あわせて見解をお示しください。

私はまた、財政の担保なしに新たな景観行政や景観の保全是困難だと考えています。本市は財政難の折から、指定や登録の歴史的建造物などへの助成を、本年から決められた額の10分の6への減額を余儀なくされております。財政に余力がないのであります。本市が景観行政から後退すれば、せっかく成長してきた観光

に水を差し、衰退の道に転落することをじゅうぶん勘案しても、なお苦渋の決断をされたのだと理解はしているつもりでございます。

私は、さきの第2回定例会で、長野県泰阜村の住民参加型ふるさと思いやり基金の話をしていただきました。具体的には「日本一の福祉・健康のまちづくり」や「森林整備・環境保全」などのテーマごとに、一口5,000円程度の寄付を募集しております。政策メニューを示し、都市で暮らす同村の出身者のみならず、同村が掲げる政策に共感する都市住民からの寄付を受けようというものであります。最近、後志管内ニセコ町が同様の試みを始めるとお聞きしております。本市もぜひ導入の検討をされるべきと申し上げました。歴史的環境保全でいえば、大分県臼杵市が、昭和60年には条例によって歴史環境保存基金を設立しております。これは市の積立金と民間からの寄付金でスタートしたと聞いております。自治体が条例で設立した場合、寄付金控除の対象となるなど、寄付が集まりやすい利点があります。私は、このような試みが何の準備や条件整備もなく成功するとは思っておりません。私は、本市に求められている都市像をはっきりと外に向かって示すこと、先ほど来、るる申し述べさせていただきました環境対応型の都市整備への決意、歴史的景観の保全・再生や地域循環型経済の確立への熱意など、まちづくり基本法ともいうべき確固たる住民憲章を外に向かって本市が示すことができたときに、このような試みは必ず成功することができるものと信じております。市長のご所見をお伺いいたします。

以上、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 山口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、政府・与党の示した三位一体改革の全体像についてでありますけれども、評価ということですが、率直に言いまして、全体像が見えたとか評価できるとは言いがたいと感じております。その理由としましては、多くの課題が先送りされるとともに、平成19年度以降の将来像が不透明であり、地方にとって不安要素を残している点であります。焦点であった義務教育費は地方案に配慮し、一定の方向性が見えますが、あくまで暫定措置で、来年秋の中央教育審議会の結論を待たなければなりません。また、地方案では削減対象としなかった生活保護費、児童扶養手当負担金の削減について、平成17年度中に検討を行い、18年度に実施されるとされましたが、これらは格差なく国による統一的措置が望まれる項目でありますので、制度自体の抜本的な見直しがなされない以上、削減されるべきではないと考えております。また、最も注目しておりました地方交付税については、平成17、18年度の2か年間は大幅な削減は避けられましたが、削減の方向性に変わりはなく、今後の動向を注視していく必要があります。税源移譲につきましては、所得税から個人住民税への移譲が明記されましたが、その額は2兆4,000億円程度にとどまっており、ふじゅうぶんな感じがあります。いずれにいたしましても、平成17年度の具体的姿は年末の国の予算編成を待たなければならず、今後の情報収集と内容の分析が必要でありますので、今のところは不確定要素が多く、見通しを立てられる状況にはありません。

次に、今後の財政運営であります。これまでにお示ししております財政健全化の取組や行政改革の取組について、緩めることなく着実に実施していくのは当然であります。厳しさを増した現下の財政状況を考

えますと、さらなる取組を前倒しして実行する必要がありますので、行政と市民の役割分担やさらなる組織・機構の改革など、速度を速めて進める必要があると思っております。しかし、現行の制度の中で、扶助費や医療費、公債費の負担などにより硬直した本市財政の建て直しのためには、制度の見直し、財源保障の充実などについて、他の地方団体とも連携して、国や関係機関に強く働きかけてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、厳しい財政環境の中で不断に努力を続け、市政運営に当たっていく所存でございます。

次に、新市立病院の建設でありますけれども、二つの市立病院は施設の老朽化、狭あい化が著しいことから、市民の皆さんの新病院建設への要望も強く、また、二つに分かれていることによる非効率を解消するためにも、市立病院の統合新築は急務と考えております。市立病院基本構想策定までには、市民や関係団体の代表による市立病院新築検討懇話会からの提言を受け、また、両病院の医師による新市立病院構想検討会議から報告書が出されております。また、これらの提言や報告書を踏まえ、新病院の医療機能と医療の提供体制などについて検討を重ね、新病院のあるべき姿として、平成14年4月に新病院建設整備方針を策定しております。基本構想は、これらの検討結果をはじめ、一般市民などを対象にしたアンケート調査などを基礎として策定に至ったものであります。しかし、新市立病院の建設は小樽市にとって多大な財政負担となることから、このたび基本構想の精査・検討を行い、総事業費の縮減を行ったものであります。建設実現に向けては、今後、病院事業会計の収支予測について、財政健全化計画にどのような影響を及ぼすかなど見極めるとともに、国や北海道との協議を進め、一定の見通しを立ててまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、市立病院を統合新築し、病院機能の充実と効率的な医療体制の整備を図るため、さまざまなご意見もありますが、それらを踏まえて新しい病院を一日でも早く実現してまいりたいと考えております。

次に、環境に対応したまちづくりでありますけれども、少子高齢化の進展や行政における財政のひっ迫など、まちづくりを取り巻く環境は大きく変化してきており、これらの課題に対応して、魅力ある小樽を築き上げていくことが重要な課題と認識しております。大きな財政負担を伴う政策については現状では難しい面もありますが、市民と連携した施策や民間活力の導入など、短期的に実施すべき施策も多くあると考えており、市民要望を受ける中で知恵を出し合い、環境に配慮したまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

次に、観光の質的転換であります。先般の観光入込客数の結果を見ても、北海道観光、特に小樽観光にも厳しい風が吹き始めたと認識しております。現在、地域経済活性化会議や観光基本計画策定委員会などの中で、小樽観光の底上げに向け、精力的な検討・協議が進められておりますが、ご質問にありました後志1次産業圏と本市の2次産業、さらには観光関連の3次産業との連携は重要な課題であり、広域観光躍進のキーポイントになると考えております。先日、香港マーケットリサーチ事業を終えまして、その後はアンケート調査結果の集計・分析を行い、売れ筋商品の開拓、既存商品の改良や新たな商品の開発などを図ることにしております。また、昨年5月に小樽市の呼びかけで発足しました後志の自治体や商工会議所等の職員が参加する自治体連携・産業振興事業検討会議におきましても、物産展の共同開催の検討や民間企業間の連携推進をはじめ、各種情報交換等を行っており、今後とも後志地域との交流・連携を進めてまいりたいと考えております。

次に、交通記念館、旧手宮線、北運河の面的な新たな観光拠点化の構想づくりであります。この周辺地域は往時の小樽をしのばせる歴史的景観や文化財などを有しており、今後、本市全体のまちづくりの視点か

らも、この景観の保全や観光拠点としての魅力の向上を図る必要があると考えております。現在、国においても、観光の視点から多くの議論がなされているところでありまして、今後それらの情報収集に努めながら、国、北海道、地域の方々との連携を図り、住んでいる市民はもちろん訪れる人にとっても魅力のある地域となるよう、三位一体で知恵を出し合いながら、ビジョンづくりをしてまいりたいと考えております。

次に、観光基本計画でありますけれども、本計画策定の意図であります、商工港湾都市として発展してきた本市は、近年、全国的にも有数の観光都市に成長を遂げ、これに伴い観光産業は、本市経済において基幹的産業の一つに位置づけられるまでに至っております。観光は、厳しさが続く地域経済の底上げのためにもすそ野が広く即効性のある産業分野であり、また、本市のこれからのまちづくりにおいても重要な要素であることから、現時点において、これら観光を取り巻く状況を総合的に把握し、将来を見据えた観光ビジョンを策定する必要があると判断し、基本計画を策定することといたしました。

次に、策定委員会における議論経過であります、昨年11月に発足以来、7回の会議を開催したほか、本年5月には、策定委員会の下にワーキンググループであります検討部会が発足し、13回にわたり会議が開催され、それぞれ検討が重ねられてまいりました。これまで策定委員会において、まず小樽観光の現状と課題についての共通認識を持ちながら、委員会の進め方や本計画の基本理念について話し合いがなされ、現在、これを基に基本方針についての検討が続けられております。

次に、策定の時期でありますけれども、当初の予定は、策定委員会における協議の集約を今年度中に行うこととしておりましたが、委員会から、時期にこだわることなく検討を進めたいとの要望がありました。市といたしましても、委員の皆さんの熱意がじゅうぶんに盛り込まれた観光基本計画となることを望んでおりますので、策定委員会の意向を尊重しながら、来年度の早い時期での策定をめどに、今後の作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域経済活性化会議であります、昨年6月に発足後、地場産業振興、人材育成や地域間連携などの観点から議論を重ね、即効性があり、かつ経済波及効果が最も期待できる分野として、観光をキーワードに具体的な事業を検討することとなり、現在、三つのワーキンググループで各事業を企画・実践しているところであります。今後の進め方ではありますが、当面、香港マーケットリサーチ事業において、香港で実施したアンケート調査結果を基に、売れ筋商品の開拓、既存商品の改良や新たな商品の開発を目指し、次年度の開催へつなげるよう取り組んでおります。

また、地場産品評価基準調査事業においては、評価基準検討委員会を設置して、適正な評価基準項目の確定や研修会の開催をはじめ、審査機関や運営主体などを協議する予定となっております。現在、地域経済活性化会議の中では、すそ野の広い産業分野である観光をキーワードとして事業展開されておりますが、今後いっそうの経済波及効果の拡大を目指して、ご提案にあります製造業の育成や地域間連携による産業振興など、そういった観点からの事業の実践も重要なものと考えておりますので、ご提言の趣旨は地域経済活性化会議にお伝えしてまいりたいと思います。

次に、景観条例の見直しでありますけれども、本市では、平成4年に「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を施行しておりますが、規制に強制力を持っておりません。国は、景観計画区域や景観地区等における良好な景観の形成のための罰則規定が盛り込まれた景観法が、一部を除いて今年12月中旬に施行することになっております。本市では、景観条例の見直しや景観法の適用について検討を始めたところでございます。

次に、景観形成に係る議論でございますけれども、現行条例の制定に当たりましては、多くの市民の参加を得て、多くの議論を行い、制定したものであります。本条例が制定後12年を経過していることから、条例の検証を行うとともに、まち並み保全の規制の在り方などについて検討するため、景観審議会の中にワーキンググループを立ち上げたところであり、今後とも市民、産・学・官などから広くご意見をいただいております。

次に、まちづくり基本法の制定でありますけれども、本市は市制施行以前から、さまざまな面で全国各地の多くの人々に支えられてまいりました。この間に刻まれ、あるいはまたはぐくまれた歴史や文化、培われた産業などは今も数多く残されており、これがまちの個性や魅力となっております。これらの地域特性を市民のみならず全国の小樽ファンとともに守り育てていくためには、新たな住民参加型自治の確立という観点でのまちづくり寄付条例の制定は、まちづくり政策に内外の多くの人々の思いや心が反映され、具現化される有効な手段であると考えております。その意味からも、これまで以上に情報の共有に努め、市民の皆さんが積極的にまちづくりに参加する気運の醸成を図りながら、既に条例を制定された自治体の取組の研究や制定後の推移など情報収集に努め、まちづくり基本条例や寄付制度の制定について検討していきたいと考えております。

議長（中畑恒雄） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号及び第2号、第6号ないし第31号並びに報告第1号ないし第6号につきましては、議長指名による12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

それではまず、予算特別委員をご指名いたします。大橋一弘議員、大島護議員、吹田友三郎議員、成田晃司議員、小前真智子議員、前田清貴議員、大竹秀文議員、佐々木勝利議員、新谷とし議員、古沢勝則議員、高橋克幸議員、秋山京子議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第35号は総務常任委員会に、議案第3号ないし第5号及び第32号は厚生常任委員会に、議案第33号及び第34号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第55号及び第56号は、さきに設置されました予算特別委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、その他の陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月10日から12月16日まで、7日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時59分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 中 畑 恒 雄

議 員 成 田 晃 司

議 員 高 橋 克 幸

平成16年 第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成16年12月17日

出席議員（32名）

1番	山田雅敏	2番	横田久俊
3番	大橋一弘	4番	上野正之
5番	森井秀明	6番	大嶋護
7番	若見智代	8番	菊地葉子
9番	吹田友三郎	10番	成田晃司
11番	佐々木茂	12番	小前真智子
13番	前田清貴	14番	井川浩子
15番	大竹秀文	16番	斎藤博行
17番	山口保	18番	佐々木勝利
19番	武井義恵	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	松本光世	24番	見楚谷登志
25番	久末恵子	26番	小林栄治
27番	中畑恒雄	28番	高橋克幸
29番	斉藤陽一良	30番	秋山京子
31番	佐野治男	32番	佐藤利幸

欠席議員（0名）

出席説明員

市長	山田勝麿	監査委員	木野下智哉
助役	鈴木忠昭	収入役	中松義治
教育長	菊讓	水道局長	高木成一
総務部長	山下勝広	財政部長	磯谷揚一
市民部長	仲谷正人	福祉部長	山岸康治
保健所長	外岡立人	環境部長	安達栄次郎
建設部長	兵藤公雄	建設部参事	嶋田和男
港湾部長	山田厚	小樽病院局長	小軽米文仁

消 防 長 相 沢 雄 司
総務部総務課長 長 瀬 幸 一

教 育 部 長 中 塚 茂
財政部財政課長 小 山 秀 昭

議事参与事務局職員

事 務 局 長 松 川 明 充
庶 務 係 長 三 浦 波 人
調 査 係 長 大 門 義 雄
書 記 北 出 晃 也
書 記 島 谷 和 大
書 記 橋 場 敬 浩

事 務 局 次 長 法 邑 秀 弥
議 事 係 長 中 崎 岳 史
書 記 渡 辺 美 和
書 記 山 田 慶 司
書 記 松 原 美 千 子

開議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、横田久俊議員、新谷とし議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第35号及び報告第1号ないし第6号並びに平成16年第3回定例会議案第7号ないし第25号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、30番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 30番、秋山京子議員。

（30番 秋山京子議員登壇）（拍手）

30番（秋山京子議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

今回の各使用料の改定は20年ぶりとのことであるが、このように長期にわたって改定しなかった理由は何か。料金の上げ下げにかかわらず、かかる経費に対して適正な料金となるよう一定の時期ごとに見直しすべきと思うがどうか。

銭函パークゴルフ場の料金は、1日ごとの料金から1ラウンドごとの料金に改定する考えとのことである。受益者負担の考え方からすれば当然ではあるが、コースの維持管理が行き届いていないことや、トイレが仮設のものであるなど、近隣自治体のパークゴルフ場に比べてサービス面で劣っており、これらを改善していかなければ利用者の理解はとうてい得られないと思うがどうか。また、今後パークゴルフ場をつくるに当たっては、公設民営の手法を取り入れることを検討してもらいたいがどうか。

今定例会に提案されている室内水泳プールの使用料の改定では、一般の半額程度とはいえ、高齢者に新たな負担を求めるものである。高齢者は水中ウォーキングを行うなど同施設を利用し、健康の維持・増進に活用している実態も多いことから、介護など福祉の面をも含めた総合的な観点に立ち、負担を求めるべきではないと思うがどうか。

いなきたコミュニティセンターの和室は、単にふすまだけで仕切って3室としているにすぎず、隣室の音が聞こえるといった利用者からの不満があるが、2室続けて借りる場合の割引も考えるべきではないのか。また、冬期間においては、暖房の温度調節ができず、利用者が窓をあけて使用している現状であるのに、暖房料を徴収するのは問題である。こうした状態が改善されることなく料金改定を行うべきではないと思うがどうか。

市民センターの和室の使用料は、午前9時から午後10時までで1,000円という料金設定である。これは他都市の使用料を参考に算出しているということだが、あまりにも安すぎると思うが、再検討する考えはないか。また、新たに市民会館の中規模利用の料金が設定されたが、市は、会場の間仕切りを明確に説明するなど、利用者との間にトラブルが生じないように配慮すべきと思うがどうか。

河川管理条例の改正に当たり、市は金額のみの改正にとどまっているが、祝津川については、過去に企業が土のうを入れていたため、雨が降るとあふれるといった事例があったことから、いま一度、市内の各河川及び河川敷の利用の実態を調査し、適正な管理を目指していくべきではないか。

台風18号により被災した鯉御殿の災害復旧事業費7,500万円のうち、保険金と起債の充当分を除く2,700万

円余りが市の負担額となっている。鯨御殿は道指定有形文化財の第1号であり、前回の被災時には道補助金と保険金だけで賄われているが、今回は、道は財政難を理由に補助しないという。道の文化財でありながら費用を負担しないという態度は大いに疑問であり、再度、道と協議すべきと思うがどうか。また、市は、鯨御殿を観光施設として扱ってきたが、教育委員会に所管がえをして、文化財としてしっかりと管理していくべきではないのか。

市教委は、学校適正配置についての説明会において、あたかも議会が早急に推し進めているかのような事実無根の発言や、資料として配布した「学校適正配置計画案」に記載されていない虚偽の説明を行うなど、無責任極まりない。さらに「制定」とうたう今回の「実施計画策定の考え方」を小樽市教育委員会会議規則を無視し、正式な教育委員会の会議には付さず、非公式な委員協議会なる場で各委員の了承を得たとするなど、言語道断である。これらのことからすれば、これまでの説明会については全く意味を持たず、改めて保護者などに対ししっかりと説明を行うべきと思うがどうか。

市教委が示す小学校の適正配置計画が実施されたとしても、学校教育法施行規則による標準学級数を下回る学校が出るのが予測されている。これでは、1学年複数学級を確保するという、議会や保護者に対する説明と矛盾が生じるのではないのか。教育水準向上の観点からは少人数学級の導入が最も効果的と考えるが、市教委として具体的な対応策を提示することができなければ、市民の理解などとうてい得られないと思うがどうか。

学校適正配置については、昭和48年当時、文部省が「公立小中学校の統合について」として、「学校の規模を重視する余り、無理な統廃合を行い、地域住民と紛争を生じることのないよう、じゅうぶん理解を得るべき」ことや、「小規模校の教育上の利点や通学上の困難を招かないよう、存置充実させるべきかを検討すべき」という通達を出しているが、市教委は承知していないとのことである。この通達を承知せずに進めようとする市教委の姿勢が、保護者を含めた地域住民との間に大きな摩擦を生じさせているのではないのか。また、今回の計画案は、正規の教育委員会で定めたものではないことが判明した以上、白紙撤回し、もう一度やり直すべきと思うがどうか。

市内において、地域や保護者に授業公開している小中学校はどの程度あるのか。一部では中学校の学力の低下を指摘する声もある中、授業を外部に公開することによって、よい意味での学校間の競争意識が働き、指導力向上にも寄与するのではないのか。加えて、将来、学校選択制を導入するとすれば、保護者が学校を選ぶ参考となることから、市教委としては普及指導に鋭意努めるべきと思うがどうか。

教育関連の予算は、厳しい財政事情を反映してか、年々減少傾向にあることは否めない事実である。しかしながら、現場に目を向ければ改善すべき課題は多く、21世紀プランの考え方に立てば、教育環境整備にじゅうぶん配慮した予算づけに努めることや、常に学校の実情を把握した上で迅速に対応していくことなどが市教委に求められると思うがどうか。

スクールカウンセラーについては、相談件数が年々増加傾向にあるが、効果を上げるためには教師の協力は不可欠であり、相互の信頼関係を築いていくことが重要と思うがどうか。子どもたちからは相談室へ入りづらいといった意見もあり、今後は設置場所についても工夫が必要ではないか。また、市教委には、事業内容やプラス効果をホームページに掲載するなど、周知徹底に努めてもらいたいと思うがどうか。

交通記念館は厳しい経営状況にあり、現在、社会教育施設として教育委員会が経営立て直しのための検討を行っているとのことであるが、同館は、手宮線も含め、北運河周辺地区の拠点開発上、重要な意味を持つ

ており、観光資源との認識の下、関係部局との議論の場を設け、将来に向けた検討をすべきと思うがどうか。

中国吉林省では、現在、スキーを普及したいとの意向があり、間接的にはあるが、本市に対して、新品、中古にかかわらず、スキー板を送ってもらえないかとの依頼があったやに聞く。市内で不用品として業者が引き取ったものや市民へ協力を呼びかけるなどしてスキー板を集め、中国定期コンテナ航路を利用して、その要請にこたえていくといったことも、一つの方法と思うがどうか。

市は、過去に再開発が行われた稲穂1丁目地区の現状をどのようにとらえているのか。この事業は、多額の税金を投入していることなどから、現在あいたままとなっているアネックス館の取扱いなどについて、市としては、商工会議所を初めとする経済関連団体と互いの立場や果たすべき役割を確認した上で、連携して積極的に取り組んでいかなければならないと思うがどうか。

労働経済白書によると、フリーターやニートと呼ばれる若年無業者が全国で増加していることが明らかとなった。このことは、雇用情勢が改善していない昨今、大きな社会問題であると考え。市は、市内若年層の雇用実態を把握することは困難というが、未来を担う若者の労働力は貴重な財産であり、その人材が生かされるべきではないか。こうした若者は、社会の中でよりよい人間関係を築いていくことが大切であり、市は、この問題に対して注視していくべきではないか。

フィッシュミール訴訟については、現在、裁判長の下、和解に向けた協議が進められているという。しかしながら、漏れ聞くところによれば、その金額は請求額の15分の1弱とのことである。この事件は歴代の市の幹部の面々がかかわってきた組織ぐるみの隠ぺいとの疑念ははまだ消えていないが、和解に当たっては、あくまでも市民が納得できる額で決着してもらいたいと思うがどうか。

廃棄物減量等推進審議会では、家庭ごみ減量化の施策としての有料化について反対意見が全くなかったとのことであるが、審議の過程が有料化ありきで進められていたからではないのか。また、委員は行政寄りの人間が多かったと思われるが、市民公募の枠についてはどのような基準で選考したのか。

家庭ごみ収集手数料収入の用途については、資源物収集やサービス拡大の費用にとどまらず、効果に疑問のある不法投棄対策や従来からあるリサイクル施設の人件費、さらには建設予定のリサイクルプラザの経費にまで及ぶとのことである。これらは、有料ごみを1リットル当たり2円とすることを前提とし、それを正当化しようとしたものと言わざるをえないがどうか。

市は、新年度から実施を予定しているごみの有料化について、有料化に伴う新規拡大経費に要する額のみを市民の負担で賄うといったことや、生活保護受給を含む低所得者等への配慮を行うといったことについて、検討する考えはないのか。これまで税金で行ってきた事業だけに受益者負担の抑制に努めることは当然であり、生活困窮者に対しては、せめて一部を補助するなどといった施策が行政の責務として求められると思うがどうか。

ごみ減量化の取組は、単に市が市民に呼びかけるだけではなく、環境問題について活動しているさまざまな市民団体やグループなどとのネットワークづくりを行った上で進めることが重要であると思うがどうか。また、資源回収に関する法律の制定を促すなど、環境問題に身近に接する地方自治体としての意見を、本市が率先して国などに伝えていくべきと思うがどうか。

小樽脳神経外科病院が廃院となったが、救急患者の搬送先に影響は出ていないのか。また、夜間救急センターが終了する午前7時から各医療機関の診療開始までの空白の時間帯があるが、市内の救急体制はどうなっているのか。

小樽病院では当直医が当直室ではなく市内のホテルに宿泊していることや、第二病院の麻酔科医は札幌在住のため、夜間必要な場合にはタクシーで駆けつけていると聞くと、救急時に即応できるのか。

厚生労働省は、その使用によりC型肝炎ウイルス感染の可能性が高いとして、血液製剤フィブリノゲン納入先医療機関名を公表したが、直接投与にかかわった市立病院にあっては該当者の把握、保健所においては相談窓口の設置などといった対応が求められるのではないかと。市としては、今後のこうした事案の発生に備え、薬剤使用の記録、保存方法なども含め、対応策を検討しておくべきと思うがどうか。

市内の医療機関では、手術件数が市立病院を上回る診療科目もあるが、市はその実態を把握しているのか。市は、新市立病院建設については、市民要望が強いというが、市民の声を反映するならば、市内で不足している科目に絞って開設するなど、もっと小樽の医療の将来を見据えたものにすべきではないのか。

また、高額な医療機器については、市が購入し、市内すべての医療機関が利用できるという体制を確立すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第55号及び第56号につきましては、採決の結果、賛成少数により、いずれも不採択と決定いたしました。

次に、議案第2号、第6号ないし第31号につきましては、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、報告は承認と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第2号、第6号ないし第31号は否決、陳情第55号及び第56号は採択を求める討論を行います。

議案第2号は、小樽市病院事業会計補正予算で、病院給食業務委託の予算です。

病院給食民間委託は、公的使命を投げ捨てるものです。食事は、患者の病気快復に欠かせないものであり、効率化ではかられるものではないと思いますので、反対いたします。

議案第6号ないし第31号は、使用料の改定案です。

個人使用の中学生以下を無料にしたことや、市内の文化団体、協議会に加盟する団体が行う催物や、文化団体やサークルがリハーサルと、また練習として使用する場合の減免を設けたことは評価できます。しかし、全体として4,200万円の市民負担を負わせる上、使用料の設定に矛盾があります。

第1に、全道10万人以上の都市の平均としながら無料の自治体の使用料を入れていないこと。

第2に、有料の自治体の平均使用料と設定しても、なお体育館の一般、陸上競技場の一般、プールの高齢者、美術館の一般では、みずから決めた基準を超えていること。

第3に、いなきたコミュニティセンターや生涯学習プラザ、公会堂など、市民がよく利用する施設は、その目的、経過年数、利便性などを勘案せず、各部屋の面積のみで算定し、値上げになる部屋も多いこと。

第4に、高齢者の減免制度を廃止し、すべて使用料は有料にすること。高齢者の生活実態が厳しいことは、市が平成14年2月に行った高齢者一般調査でも明らかです。しかし、そんな中であっても、外出を心がけ、体を動かし健康に気をつけている人たちは、高齢者の65パーセントを超えています。高齢者利用の多いプールでの水中ウォーキングは病気予防、介護予防になり、大きく見れば市の財政にも貢献するものです。来年度は高齢者控除の廃止で、年金者はますます大変です。こうした中、高齢者が楽しく生きがいを持って生活できるよう応援すべきであり、一律に有料にするのは認められません。

第5に、銭函パークゴルフ場使用料改定のように、パークゴルフ愛好者や同好会が日額にしてほしいと与党会派に要望を寄せたり、ラウンド制にすると高くなるから、利用が落ちるのではないかと、トラブルが起きるのではないかと、こういう心配の声を寄せているのに、それには耳をかさず、市民の意見を聞く必要はないという態度であること。

第6に、使用料に乗じて暖房料も値上げすることなど、先に有料化ありきの改定案は認められるものではありません。

議案第20号、第21号については、改定案を利用者に話していないこと。大企業の応分の負担は妥当であるが、中小零細企業が使う場合、負担が大きくなることなどを勘案して、今回は反対いたします。

小泉内閣の構造改革による不況、景気低迷の影響で、個人所得も落ち、税収も減る中、三位一体の改革で16年度は交付税、国庫補助金の削減と、税源移譲を差し引いても12億4,000万円も減収になり、さらに来年度は地方交付税削減が見込まれます。これでは市財政はますます圧迫され、このような小泉政治をやめさせなければ、地方自治破壊につながり、財政再建の展望は一向に見えません。

同時に小樽市も、石狩湾新港への税金投入、マイカル誘致の築港再開発と税金滞納の問題など、政策的誤りや大企業奉仕による借金のツケを市民に転嫁し、次々と負担を押しつけていることは認められません。

地方自治法では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とすることがうたわれています。この法を遵守し、これ以上の市民負担をかぶせるべきではありません。そして、何より小泉政治の転換に一致団結することを呼びかけます。

陳情第55号は、銭函パークゴルフ場使用料改定案の見直し方についてです。

先ほど述べたように、銭函パークゴルフ場愛好者の皆さんは、改定案にさまざまな異議を唱えています。改定案は実質値上げになるため、市の公共施設としては高いのではないかという意見はもっともだと思います。地域住民、また市民が楽しく交流し、健康増進のためにも陳情者の願意は妥当です。他会派の皆さんもぜひ賛成してください。

陳情第56号は、公共施設使用料値上げ反对方についてです。

小樽市は、高齢化率26.3パーセントになっています。また、少子化が進行し、子育て支援は大切な課題であると思います。高齢者が元気に参加できれば、若いお母さんたちが子育てで交流できる場として、値上げをせず市民生活を応援する姿勢こそ大事です。陳情者の願意は妥当です。採択を求めます。

以上、全会派の皆さんの賛同をお願いして、討論いたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第55号及び第56号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも不採択でありますので、原案について、採決いたします。

いずれも採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、いずれも不採択と決しました。

次に、議案第2号、第6号ないし第31号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 26番、小林栄治議員。

(26番 小林栄治議員登壇)(拍手)

26番(小林栄治議員) 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

決算説明書に掲げる当該年度の主な事業について、その目的や経過から、どのように評価しているのか。何よりもその反省点や結果を次年度以降の事業に活かしていくことが重要であり、それこそが決算本来の目的でもあると思うがどうか。

市は、予算執行の結果を単に決算書の数字で表しているが、現状、市民にわかりやすく事業の効果を評価するシステムづくりが求められていると思うがどうか。

平成15年度決算は形式的には黒字となったが、実態は大赤字で当面厳しい財政状況が続くと予想されるが、今後の市政運営をどのように考えているのか。

決算では商工業振興費の貸付金に多額の不用額が出ている。貸付金による市中への経済波及効果は大きいと考えられるので、できるだけ不用額を出さずに適切な予算執行をしてもらいたいがどうか。

また、現在、市には7本の制度融資があるが、利用者のニーズも多様化していることから、柔軟な対応ができるよう小口融資を充実するなどして、利用促進を図ってはどうか。

市は、現在、財政立て直しに向け市民にも負担を求めているが、その一方で機構改革や事務事業の見直しなどの成果をしっかりと示していくことが必要ではないか。そういった行政みずからが努力した結果を出さなければ、負担感だけが増幅し、住民の理解や協力を得られないと思うがどうか。

市は、財政健全化計画において、行政改革などにより歳入・歳出両面で40億円の財政効果を生み出すとしているが、メリット・デメリットをトータルした上で、どう財政再建に寄与するというのか。現下の法人税減少の原因としては、消費税率の引上げやマイカル開業が既存3商店街へ与えた影響を否定できないと考えるが、このような中、新たな市民負担を求めることは、単に税収の低下に拍車をかけるだけではないのか。

また、石狩湾新港と小樽港における事業予算規模には大きな開きがあるが、市は新港地域の開発事業には

巨額の税金を投入していながら、小樽港の事業にはストップをかけており、このままでは小樽港の近代化が遅れ、ますます貨物の新港へのシフトが進むと考えるがどうか。

立地企業からの税収も伸びず、小樽の発展にもつながらない新港の開発は、財政再建の視点で見たとき、大いに疑問であるがどうか。

入札契約における情報の公開などの市の要綱では、入札執行前に参加予定者を公表することとしているが、これは談合を助長するおそれがあり、国の通知に従い事後公表とすべきではないのか。また、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入についても検討すべきと思うがどうか。

市内業者に限定されない入札については、指名業者選考の公正性の観点から、第三者機関にゆだねる方法や、参加業者数をより多くして競争性を高めるなどの改善策を検討してもらいたいがどうか。

これらの改善により、入札の競争性が発揮されれば、結果として財政効果も現れると思うがどうか。

市税収納率の向上策の一環として、管理職総出で滞納者への電話催告を行うとのことだが、財源確保に窮する市財政において、抱える滞納額が少なくない現状を勘案すれば、現年度分のみならず繰越分の圧縮をも図るといった考えに立ち、電話催告のみならず臨戸訪問も含め根気よく滞納者との交渉に当たるといった気構えでなければ、せっかくの方策や人員投入も実効性に乏しくなってしまうと思うがどうか。

また、他市における督促、催告の方法を調査・研究し、職員の勉強会等を行う中で、そのノウハウを取り入れることや、軽自動車税の納期限の見直し、督促状の発送件数を減らすなどして経費の節減を図るとともに、コンビニでの納付など、納税者の側に立った納入方法を検討してもらいたいがどうか。

長引く景気低迷を反映し、このまま生活困窮者が増え続けると、今後さらに市税収入の不納欠損額が増大していく可能性がある。市は、いっそうの税収向上のための方策や工夫が必要ではないか。

昨年度は、管理職による市税滞納者への電話催告を実施したが、実績を見る限り収納率向上にあまり効果が現れていないようである。今年度も実施を予定しているとのことであるが、根室市で実績を上げているように戸別訪問を行い、直接滞納者と交渉するというようなことも検討してはどうか。

市は、「市民との協働」を掲げているが、各種計画や施策の策定において、市民参加の機会がじゅうぶんであるとは言えないのではないかと。徐々に改善されてきているとはいえ、だれもが行政に参画できる場の形成や情報提供の拡大といった体制づくりとともに、身近な市民意識の啓発や高揚のため市職員一人一人が積極的な呼びかけを行っていくべきと思うがどうか。

本市ホームページへのアクセス数が開設以来、年々増加しているが、利用者からは子育てに必要な情報がすぐに検索できないといった意見を聞く。市は、利用者からこのような意見、苦言、提案が寄せられた場合、どのように対応しているのか。今後、利用者が知りたい情報がすぐ検索できるよう改善してもらいたいと思うがどうか。

インターネットの利用拡大につれ、市のホームページ、携帯電話サイトへのアクセス数については、ともに増加傾向を示しており、その重要度は以前にも増して高まっていると言える。こうした状況の中、各自治体においては、メールモニターをはじめとするさまざまな手法への取組がなされてきていることから、本市としても、ニーズ調査などを行った上で、内容の充実に向けた研究に、よりいっそう積極的に努めるべきと思うがどうか。

教育委員任命の在り方については、他市においては、他薦、自薦を含む公選制度の導入や教育長を全国公募するなど、開かれた教育行政が展開されている。本市でも、これらを参考に、今後、学校教育や生涯学習

面において幅広い教育行政を目指してほしいがどうか。

昨年、後志教育研修センターで行われた研修講座への参加は、市内教職員685人のうち88人であったとのことであるが、市教委は、この人数が妥当なものと考えているのかどうか。参加した教職員からは、会場が常に倶知安町のため参加しづらいということや、内容も本市の教育環境にそぐわないとの声を聞く。市教委は、同センターに対し、本市での開催を求めるなど、より有効に機能するよう働きかけてもらいたいがどうか。

社会教育施設等については、ここ5年ほど清掃等委託料が漸減している。財政的な事情から経費を縮減することが第一ということは理解するが、市民が利用する場であることから、業務委託に当たっては適正な体制と内容についてじゅうぶん配慮してもらいたいがどうか。

市立文学館・美術館両館の年間入館者数は3万人ほどとのことであるが、観光客へはどのようなPRを行っているのか。向かい側の日銀金融資料館には、昨年度8万5,000人もの入館者があったとのことであり、せめて入口だけでも手直しし、さらに旅行会社に対してツアーに組み込んでもらえるようPRするなど、観光客に素通りされない対策を講じるべきと思うがどうか。

室内水泳プールについては、老朽化が進む中で必要に応じ維持補修を行っているほか、共用維持負担金などの経費を支出している。階上にあるホテルが競売にかかる中、第3ビルの新たな利用計画策定に当たっては、この施設の存在そのものが影響力を持つだけに、今後の在り方が問われるものと思うがどうか。

現在、祝津のヨットハウスの管理については、占用使用する協会に依頼しているという。しかしながら、その実態は、かぎの取扱い一つ見ても管理というものにはほど遠いありさまであり、管理者としての責務を果たしているとは言えないのではないか。市教委としては、適切な管理がなされるよう、現場の状況を把握するとともに、その在り方を精査し、指導を行う必要があると思うがどうか。

消防本部の業務は広範にわたっているが、日常において市民に対する火災予防啓発の取組として、火災予防運動や高齢者向けの防火啓発など、さまざまな取組を行っているとのことである。今後もよりいっそう消防行政に努めてもらいたいがどうか。

姉妹都市交流事業の今後の方向性について、ダニエーデンなどとの関係は大事にしながらも、これからは新たな姉妹都市提携を模索するため、定期コンテナ航路で結ばれている中国や多くの観光客が来ている韓国などのアジア圏とも積極的な交流を深めていくことが必要と思うがどうか。

小樽には年間約800万人もの観光客が訪れているが、市は、その財政効果をどのように評価しているのか。宿泊滞在型観光の推進が小樽観光の課題と言われて久しいが、市は、どのような策を講じているのか。今後、リピーター確保の観点から、観光客による記念植樹について検討してもらいたいがどうか。

本市の観光は、一時、入込み客数が年間1,000万人に迫る勢いで伸びた時期もあったものの、現在は停滞している感を否めない。こうした状況を打開するための手法の一つとして、稚内市と結ぶオロロンラインや後志圏などとの広域連携による観光客誘致について、従前に増して力を注ぐべきと思うがどうか。

近年の観光物産プラザの使用料収入の落込みは、多目的ギャラリーの利用減少が主な理由とのことである。観光客が立ち寄ったときに、社交ダンスや企業の研修などといった、観光とは全く接点のないものが行われているという中途半端な利用の仕方を改め、本施設が観光・文化情報発信の中心と位置づけられた経緯を考慮して、本来の目的に合った利用が図られるよう検討すべきと思うがどうか。

市は、鯨御殿の土地借上料を、登記簿上の名義人が死亡しているため、複数いる相続人の代表者に支払っているとのことであるが、同地の相続人の関係は遺族が多く、複雑である。相続人の中には第三者に権利を

譲渡したということもあるとのことであり、今後の支払については関係者とじゅうぶん協議の上行ってもらいたいでしょうか。

小樽港縦貫線平磯岬ルートが供用開始となり、現時点で約2か月経過したが、どのような整備効果が現れているのか。当面、暫定2車線は承知しているが、市は、将来の4車線化実現のための課題をどう認識しているのか。同線は港湾物流及び小樽観光の重要なルートとして今後も着実な整備が必要と考えるが、市役所内外の関係部局との連携を図り、種々の施策を進めてほしいがどうか。

市は、自然災害に対する高齢者世帯への対応をどのように考えているのか。台風18号が直撃した際の経験を教訓に、災害に強いまちづくりを目指すとともに、高齢化が進む現状にもじゅうぶん配慮しなければならないものと思うがどうか。

福祉除雪サービスや独居高齢者等給食サービスといった事業については、ボランティアに支えられ、拡大する傾向にあり、日常生活に不安を持つお年寄りのことを考えれば、非常に評価できるものである。しかしながら、地域によっては協力をいただける人員確保ができないなどの問題をいまだに抱えていることから、市としては、事業の拡大や充実に向け鋭意検討していくべきと思うがどうか。

本市における生活保護世帯の医療扶助費は、道内他都市に比べ多い状況にある。今後、国からの補助金が削減となった際の市の負担を考えれば、医療費の適正化に向け、よりいっそうの努力が求められると思うがどうか。

福祉ハイヤー助成事業は、身体障害者のニーズが非常に高い。今後はガソリン価格の高騰が見込まれタクシー料金値上げが想定されるため、利用者からは不安の声が聞かれる。仮にタクシー料金が上がった場合、市はチケット1枚当たりの助成金額を増額する考えはあるのか。

介護保険料の滞納は、法律上2年で時効となり、不納欠損処分されているが、14年度は13年度に比べて大きく増加している。不納欠損の対象者は、所得段階では市民税非課税世帯の第2段階に集中しているとのことであるが、これは年金受給額に大きな幅がありながら一律に同一区分で徴収していることも要因ではないのか。

市は、健康増進のため「健康おたる21」を掲げているが、平均寿命などの数字を見る限り、市民の健康状態が決して良好とは言えないのではないかと。予防の観点からすれば病気の早期発見が重要と思うが、近年の施策は検診をはじめとするその種の事業を縮減する傾向にあることは否めない。検診受診率とり患率等に相関関係はないとのことであるが、「健康おたる21」の目的を達成するためには、そうした事業の充実こそがまずもって必要と思うがどうか。

本年、静岡市の清掃工場で日立造船製灰溶融炉が水蒸気爆発を起こす事故があったが、同社に焼却炉などを発注した北しりべし廃棄物処理広域連合に対して、市は、どのような対応を求めていく考えなのか。この事故は、日立造船の基本的な誤りが原因であり、同社が管理マニュアルを遵守していないのではないかとこの事項が幾つもうかがえる。このようなメーカーに同広域連合が焼却炉や灰溶融炉の建設・管理を任せるとには大きな不安があると思うがどうか。

現在、ごみの不法投棄パトロールでは、投棄された廃棄物を調査し排出者を特定することに主眼が置かれているようだが、目に見える効果は上がっているのか。このパトロールは、むしろ抑止効果を期待し、環境部以外のパトロール車も活用しながら、市が一丸となって不法投棄防止に取り組んでいるという姿勢をアピールすることこそが重要と思うがどうか。

本市における雪捨場については、毎年、苦慮しながら確保してきているところであるが、課題も多い。市としては、従前同様、民有地の借上げなどの面で、市民の理解と協力を得ながら進めるとともに、雪に含まれるごみ処理など、これまで指摘されてきた問題点にじゅうぶん配慮して進めるべきと思うがどうか。

水道事業では、水道施設の整備・更新を行う建設改良費が収支バランスを大きく左右すると思うが、配水管布設がえなどの計画の見直しや内容の点検についてはどのように考えているのか。また、下水道事業においては、中央下水終末処理場が供用開始以来20年以上を経過し、更新計画の策定が必要となっているが、今後どのように作業を進めていくつもりなのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成16年第3回定例会議案第7号ないし第11号、第13号ないし第19号、第22号ないし第25号につきましては、採決の結果、賛成多数でいずれも認定と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、採決の結果、全会一致でいずれも認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表し、ただいまの決算特別委員長の報告に反対し、平成16年第3回定例会議案第7号ないし第11号、第13号ないし第19号、第22号ないし第25号は不認定の討論を行います。

平成15年度予算は、市財政の破たんがいよいよ顕著になる中で、全国的にも例を見ない他会計からの借入れ、除雪費用については丸ごと先送りするなど、つじつま合わせで編成されました。しかも、さわやか運河健診の有料化をはじめとし、敬老祝い金の削減など、市民の健康と高齢者のささやかな喜びを犠牲にする内容でした。

我が党は、財政の破たんを招いた責任を棚上げし、市民には負担を押しつけ、マイカル道路や石狩湾新港優先、大企業本位の予算編成であることを明らかにし、予算修正案を提案しました。修正案の具体的内容は、介護保険料の据置き、新卒高校生の採用拡大、中小零細企業に市の直貸しによる制度新設、子どもたちのバス通学の父母負担を軽減するなどであります。これらは市民の生活と中小企業の経営を応援し、それによって危機的な市財政も立て直すことのできる、その展望を示すものでした。小樽市の平成15年度予算編成に先立ち成立した政府予算が、医療費、介護保険等福祉全般にわたって全体で4兆円を超える国民負担を強いる内容であったからこそ、地方自治体にとっては住民の生活、中小企業の営業を守る防波堤の役割を担う予算編成をする必要がありました。

決算特別委員会での討議でも明らかになりましたが、商工費の中小企業への貸付金の減による不用額3億9,516万円、共同住宅建設改良資金の減による不用額が示されています。国のセーフティネット保証の拡充により、同制度の市内企業の利用者が増えた、そのことによってマルタル資金や経営支援特別資金において不用額が生じたとの市長見解です。そうであるならば、なおのこと商工業者への駆け込み緊急資金貸付金など、市内業者にとってより使いやすい制度の充実を図るべきではなかったでしょうか。

加えて、基本健康診査の受診率は、前年と比較し8パーセントも減少し、さわやか運河健診の有料化が受診抑制を引き起こしていることは明白です。これからの社会を心豊かに活力あるものとしていくとした21世

紀の健康プラン「健康おたる21」の理念を達成するものにもなりませんし、早期発見・早期治療にブレーキをかけることとなります。

市民の要望に沿った、こどもの国のバリアフリー公衆トイレの建設、老人医療費高額医療の払戻し制度の簡素化など、評価できる面はありますが、予算執行の中心が市民生活と職員犠牲、大企業優先の内容であることを指摘し、討論いたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成16年第3回定例会議案第7号ないし第11号、第13号ないし第19号、第22号ないし第25号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、15番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 15番、大竹秀文議員。

(15番 大竹秀文議員登壇)(拍手)

15番(大竹秀文議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

埼玉県志木市では、市民の意向を行政に反映させるため、個人市民税の1パーセント相当額の使途をアンケート調査の結果などを基に決定するような動きがあるとのことである。現在、1市1区1県で同様の取組が検討されているとも聞いており、本市においても、財政面におけるさまざまな制約はあるが、市民の行政への関心も高まっていることから、こうしたことも参考に工夫をしてもらいたいだろうか。

小樽市展は、今年で58回目を迎えており、来場者も多く盛況であった。出展作品の審査や展示企画、運営については、89名構成の運営委員会に一任されており、市展を支えている。しかし、この団体内部からは、今後の市からの補助金が縮減又は廃止されるのではとの不安の声が上がっている。市展の歩みは小樽の歩みと言われるほど、小樽の文化、芸術に大きな貢献を果たしてきており、市は、ぜひこうした歴史のある団体への支援を続けてもらいたいだろうか。

市は、来年度、文教施設等の料金改定を検討しているが、これを機に周遊券を新たに発行するなど、他市の例を参考に来館者へのサービス導入を検討していくべきと思うがどうか。団体割引についても、現行の20名以上を改め5名程度で設定するなど、もう少し来館者の実情に見合った検討をしてはどうか。また、特別展のPRについて、例えば多くの人の目に触れる駅で行うなど、市が積極的に行うことを要望したいがどうか。

まち育て出前講座については10名以上、また、図書館の視聴覚ライブラリーについては複数でなければ利

用できない現状にある。しかし、市民からは人数を集めるのは難しいといった声もあり、市はこうした市民の要望を真しに受け止め、今後は利用者からの希望に応じて、団体、グループのみならず少人数や個人でも利用可能となるよう弾力的な対応をしてほしいがどうか。

小学校の適正配置計画案では、手宮地区の手宮小学校と北手宮小学校の2校が廃校の対象となっているが、中学校の適正配置により廃校となった旧石山中学校校舎は、現在、暫定的に北ガスに賃貸しているが、将来の利用についてはいまだ定まっていない。そうした中で、さらに小学校2校が廃校になれば、手宮のまちづくりにも大きな影響を及ぼすものと思われる。市教委は、地域と連携して両校の跡利用についても早めに考えていく必要があると思うがどうか。

市内私立高校3校の生徒数は、ここ数年で大きく減少しており、学校側は厳しい経営環境に立たされている。また、生徒数の約半数は市外からの通学生であることから、今後、少子化のさらなる進行は、私学の生徒数の動向に与える影響が大きいとの危機感を抱くが、市教委としての考えはどうか。

公立高校の間口削減の際には、関係機関が連携し、再三、道教委に再考を促すなどの活動を行っているが、私立高校についても同様に目を向けるべきであり、大学までを視野に入れて小樽市の教育全般について検討していくべきと考えるがどうか。

救急出動件数は年々急増しているが、救急隊員の増加は見込めない現状もあり、消防庁はその対応策として、来年度から救急隊員と消防隊員の兼務を認める方針とのことである。現在、市では救急車5台のうち、手宮出張所、塩谷出張所の2台が乗換えで運用をしているが、今回の見直しにより、これまでポンプ車専任の搭乗隊員が救急車の隊員も兼務できることとなる。このことについて、市は今後どのような検討をしているのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第35号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、陳情第41号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

所管事項の調査につきましては、継続審査と全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第35号は可決、陳情第41号は採択の討論をします。

議案第35号は、我が党提出の小樽市非核港湾条例案です。

民間港で初めて米空母の寄港を受け、小樽港のなし崩しの軍港化を危ぐし、平和的發展を願う多くの市民の思いが込められています。

1997年、米空母インディペンデンス小樽港入港の際に開催された第2回臨時会では、本市は核兵器廃絶平和都市宣言を行っており、港湾の利用においても、この趣旨が生かされることを強く望んでいるところである。商業流通港としての平和的發展を希求するものであるとする内容の決議が採択されています。この願いもまた、脈々と引き継がれているものです。

2002年、アメリカのブッシュ大統領の核使用政策によって、核兵器使用の危険はかつてなく現実的なものになっています。大義なきイラク戦争においても、アメリカは核兵器使用を選択肢から排除しないと繰り返し、劣化ウラン弾やクラスター爆弾などの残虐兵器を大量に使用しています。

一方、国際社会での核兵器廃絶を願う連帯と行動は、被爆60年、核不拡散条約再検討会議を来年に控え、かつてなく大きな広がりを見せています。アメリカのイラクファルージャへの総攻撃が国際的孤立を招いているように、核戦略においても、またしかりです。

国連の核軍縮問題の議論でも、核兵器廃絶を求める新アジェンダ連合が、2000年NPT会議で核保有国を含めて一致して合意した核兵器廃絶の明確な約束の実行を軸として、核軍縮合意の履行促進という決議に最大限の支持の結集を図るために努力しました。国連総会では、核廃絶決議は日本を含め賛成151か国、反対6か国の大差で採択されました。

このことから、核兵器に固執し、核兵器使用をたくらむことに一片の大義もないことは明らかです。今こそ核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨にしっかりとのっとり、この条例案が可決され、小樽港の平和的発展が図られることを期待するものです。

陳情第41号は、これまでも述べていますように、国際性豊かな都市づくりを目指す小樽市にとって、外国人の人格や人権を尊重する立場を遵守することは当然です。願意妥当と認め、採択することを主張し、各議員の皆さんの賛成をお願いし、討論いたします。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 5番、森井秀明議員。

(5番 森井秀明議員登壇)(拍手)

5番(森井秀明議員) 市民クラブを代表し、議案第35号に対し可決を主張し、討論を行います。

突然ですが、私は32歳です。父親は58歳で母親は53歳になります。既に私たちの世代では、私のように核家族構成であれば、第2次世界大戦に直接かかわった人はおらず、その悲劇さを伝えられる人はいません。さらに私たちの子どもの世代においては、なおさらかと思えます。

日本は、唯一の戦争被爆国です。核の怖さを一番よく知っているのは日本人かと思えます。この経験は直接にかかわっていなくとも、日本人として伝えていかなければならないことではないでしょうか。

小樽は、国際観光都市として動き始めています。中国、香港、台湾、韓国などアジア圏の方々をはじめ、姉妹都市提携を結んでいるダニーデンのあるニュージーランドであったり、オーストラリア、アメリカやロシアなど、さまざまな国からたくさんの人たちが小樽に来られるようになってきています。その中で小樽が担うべきことは何なのかを考えるとときではないでしょうか。

今回出されている議案についてですが、私がこの仕事についてから何度も聞かせていただきました。人それぞれにある立場、見解、当然違いがあるかと思えます。今までの市民クラブも、いろいろな事情、見解により否決の態度を表明してきました。しかし、第2次世界大戦に日本という私たちの国がかかわったことを今後も薄れさせないためにも必要な議案だと思えますし、さらには国際観光都市小樽としてのこれからを考えると、他国とのかかわりを歴史から振り返り、テロ防止として港湾保安対策のためにフェンスが港に張りめぐらされた今だからこそ、それぞれの立場を超えて話し合うときではないかと思えますが、議員の皆さんにおかれましては、どのように思われるでしょうか。

今後、このような議論が各会派より高まることを願い、討論とさせていただきます。(拍手)

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第35号について、採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決と決しました。

次に、陳情第41号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、32番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 32番、佐藤利幸議員。

（32番 佐藤利幸議員登壇）（拍手）

32番（佐藤利幸議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本市の玄関口の一つである小樽駅には、他都市に比べ、観光地や文化施設の案内看板の掲示、特産品販売が少ない感は否めない。行政が直接管理できるものではないとはいえ、鉄道で訪れる方々にとって観光の第一歩ともなる重要な拠点であり、市としては、何らかの方策を関係者と協議するなどといった対応に努めるべきと思うがどうか。

ドリームビーチに隣接する銭函3丁目駐車場の今年の収入は、猛暑であったにもかかわらず利用は増えず、かろうじて黒字になったというが、市としては、海水浴場対策委員会への貸付金の返済計画をどのように見込んでいるのか。例えば周辺の民間駐車場の料金に近い金額設定を行い利用を促進していくなど、早期償還に向けた方策を講じていくべきと思うがどうか。

市は、現在、観光基本計画策定に向けた基礎データの調査を行っているが、現状をどのように分析しているのか。近年の入込み客数が減少傾向である中、市内の産業における観光依存度の高まりや関連事業従事者の増加、旅行形態の変化などといったことが顕在化してきており、本市観光が転換期を迎えていることは言を待たないのではないかと。こうした状況にあって、市としては、従来からの課題はもちろん、新たなことにも取り組む姿勢が必要と思うがどうか。

雇用創出を目的とした、いわゆる交付金事業については、本年度で終了予定と聞かすが、これまでに行ってきた中には、本来、市が経常的に行うべきものでありながら、いわば制度に便乗して採択されたものが含ま

れていると考えるがどうか。制度終了後も継続が見込まれる業務については、その経緯をじゅうぶん検証の上、整理しておくとともに、今後、同様の趣旨の交付金制度等が行われる際には、市民などから要望され、高い実効性を持つものを選択していくよう努めるべきと思うがどうか。

地域経済活性化会議においては、目下、観光に視点を据え話し合っているというが、「小樽ブランド」の基準などに多々問題があると思われることから、当初の予定期間を延長し、論点を変えて時間をかけ議論を重ねていく考えはないのか。市としては、何よりも実情に即した即効性の高い事業の模索に努めるとともに、そうしたものの実践にこそ重点的に取り組むべきと思うがどうか。

本市にとって自然は大きな観光資源であり、中でも「海」については、その言葉が本市を紹介する各種パンフレット等のほとんどに記載されるなど、印象度が極めて高いと言っても過言ではない。このことから、市としては、重要なセールスポイントである「海」に関連する部署の連携の強化や課題を話し合う場の設置などを目的とする協議会的な役割を担うものの新設を検討すべきと思うがどうか。などであります。

なお、閉会中の11月16日に開催されました当委員会におきまして、大規模小売店舗の届出、地域経済活性化推進事業、平成16年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算、石狩湾新港管理組合特別職の給与等に関する条例の一部改正、分区条例施行後の状況、ポリビア船籍ヤンホー号、小樽港将来ビジョン懇談会、石狩湾新港の海難事故について、それぞれ報告がなされ、質疑が交わされております。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

所管事項の調査につきましては、継続審査と全会一致により決定をいたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、中央保育所を現在運営を委託している法人に移譲することとしているが、保育士の配置については、国の基準をじゅうぶん満たしているとのことである。しかし、歳児別の保育人数から見れば、開所から閉所までの全時間帯において、必ずしも必要数を満たしていないと思われるが、市は、実態を承知しているのか。保育所の指導は道の権限であるというが、移譲後においても、そうした保育状況についての把握に努め、利用者に対してサービスの水準の維持を市として保障すべきと思うがどうか。

今、日本では、老人は社会全体で支えている一方で、育児に対する経済的支援はなく、子育ての楽しみよりも負担感ばかりが膨らみ、結果的に少子化を招いている。第二の団塊世代が、ある程度の子どもをつくらなければ、人口の構成バランスを欠き、社会保障制度が維持できないなど、取り返しのつかないことになると思うがどうか。国などによるこれまでの施策では出生率改善に効果がなかったことから、今後、「育児の社

会化」にしっかり取り組むよう国に求めながら、市においても、関係部局が連携し、新たに独自の施策を検討してもらいたいがどうか。

旧高島保育所の赤岩保育所への統合に当たり、狭あい危険な周辺の道路事情を考慮し、除雪対策の改善を求めたところ、理事者からは適切な対応をする旨の答弁を得た経緯があるが、現状は何も改善されていない。財政難はじゅうぶん承知しているが、生命にもかかわることであり、その場限りの答弁で終わることなく、きちんと現地の実態を把握し、しっかりと取り組んでももらいたいがどうか。

生活保護に関して、生活困窮者は当然保護すべきではあるが、中には安易な気持ちで受給する者も見受けられることから、市は実態をじゅうぶん調査してもらいたいがどうか。また、国民年金生活者よりも生活水準が高いとも言われる生活保護受給者については、ごみの手数料などは応分の負担を求めべきと思うがどうか。一部受給者には勤労意欲に欠けるため自立できない者がおり、その家庭で育つ子への影響が心配されることから、就労を喚起し、早期に自立できるような方策を検討してもらいたいがどうか。

家庭ごみ有料化について、市は、減免制度を求める声に対して、資源物は無料収集することから、分別の徹底で経済負担を軽減できるという。しかし、生活保護や母子世帯の生活実態は本当に厳しいものがあり、いくらかでも希望が持てるよう減免について検討してもらいたいがどうか。

また、乳幼児を持つ親からは、毎日排出する紙おむつは相当な量であり、資源化もできないので負担であるとの意見であるが、実態をよく調査すべきではないのか。

市は、来年度からの2年間、家庭系の資源物収集を委託する業者について4社を選定したとのことであるが、選定基準と許可の手続については、どのようになっているのか。委託業者との打合せは半年も前から行っていたというが、今回質問して初めて答弁するのではなく、もっと早い段階で議会に対して報告すべきではなかったか。

また、これら業者は、廃プラスチックの搬入量が相当増加することから、付近住民に環境ホルモンへの不安や騒音による迷惑を与えないよう、じゅうぶんな対策を講じてもらいたいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第54号につきましては、採決の結果、賛成少数により不採択と決定いたしました。

次に、議案第3号、第4号及び第32号並びに陳情第7号、第12号、第33号、第37号、第44号、第48号及び第53号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により、議案は可決と、陳情は継続審査と決定いたしました。

次に、議案第5号につきましては、可決と全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

(7番 若見智代議員登壇)(拍手)

7番(若見智代議員) 日本共産党を代表しまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第3号、第4号及び第32号には反対、陳情につきましてはすべて採択を主張する討論を行います。

議案第3号と議案第32号は、中央保育所の四ツ葉学園への移譲に関するものです。民間に移譲された場合、その管理は小樽市から離れて北海道が権限を持つこととなります。直接的には小樽市民が利用していると

ても、北海道を通じなければ監督や指導ができなくなります。そのことによって、住民要望が屈折した形でなければ反映しない弊害が出てくるのが危ぐされます。今回、このことを心配し、粘り強く質問されたのは、民主党・市民連合の委員ではなかったでしょうか。保護者の苦情あるいは労働条件など、小樽市が直接的にただすことができなくなり、そのことは公的責任を果たすことにはつながらないのではないのでしょうか。現在持っている保育所を民間へということは、現在74名の待機児を抱える現状からいっても、この不況の中、共働きを希望する家族が増す中、これらの問題についても市みずからの責任を放棄することにならないかと考えます。

議案第4号は、交通災害共済の廃止にかかわってのもので、この制度は、昭和43年4月に交通事故による被害者や遺族の方々を救済するために発足し、発展させてきたものです。本事業の加入者数は半減されたといっても、果たしている役割は大変大きく、加入者を励ましているものと考えられます。

陳情第53号は、小樽市における脳神経外科専門病床の開設方についてです。高齢化が進む本市におきまして、このような専門病床を増やすことは当然のことと考えます。

陳情第54号は、中央バス札幌線桂岡経由の復活方についてです。中央バスは、12月1日からの冬ダイヤで国道5号を走る札幌線桂岡経由を廃止して、小樽桂岡線と桂岡札幌線の2路線に変更されたものです。バスの時刻表を取り寄せて調べた結果わかったことは、バスの本数はこれまで13便だったものが8便に減少し、また、最大およそ1時間近くの乗り継ぎ待ち時間があることがはっきりとしました。それだけではなく、これまで銭函 - 小樽間の料金が470円だったものが130円も上がり600円となり、札幌圏へ行くよりも高くなります。また、ふれあいバスを利用しているお年寄りも、今まで1路線100円で済んだものが、銭函 - 小樽間は2路線になることで200円の負担となります。これらだけを見ても、市民の生活、市民の足を直撃することになり、何らかの調査、聞き取りもせず、いきなり否決とは、とんでもない話ではないのでしょうか、復活を願う陳情者の願意は妥当と考えます。

最後になりますが、継続審査中の6件につきましても、これまで述べてきたように、いずれも重要かつ切実な願いであり、早期解決を目指したいものであります。

以上で、討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第54号について、採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について、採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、不採択と決しました。

次に、陳情第44号及び第53号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第33号及び第48号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第12号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第3号、第4号及び第32号並びに陳情第7号及び第37号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 13番、前田清貴議員。

(13番 前田清貴議員登壇)(拍手)

13番(前田清貴議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

望洋パークタウンの開発を進めてきた株式会社小樽都市開発公社が、平成16年度末をもって解散し、平成17年8月ごろに清算手続が終了する予定であるという。今年10月末現在、第3工区までの開発が完了し、未開発エリアは第4工区を残すのみとなったが、第3工区の開発事業資金として平成9年に融資を受けた資金の返済を平成16年末に行うことから、造成地の一部を返済資金確保のため売却し、主力業務である宅地販売業務がなくなることや、昨今の経済状況から宅地需要が低迷しているため、現段階での第4工区の開発着手は難しい状況であり、管理業務のみでは平成17年度以降の赤字経営が見込まれることから、解散もやむをえないとのことである。今後については、三菱地所と協議するとのことであるが、第3工区の販売状況の推移を見据えつつ、今後も開発を進める方向で検討すべきではないか。

市道には、開発行為の完了によって市に帰属されるもののほか、地域住民の要望により認定されるものがある。市側から見ると、認定路線が増えることにより地方交付税の交付対象となり、財源確保の一助になるし、地域住民から見ると、道路法が適用となり、市道との境界線が明確になるなど、財産管理の面などで有利性がある。市で管理しているが、市道として認定していない路線も数多く存在するとのことであり、認定することによって市は維持管理などの責務が生じ経費も増えることになるが、今後も、地域住民から要望

がある路線については、用地関係の課題や市道認定基準をクリアするなど、一定の条件を満たせば、認定する方向で積極的に対応していくよう努めてほしいがどうか。

小樽公園の再整備に関して検討するために組織された懇談会では、こどもの国関連の検討結果の中で、昭和45年に開設されて以来、市民に親しまれてきた小動物園を廃止すべきとの方向で意見がまとまったと聞く。廃止の理由として、動物の飼育経費や冬期間の管理問題、飼育舎の老朽化、飼育している動物の高齢化などが挙げられているが、市内では、こどもの国以外で小動物を一般開放している施設はなく、子どもたちの情操教育等にも好ましい施設である。懇談会の構成メンバーには、子どもたちのことに携わるメンバーが少ないので、子どもたちの意見、要望や保育所などの意見も取り入れ、新規に動物を入れることも考慮して、小動物園の存続に努めるべきではないか。

小樽公園の再整備に向けた懇談会では、今後の方向性を、密集している樹木を整理して眺望を確保するとある。小樽公園からの眺望は、明治時代に公園が整備されてから100年以上もの間、多くの市民や画家たちから愛され続けてきた財産であり、この眺望を今後も維持していく必要があるが、ほとんどの樹木を伐採してしまうような乱暴な方法はとらず、今後の再整備計画の中でじゅうぶん配慮していくべきではないか。また、起伏が非常に多い公園内の遊歩道などのバリアフリー化については、健常者からの視点ではなく、目の不自由な方や車いすを使用している方の意見を積極的、重点的に取り入れて再整備すべきと思うがどうか。

今年1月になだれ発生が原因と思われる余市川水源へのアイスシャーベット流入により取水口が閉そくし、高島・祝津地区の約2,000世帯がほぼ1日断水した。この災害に関して、これまで他都市での同様の事例などを参考に、流入防止の現地監視体制として、監視カメラの常設、アイスシャーベット流入防止パネルの設置、オイルフェンスの改良と設置箇所の見直しなどを実施し、流入後の対策としては、沈砂池開口部のふたの軽量化やポンプの導入などを行い、さらに平成16年度からは監視委託員の配置と小型建設機械の配置を検討していると聞く。今後も、万が一同様の災害に遭っても断水に至ることのないように、これらの対策を継続することにより、万全の体制で危機管理に努めるべきと思うがどうか。

現在、財政健全化に向けて市全体で取り組んでいるところであるが、平成17年度においてもさらに厳しい状況が継続することが推測され、さらなる努力と知恵と工夫が必要になってくる。公営企業である水道局においても、行財政改革の一環として、今後、組織・機構の見直しが必要になると思われるが、市民ニーズが多様化・高度化していく中で、より計画的、効率的な事業展開に努めることはもちろんだが、例えば各浄水場などの職員配置数の見直しなど機能性を考慮しつつ、新年度に向けてより合理的な体制づくりを検討すべきではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号及び第52号につきましては、採決の結果、いずれも賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第33号及び第34号並びに陳情第9号及び第51号につきましては、議案は可決と、陳情は採択と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第52号と継続審査中の案件、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第21号は採択を主張します。

陳情第52号は、市道高商通線の歩道整備方についてです。

この道路は、整備されて以来、約30年もたち、歩道の車の出入り部分を切り下げたことや、歩道自体が傾斜していることなどで、ひずみをきたしております。とりわけ高齢者やベビーカーを押して歩く住民は、たいへん歩きづらいと訴えております。今年のような天候では、なおのこと路面が滑りやすく危険です。近所の商店に話を聞くと、歩道を歩かないでロードヒーティングになっている車道を歩く人も少なくないとのこと。

歩道は、本来、障害のある方も安心して歩けるようなものでなければならないと思います。「市民と歩む21世紀プラン」では、歩道整備については、歩行者の安全性や快適性に配慮した歩道や防護さくなどの整備を図ります。特に高齢者や子ども、障害者などが安心して通行できるよう通学路の歩道設置や歩道の段差解消など交通環境の整備に努めますと述べております。順次、整備をして、市民が安心して歩けるようにすべきです。また、排雪溝についても、今後の研究・検討課題ではあると思いますが、願意は妥当です。

次に、継続審査中の案件につきましては、これまでも述べてきたように、陳情者や住民にとっては切実なものばかりです。21世紀プラン「うるおい 生活・快適プラン」除排雪の項では、急カーブや急坂路など道路の危険箇所の解消、砂や薬剤の散布による路面の管理、特殊舗装など雪に強い道路の整備、また、ロードヒーティングについては、今後、既設施設の点検や更新に重点を置き整備を進めるとうたっています。継続審査中の陳情9件のうちロードヒーティング要望は4件あります。市は、現状、ロードヒーティング敷設に消極的ですが、片側のみでもという市民の要望もあり、敷設の方法などを検討して、順次、要望にこたえるべきと思います。市民は議会に対して助力を求め陳情を提出しているのですから、この願意にこたえていかなければならないのではないのでしょうか。全会派の皆さんが採択していただきますように期待いたします。

なお、陳情第51号築港駅前歩道橋撤去方については賛成ですが、まだ歩道橋を渡る住民もいるので、住民の安全がじゅうぶん図られるよう要望いたします。

また、本委員会には、先ほど委員長から報告があったように、小樽市都市開発公社の清算が議題にのりました。我が党は毛無山麓開発には当初から反対でした。小樽市の人口は、開発人口増どころか、ピークの昭和35年19万8,000人から平成16年11月現在14万5,298人と大きく減少しています。大幅人口減少都市でありながら、人口急増都市並みのスプロール化ドーナツ現象を起こし、中央部の学校の児童・生徒も減少し、統廃合問題で子どもたちの小さな胸まで痛めています。これらの問題は、我が党が指摘してきたことです。

毛無山麓開発は、当初、定住人口1万5,500人と見込んでいたものの、計画どおりにいかず、平成8年には修正して1万1,000人としましたが、今年10月末には3,754人ととどまっています。合計165.28ヘクタールの開発予定は、現在、第3工区まで86.53ヘクタールにとどまり、1,403区画に対し、売れたのは1,063区画、依然として24パーセント340区画が売れ残り、さらに第4工区78.75ヘクタールは未整備のまま開発の見通しは立っていません。

また、公社から市への配当金は一度もなく、市の出資金5,300万円も清算時1,500万円に減り、これ以上続けると赤字になるため清算するというのですが、これらのことから毛無山麓開発が真に小樽市のためにな

ったかどうかは、大いに疑問ではないでしょうか。

この問題を提起して、以上、討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号、第6号、第8号、第14号、第21号及び第52号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1号、第3号、第10号及び第11号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第36号ないし第38号」を一括議題といたします。

議案第38号につきましては、提案理由の説明を省略し、議案第36号及び第37号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第36号公平委員会委員の選任につきましては、関口正雄氏の任期が平成16年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き委員として選任するものであります。

議案第37号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、泉幸子氏、山崎忠顯氏、加納萬壽美氏の任期が平成17年2月28日をもって任期満了となりますので、引き続き委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(中畑恒雄) これより、議案第36号ないし第38号について、一括採決いたします。

議案第36号及び第37号は同意と、第38号については可決と、それぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第11号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第11号につきましては提案説明を省略し、意見書案第1号ないし第3号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 提出者を代表しまして、意見書案第1号及び第2号について提案説明をします。意見書案第1号は、JR不採用事件の早期解決を求めるものです。

ILOの日本政府に対する勧告は6度目です。国鉄分割・民営化法の審議の際、当時の中曽根総理大臣や橋本運輸大臣は、「所属労働組合による差別は行わない。労働者を一人も路頭に迷わせない」と明言しました。第6次の勧告は、最高裁が、国鉄が採用者リスト作成において不当労働行為を犯したとすれば、国鉄若しくは国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団、現独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構であります。それらは使用者としての責任を免れえないであろうと判断していることに留意し、政府に対しすべての関係者との討議を迫るよう要請しているとしているものです。これはILO条約批准国である政府と鉄道建設運輸施設整備支援機構が、みずからの責任で早期に解決を図ることを求めたものです。政府がこの立場に立ち、政治的、人道的な精神に基づいて早期に解決を図ることが望まれます。

意見書案第2号は、所得税定率減税に関する意見書です。

一昨日、自民・公明両党が2005年度税制改正大綱に、所得税、住民税の定率減税の半減と、国民への新たな増税を盛り込んだことは重大なことです。定率減税は半減されただけでも1兆7,000億円、全廃すれば3兆3,000億円もの国民増税となり、働き盛り世帯、子育て世帯を直撃します。この5年間だけを見ましても、家計収入が総額で19兆円も減り、まさに冷えきった状態になっています。こうした下で、定率減税半減をはじめとした増税が実施されたら、橋本内閣の9兆円増税の二の舞になることは火を見るより明らかです。「再び大不況の引き金になりかねない」これは政府内や与党、経済界からも上がっている声です。財政の状況を真剣に考えたならば、公共投資や軍事費などの歳出の浪費に徹底的にメスを入れるとともに、大企業や資産家への増税措置をすることこそ、今、課題ではないでしょうか。

以上提案し、説明いたします。(拍手)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

18番(佐々木勝利議員) 意見書案第3号について、提出者を代表して提案説明をいたします。

政府は、12月14日に期限が切れる自衛隊派遣の1年延期を決めました。そして13日には、事務次官会議におきましてイラク復興支援特別措置法に基づく基本計画の変更に伴い、11月15日から2005年3月31日まで自衛隊のイラクでの活動経費約99億円を、2004年度予算予備費から支出することが明らかになりました。イラクをめぐる当面の日程は、来年の1月30日、イラク暫定国民議会選挙があり、3月にはオランダ軍がサマワから撤退する予定となっている。イラク復興支援法第8条は、「自衛隊が活動地域の情勢が悪化した場合に、活動の休止や避難などの危険回避措置をとる」となっています。第9条は、「首相と防衛庁長官に対し、派遣された自衛隊の安全確保に配慮する義務を定める」となっております。延長した基本計画では、政府は「現地の復興状況、選挙実施など、イラクの政治プロセスの進展、現地の治安状況、また、多国籍軍の活動状況など諸事情を見極めて、必要に応じた適切な措置をとる」と明言しています。そして首相は、「状況に応じ臨機応変に対処する」と述べました。

軍の移動をめぐる判断は、最も難しいのは引き際と言われております。延長の決定に先立ち、大野防衛庁長官は自衛隊宿営地のあるサマワを3時間視察し、首相に報告しております。宿営地の状況については、公開する情報が限られている現状の中で、12月9日、サマワ発の時事通信によりますと、「相次ぐロケット弾や迫撃砲弾による攻撃、自動車爆弾の爆発、いずれの事件も今年1月、陸上自衛隊がイラク南部サマワに派遣されてから起きた事件であり、今月6日には大量の爆発物がサマワ郊外で見つかった」とのことです。地元警察幹部によりますと、自衛隊派遣以前より治安は悪化していると言明しております。さらにムサンナ州知事は、5日、視察した大野防衛庁長官に、宿営地へのロケット弾攻撃は、州外の者による犯行であると説明しています。翌6日、サマワ北東50キロでTNT火薬など200キログラムの爆発物が隠されているのが見つかり、自衛隊活動地域でいつ大規模テロが起きてもおかしくない現実を見せつけたと指摘しております。

今、復興をうたった全会一致の国連決議ができた。その後、多国籍の参加は30の国で、フランス、ドイツ、ロシアも、中国も参加しています。そして、その後、撤収する国も続く様子がかがわれます。アメリカだけが開戦以来の最大の規模に膨れ上がろうとしているのが実態ではないのでしょうか。イラク混迷の大きな原因は、実質的な占領状態に対するイラクの人々の反感と亀裂が入ったままの国際社会の無力さにあると指摘されています。自衛隊の派遣を決めて、あれから1年、戦争の大義は否定され、自衛隊の苦勞にもかかわらず、イラク情勢は悪化こそすれ好転するところではないのではないのでしょうか。

戦争は、やめるものであり、協力するものではないと確信しております。今、立ち退く勇気が求められているのではないのでしょうか。そして、真に国際社会が参加する国連主体の人道復興支援を積極的に進めるべきであると考えます。

以上、各議員のご賛同をお願いし、提案説明を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、意見書案第1号ないし第3号について、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び第2号について、賛成の討論を行います。

まず、第1号ILO第6次勧告に基づきJR不採用事件の早期解決を求める意見書であります。

本件意見書案の提出者は、ごらんいただくとよくわかるように、我が党議員だけであります。それだけにこの問題の複雑さや、政府関係機関をはじめ我が党を除く他党、他会派の極めて消極的な姿勢こそ、最初に指摘しなければなりません。国鉄の分割・民営化から既に17年です。これがそのまま戦後最大の労働争議となっているJR採用差別事件の苦闘の歴史であります。ご承知のように、解雇された労働者は1,047名、そのうち道内からはその半分の521名であります。定年退職年齢に達している労働者も既に多く、本人はもとより家族の辛勞を思えば、もはやこれ以上引き延ばすことは許されません。一刻も早い解決が求められています。

昨年12月、最高裁判所は、多数意見をもって、JRに使用者責任はない、そのように判断を下しました。しかし、この判決をもってしても、差別採用、不当労働行為の事実が消えたわけではありません。つまり、多くの労働者が所属組合によって解雇された事実、地方労働委員会、中央労働委員会において不当労働行為が認定されたことなど、歴然とした事実として残されています。この判決を受けた12月23日付け北海道新聞

の社説は、「恨みの残る判決。肝心なのは不採用のままになっている組合員たちをどのように救済するかである。被害の放置は無責任。社会正義にもとる」このように論破しました。まさに放置は許されません。だれが責任をとるのか、それが問われています。

ILOは、これまでも5回にわたって差別採用問題、そして公正な解決、これらについて日本政府に対して勧告、求めてきました。今回の第6次勧告は、こうした上立って改めて労働者の深刻な状況を考慮することを求めています。そして、問題解決に当たっては一度は大勢となった政治的・人道的見地に立つことが大事だ、勧告はこのように強調しています。大勢となった見地。つまり一人も路頭に迷わせないとした政府答弁。「今日の雇用問題を考えれば、政府としても放置できない」このように語った当時の野坂官房長官。自民、民主、公明、共産、自由、社民、全会派の代表が政府に対して、人道的立場からも早期解決のため対応されたい、このように要望したこと。また、道議会をはじめ札幌市議会、釧路市議会など、数多くの地方議会から提出された意見書の数々など、これら一つ一つこそが、一度は大勢となった見地であります。この立場に立った問題解決を求めるものであります。

第2号は、所得税定率減税に関する意見書であります。

自民党と公明党が2005年度の与党税制大綱をまとめました。焦点となっていた所得税・住民税の定率減税を半減することを明記していますが、このことは、とりもなおさず、さきに政府税調の打ち出した2006年度の全廃に向けた布石であります。とうてい容認できません。

5年前、景気対策のために恒久的減税として始まった定率減税は、その半減だけでも先ほどの趣旨説明のように1.7兆円、全廃すれば3.3兆円、大增税であります。1997年、橋本内閣のときに、消費税の2パーセント増税を引き金に大不況にたたき込まれたことを想起せずにはいられません。3.3兆円、消費税率で見れば約1.5パーセントに相当するのですから、その思いは殊さらであります。

ところが、政府与党は、この定率減税と同時に進めてきた所得税、住民税の最高税率の引下げ、法人税率と法人事業税率の引下げはそのままであります。手をつけようとしません。つまり高額所得者や空前の収益を上げている大企業の減税はやりっ放しであります。例えば年収1億円の高額所得者は約1,000万円の減税恩恵を受けてきました。この定率減税が全廃されても、その影響は、こうした年収1億円の高額所得者の場合、減税限度額29万円がマイナスになるだけであります。過去最高益を記録しているトヨタ自動車の場合でも、年間500億円以上の減税がこの先も続いていくことになってしまいます。政府統計でさえ、この5年間で大企業が上げた収益は9兆円、一方で、民間企業で働く労働者に支払われる給与総額は、実に19兆円も減らされています。家計が収入の減少に苦しんでいるとき、そこをねらい撃ちするように定率減税を廃止、まさに絵にかいたような庶民いじめであります。小泉首相は、妥当な結論だと言ったそうではありますが、とうてい納得いくものではありません。

この点で、注目すべき発言を最後に紹介させていただきたいと思います。自民党の政調会長代理、元金融大臣だったと思いますが、柳沢さんが今月の1日、CSテレビ「朝日ニュースター」に出演されました。その中での発言であります。橋本内閣による消費税増税、特別減税廃止など、これらを振り返る中で、そして番組の中で、当時ではありますが、「共産党の不破哲三委員長代表質問を聞きながら、本会議場で『9兆円も国民負担を増やしたんだ』とまともに言われた初めての言葉だった」このように述べました。その上で、「結果を見ると、せっかく実質成長していたものが1997年でだめになってしまった。この印象が非常に強い。だから、定率減税の削減には臆病な人間になっている」このように語っておられました。橋本内閣のてつは決

して踏むまい、与党幹部の一人でありながら、こうした思いが伝わってくる発言ではないでしょうか。意見書案第2号は、この思いにつながるものであります。日々の暮らしを懸命に生きる市民、働く者の思いにつながるものであります。

以上が私の討論であります。議員各位の賛同をお願いして終わります。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 16番、斎藤博行議員。

(16番 斎藤博行議員登壇)(拍手)

16番(斎藤博行議員) 民主党・市民連合を代表して、意見書案第3号イラクからの自衛隊の撤退と国連を主体とした復興支援を求める意見書について、賛成討論を行います。

12月9日、政府は、自衛隊のイラク派遣延長を臨時閣議において決定しました。これにより自衛隊のイラク駐留があと1年続くこととなります。イラクをめぐる情勢は、来年の選挙実施を前に予断を許さない状況にあります。

アメリカのブッシュ大統領が空母の上で高らかに宣言したイラクにおける戦闘の終結、また、フセイン元大統領の拘束等を聞いたときに、今のイラクの混とんとした状況を想像した人は少なかったかもしれません。しかし、今、アメリカ軍は、補強を余儀なくされ、一方で各国の軍隊がイラクから撤退しようとしています。ファルージャにおける戦闘では、多くの市民が犠牲になったと報道されています。民間人の犠牲者が出ることによって、その報復を誓い、武装勢力に参加する、そして戦闘に加わる方がまた生まれています。暴力の連鎖は、とどまるところを知りません。

今日の道新の記事を皆さんもお読みになったと思います。「内閣支持率36パーセントを切る」「自衛隊延長派遣説明不足不満9割」という記事であります。時事通信社の調査結果であります。12月9日に閣議決定された以降に行われた、この世論調査こそ、今の日本国内において自衛隊のイラク派遣に対する国民の心配する気持ちがよく表れていると思います。自衛隊のイラク派遣延長に賛成している人は、わずか9.6パーセントです。一方で、政府の小泉首相の説明ふじゅうぶんと感じている人が50パーセント、ほとんど説明になっていないという答えが40パーセントを超えています。90パーセントを超える人が今回の自衛隊の派遣の延長に不満を覚え、不信感を持っているわけであります。派遣延長そのものに反対する人は47.2パーセント、そして賛成する人は48.6パーセントと、国論は真っ二つに割れています。さらに今回の延長に際し、政府が行っている撤収の時期や撤退に関する条件がふじゅうぶんだという感想が78.8パーセントに及んでおります。

国民の多くは、イラク戦争への自衛隊の派遣に疑問を感じています。そして、それを決定した小泉内閣に対して、その決定のプロセス、さらにはその後の説明責任について、たいへん厳しい視線を持っていることを、このアンケートは示していると思います。あいまい主義的な説明で自衛隊のイラク派遣による復興支援が国益であるというふうに言われています。もし、それが本当に国益にかなうものであるならば、国会の議論の中で国民にわかるようにきちんと説明するべきです。そうしたことがなされない中で、自衛隊が海外派兵されることに民主主義の危機を感じている人も多くいます。

戦後、日本は、他国に軍隊を送り、他国民を殺したり、他国民に殺されたりすることがなかった名誉ある歴史を持っている国民です。自衛隊はすぐにも撤退するべきです。復興支援の軸は、国連にするべきです。イラク国民は、世界じゅうに支援を求めています。その在り方が、今、問われていると思います。意見書案第3号への各会派の皆さんの賛成をお願いし、討論を終わります。(拍手)

議長（中畑恒雄） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中畑恒雄） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

可決と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本年を振り返りますとき、まずもって特筆すべきは、発祥の地でありますアテネで開催されました第28回オリンピック競技大会において、52個のメダルを獲得いたしました日本選手の活躍であります。

しかし、平和の祭典に世界じゅうが沸く一方で、イラク情勢は、暫定政府が樹立されたものの、依然として戦闘やテロ行為が続いており、平和への道いまだ遠しの感があります。

国内に目を転じますと、7月に参議院議員通常選挙が執行され、9月には第2次小泉内閣が発足し、現在、三位一体の改革や税制改革などが議論されており、地方六団体から出された国庫補助金・負担金等に関する改革案等も踏まえ、一定の方向性が示されたところでございます。

また、今年、京都府や兵庫県に大きなつめ跡を残しました台風23号をはじめ、大型の台風が相次いで上陸し、各地に被害を及ぼしましたが、特に台風18号は瞬間最大風速44メートルという強い風をもって小樽市を直撃し、大きな被害をもたらしたことは記憶に新しいところであり、日ごろの防災体制の重要性を再認識したところでございます。

さらに、11月には、新潟県中越地方がマグニチュード7という大地震に見舞われ、多くの死傷者を出しましたが、師走を迎える中、今もなお仮設住宅や避難所生活を余儀なくされておられる被災者の皆様に、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、本市におきましては、平成16年度予算は約19億円の歳入不足で編成せざるをえなくなり、市長を先頭に職員が一丸となって引き続き事務事業の見直しなどの行政改革に取り組んでいただく一方で、ふれあいパスなど市民の皆さんにも一部ご負担をいただきながら、財政再建に向けて努力を傾注いたしているところでございますが、景気の回復が見られない中、税収も伸び悩んでおり、地方交付税の減額などもあって、依然として市財政は厳しい状況にあると認識をいたしております。

また、明年は、小学校の適正配置や市立小樽病院の新築などの大きな問題も、議会の場で本格的に議論を

されることになると存じます。

議員各位におかれましては、市民の代表として、さらなる市政の発展と現下の財政危機を打開するため、ご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、この1年間、微力な私にお寄せいただきました議員並びに理事者各位のご厚情に対しまして、衷心より感謝を申し上げます。

今年も残りわずかとなりましたが、議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、ご健康にご留意をされ、ご家族ともどもご多幸な新年をお迎えになられるよう祈念申し上げ、本年最後の議会に当たりましたのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時20分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 横 田 久 俊

議員 新 谷 と し

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成16年小樽市議会第4回定例会議決結果表

請願・陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

(1) 木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成16年8月～10月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(2) 平成16年第3回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、次のとおり報告があった。

陳情第25号「市道築港海岸通線と市道築港2号線の交差点における信号機の設置要請方について」は、平成16年7月27日に小樽警察署へ設置要望書を提出しておりますが、第3回定例会で採択されたことにより、平成16年10月18日、信号機設置までの交通事故防止対策として「交通安全啓発用看板」30枚を要望箇所付近に設置いたしました。平成16年中に信号機が設置されなかった場合には、再度、小樽警察署へ信号機設置の要望書を提出いたします。陳情者へは10月28日に上記経過を説明しました。

陳情第50号「最上2丁目25番の市管理道路の通り抜け整備方について」は、陳情箇所に階段を取り付けて整備を行うため、今後、道路区域内占用物件の処理及びかかる予算措置を行います。陳情者の配偶者（本人体調不良）へ平成16年10月21日に上記内容を説明いたしました。

以 上

ILO 第 6 次勧告に基づき JR 不採用事件の早期解決を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	若見智代
	同	菊地葉子
	同	新谷とし
	同	古沢勝則
	同	北野義紀

国鉄の分割・民営化にともなう JR 不採用問題は未解決のまま17年が経過しました。こうした中で最高裁判所は2003年12月22日「JRの使用者責任」を否定する判決を示しました。

しかし、最高裁判決で不当労働行為の事実が消えたわけではなく、全国の労働委員会が認定した「不当労働行為問題」の解決責任は国鉄改革法の立法・施行過程から政府の責任と明確にしたといえます。

ILO 理事会は6月18日、JR 不採用事件に関する「結社の自由委員会報告」を採択し、早期解決を求め第6次勧告として日本政府に示しました。ILOはこの勧告の中で最高裁判決が「国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は使用者責任を免れない」との判断を下したことに留意し、日本政府に対し「この問題の解決のためには一度は大勢となった政治的・人道的見地の精神に立った話し合いを、すべての関係当事者との間で推進するよう勧めること」としています。

ILO があらためて日本政府に解決への努力を求めたという事実は、未解決のままこの問題を放置することが国際的にも許されないことを示したといえます。いまこそ政府がILO 勧告を遵守し労働者の権利を守っていく姿勢を明確に示すことが強く求められています。

既に全国で27名が他界し、平均年齢は52歳と高齢化し定年退職年齢に達する者もあり、当事者・家族の経済的・精神的な苦痛は一刻の猶予のない深刻なものとなっています。

よって、政府においては人道的立場から一日も早い JR 不採用問題の解決に向けて努力するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年12月17日
小樽市議会

議決年月日	平成16年12月17日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

所得税定率減税に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊地葉子
	同	佐々木勝利
	同	北野義紀

政府税制調査会会長は、所得税・住民税の定率減税を2005年度から2年間で全廃する方針を明言しました。

小泉首相も定率減税の段階的縮小は「選択肢だ」と述べ、谷垣財務相が消費税増税は2007年度からと発言するなど、大規模な庶民増税への言及が相次いでいます。

恒久的減税といわれた定率減税を廃止すれば、国民負担は新たに3.3兆円も増えます。

廃止の影響が大きい中低所得者世帯では、所得税・住民税の税額が2割強も上乘せされることとなります。

この庶民増税案は、消費拡大への重大な足かせとなり、景気回復の障害になると中小業者から不安の声が出されています。また、政府は年金の国庫負担引き上げは働きざかりの人たちの保険料負担を抑えるためと説明してきましたが、これに照らせば働きざかりの人たちを直撃する負担増は矛盾しています。

増税して景気を悪化させたら、財政再建どころか赤字が増えることは必至です。

よって、政府においては、所得税等の定率減税廃止を一方的に強行しないよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年12月17日
小樽市議会

議決年月日	平成16年12月17日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

イラクからの自衛隊の撤退と国連を主体とした復興支援を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	斎 藤 博 行
	同	佐々木 勝 利

イラク人に政権委譲後も治安情勢は安定せず、武装勢力との大規模な交戦等により、民間人や一般市民にも甚大な被害が続出しています。とりわけ、自衛隊が活動するサマワにおいても、駐留地の周辺に迫撃砲の着弾が継続するなど、予断を許さない状況となっています。

政府は、憲法上の疑義もある「イラク特措法」に基づき、「非戦闘地域」に自衛隊を派遣していますが、イラクでは、ある時点で非戦闘地域であっても、一瞬にして戦闘地域に変わり得る状況となっています。自衛隊派遣の枠組みを定めた同法的前提が崩れており、法律を廃止すべきものであります。

よって、政府は、サマワに展開する自衛隊を撤退させるとともに、真に国際社会が参加する国連主体の人道・復興支援を進めるべきであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年12月17日
小樽市議会

議決年月日	平成16年12月17日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	森井秀明
	同	菊地葉子
	同	佐々木茂
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

平成16年度政府予算においては、地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な削減により、地方財政運営に支障を来すとともに、地方の信頼関係を損ねる結果となりました。

平成17年度政府予算編成においては、平成16年度予算のような大幅な削減が行われることのないよう、国は誠実に対応し、国と地方の信頼関係を構築し、住民サービスの低下を来さないようにすべきであります。

よって、国は、平成17年度政府予算編成に当たり、「地方交付税の所要総額」が確実に確保されるよう、以下の事項についてその実現を求めるものであります。

記

- 1 昨年のような地方交付税等の大幅な削減により、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、平成17年度の地方交付税総額は、少なくとも平成16年度の水準以上を確保すること。
- 2 税源移譲に伴い、財政力格差が拡大する財政力の弱い地方公共団体に対しては、地方交付税の財源調整・財源保障を強化して対応すること。
- 3 地方財政計画上の歳出と決算とのかい離については、投資的経費と経常的経費の実態を踏まえ、一体的に是正すべきであり、一方的な、不合理な削減は絶対認められないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年12月17日
小樽市議会

議決年月日	平成16年12月17日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

国から地方への税源移譲に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	森井秀明
	同	菊地葉子
	同	小前真智子
	同	佐々木勝利
	同	秋山京子

2004年4月の「地方分権一括法」の施行により、国と地方公共団体の関係は、役割分担を明確にし、対等・協力を基本とすることになりました。このことにより、地方公共団体は自主性、自立性を高め、自己決定・自己責任による地方自治へ大きな一歩を踏み出したものといえます。「地方分権一括法」の理念に基づき、住民の意思と責任による住民自治、即ち名実ともに真の地方自治を確立するためには、地方公共団体の国への財源依存を極力縮減し、自主財源の確保が図られなければなりません。

しかし、本年度における「三位一体改革」は、国の財政再建のために国の負担を地方に転嫁したものでした。国庫補助負担金の廃止や地方交付税の総額抑制が税源移譲に先行したため、地方財政は厳しい状況におかれまして。地方自治体が財源不足といった事態に陥れば、住民の意思と責任による住民自治の確立をなし得ないばかりか、地方公共団体の住民に対する一定水準の行政を保障することさえ困難となるおそれがあります。

よって本議会は、政府に対し、地方自治の確立に資する確実な税源移譲を早急に実施するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年12月17日
小樽市議会

議決年月日	平成16年12月17日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	横 田 久 俊
	同	上 野 正 之
	同	大 畠 護
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	秋 山 京 子

去る11月9日から北朝鮮の平壤において、北朝鮮による日本人拉致問題をめぐる第3回日朝実務者協議が開催されました。今回の協議では横田めぐみさんの夫とされる人物や病院関係者などから事情を聴取し、横田めぐみさんのものとされた「遺骨」など多数の資料や物証を北朝鮮から持ち帰ったことなどから、その成果について拉致被害者家族をはじめ国民から大きな期待が寄せられていました。

しかし、北朝鮮が提供した横田めぐみさんの「遺骨」は、DNA鑑定の結果、全く別人のものと判明しました。別人の遺骨を提出してきたのは、松本薫さんの前例がありますが、今回は2種類のDNAが検出されたとのことでした。

政府間の公式協議で虚偽の資料を提出したことは、家族の願いを踏みにじるばかりではなく、日本政府や日本国民を愚ろうするものです。2年前の日朝平壤宣言では、「日朝間に存在する諸問題に誠意を持って取り組む」ことをうたっていますが、他人の遺骨を偽って提出することが「誠意」とはとうてい考えられません。

よって、国においては、北朝鮮との間で粘り強く協議を進めるとともに、食料などの追加支援の凍結や経済制裁も検討するなど、き然とした態度をもって拉致問題の全容解明、早期解決に取り組むよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年12月17日
小樽市議会

議決年月日	平成16年12月17日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	大畠	護
	同	前田	清貴
	同	武井	義恵
	同	新谷	とし
	同	秋山	京子

本年は、新潟県中越地震の発生や観測史上最多を数える台風が上陸するなど、日本列島は近年まれにみる大規模な災害に見舞われたところであります。

この一連の災害によって全国各地に死者・行方不明者の発生、住宅損壊・浸水、農林水産業用施設や農作物、港湾施設等の公共施設等への被害など甚大な人的・物的被害がもたらされ、住民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしています。

この深刻な事態に対し政府として、速やかな応急措置と復旧対策を講ずるとともに、これまでのすべての大規模災害についての対策を総点検し、災害発生の原因や治水計画、防災・地震対策の検証を進め、抜本的対策を早急に講ずることが必要であります。

よって、国・政府におかれては、被災地のライフラインの復旧並びに、被災者への支援にいっそう力を注ぐとともに、国民を災害から守るため、将来予測される震災等の自然災害についても万全の対策を講ずるよう下記の事項について強く要望します。

記

- 1 建物の耐震構造化推進の重要性を強く認識し、地震防災策の見直しを行うこと。特に、避難所や救援活動の拠点となる学校や病院の耐震化には早急な対策を講じること。
- 2 都道府県管理区間の中小河川の堤防改修に際しては、緊急点検結果に基づき、優先的に整備を進めること。また、海岸及び湾岸の水防施設も同様に、堤防等の総点検を速やかに実施し、整備を進めること。
- 3 今回の新潟県中越地震の教訓を生かし、国土の7割を占める中山間地での震災対策の確立を早急に図るとともに、災害関連緊急治水事業を速やかに実施すること。
- 4 防災無線の整備、洪水ハザードマップの策定に関し、早急な普及のための計画策定と予算措置を行うこと。また、市町村長に対する警戒情報の発令基準及び避難誘導マニュアルの策定を急ぐこと。
- 5 高齢者等の要援護者への対策を推進するため、災害情報の伝達・避難・救助・復旧・自立支援等に関し、対処マニュアルの策定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年12月17日
小樽市議会

議決年月日	平成16年12月17日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

自然災害による被災住宅本体への再建支援制度の確立を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	山 田 雅 敏
	同	大 橋 一 弘
	同	大 畠 護
	同	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	高 橋 克 幸

自然災害によって被災した住宅を再建することは、被災者個人の生活基盤回復のためだけでなく、地域コミュニティの維持や街並み復興など「まちづくり」の観点からも重要です。

1995年に発生した阪神・淡路大震災にてその重要性が認識されて以来、全国各地で自然災害が発生するたびに、被災者や関係自治体・関係団体の間から、住宅再建支援制度の確立を求める声が強くあげられてきました。

しかしながら、2004年通常国会にて成立した被災者生活再建支援法改正では、住宅本体への再建支援制度の創設は見送られ、「居住安定支援制度」の名の下に、解体撤去費や家賃・借入金関係経費などいわゆる周辺経費に限定した制度創設にとどまりました。これでは被災者の住宅再建意欲が喚起されないばかりか、地域社会の復興に役立つ真の住宅再建支援制度とはなり得ません。

よって、被災者生活再建支援法をふたたび改正し、支援金の支給対象に被災住宅本体にかかる建築費・購入費・補修費等を含めるよう、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年12月17日
小樽市議会

議決年月日	平成16年12月17日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

中小企業対策の充実・強化に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋	一弘
	同	森井	秀明
	同	井川	浩子
	同	山口	保
	同	古沢	勝則
	同	斉藤	陽一良

日本経済は、全体として景気回復基調にあります。中小企業や地場産業への広がりには、まだら模様の回復にとどまっています。本格的な経済成長への途を確立するためには、中小企業の再生を図る視点が最も重要であります。そのため、景気回復の基調が中小・零細企業、地域経済の隅々にまで及ぶよう、中小企業の活性化に資する諸施策を充実・強化することが求められています。

中小企業は、企業における雇用の大多数を支え、日本経済を支える礎となっています。しかし、国の中小企業対策予算は、平成16年度当初においても約1,738億円であり、全体の0.2パーセントと余りにも小さな規模にとどまっています。

こうした事態を打開するため、中小企業対策予算の増額を図りつつ、創業促進と新分野への進出支援、資金供給の円滑化、経営安定化に資する税制上の措置、ものづくり産業の育成、総合的な街づくりと連携した商店街の振興、海外展開支援、人材育成支援、知的財産権取得への支援、下請取引の適正化などに重点を置いた施策を強力に推進していく必要があります。

よって政府は、以上の諸点を踏まえ、中小企業対策の充実・強化につとめるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年12月17日
小樽市議会

議決年月日	平成16年12月17日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

高齢者虐待防止法の制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	大畠護
	同	若見智代
	同	吹田友三郎
	同	斎藤博行
	同	高橋克幸

高齢化が世界有数のスピードで進む我が国では、最近、介護が必要な高齢者を放置したり、家庭や施設内で高齢者に暴力をふるったりするなど虐待が深刻化しております。しかしながら高齢者への虐待は表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、児童虐待に比べ法整備などの対策も遅れているのが現状です。

虐待の背景には、限界を超える介護へのストレスや複雑な家庭内の人間関係なども含まれており、虐待を自覚していない家族も多く、介護家族を含めた精神的なケアが不可欠であるとの指摘もあります。

昨年、厚生労働省は、家庭内での高齢者への虐待について初の全国調査を行い、本年 4 月調査結果が発表されました。それによれば、「生命に関わる危険な状態」に至る事例が 1 割という深刻な実態が浮き彫りになる一方、虐待に気がついた在宅介護支援の専門職の 9 割が対応は困難と感じていることも明らかになりました。

この結果からも、高齢者虐待の定義を明確にすることをはじめ、虐待防止と早期保護への具体的な仕組みづくりが急務であることが確認されたところです。

そこで、地域社会全体として高齢者の人権を守る体制を充実させ、虐待防止のための具体的な対策を早急に実現するため、以下の内容を踏まえ、高齢者虐待防止法の制定を強く要望いたします。

- 1 相談窓口の設置と、早期発見のための通報システムを確立すること。
- 2 高齢者を虐待者から切り離す緊急保護のための一時保護施設等を整備すること。
- 3 関係機関や家族のネットワークづくりを推進すること。
- 4 施設職員や関係者への虐待防止教育を実施すること。
- 5 高齢者虐待防止に関する国民への教育・啓発を推進すること。
- 6 上記の諸対策を含めた高齢者虐待防止のための法律を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 16 年 12 月 17 日
小樽市議会

議決年月日	平成 16 年 12 月 17 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------------	------	-----	-----	-----

介護保険と障害者施策の統合に反対する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	上野正之
	同	大畠 護
	同	若見智代
	同	成田晃司
	同	斎藤博行
	同	高橋克幸

地方 6 団体等は、かねてより介護保険と障害者施策の統合について、慎重を期すように要望してきました。

去る11月11日には、全国市長会においても一方的な統合に反対する緊急決議をし、両施策はそれぞれの目的が異なること、介護保険は、介護サービスの急増や保健財政のひっ迫など多くの問題をかかえていること、障害者施策は、給付と負担の関係において必ずしも社会保険になじまないこと、支援費制度は1年半しか経過しておらず、制度自身の充実改善を図る必要があること、統合した場合、若年者には給付対象者が極めて少なく、第2の国民年金になると懸念が強いことなどの問題点を強く指摘しています。

よって、政府においては、両施策の統合を引き続き慎重に検討することとし、障害者施策の充実改善を図り、ホームヘルプサービスをはじめ居宅生活支援費について、支給実績に応じた国庫補助負担金を、平成16年度補正も含めて確実に交付されることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年12月17日
小樽市議会

議決年月日	平成16年12月17日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

平成16年小樽市議会第4回定例会議決結果表

会期 平成16年12月3日～平成16年12月17日(15日間)

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付託 年月日	付託 委員 会	議決 年月日	議決 結果	議決 年月日	議決 結果
1	平成16年度小樽市一般会計補正予算	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
2	平成16年度小樽市病院事業会計補正予算	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
3	小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	厚生	H16.12.15	可決	H16.12.17	可決
4	小樽市交通災害共済条例を廃止する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	厚生	H16.12.15	可決	H16.12.17	可決
5	小樽市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	厚生	H16.12.15	可決	H16.12.17	可決
6	小樽市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
7	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
8	小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
9	小樽市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
10	小樽市民会館条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
11	小樽市公会堂条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
12	小樽市民センター条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
13	小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
14	小樽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
15	小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
16	小樽市産業会館条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
17	おたる自然の村条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
18	小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
19	小樽市鯉御殿条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
20	小樽市準用河川管理条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
21	小樽市普通河川管理条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
22	小樽市駐車場条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
23	小樽市生涯学習プラザ条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
24	小樽市博物館条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
25	市立小樽文学館条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
26	市立小樽美術館条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
27	小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
28	小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決

議案 番号	件 名	提 出 日 月 年	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 月 年	付 託 委 員 会	議 決 日 月 年	議 決 結 果	議 決 日 月 年	議 決 結 果
29	小樽市室内水泳プール条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
30	小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
31	小樽市手宮洞窟保存館条例の一部を改正する条例案	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	可決	H16.12.17	可決
32	不動産等の譲与について	H16.12.3	市長	H16.12.9	厚生	H16.12.15	可決	H16.12.17	可決
33	市道路線の認定について	H16.12.3	市長	H16.12.9	建設	H16.12.15	可決	H16.12.17	可決
34	市道路線の変更について	H16.12.3	市長	H16.12.9	建設	H16.12.15	可決	H16.12.17	可決
35	小樽市非核港湾条例案	H16.12.3	議員	H16.12.9	総務	H16.12.15	否決	H16.12.17	否決
36	小樽市公平委員会委員の選任について	H16.12.17	市長					H16.12.17	同意
37	人権擁護委員候補者の推薦について	H16.12.17	市長					H16.12.17	同意
38	議員の派遣について	H16.12.17	議員					H16.12.17	可決
報告1	専決処分報告（台風18号により被災した市所管施設の復旧作業） 〔小樽市一般会計〕	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	承認	H16.12.17	承認
報告2	専決処分報告（台風18号により被災した市所管施設の復旧作業） 〔小樽市港湾整備事業特別会計〕	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	承認	H16.12.17	承認
報告3	専決処分報告（台風18号により被災した市所管施設の復旧作業） 〔小樽市青果物卸売市場事業特別会計〕	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	承認	H16.12.17	承認
報告4	専決処分報告（台風18号により被災した市所管施設の復旧作業） 〔小樽市水産物卸売市場事業特別会計〕	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	承認	H16.12.17	承認
報告5	専決処分報告（台風18号により被災した市所管施設の復旧作業） 〔小樽市駐車場事業特別会計〕	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	承認	H16.12.17	承認
報告6	専決処分報告（台風18号により被災した市所管施設の復旧作業） 〔小樽市住宅事業特別会計〕	H16.12.3	市長	H16.12.9	予算	H16.12.14	承認	H16.12.17	承認
16年3定 第7号	平成15年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定 第8号	平成15年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定 第9号	平成15年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定 第10号	平成15年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定 第11号	平成15年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定 第12号	平成15年度小樽市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定 第13号	平成15年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定 第14号	平成15年度小樽市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定 第15号	平成15年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定 第16号	平成15年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定 第17号	平成15年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定 第18号	平成15年度小樽市中央通地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定

議案 番号	件 名	提 出 日 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 年 月 日	付 託 委 員 会	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果	議 決 日 年 月 日	議 決 結 果
16年3定第19号	平成15年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定第20号	平成15年度小樽市融雪施設設置資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定第21号	平成15年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定第22号	平成15年度小樽市病院事業決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定第23号	平成15年度小樽市水道事業決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定第24号	平成15年度小樽市下水道事業決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
16年3定第25号	平成15年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H16.9.8	市長	H16.9.15	決算	H16.10.7	認定	H16.12.17	認定
意見書第1号	ILO第6次勧告に基づきJR不採用事件の早期解決を求める意見書(案)	H16.12.17	議員					H16.12.17	否決
意見書第2号	所得税定率減税に関する意見書(案)	H16.12.17	議員					H16.12.17	否決
意見書第3号	イラクからの自衛隊の撤退と国連を主体とした復興支援を求める意見書(案)	H16.12.17	議員					H16.12.17	否決
意見書第4号	平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書(案)	H16.12.17	議員					H16.12.17	可決
意見書第5号	国から地方への税源移譲に関する意見書(案)	H16.12.17	議員					H16.12.17	可決
意見書第6号	北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書(案)	H16.12.17	議員					H16.12.17	可決
意見書第7号	大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書(案)	H16.12.17	議員					H16.12.17	可決
意見書第8号	自然災害による被災住宅本体への再建支援制度の確立を求める意見書(案)	H16.12.17	議員					H16.12.17	可決
意見書第9号	中小企業対策の充実・強化に関する意見書(案)	H16.12.17	議員					H16.12.17	可決
意見書第10号	高齢者虐待防止法の制定を求める意見書(案)	H16.12.17	議員					H16.12.17	可決
意見書第11号	介護保険と障害者施策の統合に反対する意見書(案)	H16.12.17	議員					H16.12.17	可決
その他会議に付した事件	財政の健全化について(総務常任委員会所管事項)				総務	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
	経済の活性化について(経済常任委員会所管事項)				経済	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査

請願・陳情議決結果表（本会議）

総務常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
41	人種差別撤廃条例制定方について	H16.3.17	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査

厚生常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
7	銭函地区コミュニティセンター（仮称）建設方について	H15.6.19	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
12	朝里・新光地域への多目的コミュニティセンター設置方について	H15.9.10	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
33	生活保護の国庫負担等の引下げに反対する意見書提出方について	H15.12.10	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
37	国民健康保険料の値上げ反对方について	H16.3.3	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
44	「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」提出方について	H16.6.9	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
48	「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づく北海道の施策を求める意見書の提出方について	H16.6.14	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
53	小樽市における脳神経外科専門病床の開設方について	H16.12.7	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
54	中央バス札幌線（桂岡経由）の復活方について	H16.12.8	H16.12.15	不採択	H16.12.17	不採択

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
1	道路築造新設整備方について	H15.4.8	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
3	市道オタモイ通線及び幸大通線の一部への歩道整備方について	H15.6.3	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
4	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.6.10	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
6	市道潮見台川沿線ロードヒーティング敷設方について	H15.6.13	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
8	市道清風ヶ丘本通線のロードヒーティング敷設方について	H15.6.20	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
9	長橋2丁目19、21番付近道路の市道認定方について	H15.6.20	H16.12.15	採択	H16.12.17	採択
10	市道桜18号線の幅員確保及び整備方について	H15.6.24	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
11	市道桜17号線の除排雪方について	H15.6.25	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
14	市道桜2号線の一部ロードヒーティング敷設方について	H15.9.17	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
21	銭函小学校通学路への歩道設置方について	H15.12.9	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査
51	築港駅前歩道橋撤去方について	H16.12.7	H16.12.15	採択	H16.12.17	採択
52	市道高商通線の歩道整備方について	H16.12.7	H16.12.15	継続審査	H16.12.17	継続審査

予算特別委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
55	銭函パークゴルフ場使用料改定案の見直し方について	H16.12.8	H16.12.14	不採択	H16.12.17	不採択
56	公共施設使用料値上げ反对方について	H16.12.8	H16.12.14	不採択	H16.12.17	不採択